

# 加賀市地域防災計画

地震災害対策編  
(令和7年度)

加賀市防災会議



# 目 次

第1章 総 則 .....	1
第1節 目 的 .....	1
第2節 性格及び基本理念 .....	1
1 性 格 .....	1
2 基本理念等 .....	1
第3節 防災計画、防災会議 .....	3
1 防災計画 .....	3
2 防災計画のつながり .....	3
3 市地域防災計画と県地域防災計画との関係 .....	3
4 関係法律との関係 .....	3
5 加賀市防災会議 .....	3
第4節 市、県及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 .....	5
第5節 本市の特質と既往の地震災害 .....	9
1 地勢 .....	9
2 地質及び地盤等の特性と地震の発生状況 .....	9
3 社会的要因とその変化 .....	15
4 既往地震とその被害 .....	15
5 県内の活断層 .....	23
第6節 地震被害想定調査における地域の危険性 .....	27
1 調査の概要 .....	27
2 想定地震の設定 .....	30
3 地震動予測のための地盤モデル作成 .....	31
4 被害の予測 .....	33
第7節 地震対策に関する調査・研究 .....	40
1 活断層調査 .....	40
2 防災科学研究所の J-RiS Q地震速報の活用 .....	40
第8節 資料（地震被害想定調査等の概要図表） .....	41
1 森本・富樫断層帯 .....	41
2 邑知潟断層帯（南に震源） .....	44
3 砺波平野断層帯西部 .....	46
4 庄川断層帯（南に震源） .....	49
5 福井平野東縁断層帯主部（北に震源） .....	52
6 能登海岸活動セグメント .....	55
7 門前断層帯（東下部に震源） .....	58
8 能登半島北岸断層帯（南下部に震源） .....	61
9 七尾湾東方断層帯（南下部に震源） .....	64
第9節 資料（地震調査委員会の活断層評価結果） .....	67
1 森本富樫断層帯 .....	67
2 砺波平野断層帯西部 .....	69
3 福井平野東縁断層帯 .....	73
4 邑知潟断層帯 .....	75
5 庄川断層帯 .....	78
第2章 地震災害予防計画 .....	80
第1節 防災知識の普及 .....	81

1	基本方針	81
2	職員に対する防災教育	81
3	学校教育における防災教育	81
4	市民に対する防災知識の普及	82
5	防災相談及び意識調査	82
6	災害教訓の伝承	83
第2節	市民及び事業者等のとるべき措置	84
1	基本方針	84
2	市民のとるべき措置	84
3	事業者等のとるべき措置	85
4	市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進	86
第3節	自主防災組織の育成	87
1	基本方針	87
2	市民等の自主防災組織	87
3	事業所の自衛消防隊等	88
第4節	防災ボランティアの活動環境の整備	89
1	基本方針	89
2	防災ボランティアの環境整備	89
3	防災ボランティアの受入体制等	89
4	防災ボランティアの育成	90
第5節	防災訓練の充実	91
1	基本方針	91
2	防災訓練計画	91
第6節	防災体制の整備	93
1	基本方針	93
2	市の活動体制	93
3	防災関係機関の活動体制	96
4	人材確保方策	96
第7節	通信及び放送施設災害予防	97
1	基本方針	97
2	通信用施設設備の整備	97
3	石川県総合防災情報システム	97
4	放送施設設備の整備	98
5	アマチュア無線協会との連携	98
第8節	消防力の充実、強化	99
1	基本方針	99
2	出火防止、初期消火	99
3	所要地域の警戒措置等	99
4	消防力の強化	99
5	消防機械器具の点検整備と出動計画等	100
6	消防機関の警戒警備体制の確保	100
7	火災発生防止の徹底	100
8	救助・救急体制の整備	101
第9節	水害予防	102

1	基本方針	102
2	水防計画に基づく危険区域の監視	102
3	事前放流の取組推進	102
4	農業用排水路、ため池等の点検	102
5	水防資機材の点検配備	102
6	水防作業人員の確保	102
7	雨量及び水位情報の活用	102
8	避難準備措置の確立	103
9	地下空間の浸水対策	103
10	水防施設等の耐震対策	103
第10節	避難体制の整備	104
1	基本方針	104
2	指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等	104
3	福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備	106
4	交通規制	106
5	避難誘導標識等の設置	106
6	安全確保計画	106
7	避難所運営マニュアルの作成	107
8	情報連絡体制の整備	107
9	孤立集落対策マニュアルの作成	107
10	被災者支援業務の迅速化・効率化	107
第11節	要配慮者対策	108
1	基本方針	108
2	在宅の要配慮者対策	108
3	社会福祉施設等の防災体制の整備	110
4	外国人等に対する防災対策	111
5	障がい者に対する情報伝達等	111
第12節	緊急輸送体制の整備	112
1	基本方針	112
2	緊急輸送道路ネットワークの整備	112
3	臨時離着陸場の整備	113
4	漁港の整備	113
5	民間事業者等の活用	113
第13節	医療体制の整備	115
1	基本方針	115
2	医療救護体制の整備	115
3	情報連絡体制	116
4	保険医療福祉調整本部の開催及び運営に関する訓練等	117
5	医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制	117
6	応援医療従事者の受け入れ体制	117
第14節	健康管理活動体制の整備	118
1	基本方針	118

2	平常時の健康管理対策	118
3	災害時の健康管理体制の整備	118
4	情報連絡体制の整備	118
第15節	こころのケア体制の整備	119
1	基本方針	119
2	活動体制の整備	119
3	情報連絡体制の整備	119
第16節	食料及び生活必需品等の確保	120
1	基本方針	120
2	市、市民等の役割分担	120
3	食料及び生活物資の確保	120
4	物資の集積、配送地の整備	121
5	義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成	121
第17節	積雪・寒冷対策	122
1	基本方針	122
2	積雪対策の推進	122
3	交通の確保	122
4	雪に強いまちづくりの推進	122
5	寒冷対策の推進	122
第18節	孤立集落対策	124
1	基本方針	124
2	孤立可能性の把握と防止対策の実施	124
3	孤立予想集落の資機材整備等に対する支援	124
4	積雪期のヘリコプター運用	124
5	市民等の役割	124
6	市の役割	124
第19節	建築物等災害予防	125
1	基本方針	125
2	防災上重要な公共建築物等の災害予防	125
3	一般建築物の災害予防	125
4	文化財災害予防	127
5	ブロック塀、石塀等倒壊予防対策	128
6	家具等転倒防止対策	128
7	落下物防止対策	128
8	エレベーター閉じ込め防止対策	128
9	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策	128
第20節	公共施設災害予防	129
1	基本方針	129
2	道路施設の整備対策	129
3	海岸、漁港、河川の整備対策	130
4	公園、緑地等の整備対策	130
5	上水道、下水道の整備対策	130
6	電力施設の整備対策	132

7	通信施設の整備対策	132
8	農地、農業用施設の整備対策	133
9	一般廃棄物処理施設の整備対策	133
第2 1 節	地盤災害予防	135
1	基本方針	135
2	地盤災害の危険区域の指定及び周知	135
3	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進	135
4	警戒体制の確立	136
5	避難体制の確立	136
6	地盤災害防止施設の整備、促進	136
7	住宅移転事業の促進	136
8	宅地造成地等災害予防	137
9	液状化災害に対する予防対策	137
第2 2 節	危険物等災害予防	138
1	基本方針	138
2	火薬類の保安	138
3	高圧ガスの保安	138
4	毒物・劇物の保安	139
5	石油類等の危険物の保安	139
6	放射性物質の保安	140
第3 章	地震災害応急対策計画	141
第1 節	初動体制の確立	144
1	基本方針	145
2	災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等	145
3	通報連絡体制及び職員の参集	145
4	災害対策本部	146
5	現地災害対策本部	148
6	災害対策本部等設置の表示等	148
7	意思決定手続	148
8	災害応急対策の総合調整	149
9	受援体制の確立	149
10	広域応援協力体制の確立	150
11	職員等の安否確認及び勤務ローテーションの確立と健康管理	151
第2 節	地震情報の発表・伝達	152
1	基本方針	152
2	緊急地震速報（警報）の発表基準等	152
3	地震情報の種類、発表基準と内容	153
4	地震活動に関する解説資料等	154
5	地震情報等の伝達	154
6	地震に係る現場情報	155
第3 節	災害情報の収集・伝達	156
1	基本方針	157
2	情報の優先順位	157

3	情報収集体制及び伝達系統の確立	157
4	収集すべき情報	161
第4節	通信手段の確保	162
1	基本方針	162
2	通信手段の利用方法等	162
3	通信設備の応急復旧	164
第5節	県消防防災ヘリコプターの活用等	165
1	基本方針	165
2	消防防災ヘリコプターの活動内容	165
3	運航基準	166
4	支援要請	166
5	防災関係機関のヘリコプターとの連携	166
第6節	災害広報	168
1	基本方針	168
2	広報機関	169
3	広報の内容	169
4	広報手段等	169
5	被災地域の相談・要望等の対応	170
6	安否情報の提供等	170
7	住宅に関する各種調査等の情報提供	170
8	ライフライン情報の提供等	170
第7節	消防活動	171
1	基本方針	171
2	出火防止、初期消火	171
3	応援要請	172
4	消防活動	172
5	救助・救急活動	173
6	惨事ストレス対策	173
第8節	自衛隊の災害派遣	174
1	基本方針	175
2	災害派遣の適用	175
3	派遣の要請	175
4	派遣部隊の受け入れ	176
5	活動の内容	176
6	使用資器材の準備	177
7	経費の負担区分	177
8	自衛隊航空機が行う災害活動に対する諸準備	178
第9節	避難誘導等	180
1	基本方針	181
2	避難の指示の実施	181
3	避難の指示の内容及びその周知	182
4	警戒区域の設定	182
5	警戒区域設定の周知等	182

6	避難者の誘導	183
7	避難所の開設及び運営	183
8	広域避難対策	185
10	帰宅困難者対策	186
11	避難所外避難者対策	186
第10節	要配慮者の安全確保	188
1	基本方針	189
2	在宅の要配慮者に対する対策	189
3	社会福祉施設等における対策	190
4	医療機関における対策	190
5	外国人に対する対策	190
第11節	災害医療及び救急医療	191
1	基本方針	191
2	情報収集・提供	192
3	DMAT・医療救護班派遣・受入体制	192
4	救護所の設置	196
5	災害時後方医療体制	196
6	重症患者等の搬送体制	196
7	他県等からの傷病者の受入体制	197
8	医薬品等及び輸血用血液の供給体制	197
9	他県等からの医薬品等の受入体制	197
10	医薬品等の輸送手段	197
11	医療機関のライフラインの確保	197
12	個別疾患対策	197
第12節	健康管理活動	198
1	基本方針	198
2	実施体制	198
3	健康管理活動従事者の派遣体制	198
4	健康管理活動	198
第13節	救助・救急活動	200
1	基本方針	200
2	実施体制	200
3	惨事ストレス対策	201
4	医療救護活動	201
5	災害救助法による措置	201
第14節	水防活動	202
1	基本方針	202
2	監視、警戒活動	202
3	応急復旧	202
第15節	災害救助法の適用	203
1	基本方針	203
2	適用基準（災害救助法施行令）	203
3	適用手続	204

4	災害救助法に基づく救助の種類	204
5	災害救助法に基づく救助の実施	204
6	従事命令等	204
7	災害救助法が適用されない場合の救助	205
第16節	災害警備及び交通規制	206
1	基本方針	206
2	災害警備体制	206
3	交通対策	208
第17節	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬	212
1	基本方針	212
2	行方不明者及び遺体の捜索	212
3	遺体の検視（見分）及び処理	212
4	遺体の埋葬	213
5	安否確認	213
6	警察の措置	213
7	海上保安部の措置	213
8	災害救助法による措置	213
第18節	危険物の応急対策	214
1	基本方針	214
2	火薬類	215
3	高圧ガス	215
4	石油類等	215
5	毒物・劇物	215
6	放射性物質	216
7	応急復旧の活動体制の確立	216
第19節	ライフライン施設の応急対策	217
1	基本方針	217
2	電力施設	217
3	通信施設	219
4	ガス施設	221
5	水道施設	222
6	下水道施設	222
第20節	公共土木施設等の応急対策	224
1	基本方針	224
2	道路施設	224
3	河川、海岸、漁港等施設	225
4	放送施設	226
5	鉄道施設	226
6	公園、緑地施設	227
7	農地、農業用施設	227
8	公共建築物等	228
第21節	給水活動	229
1	基本方針	230

2	給水対策本部の設置、運営	230
3	応急給水活動	230
4	施設の応急復旧活動	231
5	災害救助法による措置	232
第22節	食料の供給	233
1	基本方針	233
2	実施体制	233
3	主食の供給	233
4	副食及び調味料の確保	234
5	共助による食料の確保	234
6	災害救助法による措置	234
第23節	生活必需品の供給	235
1	基本方針	235
2	実施体制	235
3	生活必需品等の確保	235
4	物資の輸送拠点（配送）の確保と運営	236
5	災害救助法による措置	236
第24節	障害物の除去	237
1	基本方針	237
2	実施体制	237
3	障害物除去の実施基準	237
4	障害物除去計画の作成	237
5	障害物除去の方法	238
6	除去した障害物の集積場所	238
7	湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除	238
8	災害救助法による措置	238
9	粉塵等公害防止対策	238
10	障害物除去に関する応援、協力	238
第25節	輸送手段の確保	239
1	基本方針	240
2	輸送の対象	240
3	実施機関	240
4	要員、物資輸送車両等の確保	240
5	従事命令	241
6	災害救助法による措置	241
第26節	こころのケア活動	242
1	基本方針	242
2	情報提供受け	242
3	実施体制	242
4	D P A T活動	242
第27節	防疫、保健衛生活動	243
1	基本方針	244
2	実施体制	245

3	連携体制	245
4	避難所の防疫措置	245
5	防疫用資材の備蓄、調達	245
6	感染症患者発生時の対応	245
7	ペット動物の保護対策	245
8	特定動物の逸走対策	246
第28節	ボランティア活動の支援	247
1	基本方針	247
2	ボランティアの受け入れ	247
3	災害ボランティアセンターの機能	248
4	ボランティア現地本部の機能	248
5	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	249
6	協力体制	249
第29節	し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	250
1	基本方針	251
2	実施体制	251
3	被災地の状況把握	251
4	廃棄物の収集、運搬及び処分の方法	251
5	地震災害時における廃棄物の処理目標	251
6	野外仮設トイレの設置	252
7	廃棄物の応急的処理	252
8	廃棄物処理施設の復旧	253
第30節	住宅の応急対策	254
1	基本方針	254
2	実施体制	255
3	災害救助法による措置	255
4	住宅確保等の種別	255
5	その他	256
第31節	文教対策	257
1	基本方針	257
2	文教施設の応急復旧対策	258
3	応急教育実施の予定施設	258
4	応急教育計画	258
5	児童生徒への対応	259
6	教材、学用品の調達及び給与方法	259
7	授業料の免除及び育英資金	259
8	給食措置	259
9	保健衛生	259
10	教職員の健康管理	260
11	避難所協力	260
12	文化財対策	260
第32節	応急金融対策	262

1	基本方針	262
2	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整	263
3	資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置	263
4	金融機関の業務運営の確保に係る措置	263
5	金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	263
6	各種措置に関する広報	263
第4章	復旧・復興計画	264
第1節	公共施設災害の復旧	264
1	基本方針	264
2	実施責任者	264
3	災害復旧事業計画	264
4	復旧事業の方針	265
5	職員の確保	265
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	266
1	基本方針	266
2	助成制度	266
3	激甚災害の早期指定	266
4	激甚災害指定の手続	266
5	激甚災害に係る財政援助措置	267
第3節	災害復旧資金	268
1	基本方針	268
2	県の措置	268
3	北陸財務局の措置	268
4	郵便事業株式会社（加賀支店）の特例措置	268
第4節	被災者への支援	269
1	基本方針	269
2	農林漁業制度金融の確保	269
3	中小企業融資の確保	269
4	住宅金融支援機構資金のあっせん	269
5	生活福祉資金の貸付	270
6	母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付	270
7	災害援護資金の貸付	270
8	災害弔慰金の支給	270
9	災害障害見舞金の支給	270
10	被災者生活再建支援金の支給	270
11	制度の周知	270
第5節	被災者の生活確保のための緊急措置	271
1	基本方針	271
2	被災者台帳の作成	271
3	生活相談	271
4	こころのケア活動の継続	271
5	罹災証明の交付	271
6	被災者に対する職業のあっせん	272

7	国税等の徴収猶予及び減免の措置	272
8	公営住宅等の整備	272
9	国有財産の無償借受等	272
10	災害廃棄物の処理等	272
第6節	災害義援金及び義援物資の配分	273
1	基本方針	273
2	義援物資の募集	273
3	義援金及び義援物資の受付	273
4	義援金の配分	273
5	義援金及び義援物資の輸送	273
6	義援物資保管場所	273
第7節	復興計画	274
1	基本方針	274
2	基本方向の決定	274
3	計画的復興の進め方	274

# 第1章 総 則

## 第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、地震及び地盤の液化の災害から加賀市の地域並びに市民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

## 第2節 性格及び基本理念

### 1 性 格

この計画は、地震災害対策の一貫性を保つため、加賀市における一般災害対策、津波災害対策、事故災害対策及び雪害対策を除く地震災害に係る対策等を体系化したものである。

なお、「加賀市地域防災計画（津波災害対策編）」とは重なるところもあるので、両編合わせて震災対策のために活用されるべきものである。

### 2 基本理念等

#### (1) 用語

この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。

#### ア 防災関係機関

指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

#### イ 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に定める行政機関で、この計画では、加賀公共職業安定所及び小松労働基準監督署等をいう。

#### ウ 指定公共機関・指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第5号及び第6号に定める公共機関で、この計画では、西日本電信電話株式会社（北陸支店）、北陸電力株式会社（小松支社）、北陸電力送配電株式会社（小松配電部・電力部）、西日本旅客鉄道株式会社（加賀温泉駅）、IRいしかわ鉄道株式会社（小松駅）社団法人加賀市医師会、報道機関、日本郵便株式会社（加賀支店）及び加賀温泉バス株式会社をいう。

#### エ 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

災害対策基本法第2条第6号に定める公共的団体その他防災上重要な施設の管理者で、この計画では次の機関をいう。

災害対策基本法第2条第6号に定める公共的団体その他防災上重要な施設の管理者で、この計画では、次に定める機関をいう。

土地改良区、医療機関、社会福祉施設、加賀農業協同組合、石川県漁業協同組合（加賀支所）、かが森林組合（加賀・山中支所）、加賀商工会議所、山中商工会、加賀建設業協会、加賀管工事協同組合、金融機関、自動車輸送機関、危険物関係施設、加賀市消防団、加賀市防犯交通推進隊、自主防災組織（まちづくり推進協議会、区長会・町内会など）、その他団体（加賀市アマチュア無線クラブ、山中温泉ハムクラブ、加賀市各種団体女性連絡協議会、日本赤十字社石川県支部（加賀市地区）、加賀市社会福祉協議会、民生・児童委員、ボランティア団体、加賀市保健推進員協議会、加賀市防災協議会など）

## (2) 基本理念

この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民等がとるべき基本的事項等を定めたものである。

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な地震防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

このため、市は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本市をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。また、事業者及び市民等は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら地震災害への備えの充実に努めることが大切である。

なお、災害対策の実施に当たっては、市、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、市、防災関係機関、事業者及び市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、市は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

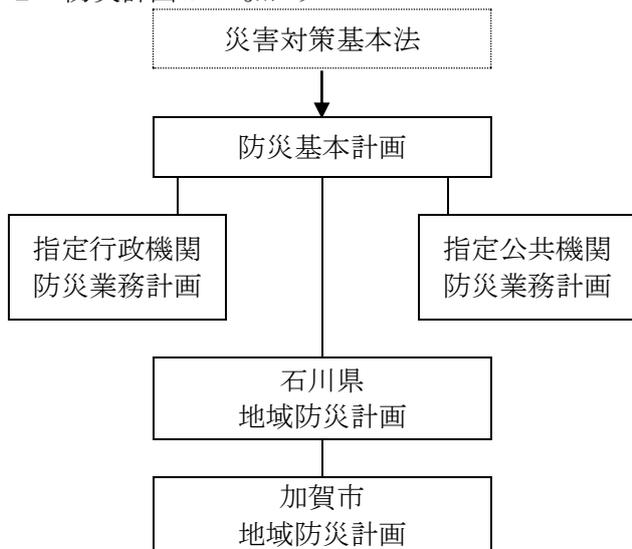
## 第3節 防災計画、防災会議

### 1 防災計画

防災計画は、各行政区域内の地域や、その地域の市民等の生命、身体及び財産を災害から守るために作成する防災に関する計画である。ここで「防災」という語には3つの要素が含まれている。まず第1に災害を未然に防止すること（災害予防対策）、第2に災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと（災害応急対策）、第3に災害の復旧を図ること（災害復旧対策）である。

防災に関しては、市、その他市町、県及び国がそれぞれ地域や職能に応じて責務を有している。

### 2 防災計画のつながり



・ 防災基本計画とは、他の防災計画の基本となるもので、いわば防災計画の憲法ともいえるべきものである（災害対策基本法第34条及び第35条）。

・ 防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である（災害対策基本法第36条から第39条まで）。

・ 地域防災計画とは、都道府県又は市町村がその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である（災害対策基本法第40条から第42条まで）。

### 3 市地域防災計画と県地域防災計画との関係

災害対策基本法第42条に定めるとおり、市地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないとされているが、両計画は不可分の関係にある。

県地域防災計画は、市が応急対策を実施する事務事業を助け、かつ総合調整を行うための措置及びその措置が推進できるよう、市地域防災計画において配慮すべき事項を定めている。

### 4 関係法律との関係

災害対策基本法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理する。

### 5 加賀市防災会議

加賀市防災会議は、加賀市の防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第107号）第138条の4第3項に基づき設置した附属機関である。

防災会議は、市長を会長として災害対策基本法第16条に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、本市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整に意見を述べ、又は勧告することを任務とする。

#### （1）所掌事務（加賀市防災会議条例第2条）

加賀市防災会議の所掌事務は、次のとおりとする。

ア 加賀市地域防災計画の作成及びその実施推進

イ 市の地域に係る災害が発生した場合における当該災害に関する情報の収集

ウ 市の地域に係る災害が発生した場合における当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関する県並びに関係指定地方行政機関、関係市町、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整

エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画の作成及びその実施推進

オ アからエに掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によるその権限に属する事務

(2) 組織（加賀市防災会議条例第3条）

・ 会長 加賀市長

・ 委員  
（20名以内）

第1号委員（指定地方行政機関）

第2号委員（石川県）

第3号委員（大聖寺警察署）

第4号委員（市長がその部内の職員から任命する者）

第5号委員（教育長）

第6号委員（消防本部）

第7号委員（指定公共機関、指定地方公共機関）

第8号委員（前各号に掲げる者のほか、市長が任命する者）

・ 専門委員

(3) 防災会議の運営

防災会議の運営は、加賀市防災会条例（平成17年10月1日条例第158号）の定めによる。

#### 第4節 市、県及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて加賀市の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加賀市防災会議に関する事。</li> <li>○ 防災に関する施設及び組織の整備並びに充実に関する事。</li> <li>○ 災害用物資及び資機材の整備並びに備蓄に関する事。</li> <li>○ 防災思想の普及、教育及び必要な訓練の実施に関する事。</li> <li>○ 災害に関する被害の調査、報告並びに情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>○ 災害の防御と拡大の防止に関する事。</li> <li>○ 災害時における文教対策に関する事。</li> <li>○ 緊急輸送の確保及び交通対策に関する事。</li> <li>○ 消防、水防その他の応急措置に関する事。</li> <li>○ 災害対策に関する隣接市・町の相互協力体制に関する事。</li> <li>○ 自主防災組織の育成及び指導に関する事。</li> <li>○ ボランティア活動に対する環境整備に関する事。</li> <li>○ 災害復旧の実施に関する事。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に関する行政機関、公共機関及び市町相互の連絡調整に関する事。</li> <li>○ 市が処理する事務・事業及び総合調整に関する事。</li> <li>○ 災害発生時における災害応急対策の実施に関する事。</li> <li>○ 県の管理に属する施設の災害復旧に関する事。</li> <li>○ 災害対応業務を具体化した各種マニュアルの作成及び充実に関する事。</li> <li>○ 国・市町等との合同訓練や研修の実施に関する事。</li> </ul>
大聖寺警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に関する情報収集に関する事。</li> <li>○ 避難指示及び誘導に関する事。</li> <li>○ 被災者等の救出、救護に関する事。</li> <li>○ 交通混乱の防止及び避難路、緊急輸送路の確保等交通規制に関する事。</li> <li>○ 犯罪の予防、警戒、取締り活動等治安維持活動に関する事。</li> <li>○ 遺体の検死、見分及び行方不明者に対する措置に関する事。</li> <li>○ 社会秩序回復のための広報活動に関する事。</li> </ul>
南加賀土木総合事務所 大聖寺土木事務所	土木関係全般の災害対策に関する事。
南加賀保健所 ※南加賀保健福祉センター 加賀地域センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の医療、防疫及び衛生管理に関する事。</li> <li>○ その他、保健衛生関係の災害対策に関する事。</li> </ul>
南加賀農林総合事務所	農林関係事業全般の災害対策に関する事。
行政 地方 加賀公共職業安定所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害救助に係る労働者等の確保対策に関する事。</li> <li>○ 被災者に対する職業の斡旋等に関する事。</li> </ul>

	小松労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業場における防災体制樹立の指導に関すること。</li> <li>○ 災害時における労働災害防止対策の指導に関すること。</li> <li>○ 災害時において事業場に発生した労働災害の原因調査に関すること。</li> </ul>
	金沢地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。</li> <li>○ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。</li> <li>○ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。</li> <li>○ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。</li> <li>○ 防災情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。</li> </ul>
指定公共機関・指定地方公共機関	西日本電信電話株式会社（北陸支店）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。</li> <li>○ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。</li> </ul>
	北陸電力株式会社（小松支店）及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電力施設の防災対策及び復旧対策に関すること。</li> <li>○ 災害時における電力供給の確保に関すること。</li> </ul>
	西日本旅客鉄道株式会社（加賀温泉駅）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道施設の整備及び安全輸送に関すること。</li> <li>○ 被災時における輸送に関すること。</li> <li>○ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送に関すること。</li> <li>○ 被災鉄道施設の復旧に関すること。</li> </ul>
	IRいしかわ鉄道株式会社（小松駅）	
	加賀市医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における医療救護活動に関すること。</li> <li>○ 医師会救護班の編成及び連絡調整に関すること。</li> </ul>
	報道機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民等に対する防災知識の普及及び予警報等の迅速な周知に関すること。</li> <li>○ 市民等に対する災害応急処置内容の周知に関すること。</li> <li>○ 義援金の募集の周知に関すること。</li> </ul>
	日本郵便株式会社（加賀支店）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における郵便業務の確保に関すること。</li> <li>○ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策</li> </ul>
	加賀温泉バス株式会社	災害時における陸路の緊急輸送に関すること。
公共的団体及び防災上重要な	土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水門、水路、ため池等の施設管理及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。</li> <li>○ 土地改良事業によって造成された施設の維持管理に関すること。</li> <li>○ 災害復旧等に関すること。</li> </ul>
	医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。</li> <li>○ 災害時の病人等の収容、保護に関すること。</li> <li>○ 災害時における負傷者等の医療、助産、救助に関すること。</li> </ul>
	社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。</li> <li>○ 災害時における収容者の保護に関すること。</li> </ul>

	加賀農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。</li> <li>○ 農作物の被害応急対策の指導に関すること。</li> <li>○ 被災組合員に対する融資又は斡旋に関すること。</li> <li>○ 農業生産資材及び農家生活資材の確保又はその斡旋に関すること。</li> <li>○ 農作物の需給調整に関すること。</li> </ul>
	石川県漁業協同組合 (加賀支所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。</li> <li>○ 組合員の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>○ 漁船、共同利用施設の応急対策及びその復旧に関すること。</li> <li>○ 被災組合員に対する融資又は斡旋に関すること。</li> <li>○ 防災に関する情報提供に関すること。</li> </ul>
	かが森林組合 (加賀・山中支所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。</li> <li>○ 組合員の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>○ 被災組合員に対する融資又は斡旋に関すること。</li> </ul>

公益的事業を営む法人その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	加賀商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。</li> <li>○ 会員の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>○ 商工業者への融資又は斡旋に関すること。</li> <li>○ 災害時における中央資金源の導入に関すること。</li> </ul>
	山中商工会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物価の安定についての協力に関すること。</li> <li>○ 救援用物資、復旧資材の確保についての協力及び斡旋に関すること。</li> </ul>
	加賀建設業協会	倒壊家屋等の処理及び道路確保に関すること。
	加賀管工事協同組合	損壊上下水道施設の応急復旧作業に関すること。
	金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
	自動車輸送機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全輸送の確保</li> <li>○ 災害対策用物資の輸送</li> </ul>
	危険物関係施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険物、液化石油ガス等の貯蔵、取扱いの徹底</li> <li>○ 安全管理の徹底</li> </ul>
	加賀市消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災訓練の指導</li> <li>○ 災害時の救助救出、避難誘導に関すること。</li> <li>○ 災害時の消火活動</li> <li>○ 情報収集及び広報活動</li> <li>○ 消防本部への協力</li> </ul>
加賀市防犯交通推進隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における市民等の生命、身体及び財産の保護</li> <li>○ 災害時における交通誘導の実施</li> <li>○ 社会公共秩序の維持及び安全の保持</li> <li>○ 情報収集及び広報活動</li> </ul>	
自主防災組織 まちづくり推進協議会、 区長会、町内会など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主防災組織等の確立及び避難訓練の実施</li> <li>○ 災害時の救助救出、避難誘導への協力</li> <li>○ その他市が行う応急対策への協力</li> </ul>	

<p>その他の団体  加賀市アマチュア無線クラブ、山中温泉ハムクラブ、加賀市各種団体女性連絡協議会、日本赤十字社石川県支部(加賀市地区)、加賀市社会福祉協議会、民生・児童委員、ボランティア団体、加賀市健康づくり推進協議会、加賀市防災協議会など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の救助救出、避難誘導に関すること。</li> <li>○ 情報収集及び伝達に関すること。</li> <li>○ その他市が行う応急対策への協力に関すること。</li> </ul>
---	---

## 第5節 本市の特質と既往の地震災害

### 1 地勢

#### (1) 位置の概要

本市は、県最南端に位置し、小松市、福井県に接しており、面積305.99k㎡、地勢は東南に高く、白山連峰を望み、白山山系の大日山、富士写ヶ岳を源とする大聖寺川と動橋川が沃野を貫き、日本海に注いでいる。南は緑豊かな丘陵、山地が連なり、北は広大な松林に囲まれた越前加賀海岸国定公園を擁し、中央部には肥沃な平野が広がり、さらには千古の由来を誇る温泉や四季の変化に富んだ自然環境のもと立地している。

#### (2) 地勢的特徴

市内各地を流れる河川及び流域の概況は、次のように特徴づけることができる。

ア 山間部地帯と平野部との区切りが比較的画然としている。

イ 地形上、急流が多く、流域延長の短い小河川がある。

ウ 年間の積雪量が多い。

エ 年間の平均流量が多い。

オ 海岸近くに潟があり、これに流入する小河川もある。

### 2 地質及び地盤等の特性と地震の発生状況

#### (1) 地層及び岩石の種類

県内にみられる地層及び岩石の種類は、主として新生代新第三紀以降の地層が広い面積を占めて分布する。

#### (2) 地域分布

加賀地域の南部の山地には、基盤の方麻岩類や中世代の地層が露出する。それを覆う第三紀の火山岩類及び堆積岩類が山地から丘陵にかけて広く分布し、河川沿いに第四紀の段丘や扇状地の堆積物が見られる。加賀平野には、軟弱な沖積層が厚く堆積し、海岸には砂丘が発達する。県南部の県境沿いと金沢東方には、活火山白山を含むいくつかの第四紀火山がある。

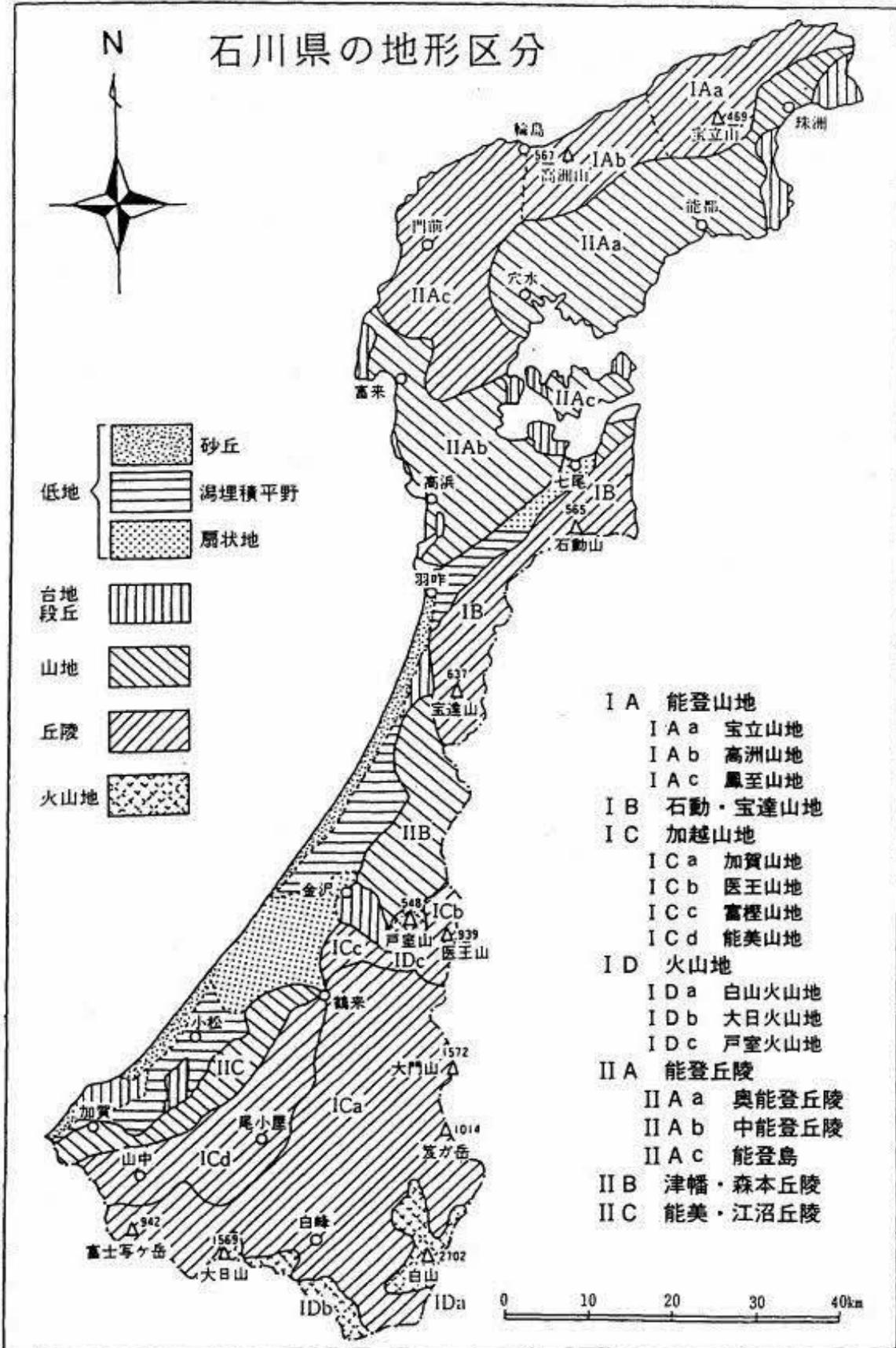
#### (3) 石川県及びその周辺での地震の発生状況

石川県に被害を及ぼす地震は、主に陸域の浅い地震である。歴史の資料で知られている主な浅い地震は、金沢市から加賀市付近にかけての地域や能登半島、更には、それら地域の日本海沖合で発生している。

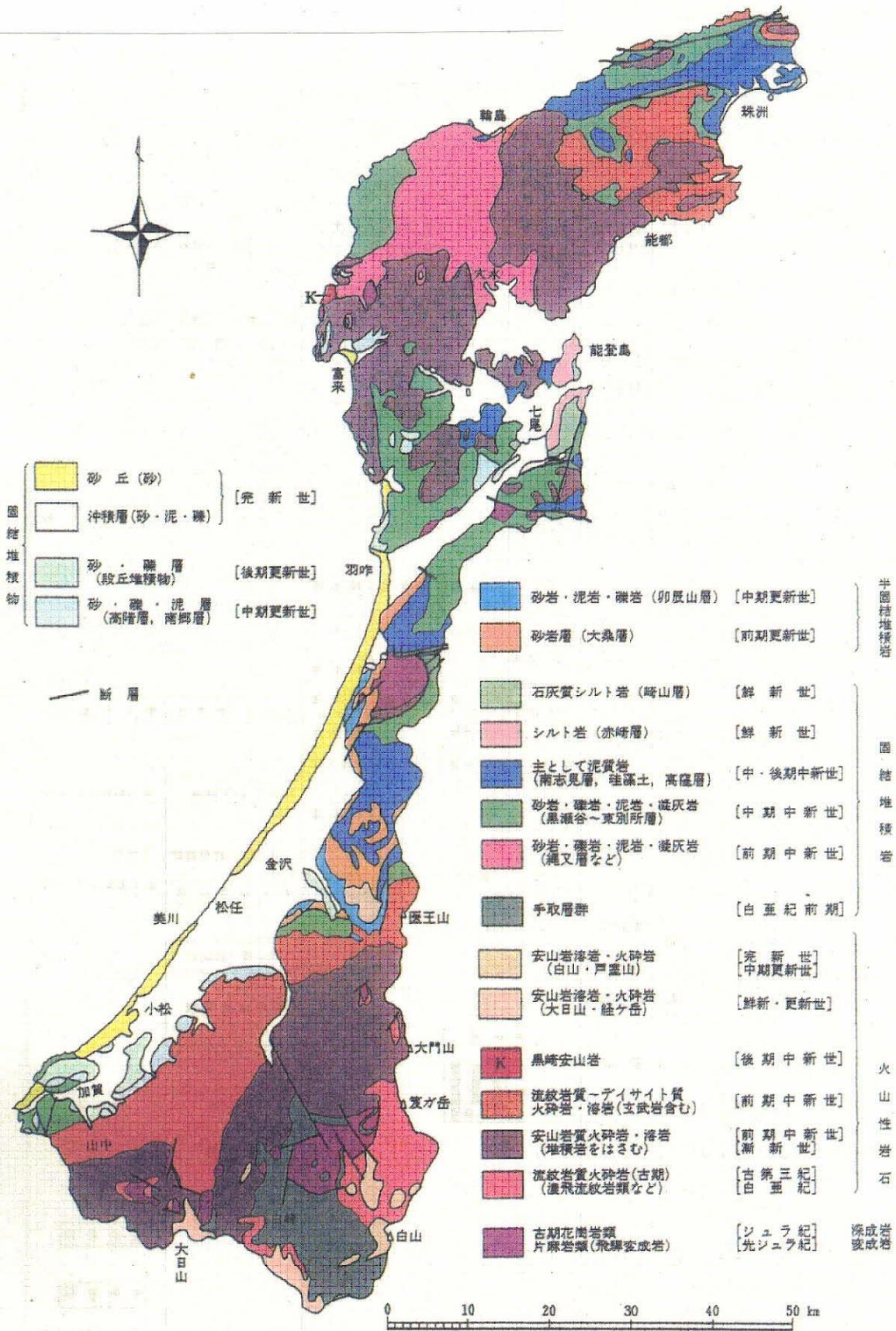
県内のどの地域も、約100年に1度の割合でかなりの規模の地震被害を経験しており、県全体とし、30年に一度の割合で被害地震が発生している。県都が被害を受けた直下型地震の例としては、1799年(寛政11年)の金沢地震(M6)がある。人的被害が最も大きかった例としては、1948年(昭和23年)の福井地震(M7.1)がある。また、最近の被害地震としては、1993年(平成5年)の能登半島沖地震(M6.6)、2007年(平成19年)の能登半島地震(M6.9)がある。この地域では、将来も同程度の直下型地震が発生する可能性がある指摘されている。また、富山湾から新潟沖・秋田沖・北海道南西沖にかけての日本海東縁にも大規模な地震が頻発する地帯があり、そこで発生する津波が数年から数十年ごとに能登半島沿岸を襲い、被害が生じている。

(※ Mはマグニチュードを示す。)

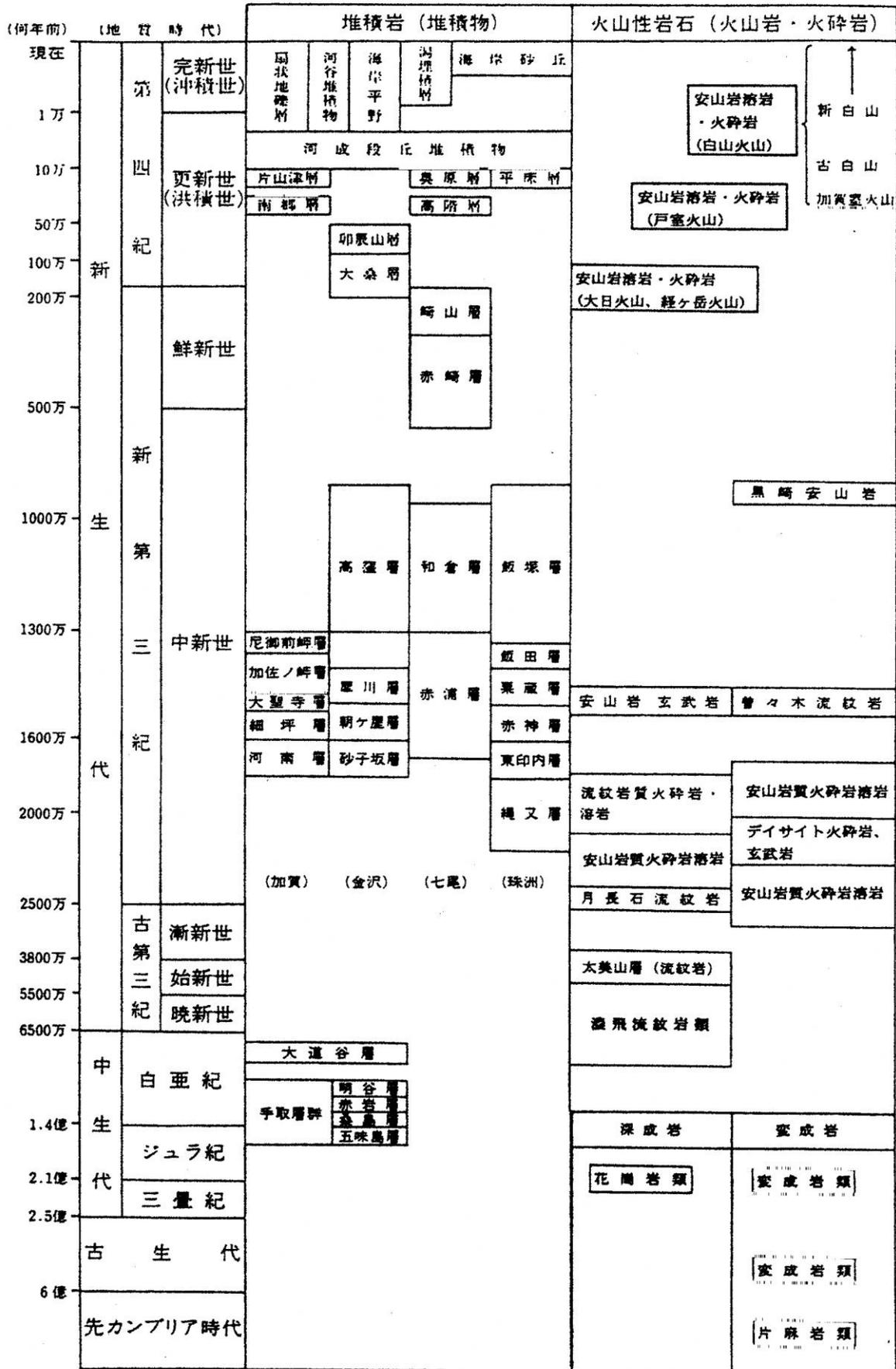
石川県の地形区分 (紘野、1977)



石川県の地質・地盤分布略図 (紘野義夫1991 一部加筆修正)



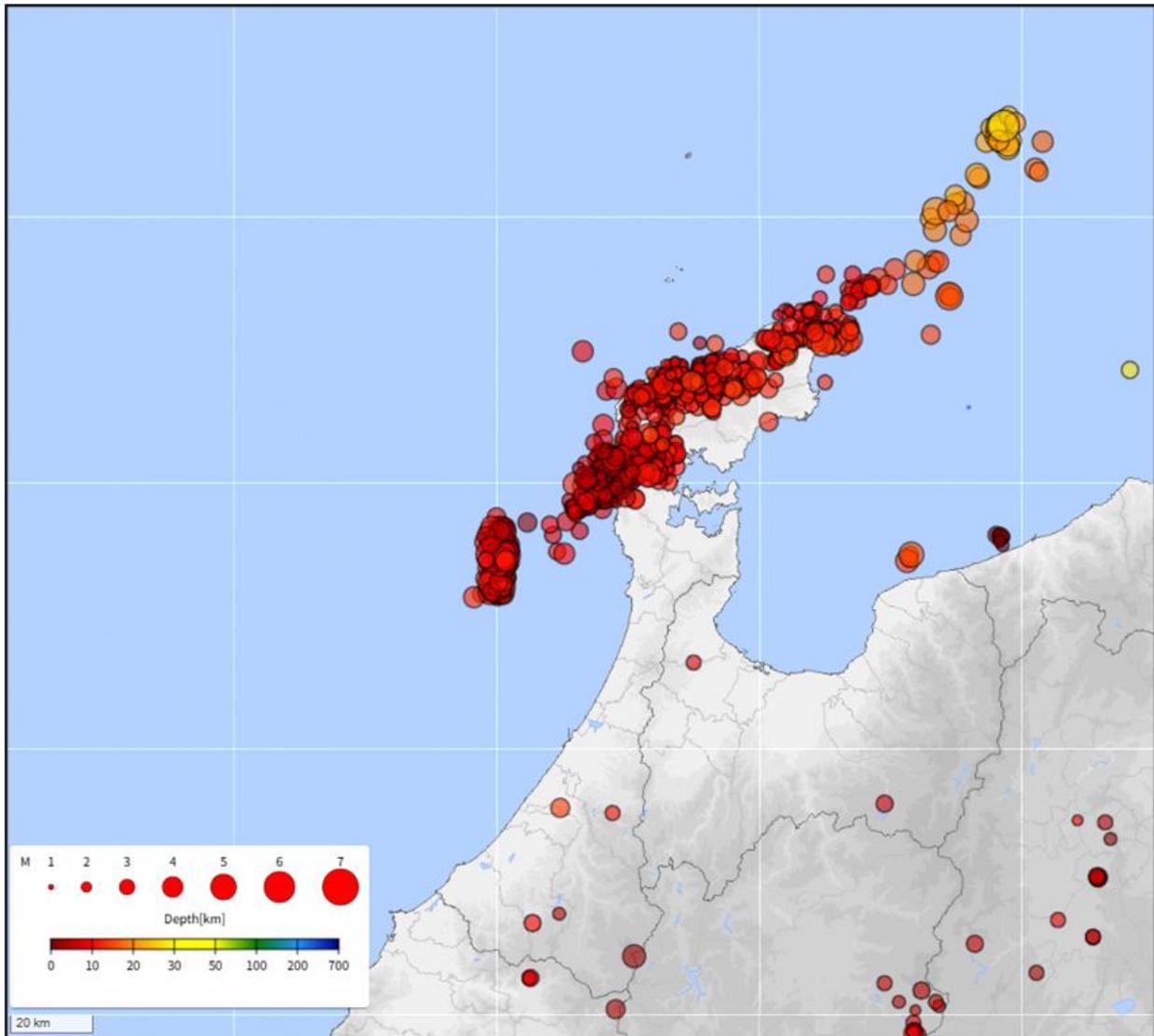
石川県に分布する地層・岩石と年代 (紘野義夫 1991 一部加筆修正)



石川県に分布する第四紀層と第四紀火山

地質年代 (万年)		能登半島		石川県南部		火山活動		
		北東部	七尾周辺	金沢周辺	加賀市周辺			
1 2 12 15	完新世	沖積層		新期 扇状地 構成層	新砂丘堆積物 旧砂丘構成層	沖積層	白山火山	新白山
	後期	低位段丘構成層		河岸段丘構成層				古白山
		平床層	奥原層		片山 橋立 津層 貝層			加賀室火山
			高階層	高位砂礫層	南郷層			戸室火山
50 80	更新世 中期			卯辰山層				
				大桑層				大日火山、経ヶ岳火山
165	前期							

石川県とその周辺における小さな地震まで含めた最近 10 年間の地震活動  
(2015 年～2024 年、M2.0 以上・深さ 30 km 以浅、金沢地方気象台のデータから作成)



### 3 社会的要因とその変化

災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に現出するという特徴を持っている。

被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。

#### (1) 都市化の進展

市街地での建築物の過密化が災害時の被災人口の増大や火災の多発、延焼地域の拡大等の危険性を高めている。

#### (2) 交流人口の増大・国際化の進展

毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、災害時に要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。

#### (3) 生活環境の変化

近代生活を営むにあたり、電気、水道、電話等は欠かせないものであるが、災害時での寸断に対し、生活面での不安の増大を招くことが予想される。

#### (4) 市民意識の変化

生活様式の多様化、都市化の進展に伴い、市民等の地域的連帯感が希薄化しているため、災害時の混乱を増幅させ、被害の拡大が予想される。

#### (5) その他

工業化の進展、交通機関の発達によって、市民生活の身近なところで危険物の貯蔵や移送が行われており、災害時の被害の拡大が予想される。

#### (6) 新たな感染症への対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

#### (7) 情報通信技術の発達

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

### 4 既往地震とその被害

石川県内に被害をもたらした地震とその被害状況は、次の表のとおりである。

#### (1) 県内に被害をもたらした県内・外発地震とその被害状況

発生年月日 (年号)	震源地域又は名称		マグニチュード	震度		被害の概況
	北緯	東経		金沢	輪島	
1640. 11. 23 (寛永 17)	36.3°	136.2°	1.3 6.4～6.4			加賀大聖寺:家屋の損壊、人畜の死傷多
1725. 6. 17 (享保 10)	36.4°	136.4°	6.0			加賀小松:城の石垣、蔵少々破損、金沢で同日4～5回地震
1729. 8. 1 (享保 14)	37.4°	137.1°	6.6～7.0			能登:珠洲郡、鳳至郡で損壊家屋791、死者5、山崩れ1731カ所、輪島村で潰家28
1799. 6. 29 (寛政 11)	金沢地震 36.6°	136.6°	6.0			死者15、金沢城で石垣破損、城下で潰屋4,169、能美・石川・河北郡で損家1,003、潰家964
1815. 5. 31 (文化 12)	36.4°	136.5°	6.0			加賀小松:小松城の破損多し、金沢で強し

1833. 12. 7 (天保 4)	38.9° 139.2°	7.5			能登：死者100、大破流失家屋345、その他、越後等で死者42、全壊家屋475
1855. 3. 18 (安政 2)	36.25° 136.9°	6.8			金沢城内で石垣、堀崩れ、土蔵少損
1858. 4. 9 (安政 5)	飛越地震 36.4° 137.2°	7.0~7.1			金沢城の石垣、土塀破損、城下で全半壊114、大聖寺で家屋全壊148、大破370、土蔵全壊142、大破174、寺全壊12、大破35
1891. 10. 28 (明治 24)	濃尾地震 35.6° 136.6°	8.0	4		全体被害：死者7,273、建物全壊14万余、半壊8万余、山崩れ1万余、石川県：家屋全壊25
1892. 12. 9 (明治 25)	能登南西部地震 37.1° 136.7°	6.4	4		能登：家屋、土蔵の損壊、11日にも同程度の地震があり、羽咋郡で死者1、全壊2
1896. 4. 2 (明治 29)	能登半島 37.5° 137.3°	5.7	1		能登半島：蛸島村で土蔵倒壊2、家屋損壊15、禄剛崎灯台破損
1930. 10. 17 (昭和 5)	大聖寺地震 36.3° 136.3°	6.3	3	3	大聖寺、吉崎、小松付近：砂丘による崖崩れ、亀裂有り、佐美山長さ150mにわたる崖崩れ、死者片山津1名
1933. 9. 21 (昭和 8)	七尾湾地震 37.1° 136.8°	6.0	2	4	能登半島：鹿島郡で死者3、家屋倒壊2、破損143
1944. 12. 7 (昭和 19)	東南海地震 33.8° 136.6°	7.9	3	4	全体被害：静岡、愛知、三重などで被害死・不明者1,223人、住家全壊17,599など 石川県：住家全壊3
1948. 6. 28 (昭和 23)	福井地震 36.2° 136.2°	7.1	4	4	全体被害：死者3,769人、家屋倒壊36,184、半壊11,816、焼失3,851など 石川県：大聖寺、塩屋、瀬越、橋立、三木、片山津、南郷：負傷者453、家屋全壊802、半壊1,274など
1952. 3. 7 (昭和 27)	大聖寺沖地震 36.5° 136.2°	6.5	3	4	石川、福井両県：死者7、負傷者8、家屋半壊4、破損82、焼失27
1961. 8. 19 (昭和 36)	北美濃地震 36.0° 136.8°	7.0	3	3	全体被害：死者8人、家屋全壊12、山くずれ99箇所など 石川県：死者4、負傷者5、山崩れ5カ所
1964. 6. 16 (昭和 39)	新潟地震 38.4° 139.2°	7.5	2	4	全体被害：死者26人、家屋全壊1,960、半壊6,640、浸水15,298、船舶など津波の発生や新潟市内では、地盤の流動化がみられた。 石川県：津波により穴水湾を主に床上浸水4、床下浸水131、田畑冠水
1983. 5. 26 (昭和 58)	日本海中部地震 40.4° 139.1°	7.7	1	3	全体被害：死者104人、負傷者163、建物全壊934、半壊2,115、流出52船、沈没255、船流出451、船破損1,187など 石川県：津波により負傷者8、住家破損2、床上浸水3、床下浸水3

1985. 10. 18 (昭和 60)	能登半島沖 37.4° 136.6°	5.7	2	4	負傷者1、文教施設29、被害総額1,800万円
1993. 2. 7 (平成 5)	能登半島沖地震 37.4° 137.2°	6.6	4	5	地震の概要:平成5年2月7日、22時27分頃能登半島沖でマグニチュード6.6の地震があり輪島で震度5の強震を記録したほか、金沢、富山、高田、伏木でも震度4の中心を記録するなど、北陸地方を中心に東北から中国地方の広い範囲で地震を記録した。この地震により、珠洲市を中心に次のような被害が出た。 被害状況:負傷者29人、住家全壊1、住家半壊20、一部破損1、非住家14、道路被害142、水道断水2,355など被害総額約42億円
1993. 7. 12 (平成 5)	北海道南西沖地震 42.8° 144.4°	7.8		1	全体被害:死不明者231人、負傷者305人、住家全壊567、住家半壊299、一部破損2,691、被害船舶1,715 など 石川県:輪島市、珠洲市、富来町津波による船舶被害24
1995. 1. 17 (平成 7)	兵庫県南部地震 34.6° 135.0°	7.2	3	3	地震の概要:平成7年1月17日、5時46分、兵庫県南部でマグニチュード7.2の地震があり、最大神戸等で震度7を記録したほか、京都等で震度5、大阪等では震度4を記録し、九州から関東・北陸までの広い地域で有感となった。この地震により、県内では金沢・輪島で震度3を記録した。 全体の被害:死不明者6,436人、負傷者43,792人、住家被害249,180棟、避難者316,678人(ピーク)と、1900年代では関東大震災に次ぐ地震被害となった。
2000. 6. 7 (平成 12)	石川県西方沖 36.5° 135.3°	6.2	3	4	地震の概要:平成12年6月7日、7時6分、石川県西方沖でマグニチュード6.2の地震があり、小松市で震度5弱を記録したほか、北陸で震度1～4、東北、中部、近畿、中国、四国地方で震度1～3を記録した。
2002. 11. 17 (平成 14)	石川県加賀地方 36.3° 136.7°	4.7	2	2	石川県河内村直海、吉野谷村市原、尾口村女原で震度4を観測したほか新潟県から京都府にかけてと岐阜・長野県で震度1～3を観測した。この地震による被害は、吉野谷で一部道路破損1箇所、給水管破損1件、水道断水1棟で、河内村で、非住家一部破損1棟であった。

2007. 3. 25 (平成 19)	能登半島地震 37.1° 136.4°	6.9	4	6強	地震の概要：平成19年3月25日、9時42分頃、能登半島沖でマグニチュード6.9の地震があり、能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度6強、志賀町、中能登町、能登町で震度6弱、珠洲市で震度5強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度5弱を観測したほか、加賀地方でも震度4～3を観測した。また、新潟県、富山県で震度5弱を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から中国、四国地方にかけて震度5弱～1を観測した。 被害状況：死者1人、負傷者338人、住家全壊686棟、住家半壊1,740棟、一部損壊26,959棟、非住家4,484棟など 加賀市：軽微な住宅被害6件
2022. 6. 19 (令和 4)	石川県 能登地方 37.5° 137.3°	5.4	2	4	地震の概要：令和4年6月19日、15時8分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード5.4の地震があり、珠洲市で最大震度6弱、能登町で震度5弱、輪島市で震度4を観測した。翌20日、10時31分、再び能登地方でマグニチュード5.0の地震が発生し、珠洲市で最大震度5今日、能登町で震度4を観測した。 被害状況：負傷者7人、一部損壊73棟、非住家1棟など
2023. 5. 5 (令和 5)	能登半島沖 37.5° 137.3°	6.5	4	5弱	地震の概要：令和5年5月5日、14時42分、能登半島沖を震源とするマグニチュード6.5の地震があり、珠洲市で最大震度6強、能登町で震度5強、輪島市で震度5弱、を観測したほか、金沢、新潟、富山、福井でも震度4を記録するなど、北陸地方を中心に広い範囲で地震を記録した。同日、21時58分、再び能登半島沖でマグニチュード5.9の地震が発生し、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度5弱、七尾市、輪島市、穴水町で震度4を観測した。被害状況：死者1人、負傷者47人、住家全壊38棟、住家半壊263棟、一部損壊1,384棟、非住家471棟など

2024. 1. 1 (令和 6)	石川県能登 地方 37.5° 137.3°	7.6	5強	7	地震の概要：令和6年1月1日、16時06分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード 5.5の地震が発生、同日16時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、輪島市、志賀町で最大震度7、七尾市、珠洲市、穴水町、能登町で震度6強、中能登町で震度6弱、金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町で震度5強、その他の市町でも震度4以上を観測した。また、新潟で震度6弱、富山、福井で震度5強を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度5弱～1を観測した。被害状況：死者574人（うち災害関連死346人）、負傷者1,269人、住家全壊6,151棟、住家半壊18,646棟、一部損壊91,261棟、非住家37,546棟など（※令和7年4月30日時点）
2024. 6. 3 (令和 6)	石川県能登 地方 37.3° 137.2°	6.0	3	5強	地震の概要：令和6年6月3日、6時31分、能登地方を震源とするマグニチュード6.0の地震があり、輪島市、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度5弱を観測したほか、七尾市、穴水町でも震度4を記録するなど、北陸地方を中心に広い範囲で震度1以上を観測した。被害状況：負傷者1人、住家被害5棟(※元々倒壊していた家屋がさらに倒壊)など
2024.11.26 (令和 6)	石川県西方沖 37.0° 136.2°	6.6	3	5弱	地震の概要：令和6年11月26日、22時47分、石川県西方沖を震源とするマグニチュード6.6の地震があり、輪島市、志賀町で最大震度5弱、そのほか、七尾市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、津幡町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町でも震度4を記録するなど、北陸地方を中心に広い範囲で震度1以上を観測した。被害状況：負傷者1人など

※「理科年表」（出版：国立天文台 1998）、「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特長（追補版）」（出版：総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会平成11年3月）

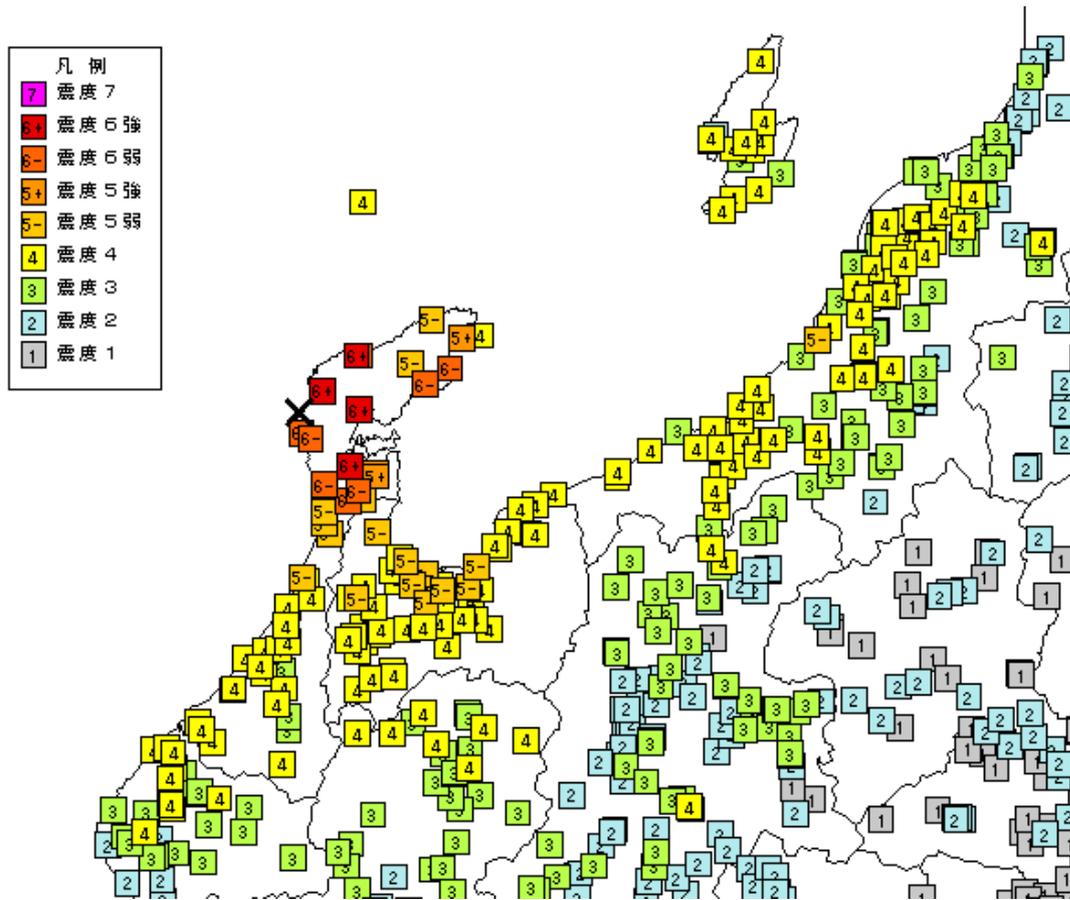
## （2）能登半島地震の概要

### ア 地震の概況

（ア）平成19年3月25日9時42分頃、能登半島沖の北緯37度13分、東経136度41分、深さ11km（輪島市門前町剣地沖）を震源とするマグニチュード（以下Mと記述）6.9の地震が発生し、石川県能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度6強、志賀町、中能登町、能登町で震度6弱、珠洲市で震度5強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度5弱を観測したほか、加賀地方でも震度4～3を観測した。

（イ）石川県以外では、新潟県、富山県で震度5弱を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から中国、四国地方にかけて震度5弱～1を観測した。その後の余震活動は、この地震を本震とする本震一余震型で経過した。3月25日18時11分に本震後最大となるM5.3（最大

震度5弱)の余震、更に26日7時16分にもM5.3(最大震度4)の余震が起こった。また、平成20年1月26日4時33分に、M4.8(最大震度5弱)の余震があった。



平成19年(2007年)能登半島地震の石川県内の震度観測状況

観測地点(5弱以上)	震度	観測地点(4以下)	震度
七尾市田鶴浜町	6強	金沢市西念	4
輪島市門前町走出	6強	金沢市弥生	4
輪島市鳳至町	6強	小松市小馬出町	4
穴水町大町	6強	小松市向本折町	4
輪島市河井町	6弱	輪島市舳倉島	4
志賀町富来領家町	6弱	珠洲市三崎町	4
志賀町香能	6弱	加賀市大聖寺南町	4
志賀町末吉千古	6弱	加賀市直下町	4
中能登町末坂	6弱	加賀市山中温泉湯の出町	4
中能登町能登部下	6弱	かほく市宇野気	4
能登町松波	6弱	白山市倉光	4
能登町宇出津	6弱	白山市美川浜町	4
七尾市本府中町	5強	白山市河内町口直海	4
七尾市袖ヶ江町	5強	白山市別宮町	4
珠洲市正院町	5強	白山市白峰	4
珠洲市大谷町	5弱	能美市来丸町	4
羽咋市柳田町	5弱	川北町壺ツ屋	4
羽咋市旭町	5弱	野々市町三納	4
かほく市浜北	5弱	津幡町加賀爪	4
宝達志水町子浦	5弱	内灘町鶴ヶ丘	4

石川県内の市町別最大震度

市町名	最大震度
七尾市	6強
輪島市	6強
穴水町	6強
志賀町	6弱
中能登町	6弱
能登町	6弱
珠洲市	5強
羽咋市	5弱
かほく市	5弱
宝達志水町	5弱
金沢市	4
小松市	4
加賀市	4
白山市	4
能美市	4
川北町	4
野々市町	4
津幡町	4
内灘町	4

中能登町井田	5弱	白山市鶴来本町	3
能登町柳田	5弱	白山市市原	3
		白山市女原	3

平成19年度（2007年）能登半島地震最大震度別有感地震回数表（本震を含む。）  
（2007年3月25日09分41分～2008年4月30日24時00分まで）

期間	最大震度別回数									震度1以上を観測した地震	
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	回数	累計
平成19年3月	213	74	25	6	3	0	0	1	0	322	322
平成19年4月	66	21	8	1	0	0	0	0	0	96	418
平成19年5月	21	9	0	1	0	0	0	0	0	31	449
平成19年6月	12	4	1	2	0	0	0	0	0	19	468
平成19年7月	17	8	2	0	1	0	0	0	0	28	496
平成19年8月	7	0	1	0	0	0	0	0	0	8	504
平成19年9月	4	1	0	0	0	0	0	0	0	5	509
平成19年10月	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	512
平成19年11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	512
平成19年12月	3	2	1	0	0	0	0	0	0	6	518
平成20年1月	4	4	1	0	1	0	0	0	0	10	528
平成20年2月	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	531
平成20年3月	3	2	0	0	0	0	0	0	0	5	536
平成20年4月	3	3	0	0	0	0	0	0	0	6	542
合計	358	129	39	10	5	0	0	1	0	542	542

#### イ 津波の状況

気象庁はこの地震により、9時43分に石川県能登・加賀に「津波注意報」を発表して注意を喚起した。11時13分に珠洲市長橋港で最大22cmの津波を観測したが、11時30分に津波による被害の恐れはなくなったと判断し、「津波注意報」を解除した。

#### ウ 被害の概要

- (ア) 能登半島地震による石川県内での被害について、人的被害は、死者1人、重傷者88人、軽傷者250人の合わせて339人であった。住家被害は、全壊686棟、半壊1,740棟、一部損壊26,959棟の合わせて29,385棟であり、非住家被害4,484棟を合わせると、建物被害は33,869棟であった。
- (イ) 住家被害の大きい市町としては、輪島市11,587棟、七尾市7,673棟、志賀町3,614棟、穴水町2,497棟などであり、住家被害の約4割が輪島市に集中している。全壊のみをみると輪島市513棟、穴水町79棟、七尾市69棟などであり、各市町の住家被害数と比較すると、全壊の割合が輪島市と穴水町で特に高い。
- (ウ) 避難所については、七尾市、輪島市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町の2市4町で47カ所が開設され、ピーク時の地震翌日3月26日には、2,624人の被災者が避難した。
- (エ) 地震発生当日の夕方には、災害救助法が七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町の3市4町に適用され、自衛隊や消防など防災関係機関による懸命の救助・救出活動が行われた。

市町	人的被害（人）			住家被害（棟）			非住家被害（棟）
	死者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	
金沢市							16
七尾市		24	103	69	304	7,300	357
小松市							2
輪島市	1	46	69	513	1,086	9,988	2,899
珠洲市			3			685	23
加賀市						6	6
羽咋市			1	3	13	142	29
かほく市				3	2	18	11
白山市						1	7
能美市							1
津幡町			1			2	1
志賀町		10	27	15	215	3,384	850
宝達志水町					3	26	1
中能登町		3		3	7	1,959	15
穴水町		3	36	79	100	2,318	248
能登町		2	10	1	10	1,130	18
計	1	88	250	686	1,740	26,959	4,484

#### エ 災害の特色

今回の地震は、大規模地震の発生する可能性が低いとされていた地域で地震が発生したもので、震度6強を輪島市、七尾市、穴水町で観測しているが、死者1人、重傷者88人、軽傷者250人であり、震度の割には人的被害は少なかった。

その理由として、発災した日時と天候が大きく関係しており、

- 季節は春、積雪なし、暖冬の影響で暖房器具の使用が少なかったことから、火災の発生がなかったこと。
- 春休み期間中であり、就学生徒等が学校に不在であり、リスク分散していたこと。
- 曜日は日曜日であり、多くの就労者は休日であり、事業活動も平日より少なく、交通量も減少していたこと。
- 時間は、午前9時42分と朝食も終え、火を使った調理時間を過ぎていたことから、火災発生がなかったこと。
- 夜の暗闇ではなく、身の回りの情報が把握でき、危険回避、避難等がスムーズに行うことができたこと。
- 天候は、曇りであり、地域的に早起きの人が多く、高齢者は農作業等で外出しており、自宅に不在であり、倒壊家屋による人的被害が少なかったこと。
- 火災などの二次被害がなかったことにより、被害が拡大しなかったこと。
- 震度は6強でとどまり、壊滅的な被害となる震度7ではなかったこと。

また、地域の特殊性として、

- 過疎化・高齢化が進み人口が少なく、住家が疎らな中山間地域であったこと。
- 能登北部は、丘陵地が多く揺れを増幅するような軟弱な地盤ではなかったこと。
- 時間をかけて築き上げたコミュニティが、「共助」体制を形成しており、地域人員の確認（行方不明者なし）、迅速な救助救出が実施されたこと。

などが考えられる。さらに、防災関係機関やボランティアなどによる取り組みとして、

- 県の現地災害対策本部を輪島市の庁舎内に設置し、被災市町や国との情報の共有化を図ったこと。
- 避難所における健康管理を徹底したことなどにより、避難所での二次被害（関連死）を未然に防ぐことができたこと。

- 能登有料道路の早期復旧など公共インフラ、ライフラインの早期復旧が図られたこと。
  - ボランティアなどによる救援活動が迅速に行われたこと。
- などがあげられる。

[石川県震災対策専門委員会「能登半島地震の検証結果を踏まえた今後推進すべき施策大綱」参考]

### (3) 令和6年能登半島地震の概要

#### ア 地震の概況

令和6年1月1日、16時06分、能登地方の北緯37度31分、東経137度15分、深さ12kmを震源とするマグニチュード（以下Mと記述）5.5の地震が発生、同日16時10分、能登地方の北緯37度30分、東経137度16分を震源とするM7.6の地震が発生し、輪島市、志賀町で最大震度7、七尾市、珠洲市、穴水町、能登町で震度6強、中能登町で震度6弱、金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町で震度5強、その他の市町でも震度5弱～4を観測した。また、石川県以外でも、新潟県で震度6弱、富山県、福井県で震度5強を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度5弱～1を観測した。その後、同日16時12分にM5.7（最大震度6弱）の地震、16時18分にM6.1（最大震度5強）の地震、16時56分にM5.8（最大震度5強）の地震、18時8分にM5.8（最大震度5強）の地震を観測した。更に、2日17時13分にM4.6（最大震度5強）の地震、3日2時21分にM4.9（最大震度5強）の地震、10時54分にM5.6（最大震度5強）の地震、6日5時26分にM5.4（最大震度5強）の地震、23時20分にM4.3（最大震度6弱）の地震が起こった。

#### イ 津波の状況

気象庁はこの地震により、16時12分に石川県能登及び石川県加賀のほか、新潟県常上 - 24 - 中下越、佐渡、富山に「津波警報」を発表して注意を喚起した。16時21分に輪島港で最大1.2m以上の津波を観測するとともに、19時9分には金沢で最大80cmの津波を観測した。

#### ウ 被害の概要

令和6年能登半島地震による石川県内での被害について、令和7年4月30日時点で、人的被害は、死者574人（うち災害関連死346人）、行方不明者2人、重傷者393人、軽傷者876人合わせて1,845人であった。住家被害は、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水を合わせて116,069棟であり、非住家被害37,546棟を合わせると、建物被害は153,615棟であった。避難所については、県内19市町で開設され、ピーク時の4日には、371箇所の避難所に33,530人の被災者が避難した。また、地震発生当日の夜には、震度5弱以上の17市町に災害救助法が適用され、自衛隊や消防など防災関係機関による懸命の救助・救出活動が行われた。

## 5 県内の活断層

### (1) 陸域の活断層

一般的に最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層を活断層といい、地質時代の第四紀、約200万年前から現代までの間に動いたと見られる断層である。県内の主要な活断層は、能登半島に邑知潟断層帯と、その延長上に森本・富樫断層帯がある。また、富山県、岐阜県との県境付近に庄川断層帯が、福井県との県境付近に福井平野東縁断層帯がある。

邑知潟断層帯は、能登半島南部の邑知潟平野付近から宝達丘陵北西縁に沿って分布する断層帯である。七尾市から羽咋市、宝達志水町を経てかほく市に至る。全長は約44kmで北東から南西方向に延びており、古府断層、石動山断層、野寺断層、坪山一八野断層及び内高松付近の断層から構成される。この丘陵地と低地に挟まれた断層帯は逆断層であり、今後30年以内の地震発生確率は2%とされている。

森本・富樫断層帯は、金沢平野の南東縁に発達する活断層帯である。津幡町から金沢市を経て白山市明島町付近に至り、長さが約26km断層帯で、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。今後30年以内の地震発生確率は2～8%とされている。

庄川断層帯は、両白山地と飛騨高地の境界付近にある。全体の長さは約67kmで、ほぼ北北西-南南東に延びている。本断層帯は左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴う。

福井平野東縁断層帯は、福井平野の東部から日本海沿岸にかけて分布する活断層帯である。長さは約45kmの概ね南北に延びる断層帯で、左横ずれかつ東側隆起の逆断層である。

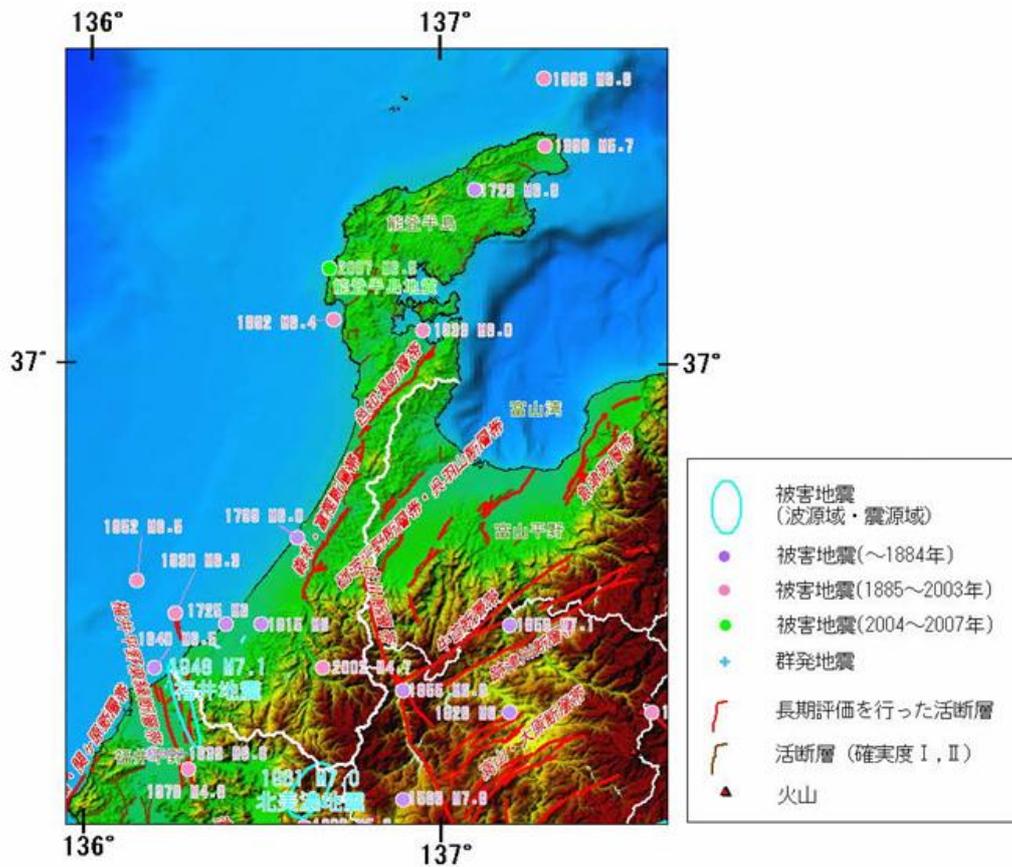


図 石川県とその周辺の活断層と主な被害地震  
出典：地震調査研究推進本部

表 主要活断層帯の長期評価の概要

都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 <sup>(注4)</sup>		地震発生確率 <sup>(注1)</sup>			地震後 経過率 <sup>(注2)</sup>	平均活動間隔
				ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
石川県	庄川断層帯	しょうかわだん そうたい	7.9程度	Zランク	黄	111%0%	111%0%	111%0%	0.06-0.3	約3,600-6,900年 11世紀以後、16世紀以前
	色知潟断層帯 <sup>(注17)</sup>	おうちがただん そうたい	7.6程度	Aランク	黄	2%	3%-4%	5%-8%	-	1,200-1,900年程度 約3,200年前以後、9世紀以前
	森本・富樫断層帯	もりもととがし だんそうたい	7.2程度	S*ランク	赤	2%-8%	3%-10%	7%-30%	0.7-1.2	1,700-2,200年程度 約2,000年前以後、4世紀以前
	福井平野東縁断層帯 (主部)	ふくいへいやと うえんだんそう たい	7.6程度	Zランク	黄	111%0%～ 0.07%	111%0%～0.1%	111%0%～0.3%	0.3-0.5	約6,300-10,000年 約3,400年前以後、約2,900年前以前
	福井平野東縁断層帯 (西部) <sup>(注18)</sup>		7.1程度	Xランク	黒	不明 <sup>(注3)</sup>	不明 <sup>(注3)</sup>	不明 <sup>(注3)</sup>	不明	不明 1948年福井地震

注4：活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(注2)が0.7以上である活断層については、ランクに「\*」を付記している。Zランクでも、活断層が存在すること自体、当該地域で大きな地震が発生する可能性を示す。

出典：地震調査研究推進本部

(2) 海域の活断層

国の地震調査研究推進本部では、社会的・経済的に大きな影響を与えると考えられる主要な活断層で発生する地震や海溝型地震を対象に、地震発生可能性の長期評価（長期評価）を実施している。

主な評価対象は、主要活断層帯及び沿岸海域の主要活断層帯の選定基準や陸域への地震・津波被害を踏まえ、M7.0以上の地震を引き起こす可能性のある断層長さ20km程度以上の海域活断層としている。石川県の海域では、能登半島北岸断層帯をはじめとする活断層が分布している。

日本海中南部地域（近畿・北陸北方沖）で今後30年以内にM7.0以上の地震が発生する確率は16～18%と評価されている。（日本海中南部の海域活断層の長期評価／R7.6.27）

○日本海中南部の海域活断層の長期評価  
—近畿地域・北陸地域北方沖—（令和7年6月27日）

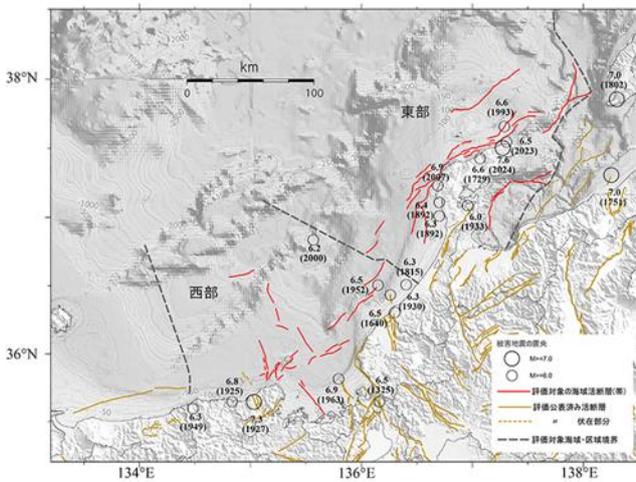


図 評価対象の海域活断層と主な被害地震の震央

出典：地震調査研究推進本部

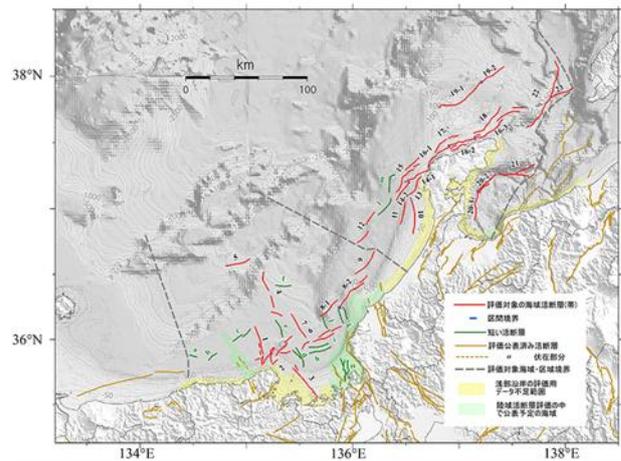


図 評価対象の海域活断層と海域の短い活断層の分布

出典：地震調査研究推進本部

表 石川県の海域における主要な活断層

9：加佐ノ岬沖断層	16-1：能登半島北岸断層帯（猿山沖区間）
10：羽咋沖東断層	16-2：能登半島北岸断層帯（輪島沖区間）
11：羽咋沖西断層	16-3：能登半島北岸断層帯（珠洲沖区間）
12：内灘沖断層	17：輪島はるか沖断層
13：海士岬沖東断層	18：能登半島北方沖断層
14-1：門前断層帯（門前沖区間）	19-1：舳倉島近海断層帯（南西区間）
14-2：門前断層帯（海士岬沖区間）	19-2：舳倉島近海断層帯（北東区間）
15：沖ノ瀬東方断層	20-1：七尾湾東方断層帯（大泊鼻沖区間）
	20-2：七尾湾東方断層帯（城ヶ崎沖区間）

出典：地震調査推進本部

(3) 海域の活断層で発生した地震

能登半島西方沖から北方沖、北東沖にかけては、主として北東-南西方向に延びる複数の南東傾斜の逆断層が活断層として確認されている。この領域で令和6年1月から3月にかけて取得した水深データと平成20年のデータを比較すると、能登半島北部の活断層帯の猿山沖セグメントと珠洲沖セグメントでは、断層トレース南東側の海底でそれぞれ約4mと約3mの隆起が観測されている。これらの隆起は令和6年1月1日のM7.6の地震に伴う変動を示している可能性が高く、南東傾斜の逆断層の活動が原因と推定されている。したがって、海域の活断層にも注意が必要である。

なお、地震は活断層が明らかになっていない地域でも発生しているので、活断層の有無によって地震発生の有無を判断してはならない。

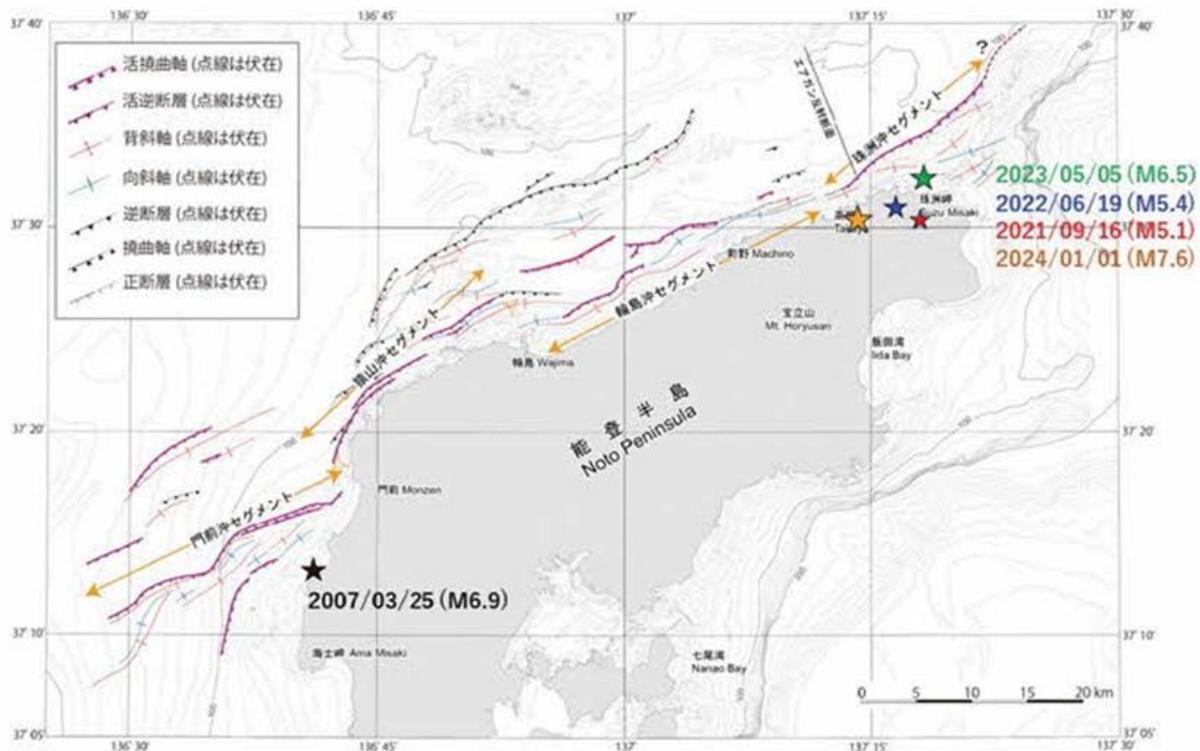


図 能登半島北岸沖の活断層と能登半島で過去に発生した大地震の震央分布  
出典：産業技術総合研究所

## 第6節 地震被害想定調査における地域の危険性

### 1 調査の概要

#### (1) 調査背景と目的

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を契機として、地震災害を予測するため、平成7年から3カ年計画で、県内に大きな地震が発生した場合を想定した地震被害想定調査（以下、「前回調査」とする）を実施した。

その後、県内では、平成19年3月の能登半島地震や令和6年能登半島地震など県政史上未曾有の被害をもたらした地震が発生するとともに、県外においても東日本大震災や熊本地震、大阪府北部地震、北海道胆振東部地震などの大規模地震が相次いで発生している。

こうした中、令和3年頃から能登地方において地震活動が活発化していることや前回調査から20年以上が経過したことを鑑み、最新の科学的知見や手法、大規模地震から得られた課題や教訓、建物や人口等の社会条件の変化と地域特性を反映し、新たな被害想定調査（以下、「今回調査」とする。）を実施した。

今回調査の結果を踏まえ、地震被害の全体像を把握し、地域ごとの効果的な防災施策や県民の防災意識の向上・防災知識の普及、自助・共助・公助の推進に努めるものとする。また、市町や関係機関等と連携しながら対策の検討を進め、被害を最小限に抑えることに努めるものとする。

#### (2) 基本的な考え方

- ・石川県防災会議震災対策部会（以下、「部会」とする）の意見を踏まえ、最新の科学的知見、手法、地盤情報等を反映
- ・令和6年能登半島地震、東日本大震災、熊本地震など近年国内で発生した地震での被害状況・研究成果を踏まえ、そこから得られる課題や教訓を反映
- ・県の地域特性（年齢構成、生活様式、中山間地域の被害特性、冬季の積雪、歴史的建造物・文化財の集積、多くの観光客など）を踏まえた定量的な被害想定となるよう手法を検討
- ・地域特性のうち冬季の積雪は、屋根への降雪による加重に起因する建物倒壊への影響が考えられることから、積雪の有無による被害様相の違いを評価
- ・基本的な想定単位は250mメッシュとし、項目によっては市町、個別（箇所別）等の単位で評価
- ・この調査に用いた各種データは、令和5年度のものを使用
- ・中山間地の集落の孤立化の危険性についてはGISデータをもとに評価を行い可視化
- ・被害想定結果は発生時間帯や季節によって様相が異なるため、想定する季節及び時間帯は、夏季・冬季の深夜・昼・夕方を前提とする。なお、平日と週末の違い、観光ハイシーズンによる被災への影響を考慮するため、全国うごき統計などの人流ビッグデータによる検討を行い、地域への観光客等による負荷の増加を評価
- ・定量的な評価が難しい項目については、想定し得る複数のシナリオを前提に定性的に評価

#### (3) 前回調査との変更点

- ・最新の科学的知見に基づき県内に被害を及ぼす断層帯の見直しを行った。
- ・評価単位を250mメッシュとした。谷や川筋などの軟弱地盤を区別するため、金沢市の人口集中地区（DID）は50mメッシュの精緻な地盤モデルを作成した。
- ・想定シーンとして前回調査の冬の夕刻に加え、冬5時、夏12時のほか、帰省客や観光客など、人の分布が平常時と異なると考えられる正月及びGWを追加した。
- ・他県や国の地震被害想定調査を参考に、被害想定項目を充実した。

(4) 調査の項目

本調査の項目は、次の表のとおりである。

表 被害想定項目 (44 項目)

大項目	小項目
1. 建物被害	1.1 揺れによる建物被害 1.2 液状化による建物被害 1.3 急傾斜地崩壊による建物被害 1.4 地震火災による建物被害
2. 物的被害	2.1 ブロック塀の転倒 2.2 自動販売機等の転倒 2.3 屋外落下物 2.4 宅地の液状化被害
3. 人的被害	3.1 建物倒壊による人的被害 3.2 急傾斜地崩壊による人的被害 3.3 地震火災による人的被害 3.4 ブロック塀・屋外落下物等の転倒による人的被害 3.5 自動販売機等の転倒による人的被害 3.6 屋内収容物の移動・転倒・屋外落下物による人的被害 3.7 要救助者(自力脱出困難者) 3.8 災害関連死
4. ライフライン被害	4.1 上水道 4.2 下水道 4.3 都市ガス 4.4 LP ガス 4.5 電力 4.6 通信施設 (固定・携帯)
5. 交通施設被害	5.1 道路・橋梁 5.2 鉄道 5.3 港湾・漁港 5.4 空港
6. 生活機能支障	6.1 避難者 (支援者) 6.2 災害時要支援者 6.3 帰宅困難者 6.4 飲食機能支障 (食料・飲料水等の需要数) 6.5 医療機能支障 6.6 介護・福祉機能支障 6.7 住機能支障 (仮設住宅需要数) 6.8 衛生機能支障 (トイレ需要数) 6.9 災害廃棄物
7. その他の被害	7.1 エレベーターの停止 7.2 文化財 7.3 孤立集落 7.4 海岸施設 7.5 ため池 7.6 観光
8. 経済被害	8.1 直接経済被害 (資産等の被害額) 8.2 半間接経済被害 (生産低下等による被害額) 8.3 間接経済被害 (交通寸断による被害額)

(5) 調査結果の留意点

- 想定地震の震源や規模、被害予測結果はあくまで予測（目安）であり、想定どおりの地震が必ずしも発生するとは限らない。また、実際の発災時には地震動をはじめ被害の状況は想定と異なることも予想される。
- 想定地震以外にも、県内に甚大な被害を及ぼす地震が発生する可能性がある。
- 被害の予測にあたっては、令和6年能登半島地震の建物被害等のデータが揃わない中、それ以前に過去国内で発生した大規模地震の被災事例に基づく経験式等を用いて被害等を予測しており、令和6年能登半島地震における住家非住家の割合や災害関連死の状況を反映していない。
- 被害想定は、地震動、建物データ、予測手法など、様々な要素をかけた結果である。条件が少しでも変わると被害は変化する。
- 今回の調査は、できるだけ早く被害想定を公表し防災対策に反映するため、令和6年能登半島地震前の住民基本台帳等に基づき行った。今後の人口や建物の復旧状況を踏まえ、改めて調査を行う。
- 津波被害については、令和6年能登半島地震による地形データの修正が示された後に調査を行う。なお、沿岸部や海域に位置する断層帯では、地震に伴い津波が発生する可能性がある。

## 2 想定地震の設定

### (1) 想定地震の選定

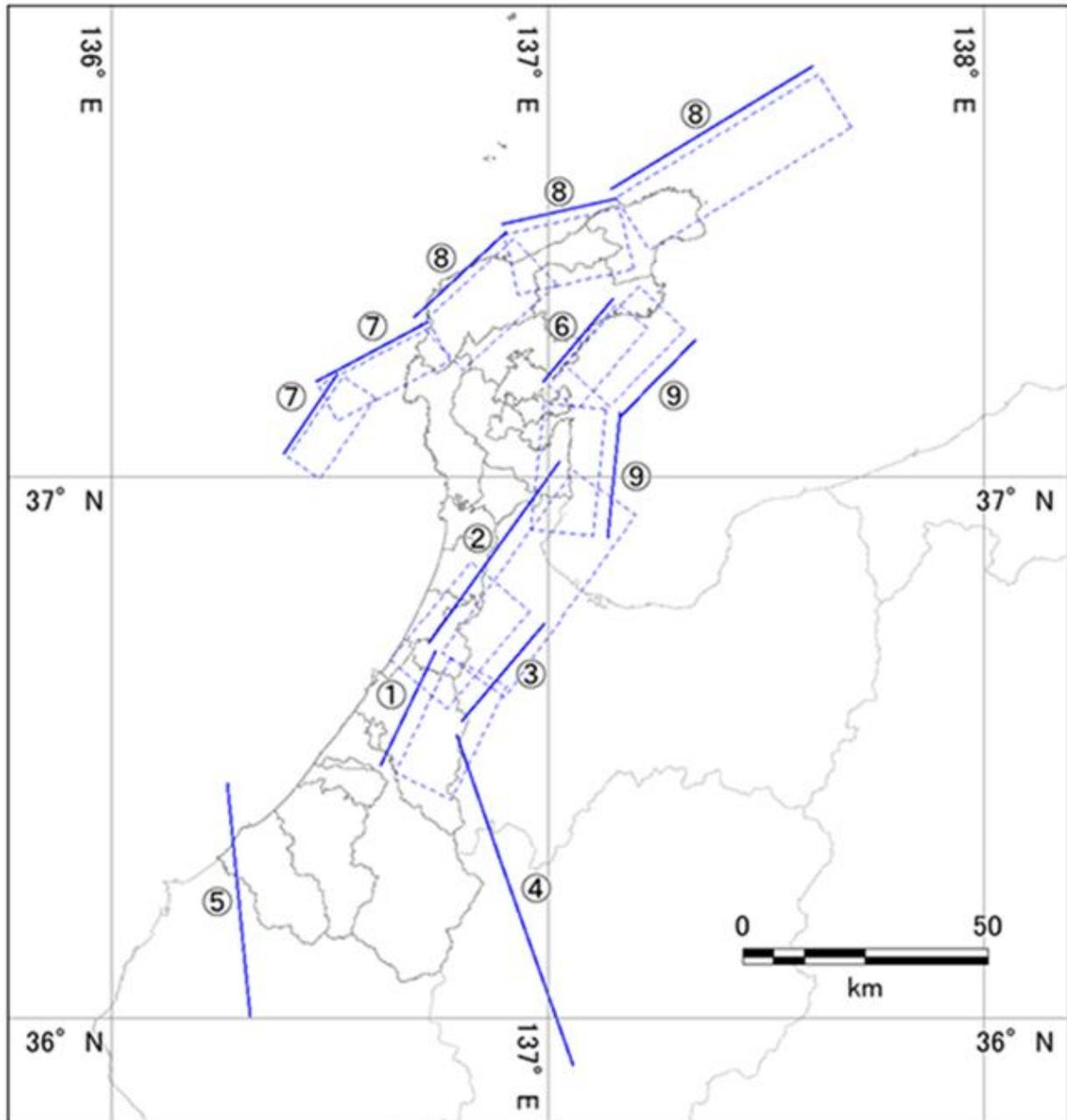
被害想定条件とする地震動予測のための震源断層は、以下の方針で選定した。

- ・石川県とその周辺で発生した被害地震を考慮
- ・前回の想定以後に得られた学術的知見、国による地震・活断層の評価
- ・被害地震が発生する可能性がある地域を、県の全域で網羅的に評価できるように選定

表 震源断層の概要

番号	震源断層	地震規模 M	30年以内 発生確率	備考	
①	森本・富樫断層帯	7.2	2～8%	・地震本部が示している「主要活断層帯」の一つ。	
②	邑知潟断層帯	7.6	2%	・地震本部が示している「主要活断層帯」の一つ。	
③	砺波平野断層帯 西部	7.2	ほぼ0～2% もしくはそれ 以上	・地震本部が示している「主要活断層帯」の一つ。	
④	庄川断層帯	7.9	ほぼ0%	・地震本部が示している「主要活断層帯」の一つ。	
⑤	福井平野東縁断層帯 主部	7.6	ほ ぼ 0 ～ 0.07%	・地震本部が示している「主要活断層帯」の一つ。	
⑥	能登海岸活動セグメント	6.9	約0.2%	・産総研が示している「活断層データベース」の一つ。	
⑦	門前断層帯	7.5	—	・地震本部が示している「海域活断層」の一つ。	
		門前沖区間	7.1	1.0～2.0%	・門前断層帯を構成する断層
		海士岬沖区間	6.9	0.1～0.3%	・門前断層帯を構成する断層
⑧	能登半島北岸断層帯	8.1	—	・地震本部が示している「海域活断層」の一つ。	
		猿山沖区間	7.1	ほぼ0%	・能登半島北岸断層帯を構成する断層
		輪島沖区間	7.1	ほぼ0%	・能登半島北岸断層帯を構成する断層
		珠洲沖区間	7.6	ほぼ0%	・能登半島北岸断層帯を構成する断層
⑨	七尾湾東方断層帯	7.6	—	・地震本部が示している「海域活断層」の一つ。	
		大泊鼻沖区間	7.2	0.5～0.6%	・七尾湾東方断層帯を構成する断層
		城ヶ崎沖区間	7.0	0.7～0.8%	・七尾湾東方断層帯を構成する断層

図 震源断層の分布

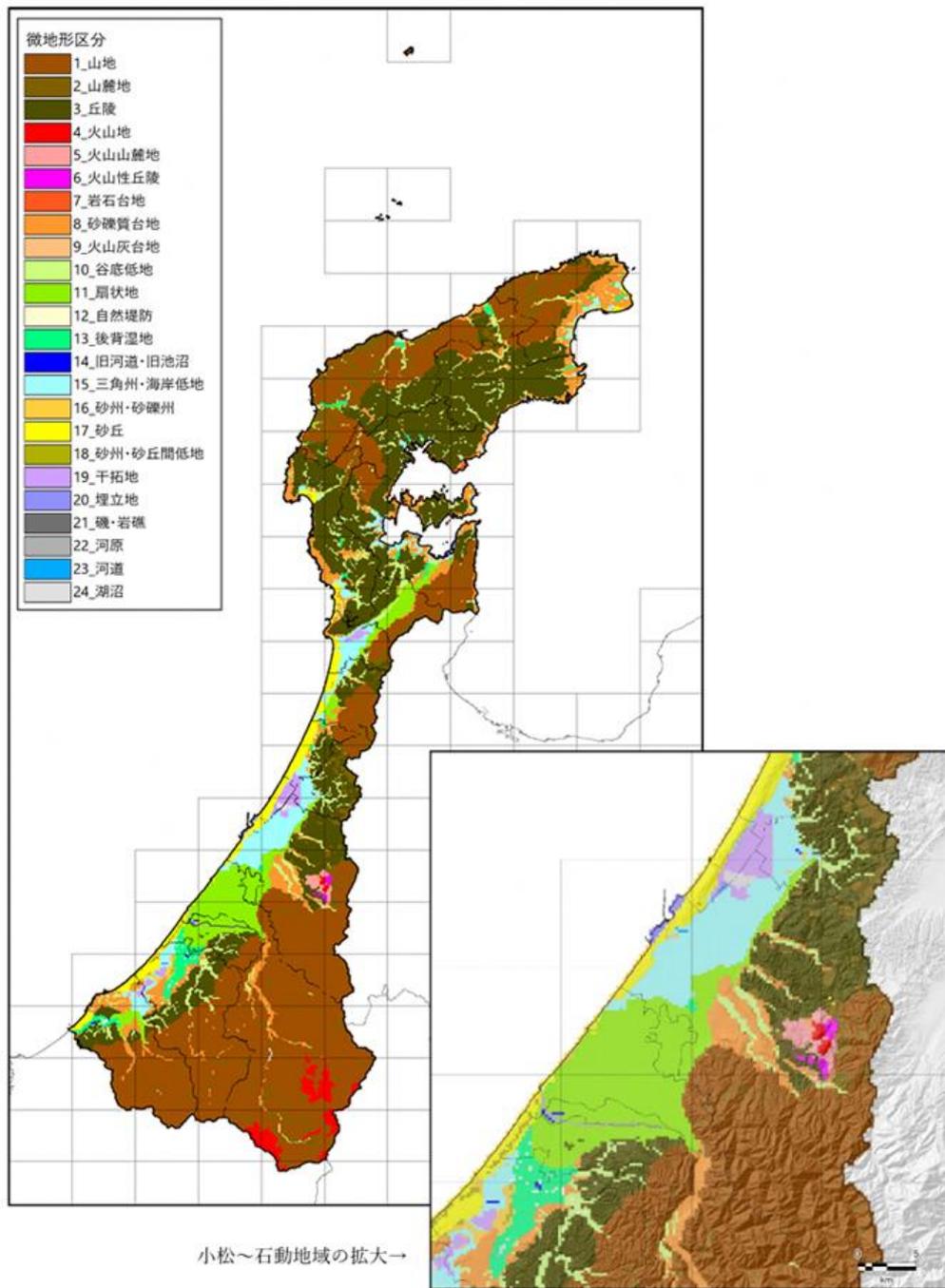


### 3 地震動予測のための地盤モデル作成

地震動予測及び液状化予測のために必要な地盤モデルの作成を行った。ボーリングデータ等の既往の調査結果を基に、県全域を 250m メッシュの作成単位でモデル化し、金沢市の人口集中区域では、50m メッシュにさらに細分化して、地盤モデルを作成した。

(※図は新旧対照表の 13 ページで掲載)

図 JSHIS の微地形区分 (250m メッシュ)



#### 4 被害の予測

##### (1) 想定シーン

複数の季節（積雪期を含む）・時間帯を設定して被害想定を行った。なお、季節は夏季及び冬季の2シーン、さらに人の分布が平常時と異なると考えられる正月及びGWとし、時間帯は深夜、昼、夕方の3シーンを前提とした。

表 想定シーン

季節・時間帯	想定される被害の特徴
①冬 朝5時 風速平均（5m/s）、強風（10m/s）	・就寝中の被災者が多く、圧死の危険性が高い ・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある
②夏 昼12時 風速平均（4m/s）、強風（8m/s）	・外出者が多く、自宅外で被災する危険性が高い
③冬 夕18時 風速平均（5m/s）、強風（10m/s）	・火気使用が最も多く、出火の危険性が高い ・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある
④正月 夕18時 風速平均（5m/s）、強風（10m/s）	・令和6年能登半島地震が発生したシーン ・帰省者が多く、平時よりも県内の滞在者が多い ・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある
⑤GW 昼12時 風速平均（4m/s）、強風（8m/s）	・観光客が多く、平時よりも県内の滞在者が多い

(2) 被害想定結果

各地震の被害予測結果は次のとおりである。

※市の詳細数値は総則第8節の資料を参照

表 被害想定の子な項目の被害予測結果

想定項目（抜粋）		単位	①森本・富樫断層帯	②邑知潟断層帯	③砺波平野断層帯	④庄川断層帯	⑤福井平野東縁断層帯		
				南に震源		北に震源	北に震源	南に震源	
加賀市最大震度			5強	5弱	5弱	5強	7	7	
建物被害	全壊・全焼	揺れ	棟	0	0	0	10	21,300	10,703
		液状化	棟	225	52	94	310	356	346
		急傾斜地崩壊	棟	0	0	0	0	45	39
		地震火災	棟	0	0	0	0	517	292
		計	棟	225	52	94	320	22,218	11,381
	半壊	棟	900	254	423	1,288	7,474	7,049	
	出火件数	件	0	0	0	0	32	14	
人的被害	死者	建物倒壊	人	0	0	0	1	1,028	590
		急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	6	3
		地震火災	人	0	0	0	0	40	14
		ブロック塀、屋外落下物、自動販売機等の転倒	人	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物の移動・転倒	人	0	0	0	0	23	10
		計	人	0	0	0	1	1,097	617
	負傷者	負傷者数	人	1	0	0	11	3,438	2,075
		うち重傷者数	人	0	0	0	0	1,471	749
	要救助者（自力脱出困難者）	人	0	0	0	1	3,251	1,537	
	災害関連死	人	1～3	0～1	1	2～4	95～190	50～101	
上水道	断水人口（1日後）	人	516	121	249	2,324	65,359	51,358	
下水道	下水道支障人口（発災当日）	人	1,020	615	260	2,111	37,399	37,399	
電力	電柱被害	被害本数	本	0	0～1	0	0	1,184	625
	停電戸数（発災当日）	戸	1,770	449	2,477	4,954	25,641	23,781	
避難者	全避難者	発災当日・1日後	人	585	145	254	833	39,549	20,968
		1週間後	人	513	127	223	736	39,814	23,084
	避難所避難者	発災当日	人	351	87	152	500	23,729	12,581
		1週間後	人	256	64	111	368	19,907	11,542
孤立集落	箇所		0	0	0	0	10	9	

想定項目（抜粋）			単位	⑥能登海岸活動セグ	⑦門前断層帯	⑧能登半島北岸断層	⑨七尾湾東方断層帯	
				東下部に震源	東下部に震源	東下部に震源		
加賀市最大震度				4	5弱	4	4	
建物被害	全壊・全焼	揺れ	棟	0	0	0	0	
		液状化	棟	0	13	0	0	
		急傾斜地崩壊	棟	0	0	0	0	
		地震火災	棟	0	0	0	0	
		計	棟	0	13	0	0	
	半壊	棟	0	73	0	0		
出火件数			件	0		0	0	
人的被害	死者	建物倒壊	人	0	0	0	0	
		急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	
		地震火災	人	0	0	0	0	
		ブロック塀、 屋外落下物、 自動販売機等の転倒	人	0	0	0	0	
		屋内収容物の 移動・転倒	人	0	0	0	0	
		計	人	0	0	0	0	
	負傷者	負傷者数	人	0	0	0	0	
		うち重傷者数	人	0	0	0	0	
	要救助者（自力脱出困難者）			人	0	0	0	0
	災害関連死			人	0	0	0	0
上水道	断水人口（1日後）		人	0	29	0	1	
下水道	下水道支障人口（発災当日）		人	0	139	0	0	
電力	電柱被害	被害本数	本	0	0	0	0	
	停電戸数（発災当日）		戸	0	130	0	0	
避難者	全避難者	発災当日・1日後	人	0	39	0	0	
		1週間後	人	0	34	0	0	
	避難所避難者	発災当日	人	0	23	2	0	
		1週間後	人	0	17	2	0	
孤立集落			箇所	0	0	0	0	

※正月・18時・強風の結果を記載

※震源の不確実性を踏まえ複数の震源を設定したものについては建物被害が大きいケースの計算結果のみ記載

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある

※避難者については、自宅が無事であってもライフライン停止の長期化により徐々に生活困窮度が増すことを考慮し、避難者数が最大となる1週間後の数値を記載

(3) 災害シナリオ

ア 災害シナリオの位置づけ

被害想定と災害シナリオの位置づけは次のとおりである。

	被害想定	災害シナリオ
内容	・想定地震ごとの被害量（定量）	・時間的な変化（定性+定量）
フェーズ	・発災直後のある時点	・発災直後～復旧期 （地震発生直後、数日後、1週間後、1か月後）
目的	・被害の最大量の把握による具体的な防災対策の立案	・被害の様相を時系列で記述することで数値化できない被災後の生活上のリスクなどの把握

イ 災害シナリオ作成の流れ

- ・想定項目別に、地震発生後から復旧期までを対象に時間経過ごとに被害様相を整理した。
- ・「(2) 被害想定結果」までに算出した定量的な被害想定結果のみならず、令和6年能登半島地震等の過去地震における被害や石川県の地理的特徴などを踏まえて整理した。
- ・本県の地域特性を踏まえ、「誰にでも起こり得るシナリオ」「被災自治体と応援自治体のシナリオ」「中山間地域のシナリオ」の3つの災害シナリオを作成した。

ウ 災害シナリオー誰にでも起こり得るシナリオ

被害項目	被害の様相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
1. 建物被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森本・富樫断層帯による地震では、県全体で約47,000棟の全壊・全焼建物が発生</li> <li>■ 震度6弱以上の地域で耐震性の低い旧耐震基準の建物が多く倒壊</li> <li>■ 新耐震基準でも築年数が古い建物は被害発生</li> <li>□ 大雪時は屋根への積雪荷重の影響で更に建物被害が拡大</li> <li>■ 沿岸域等で液状化による建物倒壊などの被害が発生</li> <li>◇ 地震火災は火気使用が多い冬の夕方の時間帯での被害が最も大きい</li> <li>□ ストープ等の火気器具が転倒や可燃物との接触によって出火につながる</li> <li>■ 木造密集市街地等を中心に同時多発火災が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 余震や降雨・積雪等により更に建物被害や急傾斜地等の崩壊が拡大</li> <li>■ 液状化による建物の傾斜やライフランへの影響等により自宅での生活困難となる</li> <li>■ 河道閉塞による周辺地域の水没や堤防の決壊による洪水発生</li> <li>■ 火災の鎮火に数日を要することも</li> <li>■ 復電による通電火災が発生</li> <li>■ 被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が難航</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所生活が長期化し2次避難が必要</li> <li>■ 被災棟数の多さ、道路寸断、余震等による影響から応急危険度判定が難航</li> <li>■ 道路の被害状況等により人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が長期化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所や2次避難先での生活の長期化</li> <li>■ 被災棟数の多さ、道路寸断、2次避難等の影響から罹災証明書の発行のための被害認定調査が長期化</li> <li>■ 道路の被害状況等により人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が長期化</li> </ul>
2. 物的被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 危険なブロック塀や石塀等が転倒</li> <li>■ 固定されていない一部の自動販売機が転倒</li> <li>■ 老朽化した看板や外壁パネル、窓ガラス等が落下</li> <li>■ 宅地で液状化による地盤の傾きによる被害や地盤が水平方向に移動する側方流動が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 液状化による建物の傾斜やライフランへの影響等により自宅での生活困難</li> <li>■ 余震等により更に被害が拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 余震等により更に被害が拡大</li> <li>■ 道路の被害状況等により人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が長期化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 道路の被害状況等により人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が長期化</li> </ul>
3. 人的被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森本・富樫断層帯の地震では冬5時の死者が最も多く、約2,200人の死者が発生。建物被害による死者が約9割を占める</li> <li>■ 地震に伴う急傾斜地の崩壊により家屋の倒壊や土砂による生き埋め等が発生</li> <li>■ 出火家屋からの逃げ遅れ、倒壊し延焼被害を受けた家屋内での閉じ込めなどによる死者が発生</li> <li>■ 固定していない家具や什器が転倒し死傷者が発生</li> <li>■ 道路寸断等により応援部隊の集結に時間を要し、初期期の救助・救援活動に遅れが生じる</li> <li>■ 通信支障や自治体の業務輻輳により、家族等の安否が確認できない</li> <li>■ SNS上の虚偽の救助要請により救助活動に支障</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建物等の下敷きから救出された者が挫滅症候群（クラッシュ症候群）による体調悪化で死亡</li> <li>□ 余震や降雨・積雪等による建物被害や急傾斜地等の崩壊の拡大により死傷者が増加</li> <li>■ 土砂災害等により迂回路が途絶した孤立集落の応急対応が難航</li> <li>◇ 旅行者や帰省者の多い時期に地震が発生した場合は、安否確認が難航するとともに身元不明遺体が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土砂災害や地震火災等により行方不明者の捜索活動が難航</li> <li>■ 施設の損傷等により火葬場が停止した場合は他地域での広域火葬が必要</li> <li>■ 避難所生活の長期化が負担となり災害関連死が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土砂災害や地震火災等による行方不明者の捜索活動が続く</li> <li>■ 避難所生活の長期化や2次避難による移動が負担となり災害関連死が発生</li> </ul>

表 誰にでも起こり得るシナリオ（4. ライフライン被害～6. 生活機能支障）

被害項目	被害の様相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
4. ライフライン被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>揺れの強いエリアを中心に水道管被害や浄水場・下水処理施設等の被害により断水し、風呂やトイレが使用できなくなる状況が発生</li> <li>送配電設備や供給側設備の被害より広域的な停電が発生し、携帯電話や電子機器の充電ができない</li> <li>停電や回線設備・基地局の被害により通信支障が発生し、固定電話が利用困難なエリアでは、携帯電話での音声通話もパケット通話も利用困難となり、安否確認や情報収集が困難</li> <li>通信障害と言語障害により、日本語に不慣れた外国人は災害や避難に関する情報を得ることが困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航</li> <li>被害の無かった浄水場や処理場でも燃料枯渇により非常用電源が切れた場合、断水・機能支障が拡大</li> <li>節電要請や大規模な計画停電が実施</li> <li>燃料枯渇により基地局や中継局の非常用電源が切れ通信や放送が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の被害状況等により復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化</li> <li>水道管の復旧が進むが断水解消地域は限定的</li> <li>計画停電の実施エリアでは非常用電源を確保できない基地局や中継局で通信障害が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の被害状況等により復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化</li> <li>宅地内配管が被害を受けた場合、施工業者に依頼が殺到し、復旧が難航</li> <li>停電や通信障害は、順次解消</li> </ul>
5. 交通施設被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路寸断等による通行止めで大規模渋滞が発生</li> <li>給油のためガソリンスタンドが長蛇の列となる</li> <li>新幹線・在来線共に運休となり帰宅困難者が発生</li> <li>岸壁に被害が生じ港湾機能が停止</li> <li>揺れの被害確認のため空港が閉鎖</li> <li>道路等外部との物理的アクセスの断絶等により孤立集落が発生し初動期的実動機関による救助・救援活動に遅れが発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航</li> <li>道路の仮復旧が徐々に進むが緊急車両の通行が優先されるため一般車両の通行は規制</li> <li>道路寸断、一般車両規制により道路渋滞が発生し物流・人流が滞る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の被害状況等により復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化</li> <li>孤立集落の解消は限定的で、引き続き支援が必要な地域も多数</li> <li>滞留車両や放置車両により道路閉鎖が難航</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の被害状況等により復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化</li> <li>道路閉鎖が進み孤立集落は概ね解消されるが、引き続き支援が必要な地域も多数</li> </ul>
6. 生活機能支障	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物被害やライフライン被害、余震への不安に伴い多くの県民があらかじめ指定されていた避難所のみならず親戚・知人宅、行政庁舎、各種公的施設、ビニールハウス、自家用車内等に避難</li> <li>観光客の多い時期に発生した場合には、観光地を中心に多くの帰宅困難者が発生</li> <li>自治体職員の被災により避難所開設に時間を要す</li> <li>収容人数が超過した避難所では廊下や踊り場等も避難者で溢れる</li> <li>高齢化率が高い地域や複数地域から避難者が寄り集まっている避難所等では、人手不足や自治組織の機能不全により避難所開設・運営が難航</li> <li>施設の損傷やライフラインの支障により被災地内の医療機関の医療提供体制が低下する中、急増する外来対応や人工透析患者の移送等の対応が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車中泊や屋外テント泊による避難が長期化する場合冬季は継続が困難</li> <li>断水の長期化に伴い飲料水の確保や水洗トイレの使用、洗濯等に支障</li> <li>車中泊者を中心にエコノミークラス症候群等による健康悪化が増加</li> <li>道路事情によりボランティアや支援物資の到着に差が生じ、自治体間や避難所間で食料の配給回数やメニューにバラつきが生じる</li> <li>乳児用品や女性用品、アレルギー対応食品、介護用品、持病の薬などが不足</li> <li>慣れない環境から避難者の不安拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬季はインフルエンザ等の感染症、夏季には衛生上の問題が発生</li> <li>避難生活の疲弊等による体調・持病の悪化に伴う災害関連死が発生</li> <li>復旧の長期化等に伴い広域避難(1.5次避難、2次避難)を実施</li> <li>介護・福祉施設等では定員超過で要配慮者の受入を続けるも人員・資機材不足等により対応に苦慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所や2次避難先での生活の長期化</li> <li>各種支援制度の理解に差が生じ、士業団体に協力を得た相談会等を実施</li> <li>避難所外避難者への情報発信に苦慮</li> <li>避難所となっている学校では授業再開に支障</li> </ul>

表 誰にでも起こり得るシナリオ（7. その他の被害～8. 経済被害）

被害項目	被害の様相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
7. その他の被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震の揺れによるエレベーターの停止に伴い閉じ込め者が発生し、救出に半日以上を要する</li> <li>歴史的な木造建造物等が火災等により焼失</li> <li>建造物や石灯籠等の工作物が倒壊、城の石垣や土堀等が崩壊</li> <li>絵画や彫刻等の動産文化財が滅失・毀損するとともに、寺院等の樹木、庭園の草木、天然記念物の動植物等も焼失</li> <li>道路等外部との物理的アクセスの断絶等により孤立集落が発生し初動期的実動機関による救助・救援活動に遅れが発生</li> <li>ため池の決壊により下流域の住宅等が流失し、死傷者が発生。余震の影響でため池が決壊し、実動機関に二次被害が発生する可能性</li> <li>SNS上に虚偽の地震情報等が拡散される可能性</li> <li>雪崩等により道路が寸断されスキー客等の帰宅が困難となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路・ライフラインの復旧状況によっては中山間地等において集落の孤立状況が長期化</li> <li>中山間地等の孤立集落における物資の不足が深刻化</li> <li>地すべり等による二次災害の危険性やライフライン被害の長期化等に伴い集落を丸ごと避難する必要があるし、ヘリコプター等による避難手段の確保および避難先の調整が必要</li> <li>通信途絶が長期化した孤立集落では移動基地局や衛星通信サービス等の通信手段が無い場合、避難者が自ら情報を得る手段がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路・ライフラインの復旧状況によっては中山間地等において集落の孤立状況が長期化</li> <li>風評被害等により県内への旅行を控える者が多く、設備に被害がない宿泊施設でキャンセルが相次ぐ</li> <li>温泉施設等の観光地では被害に伴い復旧までに時間を要する</li> <li>伝統的な地場産業でも被害が甚大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路・ライフラインの復旧状況によっては避難所や2次避難先での生活の長期化</li> <li>復旧作業の長期化、大量の作業人員の必要性、膨大なコスト等を踏まえ集団移転等を検討する必要性</li> <li>貴重な文化財が滅失・毀損し地域のアイデンティティや観光地としてのシンボルを失う一因となる</li> <li>伝統的な地場産業が衰退</li> <li>風評被害等により県全域で観光客が減少</li> </ul>
8. 経済被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力や通信機能が途絶することにより、非常用電源や燃料が確保されていない企業・工場は事業継続が困難</li> <li>大企業ではBCPの作成や備蓄等当面の事業継続を確保するための体制の整備が進んでいる一方、中小企業では準備が十分できていないところも多く発災後に事業継続が困難なケースが多数発生</li> <li>工場や従業員等が被災し生産力や生産額が減少</li> <li>建物被害の点検や復旧に時間を要すると、その間は従業員も稼働困難となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売・飲食・小売業等では受発注や代金決済等に係るデータ管理機能や支払等の金融機能が停止すると、業務が停滞し消費者に商品が届かなくなる</li> <li>ライフライン停止の影響により農林畜産業の一部では営業継続が困難</li> <li>港湾・漁港等の被災により港湾・漁港利用者等の事業再開が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を再開できない企業が多数生じる</li> <li>道路寸断の影響により畜産業では深刻な餌不足となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・施設被害等に伴う生産・サービス低下による生産額が減少</li> <li>企業が撤退・倒産することにより、被災地域外への人口・産業流出し、失業の増加、所得が低下</li> </ul>

エ 災害シナリオ-被災自治体と応援自治体のシナリオ (行政)

表 被災自治体と応援自治体のシナリオ

被害項目	被害の様相 (■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日、◆R6能登半島地震における課題)			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>■揺れ等による被害で<b>庁舎が使用困難</b>になるおそれ</li> <li>■職員等の被災等により<b>職員参集が遅れる</b></li> <li>■指揮命令権者の参集遅れにより<b>災害応急対策に混乱</b>が生じる</li> <li>■家族等の<b>安否に関する問い合わせが自治体に殺到</b></li> <li>◆平時からの災害対応や業務の優先順位の理解不足等により<b>初動対応が遅れ</b>が生じる</li> <li>◆<b>災害対策本部・関係機関が業務するスペースが不足</b>することにより、県・国・消防・自衛隊等主要機関が分散して執務することになり<b>情報共有に影響</b>が生じる</li> <li>◆自治体における<b>応援自治体との連携・情報共有が不足</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆人的支援受け入れチームにおいて<b>調整すべき範囲(国、県、市町)、リーダー、担当者等が明記されておらず</b>、自発的に機能しないため、<b>関係者間で情報共有が不十分</b></li> <li>◆想定以上の応援機関・団体が参集した影響で、<b>会議室の開放ルール等が整理</b>できず、<b>応援機関・団体の居場所が不明</b>となる</li> <li>◆<b>派遣に係る寝袋・食料等資機材の備蓄や連絡・移動手段等が不足</b></li> <li>◆支援者の宿泊施設が不足し、<b>過酷な生活環境</b>となる。<b>女性が従事できる環境に課題</b>(着替えスペース、女性専用宿泊スペース)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■適切な支援・受援計画がない場合は、<b>支援・受援の効率性が低下</b></li> <li>◆災害救助費の<b>求償範囲</b>の定義が明確でないため省庁により<b>判断が異なる</b>判断に時間がかかる等により<b>支援が遅延</b></li> <li>◆災害救助法、中小機構の<b>支援スキーム等活用対象が不明瞭</b></li> <li>■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により<b>避難所生活が長期化、2次避難への対応が必要</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■適切な<b>宿泊場所、生活場所</b>が確保できず、職員が健康を損なう</li> <li>◆被災している職員、育児等により勤務時間に制限がある職員等、<b>職員の事情への配慮が必要</b></li> <li>◆活用可能な<b>財源の確認に時間がかかる</b>ことと<b>支援が遅延</b></li> <li>■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により<b>避難所や2次避難先での生活支援への対応が必要</b></li> </ul>
ライフライン被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆停電・通信の途絶により<b>被害状況が把握できず</b>各種判断が困難となり<b>初動対応が遅滞</b></li> <li>■停電・通信の途絶により<b>消防団等の初動対応が十分にはなされない</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては<b>復旧要員や必要資材確保が困難</b>となり、<b>応急復旧作業等が難航</b>する可能性</li> <li>■応援自治体では停電・通信の途絶により被災状況の把握に時間がかかり<b>他都道府県市区町村との間の支援の調整に時間を要する</b></li> <li>■避難所等で<b>災害用トイレ等の確保が必要</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路等の被害状況によっては<b>復旧要員や必要資材確保が困難</b>となり、<b>応急復旧作業等が長期化</b>する可能性</li> <li>■病院等も停電の影響を受けるため、<b>非常用電源が配備されている施設以外は治療が困難</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路等の被害状況によっては<b>復旧要員や必要資材確保が困難</b>となり、<b>応急復旧作業等が長期化</b></li> </ul>
交通施設被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■停電や通信の途絶により<b>被害状況が把握</b>が遅れる</li> <li>■人員数、道路状況により<b>消火活動が困難</b>となり、更に<b>延焼が広がる</b>恐れ</li> <li>■揺れにより岸壁に被害が発生することで<b>港湾機能が停止</b></li> <li>■被害確認のため<b>空港が閉鎖</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては<b>復旧要員や必要資材確保が困難</b>となり、<b>応急復旧作業等が難航</b>する可能性</li> <li>■新幹線・在来線共に広域にわたり<b>運転を見合わせ</b>、外国人や観光客を含めた<b>大量の帰宅困難者が発生</b></li> <li>■道路閉鎖が難航した場合、他地域からの<b>救援活動のための自動車乗り入れが限られる</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路等の被害状況によっては<b>復旧要員や必要資材確保が困難</b>となり、<b>応急復旧作業等が長期化</b>する可能性</li> <li>■港湾・空港を<b>救命活動、物資・人員輸送の拠点</b>として使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路等の被害状況によっては<b>復旧要員や必要資材確保が困難</b>となり、<b>応急復旧作業等が長期化</b></li> </ul>

オ 災害シナリオ-中山間地のシナリオ (住民・行政) 一

表 中山間地のシナリオ

被害項目	被害の様相 (■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日、◆R6能登半島地震における課題)			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中山間地では耐震化率が低い傾向であるため、<b>建物・人的被害率が高い傾向</b></li> <li>■インフラ・ライフラインや生活に必要な施設が限定的であり、<b>一部の被災により被災地へ陸路でのアクセスが困難</b>となるほか<b>代替施設の確保が困難</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■<b>インフラ・ライフラインの復旧が遅れる</b>(被災人口が多い都市部のインフラ復旧が優先される)</li> <li>■高齢化や人口減少に伴って、<b>応急復旧のための人員等の制約が大きく</b>生活に必要な施設も限定的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■左記の状況により<b>生活再建が困難化</b></li> <li>■生活の質の回復が遅れ<b>災害関連死にもつながりやすい</b></li> <li>■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により<b>避難所生活が長期化、2次避難への対応が必要</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広域避難した人が避難先で生活基盤を再建し<b>地域の縮退</b>が急速に進行</li> <li>■事前の復興計画等が無い場合、復興が円滑に進まない</li> <li>■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により<b>避難所や2次避難先での生活支援への対応が必要</b></li> </ul>
ライフライン被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■送配電設備や供給側設備の被害に伴い<b>停電が発生</b></li> <li>■停電や回線設備・基地局の被害に伴い<b>通信支障が発生</b></li> <li>■水道管や浄水場等の設備被害に伴い<b>断水や下水道支障が発生</b></li> <li>■発電用水の被害により<b>発電所の稼働が低下</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては<b>復旧要員や必要資材確保が困難</b>となり、<b>応急復旧作業等が難航</b></li> <li>■通信途絶が長期化した<b>孤立集落では避難者が自ら情報を得る手段がない</b></li> <li>■過疎地での給油店では<b>早期に燃料が不足</b></li> <li>■道路寸断により復旧対応や非常用発電機等への<b>燃料供給が困難</b>となり<b>支障が長期化</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路等の被害状況によっては<b>復旧要員や必要資材確保が困難</b>となり、<b>応急復旧作業等が長期化</b></li> <li>■被災人口が多い都市部の復旧が優先され、<b>復旧が遅滞</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路等の被害状況によっては<b>復旧要員や必要資材確保が困難</b>となり、<b>応急復旧作業等が長期化</b></li> <li>■生活や事業の<b>再建が困難</b>となった場合、<b>人口流出</b>に拍車をかける</li> </ul>
交通施設被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土砂災害等により<b>迂回が困難な道路が被災し、その先が孤立</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては<b>復旧要員や必要資材確保が困難</b>となり、<b>応急復旧作業等が難航</b></li> <li>■道路寸断、一般車両規制により<b>道路渋滞が発生</b>する可能性</li> <li>■孤立した場合、<b>道路を利用した物資輸送が困難</b>となることから<b>物資が不足</b></li> <li>■輸送距離が長距離になるなど<b>物資輸送が遅滞</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路等の被害状況によっては<b>復旧要員や必要資材確保が困難</b>となり、<b>応急復旧作業等が長期化</b></li> <li>■孤立集落では物資輸送に<b>ドローンを活用する</b>が十分に供給できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路等の被害状況によっては<b>復旧要員や必要資材確保が困難</b>となり、<b>応急復旧作業等が長期化</b></li> <li>■孤立等が解消しない場合、<b>復旧コストも鑑みて集団移転等の検討が必要</b></li> </ul>
生活機能支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建物被害やライフライン被害により、<b>多数の避難者</b>が発生</li> <li>■山間地において、<b>集落住民のほか温泉等の観光客も孤立</b></li> <li>■高齢化の進む集落で、<b>外部へ助けを呼ぶための通信機器</b>を使える住民や徒歩・バイクで直接連絡を取れる住民が<b>おらず、外部への孤立発生状況の発信が困難</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■入院患者や要介護高齢者等が<b>長時間の避難</b>をせざるを得なくなり、<b>移動中や移動後に病状が悪化し災害関連死が発生</b></li> <li>■地域の高齢化や人口減少により<b>要配慮者は多い</b>一方で支援等の担い手となる<b>生産年齢人口は少ない</b>ため、<b>避難所運営のためのマンパワー等が不足</b></li> <li>◆市町物資拠点からの<b>確実な輸送が必要</b>となるが<b>ヘリコプターやマンパワーも不足</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■避難所生活の長期化により<b>災害関連死が発生</b></li> <li>◆DWA T 派遣に関する<b>ノウハウが不足</b></li> <li>◆介護用ベッド、おむつ等が<b>不足</b>するとともに、<b>個別ニーズ物品が多く調達に苦慮</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■避難所生活の長期化や2次避難による<b>移動が負担</b>となり<b>災害関連死が発生</b></li> <li>■避難先や社会福祉施設等で<b>人員が不足</b>する中で<b>避難生活が長期化</b>し、他地域への<b>広域避難(人口流出)</b>が加速</li> <li>◆避難所集約等、<b>支援終期を見据えた調整が必要</b></li> </ul>

#### (4) 県民の防災対策とその被害軽減効果

今回の被害想定では、以下の項目等について、防災・減災対策が向上した場合の被害低減効果を推計した。

##### ア 住宅の耐震化

住宅の耐震化率の向上により、建物の全壊棟数と建物倒壊による死者数が8割程度低減する結果となっている。

- ・耐震化した建物であっても揺れの強さや地盤、過去の震災で蓄積した損傷等によって被害を受ける可能性がある
- ・建物が無事であっても道路や上下水道の損傷により生活基盤が被害を被り、生活が困難となる可能性がある
- ・新しいビルなどの構造物についても、杭の耐震設計がなされていない場合は傾くなどの被害が生じる可能性がある

##### イ 家具の固定

家具固定率の向上により、家具の転倒・落下などによる死者が6割低減する結果となっている。

##### ウ 感震ブレイカーの設置

感震ブレイカー設置率の向上により、地震火災による建物全焼棟数および火災による死者数が6割低減する結果となっている。

##### エ 家庭内備蓄の促進（ローリングストック）

地震に備え、最低でも3日分、できれば1週間分の食料品や簡易トイレを各家庭で備蓄を進めてもらう。また、有効な備蓄方法として「ローリングストック」について周知に努めるものとする。

ローリングストック：普段から少し多めに買い置きし、食べたものを買い足していく備蓄方法

図 県民の防災対策とその被害軽減効果（森本・富樫断層帯の場合）



## 第7節 地震対策に関する調査・研究

### 1 活断層調査

#### (1) 調査目的

活断層は、それぞれに固有の活動形態を持っていて、その動く方向や量、活動の間隔などに規則性がある。過去の活断層を調査し、活断層の活動様式を明らかにすれば、将来起こり得る地震の規模や時期を予測できる。この調査による地震の直前予知は無理であるが、地震の大局的な予測や活断層の正確な位置などを明らかにすることは防災計画上重要である。

#### (2) 森本・富樫断層帯

石川県には、49か所の活断層があるといわれている。このうち、主要な活断層（その活動が社会的、経済的に影響が大きいと考えられる断層）を対象に、地表調査、物理探査、ボーリング調査、トレンチ調査等の各調査を行うこととし、平成8年度から平成10年度にかけて森本・富樫断層帯の調査を実施した。

森本・富樫断層帯は、従来から地形的・地質構造的特徴に照らして、活断層の可能性が指摘されていたが、このたびの調査結果では、森本断層の存在を確認し、活動履歴の一部が明らかになった。また、富樫断層についても、その存在を強く裏付けるような様々な証拠確認がされた。

#### (3) 調査項目

- ア 活断層の位置、長さ及び単位変位量
- イ 過去の活動履歴、活動間隔及び想定地震規模
- ウ 森本断層と富樫断層の連続性
- エ 森本・富樫断層帯と1799年寛政金沢地震と関連性

#### (4) その他

石川県には、森本・富樫断層帯のほか活断層がいくつも存在する。このうち重要度の高い活断層は、順次、調査を行い、その性状を明らかにしていく必要がある。また、土木工事等においては、切土法面等を観察し、地層の変位等から活断層に関するあらゆる情報を収集するよう常に心がけることが肝要である。

なお、埋蔵文化財の発掘調査においても、液状化痕跡を注意深く観察し、記録にとどめることが必要である。

### 2 防災科学研究所のJ-RiS Q地震速報の活用

#### (1) 目的

地震災害発生直後の情報空白期に地震被害の概括的状況を推定し、初動体制の迅速化を図り、災害対策活動を効果的に推進するため、防災科学研究所のJ-RiS Q地震速報を活用する。

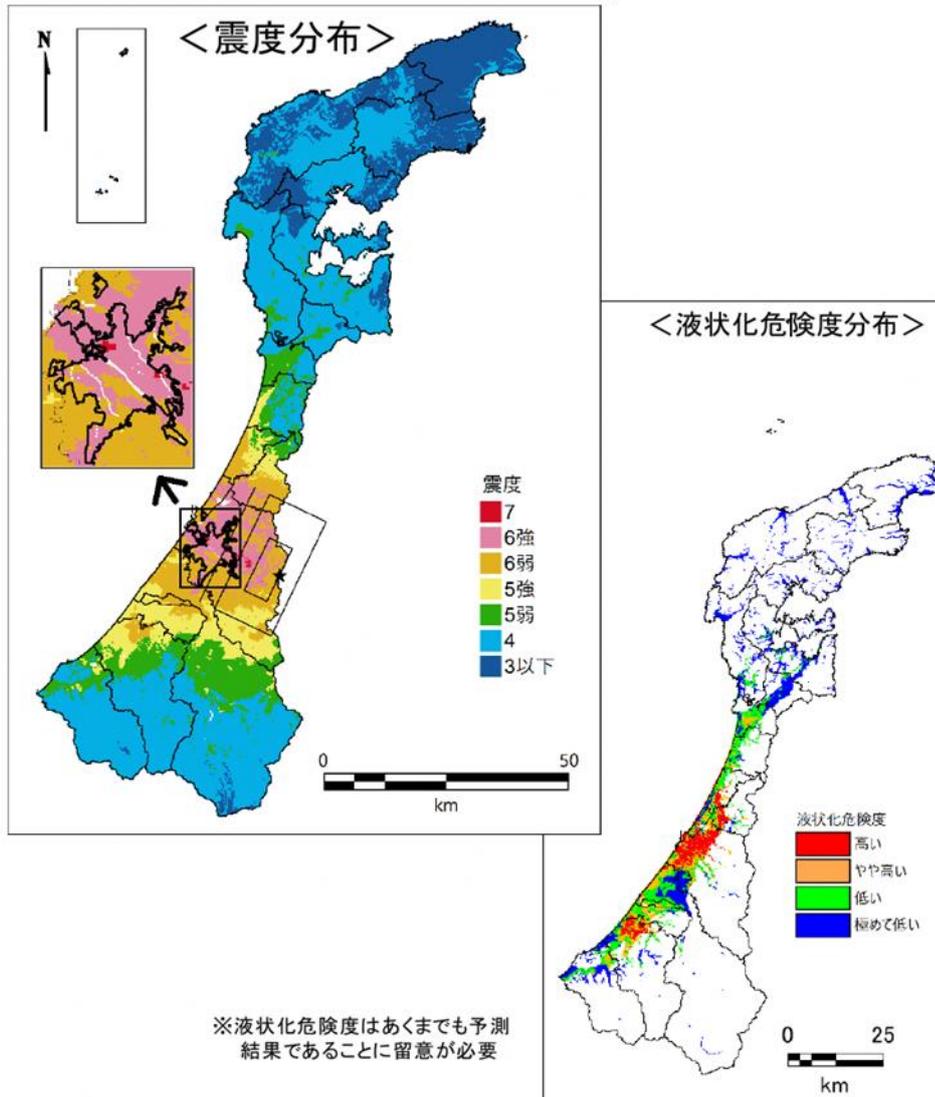
#### (2) 効果

- ア 推定した被害状況により重点項目及び重点区域を判断し、次に行うべき即時対応を決断する。
  - (ア) 生命の安全確保（要救出者数、避難者数）
  - (イ) 災害医療（受入れ可能な医療機関等）
  - (ウ) 二次災害の軽減（火災、津波）
  - (エ) 緊急輸送ルートの確保など
- イ 特に、夜間・悪天候時に効果が大きい。
- ウ 県内全域の状況を統一された観点から整理、把握する。
- エ 地震被害想定シミュレーション結果を有効活用し、メッシュごとの被害状況を表示して、きめ細かい対応を行う。
- オ 市町においても、J-RiS Q地震速報を活用し、市町独自の応急対応を行う。
- カ 平常時においては、防災訓練等関係職員の防災教育や防災体制の検討を行い、市民等の防災意識の啓発に活用する。

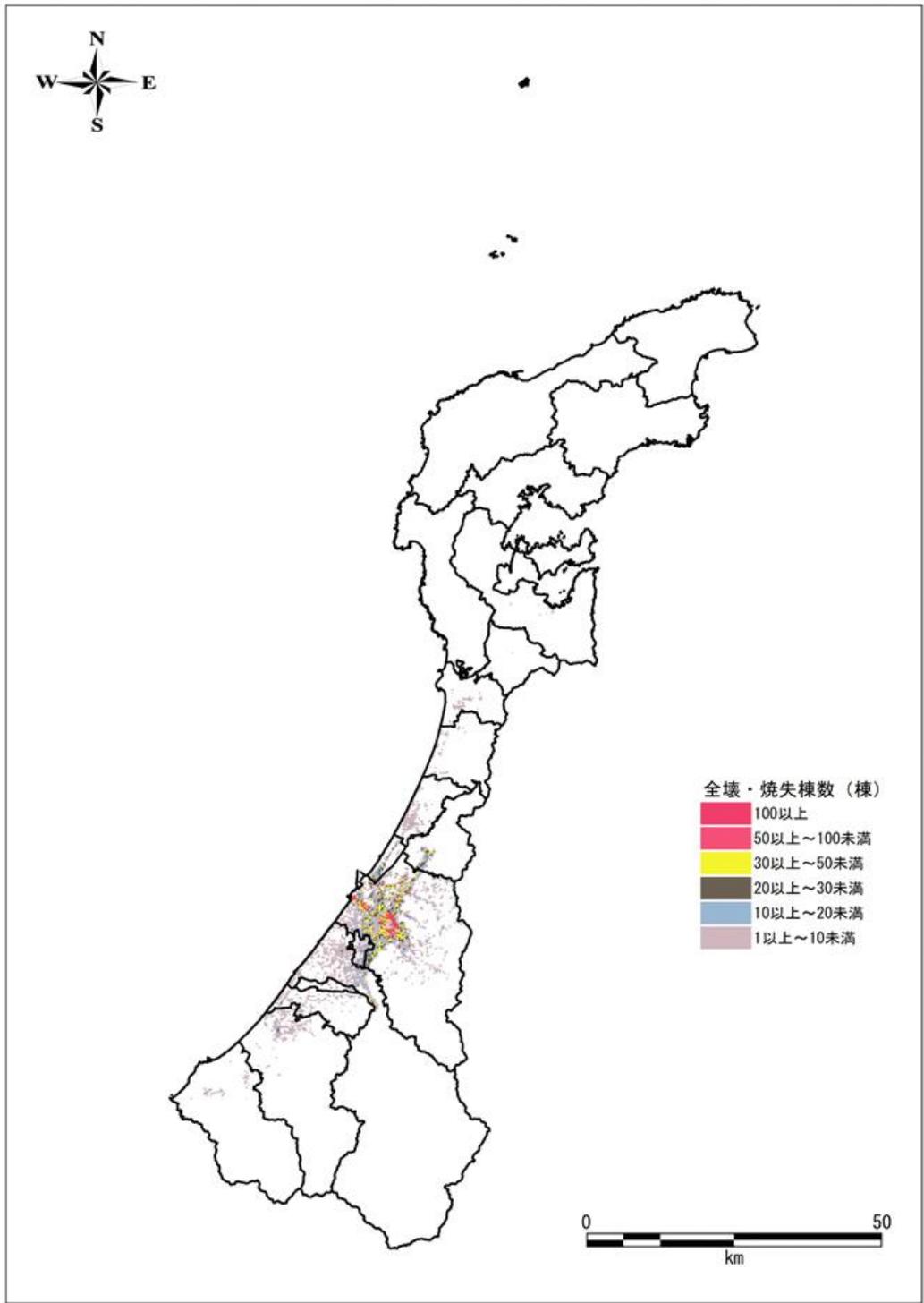
## 第8節 資料（地震被害想定調査等の概要図表）

### 1 森本・富樫断層帯

#### (1) 図 想定結果（森本・富樫断層帯）



全壊・焼失建物棟数（森本・富樫断層帯）



(2) 市町別被害予想結果 (森本・富樫断層帯)

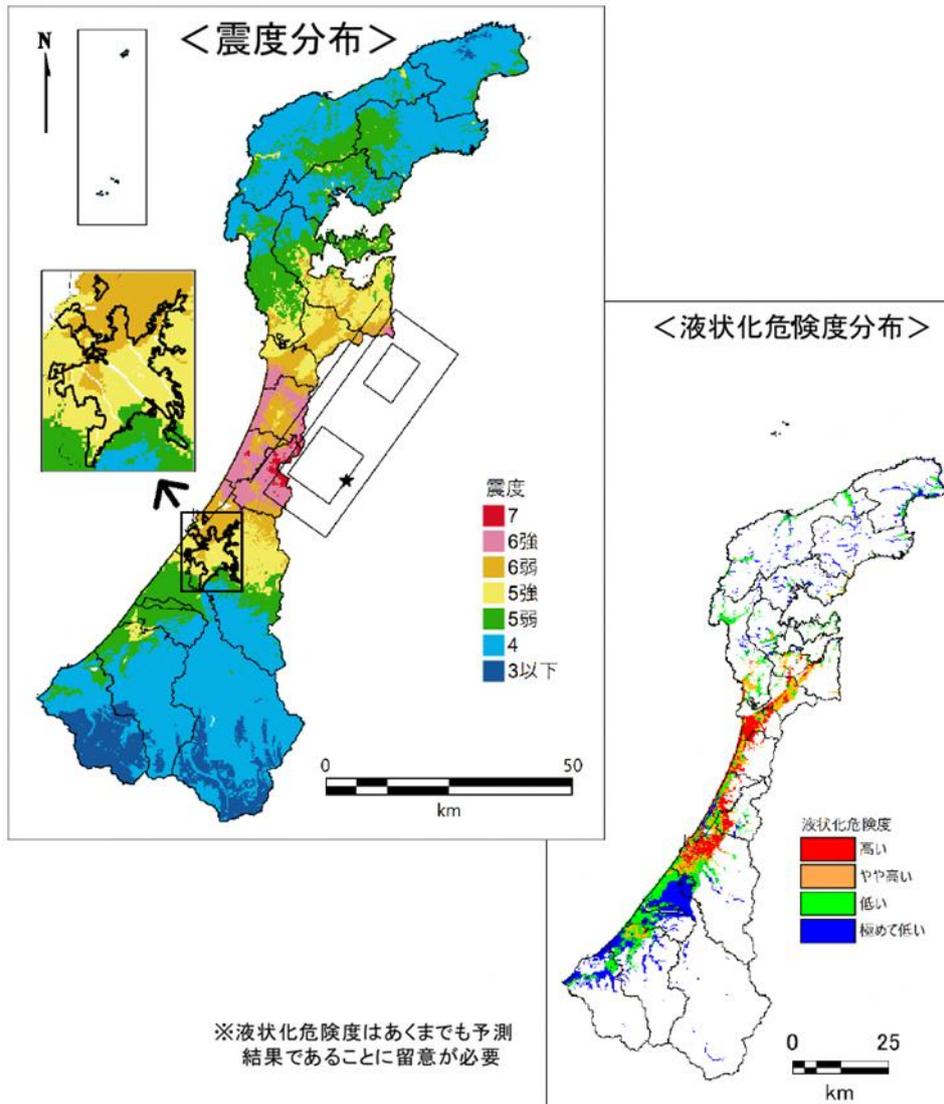
	建物被害			人的被害				ライフライン被害			避難者	
	全壊・全焼棟数	半壊棟数	出火件数	死者数	負傷者数	要救助者数	災害関連死者数	断水人口	下水道支障人口	停電戸数	避難者数(1週間後)	
単位	棟	棟	件	人	人	人	人	人	人	戸	人	
能登北部	輪島市	0	0	0	0	0	0	0~0	1	15	6	0
	珠洲市	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	穴水町	0	1	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	能登町	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
能登中部	七尾市	40	164	0	0	0	0	0~0	35	152	147	81
	羽咋市	246	941	0	0	1	0	1~3	312	835	1,063	543
	志賀町	7	35	0	0	0	0	0~0	42	404	188	10
	宝達志水町	191	644	0	0	1	0	1~2	520	3,014	1,036	511
	中能登町	22	79	0	0	0	0	0~0	15	173	60	31
石川中央	金沢市	35,900	31,064	50	1,788	6,743	7,431	289~577	463,341	453,649	186,659	144,288
	かほく市	799	2,685	1	21	183	57	6~13	37,385	35,196	8,636	3,166
	白山市	3,328	5,047	3	182	989	492	24~49	93,155	86,667	28,295	12,201
	野々市市	1,281	1,662	2	61	402	278	17~33	56,710	58,634	21,264	8,264
	津幡町	1,488	1,933	2	68	348	463	20~41	38,646	34,832	12,242	10,220
	内灘町	1,327	2,198	1	58	379	244	11~22	28,408	25,315	8,959	5,489
	小松市	1,241	4,950	1	8	101	21	8~16	11,880	7,447	15,176	3,782
南加賀	加賀市	225	900	0	0	1	0	1~2	460	993	1,622	513
	能美市	714	2,757	0	19	155	40	5~9	54,078	48,976	9,508	2,284
	川北町	138	298	0	8	43	24	1~2	2,117	3,699	1,181	515
	計	46,947	55,359	61	2,212	9,344	9,049	384~768	787,105	760,004	296,040	191,898

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害(災害関連死を除く)・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

2 邑知瀉断層帯（南に震源）

(1) 図 想定結果（邑知瀉断層帯（南に震源））



(2) 表 市町別被害予想結果 (邑知瀉断層帯 (南に震源))

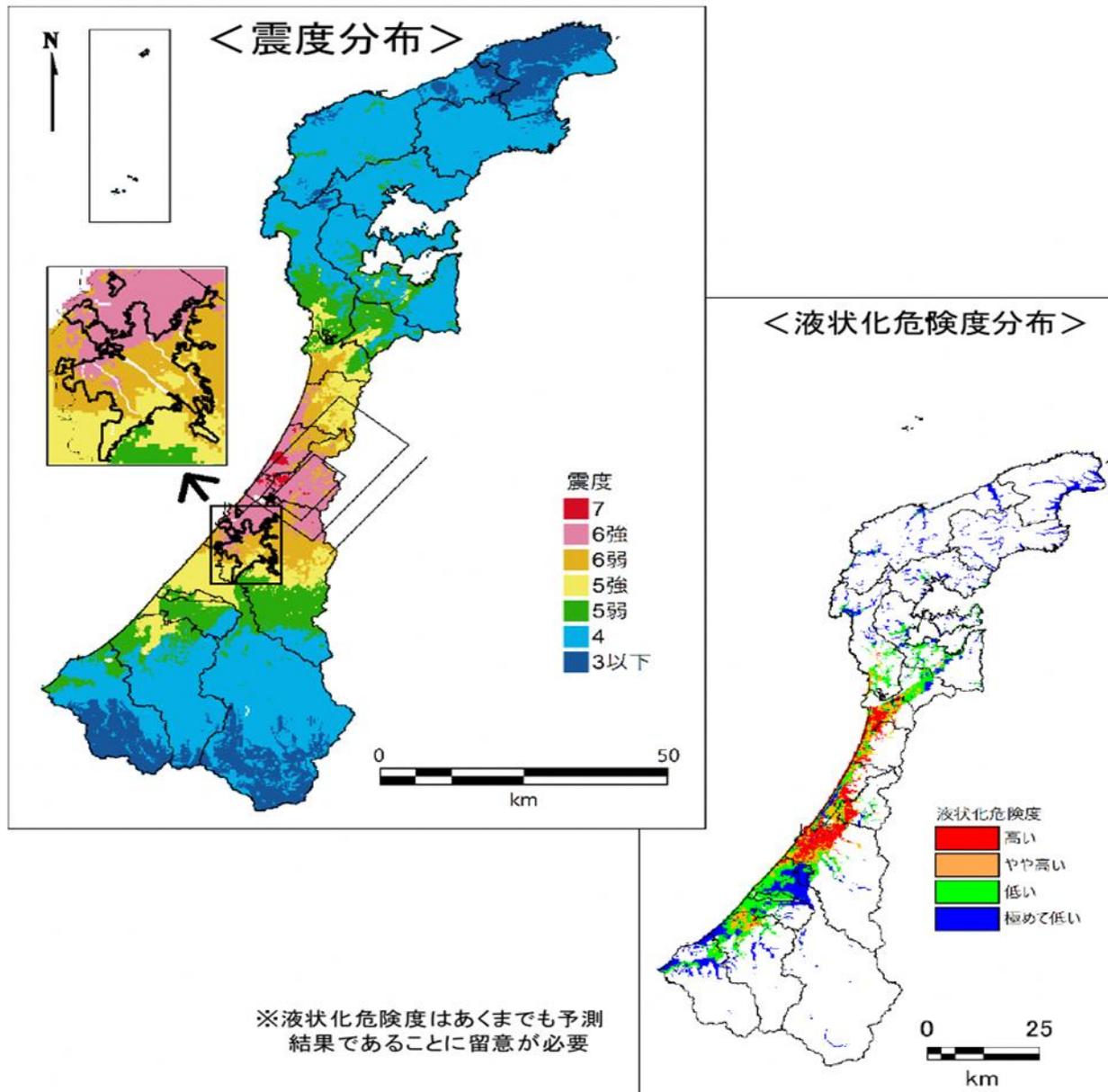
	単位	建物被害			人的被害				ライフライン被害			避難者
		全壊・全焼棟数	半壊棟数	出火件数	死者数	負傷者数	要救助者数	災害関連死者数	断水人口	下水道支障人口	停電戸数	避難者数 (1週間後)
能登北部	輪島市	30	128	0	0	1	0	0~0	165	611	632	66
	珠洲市	45	157	0	0	0	0	0~0	26	138	111	41
	穴水町	62	160	0	0	1	0	0~0	145	166	487	104
	能登町	274	688	0	0	0	0	1~2	73	503	300	390
能登中部	七尾市	1,199	3,198	1	25	159	44	6~12	51,236	24,698	11,184	2,981
	羽咋市	3,710	3,817	3	175	752	439	15~30	22,106	15,802	6,560	6,998
	志賀町	538	1,801	0	1	20	2	2~3	1,433	1,112	2,101	691
	宝達志水町	1,857	1,502	2	99	389	347	9~19	12,642	11,151	3,968	4,635
	中能登町	822	2,322	0	7	84	12	3~6	17,468	12,790	4,359	1,606
石川中央	金沢市	5,149	16,376	6	179	1,107	645	48~96	462,695	453,649	105,707	24,062
	かほく市	5,271	4,561	6	278	1,227	762	26~52	37,385	35,196	11,508	13,039
	白山市	109	669	0	1	9	1	1~2	2,325	5,334	7,808	482
	野々市市	12	109	0	0	8	0	1~1	2,797	3,838	7,802	316
	津幡町	1,821	1,966	3	87	405	580	22~44	38,649	34,900	12,257	11,108
	内灘町	720	1,782	1	30	226	123	8~15	28,408	24,149	8,534	3,830
南加賀	小松市	507	2,248	0	0	3	0	3~7	1,150	2,488	3,650	1,391
	加賀市	52	254	0	0	1	0	0~1	102	603	415	127
	能美市	97	553	0	0	2	0	1~1	711	2,550	2,249	263
	川北町	3	25	0	0	0	0	0~0	90	834	258	18
計		22,277	42,317	22	882	4,392	2,956	144~289	679,607	630,511	189,889	72,149

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害（災害関連死を除く）・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

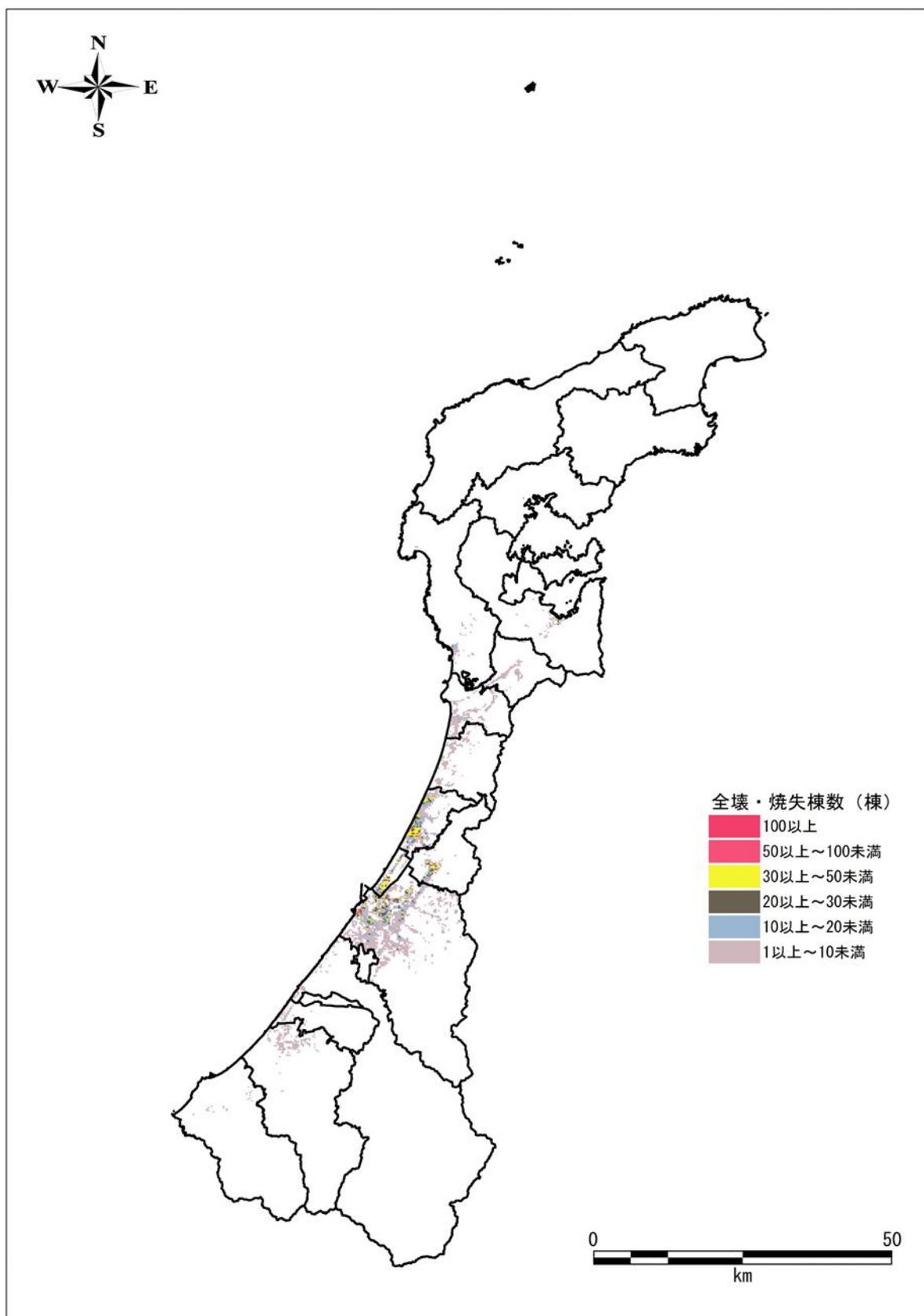
※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

3 砺波平野断層帯西部

(1) 図 想定結果 (砺波平野断層帯西部)



全壊・焼失建物棟数（砺波平野断層帯西部）



(2) 表 市町別被害予想結果 (砺波平野断層帯西部)

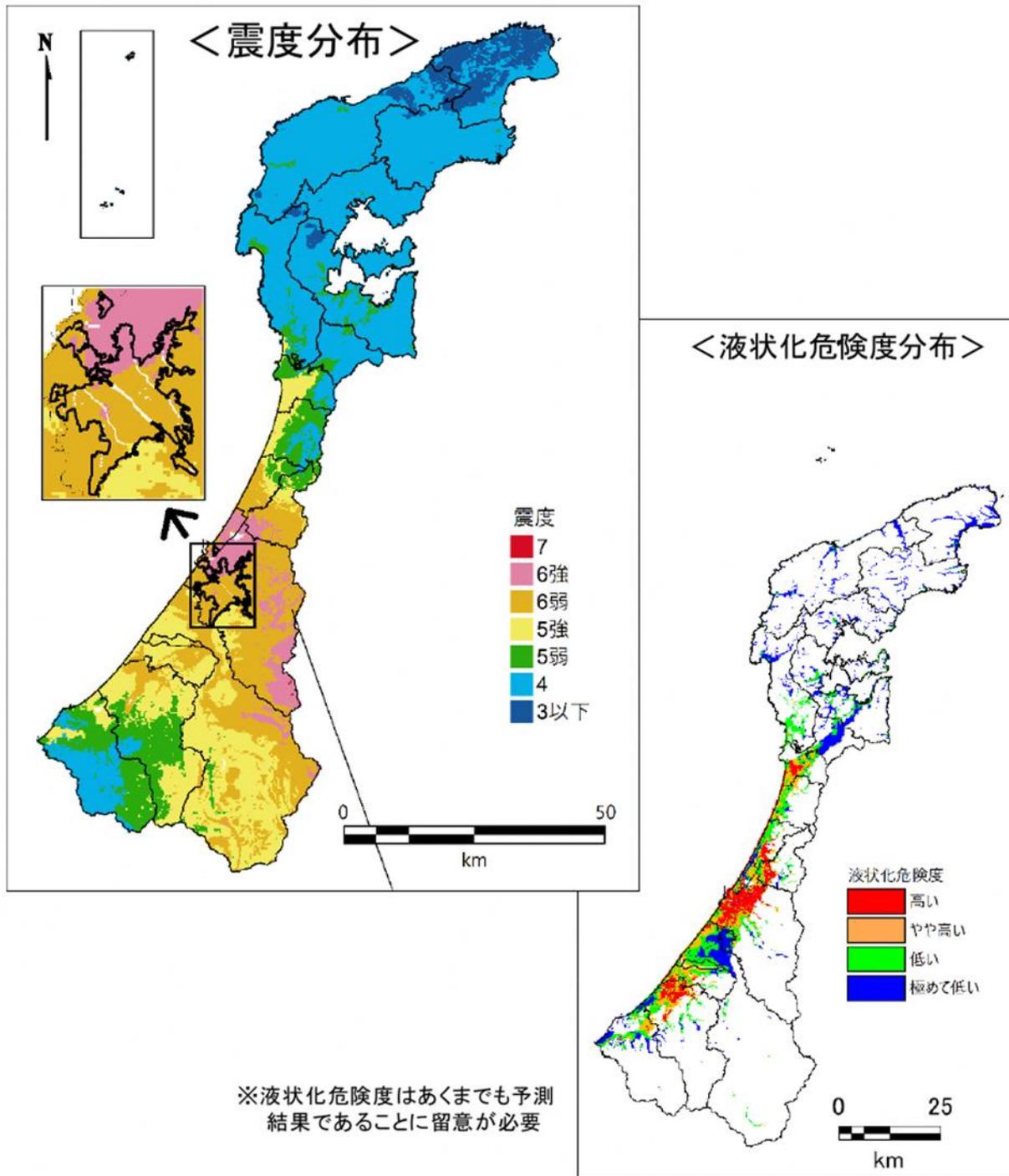
	建物被害			人的被害				ライフライン被害			避難者	
	全壊・全焼棟数	半壊棟数	出火件数	死者数	負傷者数	要救助者数	災害関連死者数	断水人口	下水道支障人口	停電戸数	避難者数(1週間後)	
単位	棟	棟	件	人	人	人	人	人	人	戸	人	
能登北部	輪島市	2	13	0	0	0	0	0~0	23	137	102	6
	珠洲市	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	穴水町	13	54	0	0	0	0	0~0	16	128	76	25
	能登町	0	1	0	0	0	0	0~0	0	0	0	1
能登中部	七尾市	387	1,286	0	0	2	0	2~4	544	1,121	1,864	732
	羽咋市	936	2,991	0	7	81	16	5~9	22,106	15,802	4,793	2,068
	志賀町	324	1,125	0	0	2	0	1~2	790	712	1,315	421
	宝達志水町	612	1,330	0	21	133	61	5~9	12,607	9,911	3,507	2,252
	中能登町	448	1,246	0	0	2	0	1~3	460	3,653	1,207	594
石川中央	金沢市	10,787	20,236	18	451	2,199	1,757	131~262	463,023	453,649	160,724	65,431
	かほく市	5,222	4,531	7	267	1,201	757	28~56	37,385	35,196	11,795	14,107
	白山市	204	1,124	0	2	32	4	3~7	10,583	6,007	15,565	1,644
	野々市市	26	173	1	1	15	1	3~6	56,710	58,634	15,805	1,499
	津幡町	1,673	1,945	3	79	373	525	24~47	38,647	35,860	12,614	11,860
	内灘町	2,053	2,416	3	91	517	398	17~33	28,408	27,791	9,846	8,343
南加賀	小松市	726	3,128	0	0	7	0	5~9	2,514	3,477	6,177	1,970
	加賀市	94	423	0	0	1	0	1~1	225	691	842	223
	能美市	195	1,043	0	0	4	0	1~2	1,495	2,863	3,841	518
	川北町	12	78	0	0	1	0	0~0	212	1,536	476	55
計	23,715	43,141	22	920	4,567	3,520	223~447	675,750	657,168	250,551	111,747	

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害(災害関連死を除く)・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

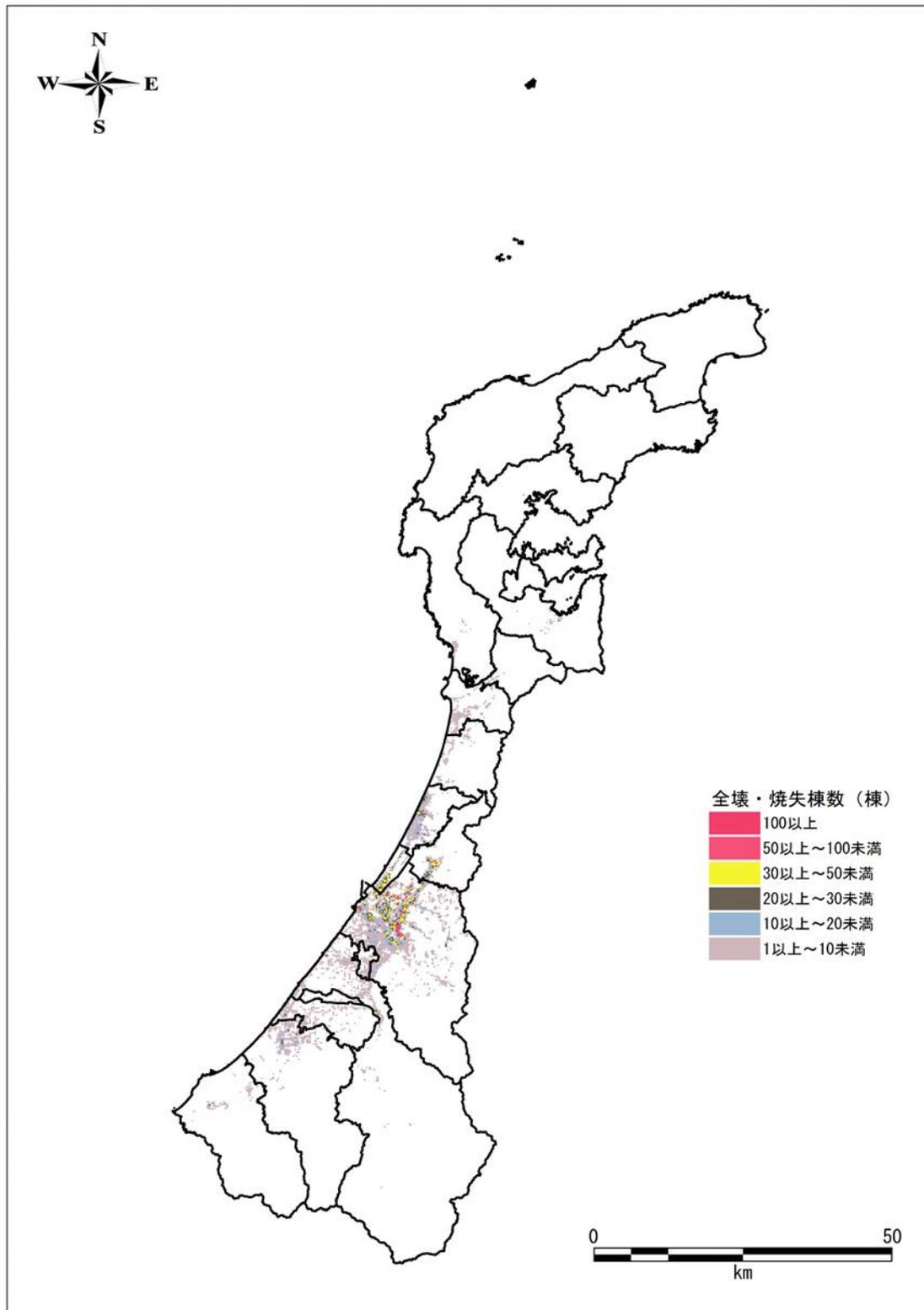
※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

4 庄川断層帯（南に震源）

(1) 図 想定結果（庄川断層帯（南に震源））



全壊・焼失建物棟数（庄川断層帯（南に震源））



(2) 表 市町別被害予想結果 (庄川断層帯 (南に震源))

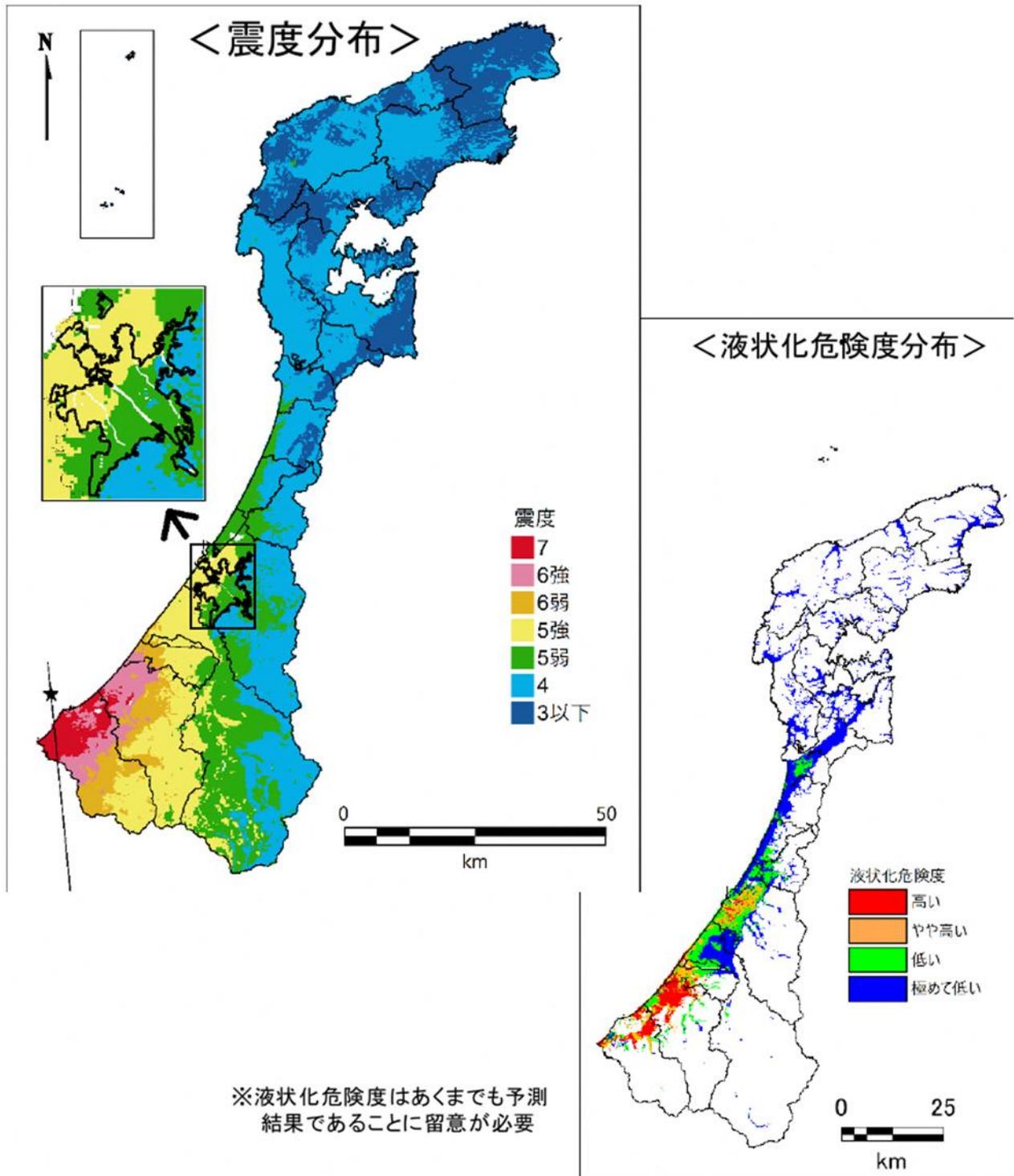
	建物被害			人的被害				ライフライン被害			避難者	
	全壊・全焼棟数	半壊棟数	出火件数	死者数	負傷者数	要救助者数	災害関連死者数	断水人口	下水道支障人口	停電戸数	避難者数 (1週間後)	
単位	棟	棟	件	人	人	人	人	人	人	戸	人	
能登北部	輪島市	7	34	0	0	0	0~0	13	107	54	17	
	珠洲市	2	7	0	0	0	0~0	0	2	2	2	
	穴水町	12	48	0	0	0	0~0	1	1	4	23	
	能登町	10	35	0	0	0	0~0	0	2	1	15	
能登中部	七尾市	199	678	0	0	1	0	1~2	200	508	453	379
	羽咋市	745	2,562	0	3	46	6	4~8	1,929	1,676	2,753	1,590
	志賀町	139	555	0	0	3	0	0~1	149	496	456	189
	宝達志水町	354	1,036	0	6	52	15	2~4	1,830	4,625	1,610	908
	中能登町	63	195	0	0	0	0	0~0	34	340	118	86
石川中央	金沢市	21,060	25,674	27	1,015	4,254	3,998	185~369	463,340	453,649	171,035	92,367
	かほく市	2,626	3,952	2	130	705	347	12~25	37,385	35,196	9,066	6,120
	白山市	1,656	3,937	2	86	594	239	14~28	90,483	86,667	26,581	7,093
	野々市市	406	921	1	22	180	91	8~15	56,710	58,634	19,140	3,770
	津幡町	1,850	2,023	3	86	419	602	21~42	38,647	34,038	11,956	10,391
	内灘町	2,023	2,477	3	89	527	388	15~31	28,408	27,341	9,682	7,672
南加賀	小松市	1,703	5,954	1	35	299	89	11~22	18,803	11,067	19,978	5,560
	加賀市	301	1,211	0	0	10	1	2~3	1,715	1,927	3,760	688
	能美市	849	3,130	1	26	221	56	6~12	54,078	48,976	11,451	2,983
	川北町	64	227	0	3	23	9	1~1	1,293	3,138	997	291
計	34,068	54,656	39	1,501	7,331	5,841	280~561	795,017	768,389	289,099	140,144	

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害 (災害関連死を除く)・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

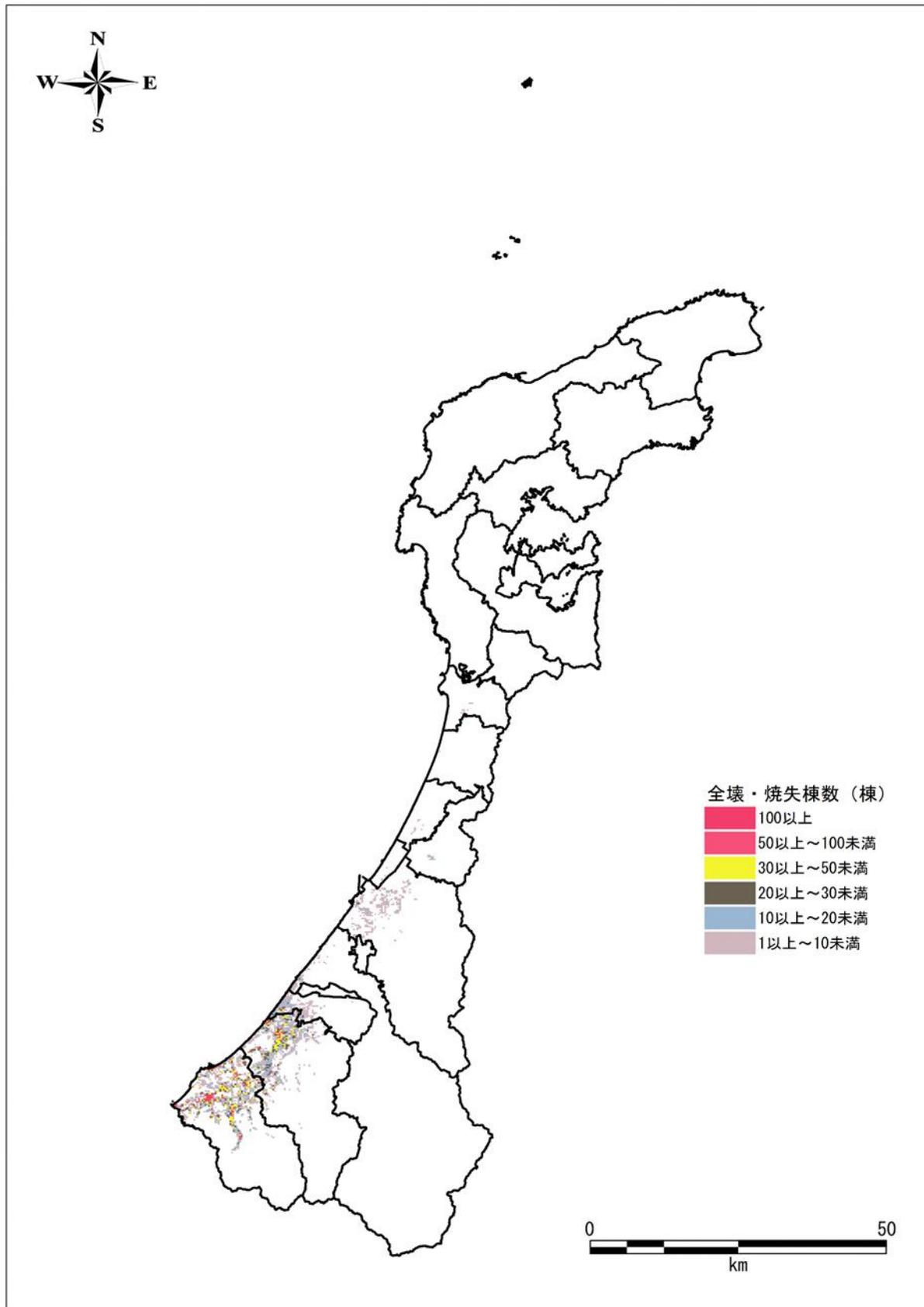
※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

5 福井平野東縁断層帯主部（北に震源）

(1) 図 想定結果（福井平野東縁断層帯主部（北に震源））



全壊・焼失建物棟数（福井平野東縁断層帯主部（北に震源））



(2) 表 市町別被害予想結果 (福井平野東縁断層帯主部 (北に震源))

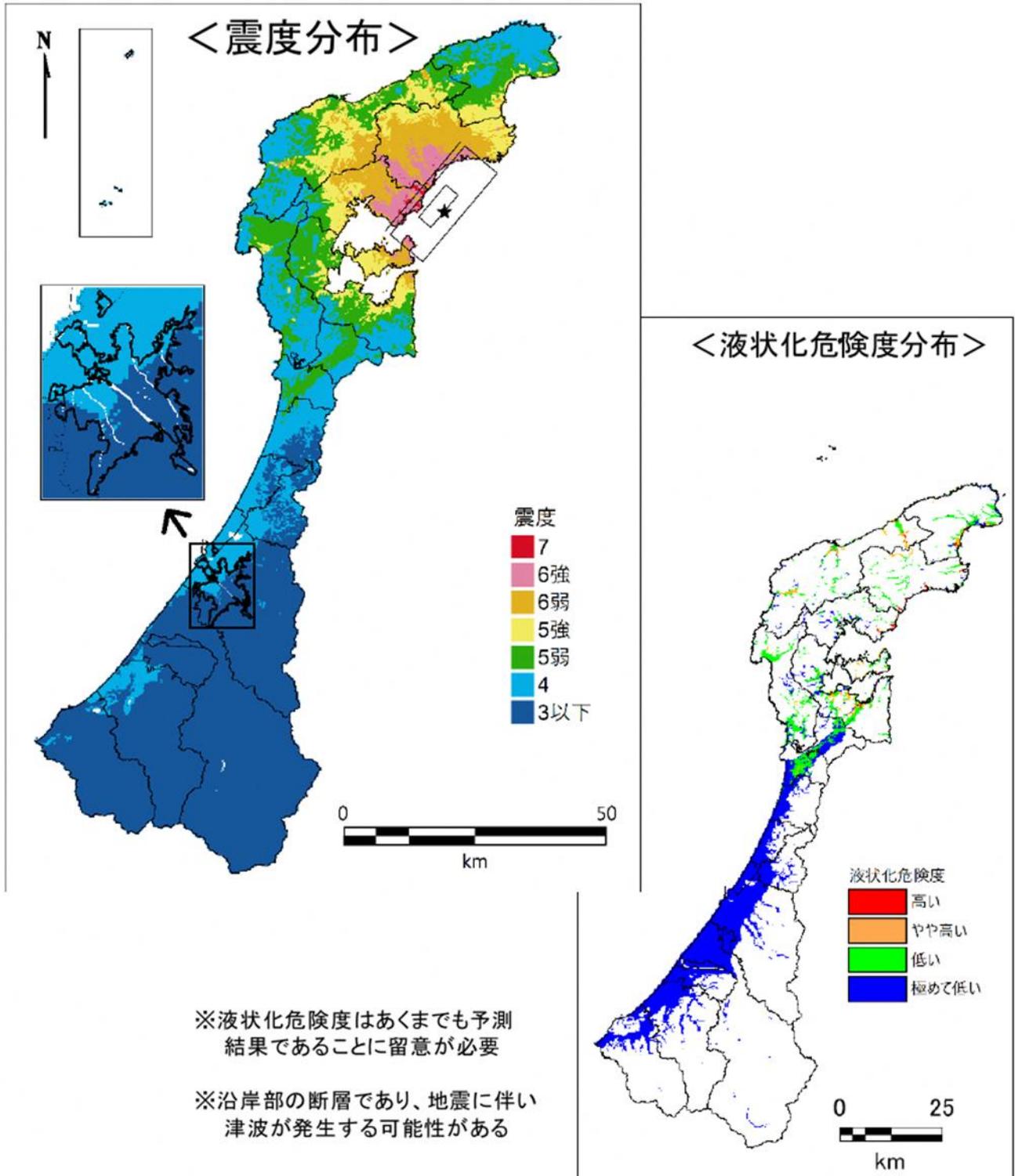
	建物被害			人的被害				ライフライン被害			避難者	
	全壊・全焼棟数	半壊棟数	出火件数	死者数	負傷者数	要救助者数	災害関連死者数	断水人口	下水道支障人口	停電戸数	避難者数 (1週間後)	
単位	棟	棟	件	人	人	人	人	人	人	戸	人	
能登北部	輪島市	0	0	0	0	0	0	0~0	1	14	6	0
	珠洲市	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	穴水町	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	能登町	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
能登中部	七尾市	0	1	0	0	0	0	0~0	1	7	6	0
	羽咋市	33	148	0	0	0	0	0~0	10	64	42	76
	志賀町	0	0	0	0	0	0	0~0	0	2	1	0
	室達志水町	6	28	0	0	0	0	0~0	27	283	102	18
	中能登町	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
石川中央	金沢市	1,380	8,530	1	1	29	0	16~32	19,012	26,023	45,571	6,749
	かほく市	43	231	0	0	2	0	0~1	406	1,831	1,359	119
	白山市	339	1,532	1	5	54	13	4~8	9,568	6,524	14,928	1,917
	野々市市	8	75	0	0	4	0	0~1	1,521	3,459	5,959	161
	津幡町	60	314	0	0	1	0	1~2	319	3,178	1,125	357
	内灘町	17	131	0	0	1	0	0~0	637	6,403	2,229	103
	小松市	12,317	11,609	13	638	2,686	1,818	66~132	110,279	74,430	36,198	32,932
南加賀	加賀市	22,218	7,474	32	1,065	3,685	3,230	83~166	66,842	37,078	23,910	39,814
	能美市	1,702	3,626	2	72	399	163	11~23	54,078	48,976	12,088	5,667
	川北町	25	140	0	0	5	1	0~1	699	2,459	777	146
	計	38,148	33,839	48	1,782	6,866	5,226	176~352	263,401	210,732	144,300	88,059

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害(災害関連死を除く)・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

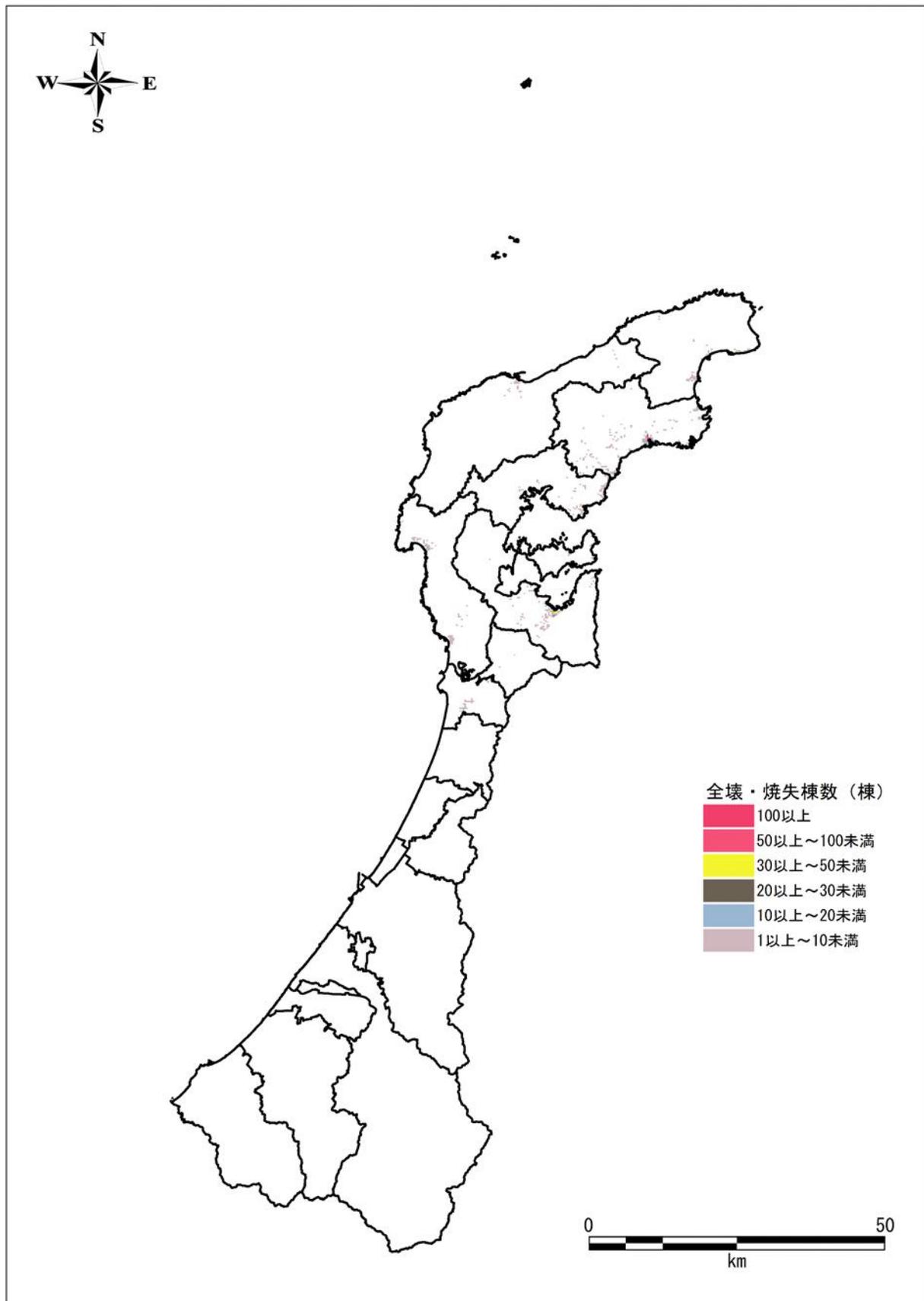
※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

6 能登海岸活動セグメント

(1) 図 想定結果 (能登海岸活動セグメント)



全壊・焼失建物棟数（能登海岸活動セグメント）



(2) 表 市町別被害予想結果 (能登海岸活動セグメント)

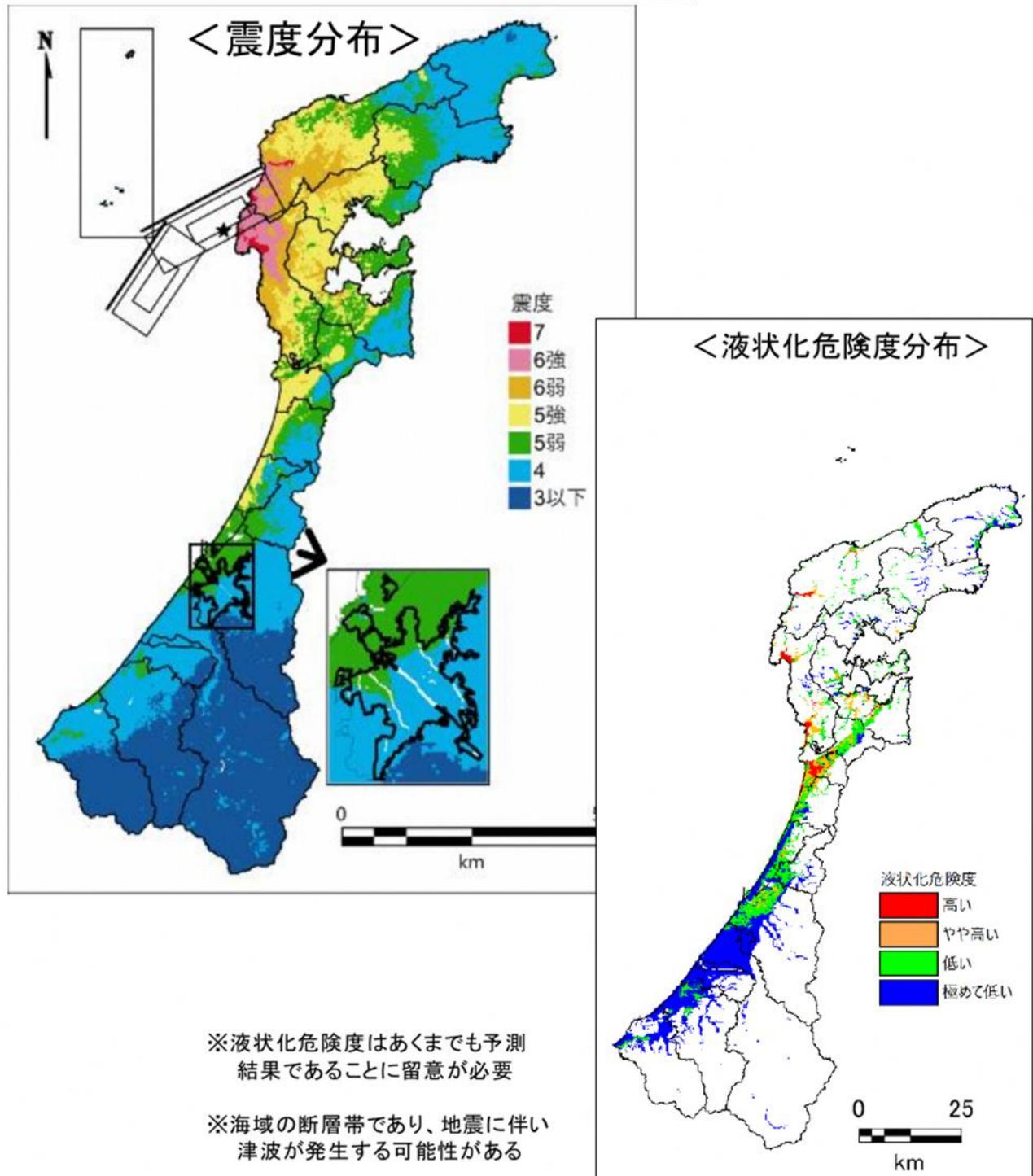
	単位	建物被害			人的被害				ライフライン被害			避難者
		全壊・全焼棟数	半壊棟数	出火件数	死者数	負傷者数	要救助者数	災害関連死者数	断水人口	下水道支障人口	停電戸数	避難者数(1週間後)
能登北部	輪島市	120	429	0	1	11	2	1~2	2,436	1,202	3,598	465
	珠洲市	494	1,280	0	6	57	5	1~2	731	1,670	1,284	417
	穴水町	805	488	1	47	172	113	3~6	6,555	3,335	2,536	1,524
	能登町	2,116	1,990	2	115	502	223	6~13	15,297	8,493	4,980	3,245
能登中部	七尾市	1,105	2,670	1	27	141	78	5~9	7,498	2,110	7,256	2,181
	羽咋市	108	410	0	0	1	0	1~1	78	596	317	239
	志賀町	266	894	0	0	1	0	1~2	204	562	718	342
	宝達志水町	3	14	0	0	0	0	0~0	6	80	29	8
	中能登町	34	140	0	0	1	0	0~0	89	980	340	51
石川中央	金沢市	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	かほく市	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	白山市	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	野々市市	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	津幡町	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	内灘町	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
南加賀	小松市	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	加賀市	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	能美市	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	川北町	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
計		5,052	8,314	4	196	885	421	17~34	32,895	19,028	21,058	8,472

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害(災害関連死を除く)・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

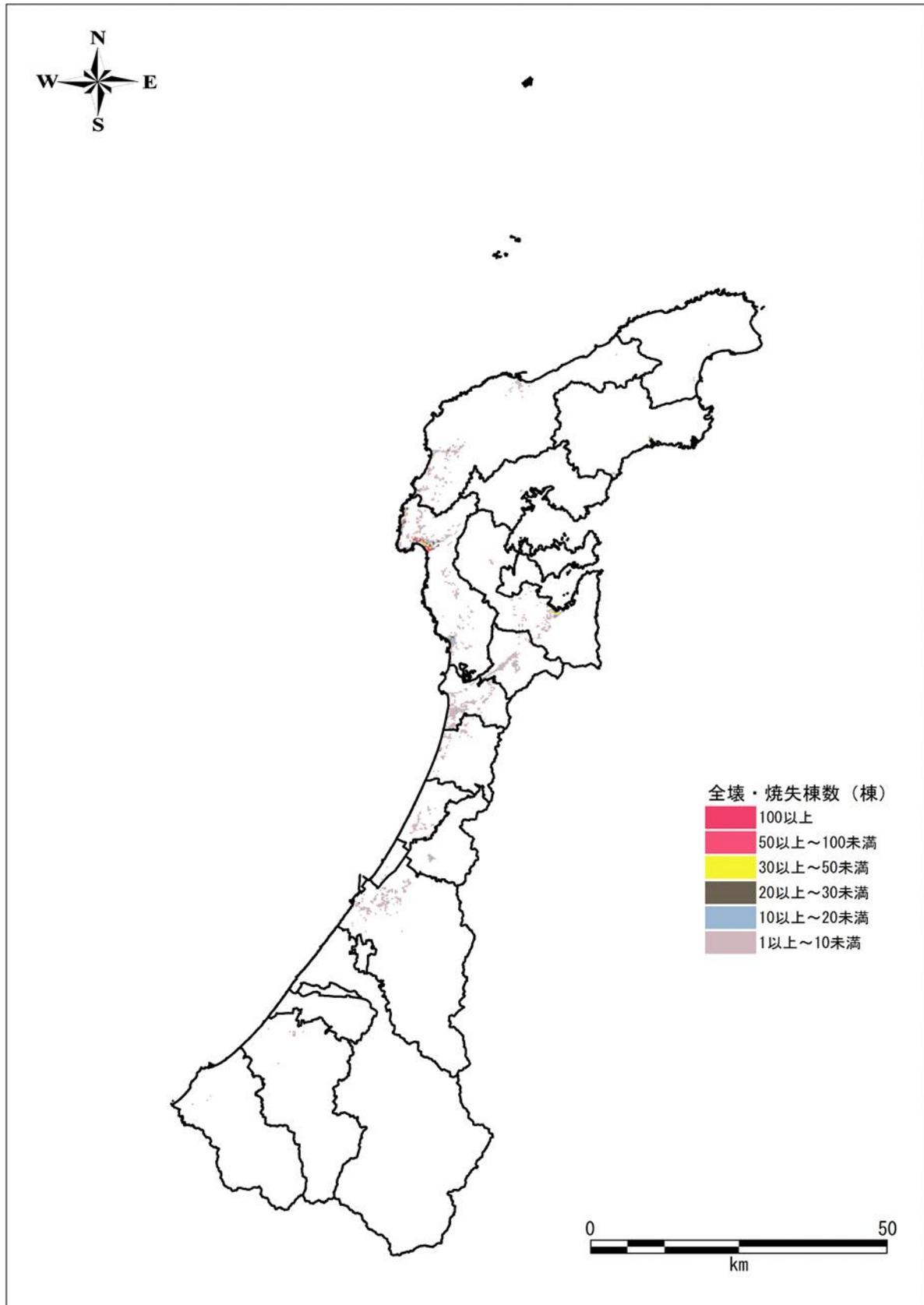
※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

7 門前断層帯（東下部に震源）

(1) 図 想定結果（門前断層帯（東下部に震源））



全壊・焼失建物棟数（門前断層帯（東下部に震源））



(2) 表 市町別被害予想結果 (門前断層帯 (東下部に震源))

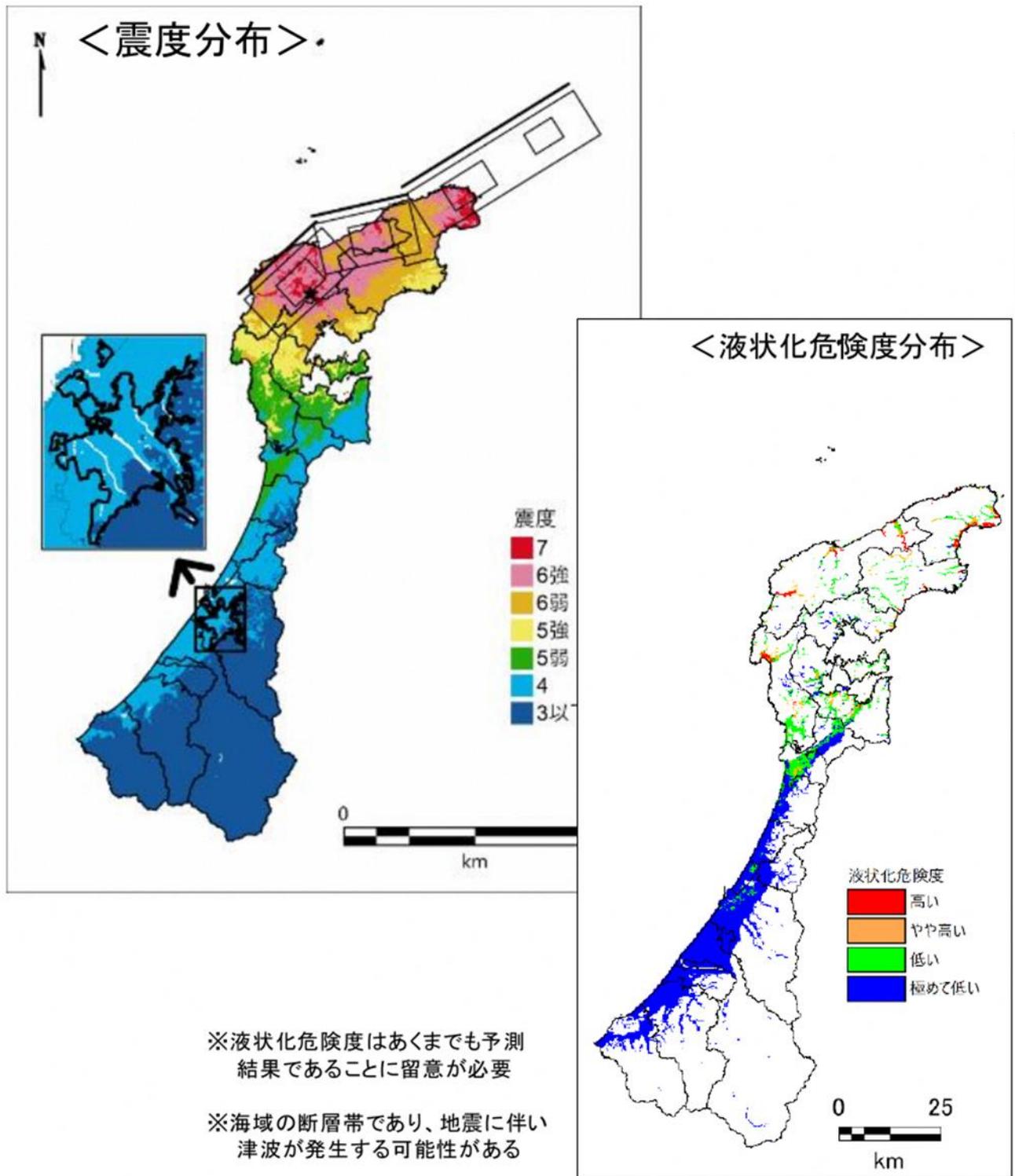
	建物被害			人的被害				ライフライン被害			避難者	
	全壊・全焼棟数	半壊棟数	出火件数	死者数	負傷者数	要救助者数	災害関連死者数	断水人口	下水道支障人口	停電戸数	避難者数 (1週間後)	
単位	棟	棟	件	人	人	人	人	人	人	戸	人	
能登北部	輪島市	1,084	953	2	63	255	180	4~9	18,804	19,252	5,201	2,235
	珠洲市	41	156	0	0	0	0	0~0	21	117	94	38
	穴水町	66	195	0	0	7	1	1~1	6,510	3,335	1,728	367
	能登町	263	651	0	0	0	0	1~2	81	581	346	373
能登中部	七尾市	780	2,593	0	3	42	8	4~7	5,932	1,950	7,286	1,683
	羽咋市	757	2,522	0	0	8	1	4~8	3,089	1,012	3,780	1,600
	志賀町	4,732	3,569	5	242	923	390	11~22	19,157	15,943	5,460	5,342
	宝達志水町	213	731	0	0	2	0	1~3	871	3,881	1,345	573
	中能登町	509	1,410	0	0	2	0	2~3	538	4,174	1,384	675
石川中央	金沢市	629	3,896	0	0	6	0	7~14	2,099	9,854	9,264	3,020
	かほく市	206	902	0	0	5	0	1~3	1,454	1,958	3,240	527
	白山市	1	9	0	0	0	0	0~0	16	129	108	5
	野々市市	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	津幡町	87	463	0	0	1	0	1~3	416	4,072	1,441	521
	内灘町	15	98	0	0	1	0	0~0	463	4,879	1,684	80
	南加賀	小松市	44	244	0	0	0	0	0~1	37	329	166
加賀市	13	73	0	0	0	0	0~0	26	139	118	34	
能美市	1	11	0	0	0	0	0~0	13	149	53	4	
川北町	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0	
計	9,444	18,476	7	309	1,253	579	37~75	59,528	71,751	42,698	17,211	

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害(災害関連死を除く)・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

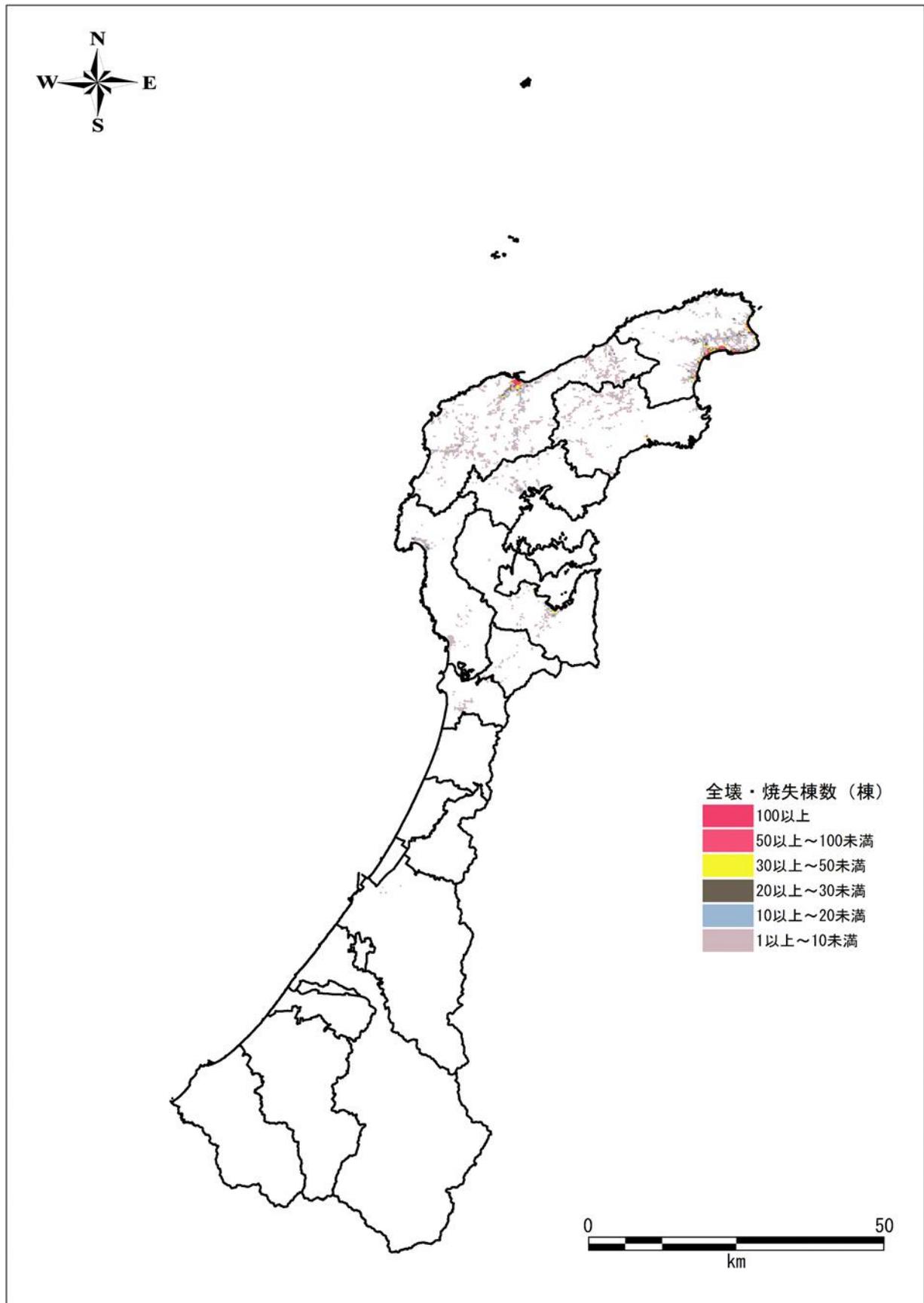
※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

8 能登半島北岸断層帯（南下部に震源）

(1) 図 想定結果（能登半島北岸断層帯（南下部に震源））



全壊・焼失建物棟数（能登半島北岸断層帯（南下部に震源））



(2) 表 市町別被害予想結果 (能登半島北岸断層帯 (南下部に震源))

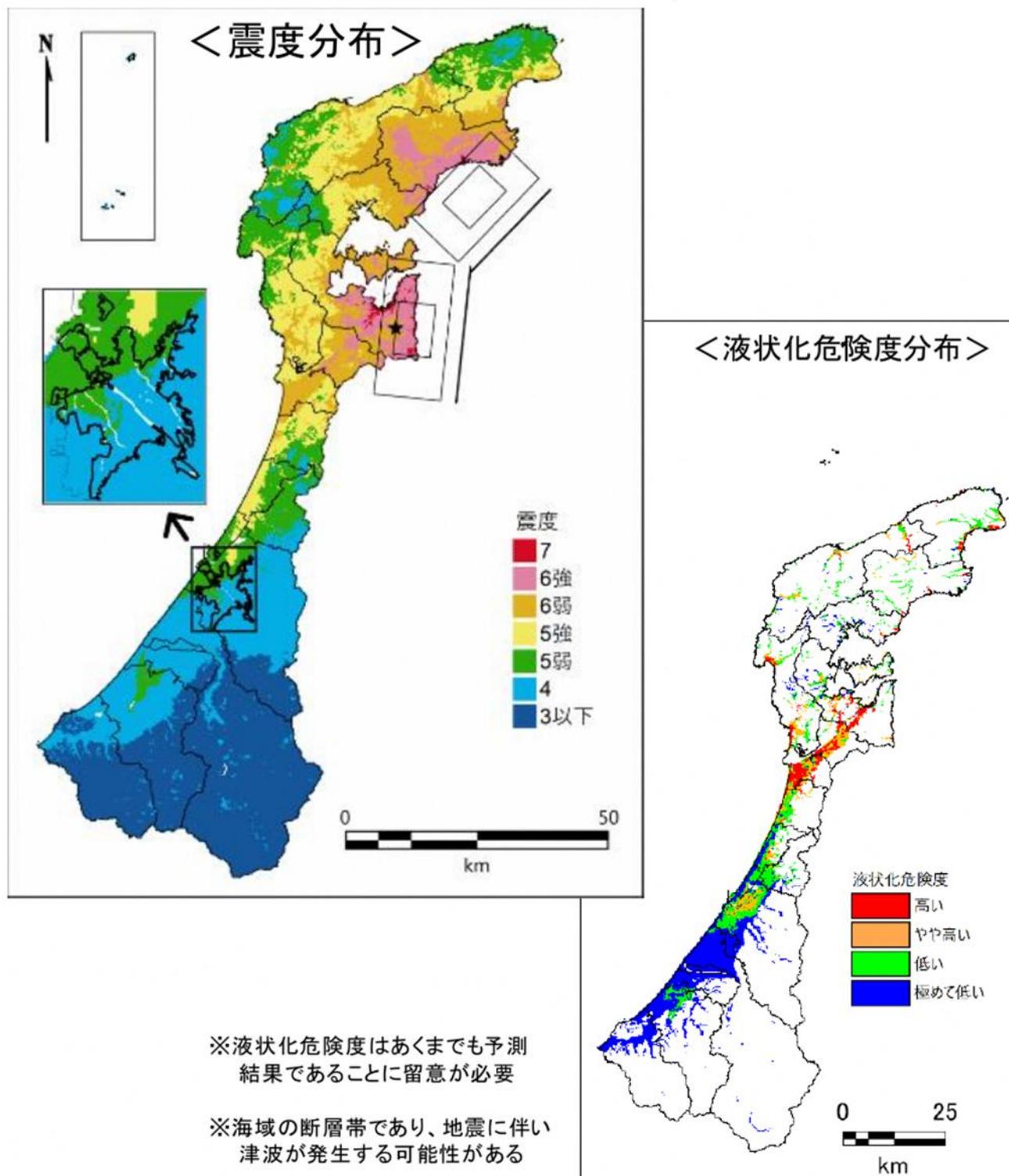
	建物被害			人的被害				ライフライン被害			避難者	
	全壊・全焼棟数	半壊棟数	出火件数	死者数	負傷者数	要救助者数	災害関連死者数	断水人口	下水道支障人口	停電戸数	避難者数 (1週間後)	
単位	棟	棟	件	人	人	人	人	人	人	戸	人	
能登北部	輪島市	8,499	2,634	12	501	1,729	1,362	31~61	21,769	19,252	9,636	13,708
	珠洲市	11,463	3,310	13	663	2,284	823	18~36	12,406	6,559	5,221	8,012
	穴水町	678	736	1	39	189	83	3~6	6,645	3,335	2,671	1,517
	能登町	1,460	1,688	1	75	345	170	5~9	15,297	7,683	4,499	2,323
能登中部	七尾市	846	2,082	0	4	13	2	3~7	3,326	1,441	5,447	1,438
	羽咋市	167	654	0	0	1	0	1~2	240	799	839	372
	志賀町	691	2,117	0	3	34	4	2~4	1,489	1,089	2,317	864
	宝達志水町	28	105	0	0	0	0	0~0	49	506	182	77
	中能登町	107	194	0	1	1	0	0~1	75	828	287	122
石川中央	金沢市	15	106	0	0	0	0	0~0	0	0	0	77
	かほく市	1	5	0	0	0	0	0~0	13	182	55	2
	白山市	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	野々市市	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	津幡町	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	内灘町	1	6	0	0	0	0	0~0	0	0	0	3
南加賀	小松市	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	加賀市	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	能美市	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
	川北町	0	0	0	0	0	0	0~0	0	0	0	0
計	23,956	13,636	27	1,286	4,595	2,444	62~125	61,309	41,674	31,155	28,516	

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害(災害関連死を除く)・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

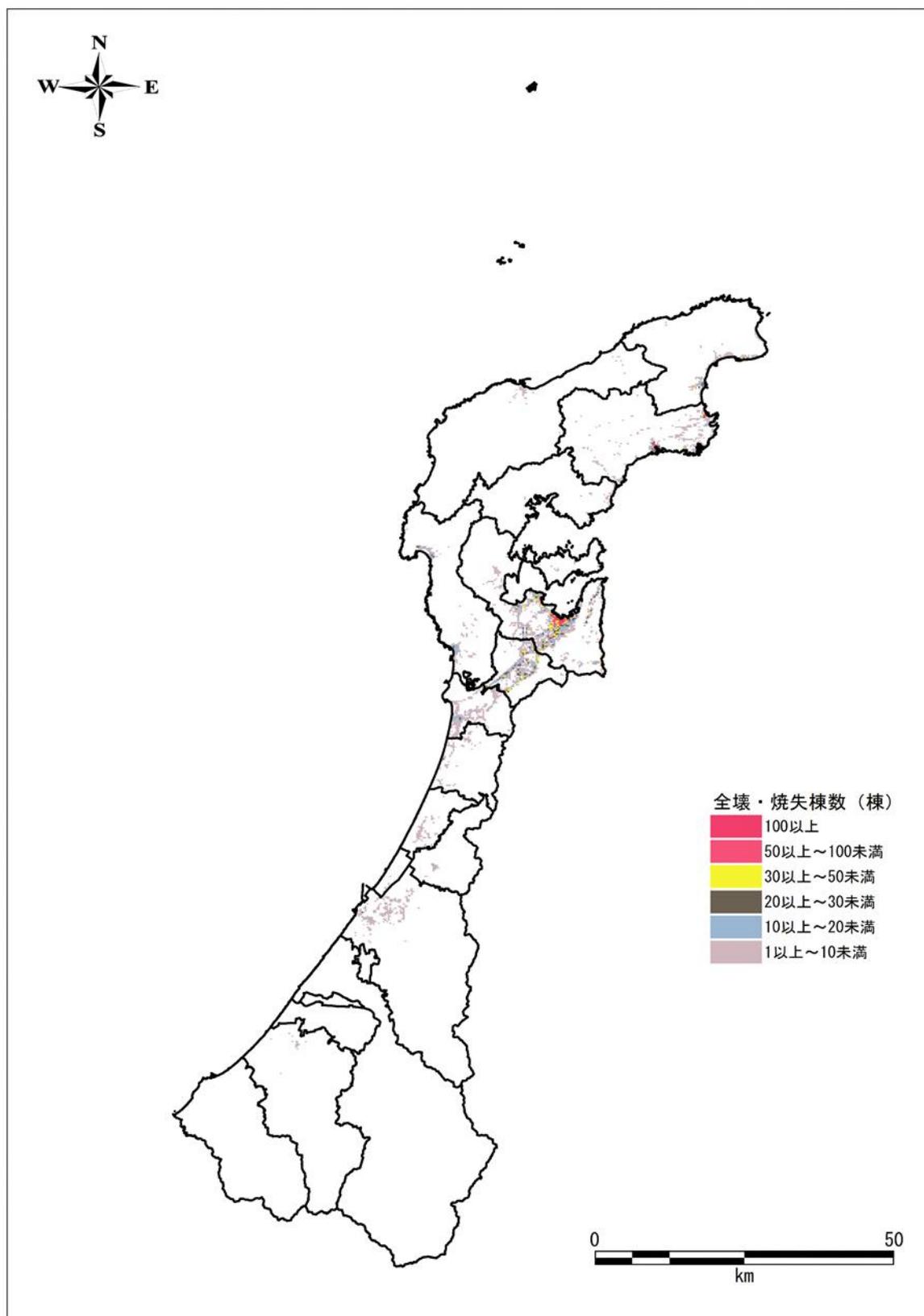
※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

9 七尾湾東方断層帯（南下部に震源）

(1) 図 想定結果（七尾湾東方断層帯（南下部に震源））



全壊・焼失建物棟数（七尾湾東方断層帯（南下部に震源））



(2) 表 市町別被害予想結果（七尾湾東方断層帯（南下部に震源））

	単位	建物被害			人的被害				ライフライン被害			避難者
		全壊・全焼棟数	半壊棟数	出火件数	死者数	負傷者数	要救助者数	災害関連死者数	断水人口	下水道支障人口	停電戸数	避難者数（1週間後）
能登北部	輪島市	178	633	0	4	48	8	2～4	19,492	19,252	5,525	963
	珠洲市	1,296	2,213	1	51	298	46	2～5	12,406	3,859	3,020	1,168
	穴水町	465	411	0	26	106	65	2～4	6,548	3,335	2,277	944
	能登町	4,204	2,610	4	244	945	438	12～23	15,297	9,708	5,720	5,776
能登中部	七尾市	15,536	7,266	19	847	3,057	1,876	52～104	51,334	24,698	18,097	24,561
	羽咋市	1,302	3,437	1	31	230	75	6～13	22,106	15,802	5,653	3,163
	志賀町	1,002	2,864	0	14	124	18	3～6	19,157	15,943	3,747	1,389
	宝達志水町	318	1,030	0	3	35	9	2～4	12,587	6,692	2,350	862
	中能登町	3,950	3,871	3	213	950	360	10～21	17,468	15,463	5,310	5,192
石川中央	金沢市	920	5,655	0	0	7	0	11～21	3,603	10,348	13,708	4,402
	かほく市	272	1,182	0	0	6	0	2～3	2,503	2,200	4,114	764
	白山市	1	8	0	0	0	0	0～0	17	105	73	4
	野々市市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	津幡町	102	534	0	0	2	0	1～3	503	5,129	1,722	604
	内灘町	25	160	0	0	2	0	0～1	672	6,652	2,313	126
	南加賀	小松市	84	444	0	0	1	0	1～1	125	990	544
加賀市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0	
能美市	3	23	0	0	0	0	0～0	18	182	65	10	
川北町	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0	
計		29,659	32,342	29	1,434	5,810	2,896	105～210	183,835	140,357	74,238	50,173

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害（災害関連死を除く）・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

## 第9節 資料(地震調査委員会の活断層評価結果)

県では、令和4年度から地震被害想定調査を実施し、結果については、令和7年5月に公表するとともに、地域防災計画(地震災害対策編)に反映しているが、国の地震調査委員会による活断層の評価として、平成13年12月(平成25年11月一部改訂)に森本・富樫断層帯、平成14年12月(平成20年5月一部改訂)に砺波平野断層帯西部、平成17年3月、平成16年(平成17年1月変更)に庄川断層帯、平成16年12月(平成21年12月一部改訂)に福井平野東縁断層帯、平成17年3月に邑知潟断層帯の長期評価結果が公表されている。また、平成15年3月に森本・富樫断層帯、平成16年3月に砺波平野断層帯西部の強震動評価が公表されている。

### 1 森本富樫断層帯

#### (1) 長期評価(平成13年12月12日公表)

(平成25年11月22日一部改訂)

##### ア 断層帯の構成、位置及び形態

森本断層、野町断層及び富樫断層により構成される。森本断層は、河北郡津幡町付近から金沢市北部にかけて分布する長さは約11km、野町断層は、金沢市街地付近に分布する長さ約9kmの断層、富樫断層は、金沢市南部から白山市明島町付近にかけて分布する長さ約7kmの断層である。

断層帯全体の長さは約26kmで、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。

##### イ 断層帯の過去の活動

過去数十万年間～数万年間においては、平均的な上下方向のずれの速度が1m/千年程度であった可能性がある。この断層帯の最新の活動は、約2千年前以後、4世紀以前にあったと推定される。本断層帯の1回の活動によるずれの量は、概ね3m程度、そのうち上下成分は2m程度であった可能性がある。平均的な活動間隔について直接的なデータは得られていないが、1千7百年～2千2百年程度であった可能性がある。

##### ウ 断層帯の将来の活動

断層帯全体が一つの区間として活動すると推定され、マグニチュード7.2程度の地震が発生すると推定される。過去の活動が十分に明らかでないため信頼度は低い。本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、今後30年以内の発生確率で2%～8%である。本評価で得られた地震発生 of 長期確率には幅があるが、その最大値をとると、本断層は、約30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる。

#### (2) 強震動評価(平成15年3月12日公表)

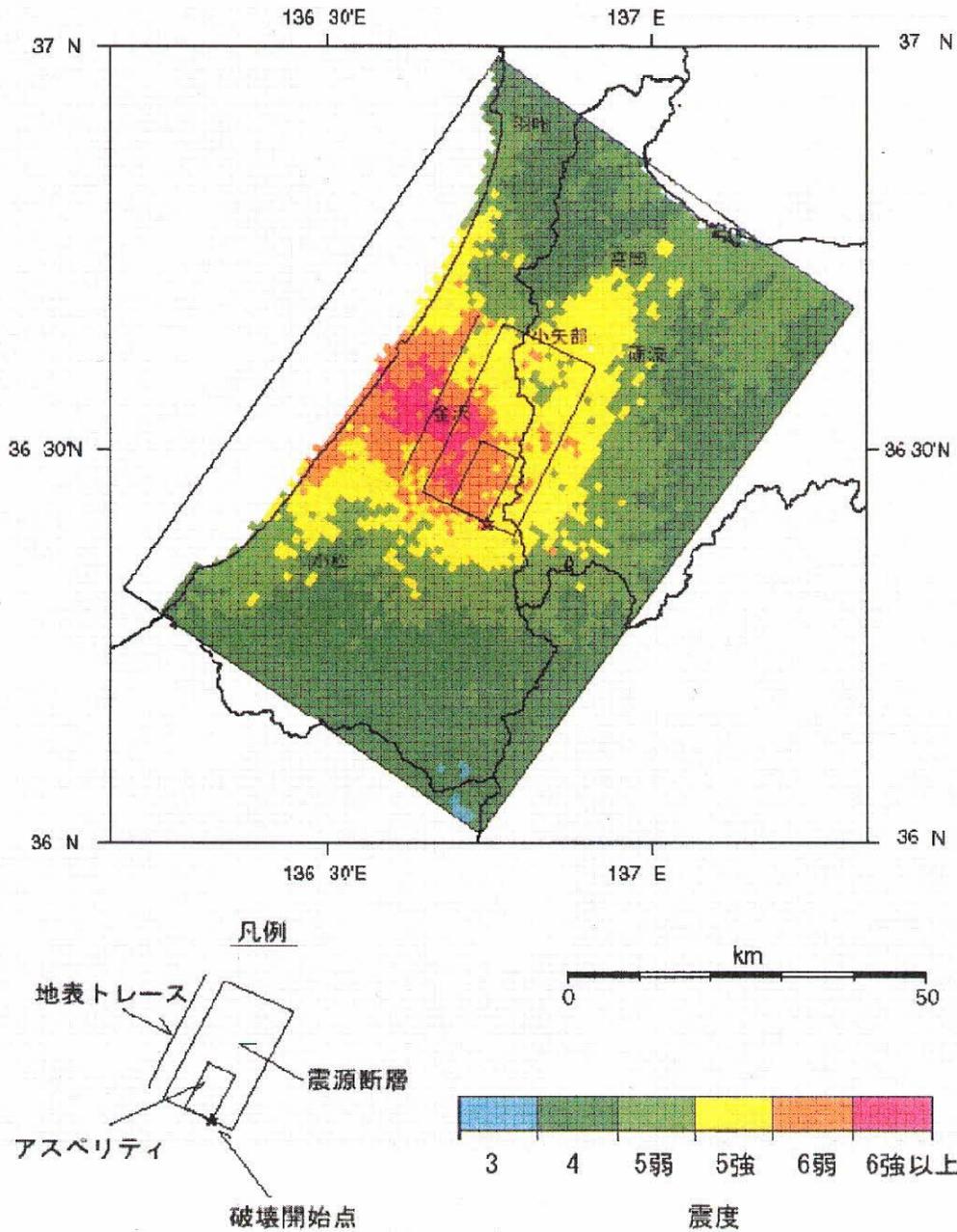
代表ケースでは、アスペリティの北西に位置する金沢市中心付近の広さおよそ100平方キロメートルの範囲で強度6強以上を示す結果となった。

(注)「アスペリティ」とは、断層の中で特にすべり量が大きい領域(強い震度波を生成する)をいう。

森本・富樫断層の活断層位置図



森本・富樫断層帯の強震動評価



※震度6強以上と計算された地域においては震度7になる可能性もあり得る。  
 上の図は、震度分布の広がりを見極めるためのものであり、個々の地点での値にはある程度の誤差を有している。より精密な結果が必要な場合には各地点の地盤条件を正確に把握するなどした上で評価する必要がある。

## 2 砺波平野断層帯西部

### (1) 長期評価（平成14年12月11日公表）

（平成20年5月16日一部改訂）

#### ア 断層帯の構成、位置及び形態

石動断層及び法林寺断層により構成される。高岡市から南砺市に至る長さ約26 kmの断層で、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層である。

#### イ 断層帯の過去の活動

法林寺断層帯における平均的な上下方向のずれの速度は0.3～0.4m/千年程度以上であったと推定される。法林寺断層の最新の活動は、約6千9百年前以後、1世紀以前であったと推定される。法林寺断層の平均的な活動間隔は約6千～1万2千年、若しくはこれらよりも短い間隔であったと推定される。石動断層については、過去の活動に関する資料は得られていない。

#### ウ 断層帯の将来の活動

全体が一つの区間として活動する可能性があり、マグニチュード7.2程度の地震が発生する可能性がある。その際に断層近傍の地表面では、断層の北西側が南東側に対して相対的に2 m程度高まる段差や撓みが生じる可能性がある。本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、今後30年以内の発生確率でほぼ0%～2%もしくはそれ以下である。本評価で得られた地震発生長期確率には幅があるが、その最大値をとると、本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる。

### (2) 強振動評価（平成16年3月22日）

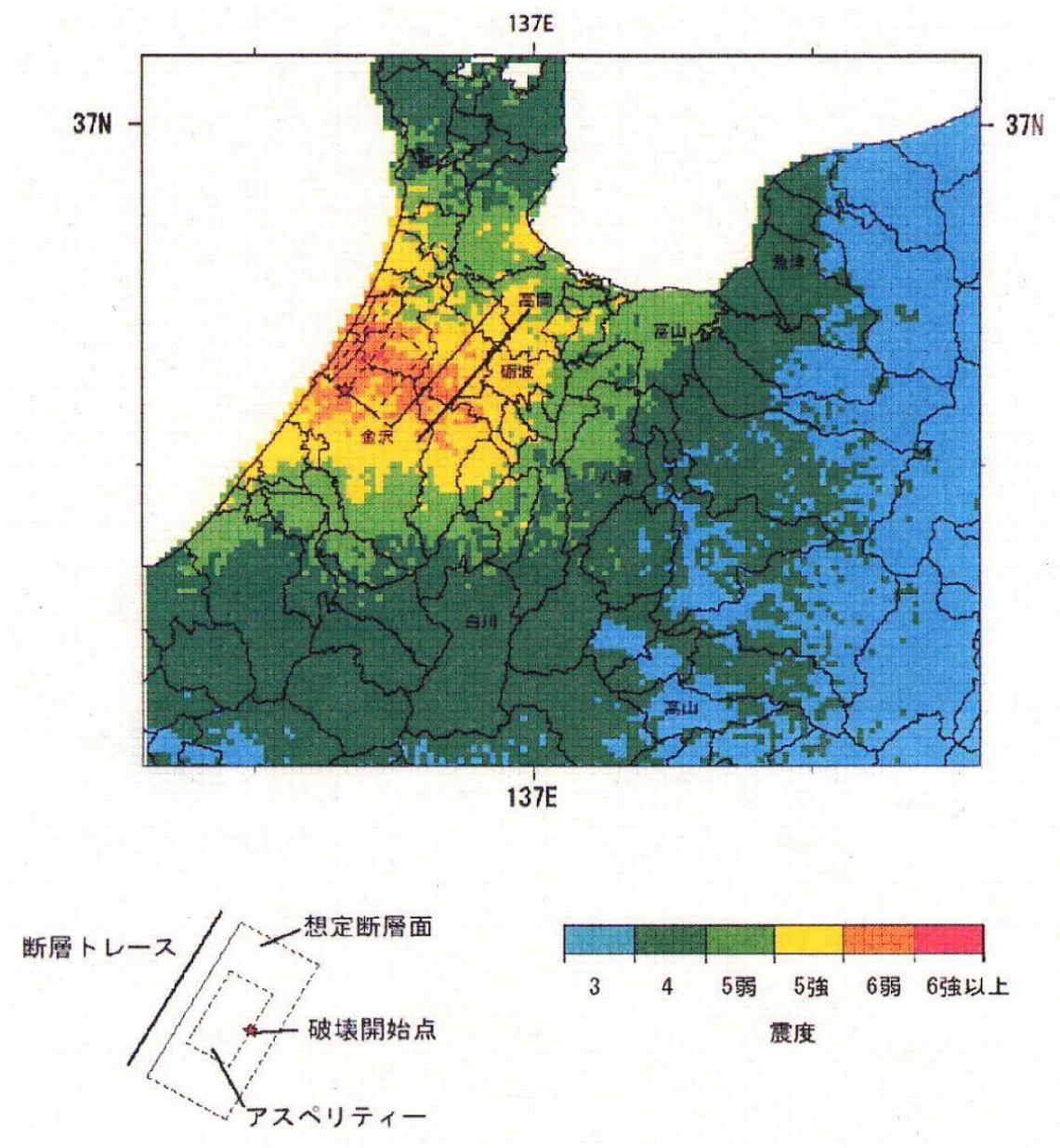
アスペリティ（注）に近く、地表における増幅率が高い金沢平野の広い範囲で震度6弱、その一部では震度6以上の揺れが予測された。

（注）「アスペリティ」とは、断層の中で特にすべり量が大きい領域（強い震度波を生成する）をいう。

砺波平野断層帯・奥羽山断層帯の活断層位置図



砺波平野断層帯西部の強振動評価



※震度6強以上と計算された地域においては震度7になる可能性もあり得る。  
 上の図は、震度分布の広がりを見極めるためのものであり、個々の地点での値にはある程度の誤差を有している。より精密な結果が必要な場合には各地点の地盤条件を正確に把握するなどした上で評価する必要がある。

### 3 福井平野東縁断層帯

#### (1) 長期評価（平成16年12月8日公表）

（平成21年12月18日一部改訂）

##### ア 断層帯の構成、位置及び形態

福井平野東縁断層帯は、福井平野東縁断層帯主部と福井平野東縁断層帯西部からなる。

福井平野東縁断層帯主部は、石川県加賀市沖合の海域から、福井県あわら市、坂井市（旧坂井郡丸岡町）及び吉田郡永平寺町（旧松岡町）を経て、福井市（旧足羽（あすわ）郡美山町）まで、概ね南北に延びる断層帯である。長さは約45kmで、左横ずれかつ東側隆起の逆断層である。

福井平野東縁断層帯西部は、1948年（昭和23年）福井地震の震源断層の主断層で、福井県坂井市（旧坂井郡三国町）沖合の海域から、あわら市、坂井市（旧坂井郡坂井町、丸岡町）を経て福井市まで、概ね北北西－南南東に延びる断層である。長さは約33kmで、左横ずれが卓越し、中部から北部では東側隆起成分、南部では西側隆起成分を伴う。

##### イ 断層帯の過去の活動

###### (ア) 福井平野東縁断層帯主部

福井平野東縁断層帯主部の平均的な上下方向のずれの速度は、0.1－0.3m／千年程度の可能性がある。最新活動時期は約3千4百年前以後、約2千9百年前以前であったと推定され、平均活動間隔は約6千3百－1万年であった可能性がある。

###### (イ) 福井平野東縁断層帯西部

福井平野東縁断層帯西部の平均的な上下方向のずれの速度は0.1－0.2m／千年程度の可能性がある。本断層帯は、1948年の福井地震の際に活動した。その際、本断層帯に沿って、最大2m程度の左横ずれと、最大0.9m程度の東側隆起が生じたと推定される。

##### ウ 断層帯の将来の活動

###### (ア) 福井平野東縁断層帯主部

福井平野東縁断層帯主部では、全体が1つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.6程度の地震が発生する可能性がある。また、その際のずれの量は左横ずれ成分および東側隆起の上下成分の総和で3－4m程度となる可能性がある。

###### (イ) 福井平野東縁断層帯西部

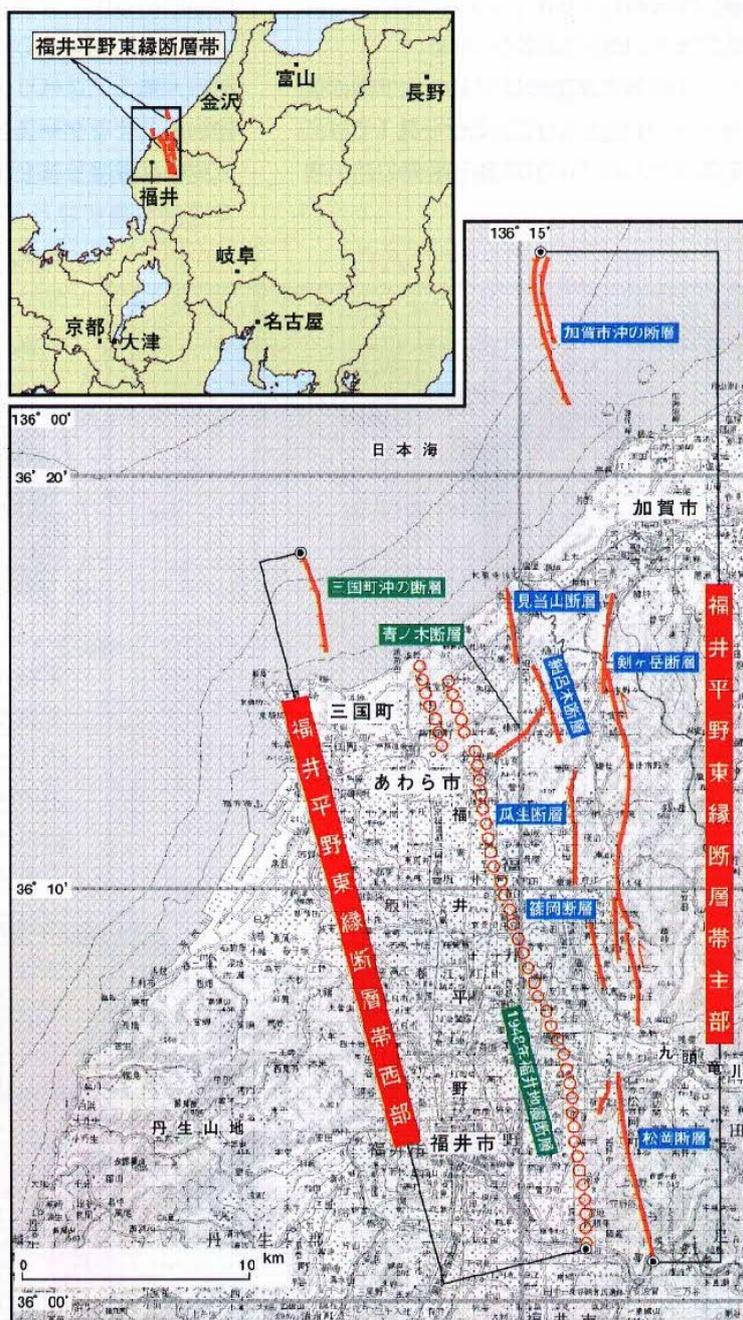
福井平野東縁断層帯西部では、全体が1つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.1程度の地震が発生すると推定される。また、その際の左横ずれの量は2m程度と推定される。本断層帯では、平均活動間隔が不明であるため、将来このような地震が発生する長期確率を求めることはできない。ただし、本断層帯の最新活動が1948年の福井地震であったことを考慮すると、我が国の主な活断層の平均的な活動間隔と比べて非常に短い時間しか経過していないことから、本断層帯でごく近い将来に今回評価したような地震が発生する可能性は低いと考えられる。

本断層帯では、平均活動間隔が不明であるため、将来このような地震が発生する長期確率を求めることはできない。ただし、本断層帯の最新活動が1948年の福井地震であったことを考慮すると、我が国の主な活断層の平均的な活動間隔と比べて非常に短い時間しか経過していないことから、本断層帯でごく近い将来に今回評価したような地震が発生する可能性は低いと考えられる。

#### (2) 強震動評価

福井平野東縁断層帯西部では、平均変位速度や最新活動時期以前の活動履歴に関する資料が得られていないため、強震動評価は実施されていない。

## 福井平野東縁断層帯の位置図



福井平野東縁断層帯の位置図

概略地図の中のワクは詳細図の範囲を示す。

●は断層帯の両端。○は1948年の地表地震断層

(基図は国土地理院発行の20万分の1の数値地図「金沢」「岐阜」を使用)

表 福井平野東縁断層帯主部の将来の地震発生確率

項目	将来の地震発生確率
今後30年以内の発生確率	0.2%—0.4%ないしそれ以上
今後50年以内の発生確率	0.3%—0.7%ないしそれ以上
今後100年以内の発生確率	0.6%—1%ないしそれ以上
今後300年以内の発生確率	2%—4%ないしそれ以上

(評価時点は2004年1月1日。発生確率等の評価の信頼度は低い)

#### 4 邑知瀉断層帯

##### (1) 長期評価(平成17年3月9日公表)

###### ア 断層帯の構成、位置及び形態

石川県七尾市からかほく市に至る長さ約44 kmで、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層である。

###### イ 断層帯の過去の活動

邑知瀉断層帯の平均的な上下方向のずれの速度は、0.4-0.8m/千年程度と推定される。最新活動期は、約3千2百年前以後、9世紀以前と推定され、その際には、断層の南東側が相対的に2-3m程度高まる段差や撓みが生じた可能性がある。また、平均活動間隔は1千2百年-1千9百年程度であった可能性がある。

###### ウ 断層帯の将来の活動

邑知瀉断層帯は、全体が1つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推測される。その際には、断層の東側が相対的に2-3m程度高まる段差や撓みが生じた可能性がある。

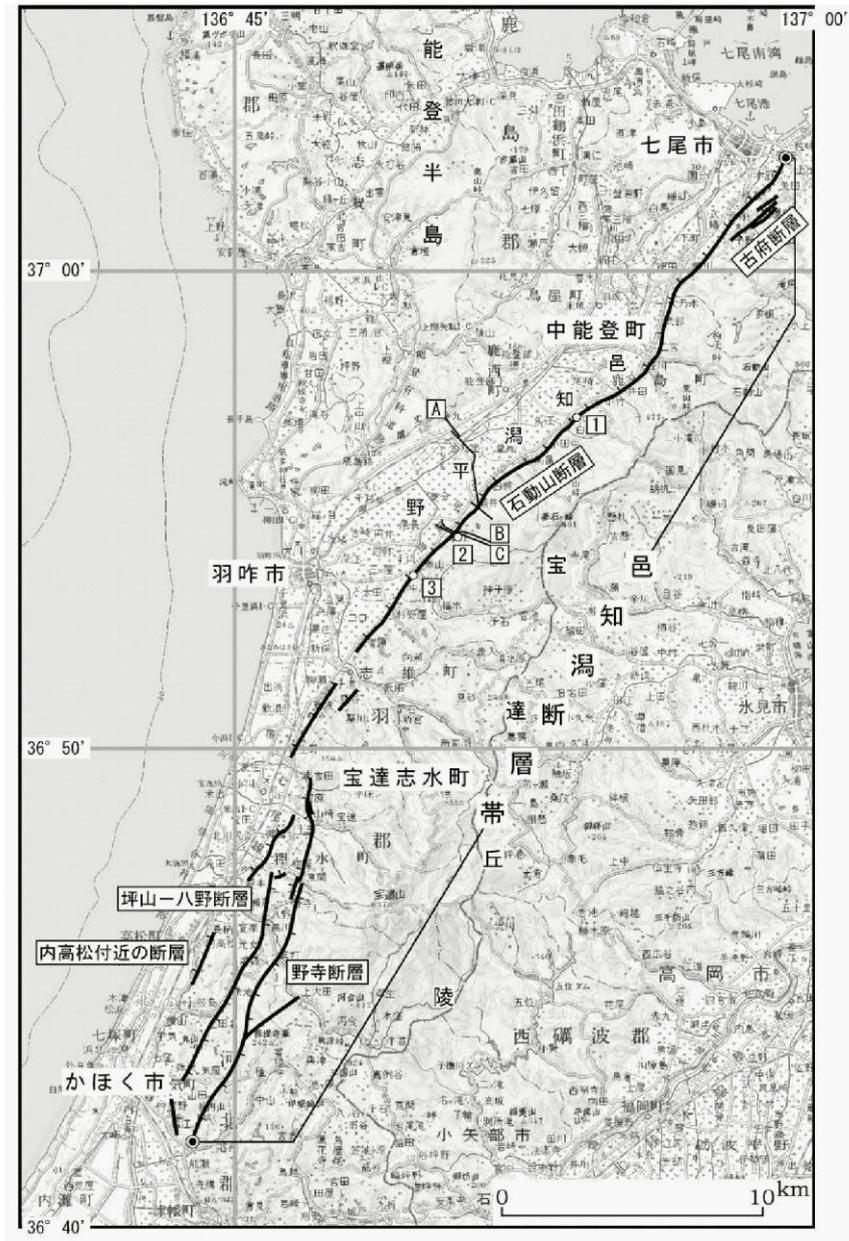
本断層では、活動間隔の長さと比較して最新活動時期の幅が広いことから、通常の活断層とは異なる手法により地震発生 of 長期確率を求めている。これによると本断層は、今後30年間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することとなる。

##### (2) 強震動評価

代表ケースでは、津幡町及び羽咋市を中心に、七尾市や金沢市で震度6強以上を示す結果となった。

なお、県地震被害緊急推定システムではマグニチュード7.5を超える規模の地震の被害予測ができないため、地震被害想定調査結果と国の強震動評価に基づく想定結果との比較は省略する。

邑知潟断層帯の活断層位置図





## 5 庄川断層帯

### (1) 長期評価 (平成16年9月8日公表)

(平成17年1月12日変更)

#### ア 断層帯の構成、位置及び形態

庄川断層帯は、石川県金沢市東部から、富山県西砺波郡福光町、同県東砺波郡上平（かみたいら）村、岐阜県大野郡白川村、荘川村を経て、同県郡上市北部に至る断層帯である。全体の長さは約67kmで、ほぼ北北西－南南東に延びる。本断層帯は左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴う。

#### イ 断層帯の過去の活動

庄川断層帯の最新活動時期は11世紀以後、16世紀以前と推定される。また、平均活動間隔は約3千6百－6千9百年の可能性はある。

#### ウ 断層帯の将来の活動

庄川断層帯全体が1つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.9程度の地震が発生すると推定される。その際には、5m程度の左横ずれが生じる可能性がある。

### (2) 強震動評価

庄川断層帯では、1回のずれの量、平均的なずれの速度及び活動区間について十分な資料が得られていないため、強震動評価は実施されていない。

図 庄川断層帯の活断層位置図

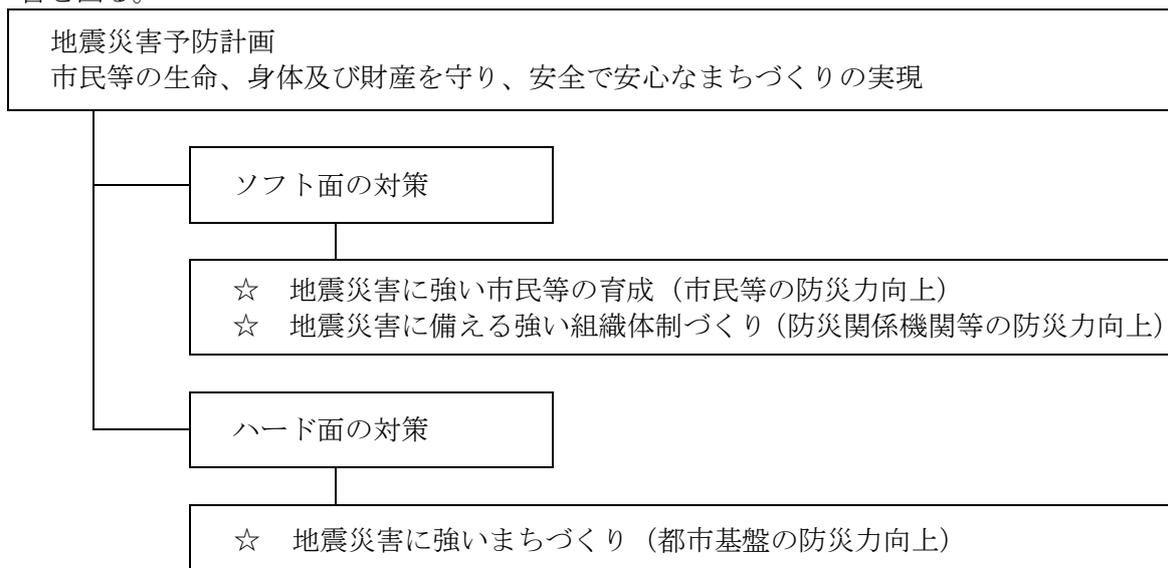


## 第2章 地震災害予防計画

### 【地震災害予防計画の体系】

地震から市民等の生命と財産を守り、安全で安心なまちづくり実現のために、市及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき、必要な地震予防対策を一丸となって講じる。また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。



### 【地震災害に強い市民等の育成】

市及び防災関係機関等は、防災知識の普及・啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や市民等の防災対策上の役割と責務を周知させる。

災害時においては、状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。また、防災行動力を向上させ、市民一人ひとりが地震災害に対する心構えを持ち、地震発生時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動がとれるようにする。

## 第1節 防災知識の普及

### 1 基本方針

地震災害対策は人的被害防止を最優先とし、市及び防災関係機関は、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、市民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った地震に強い市民等の育成に努める。

なお、市は、防災関係機関と連携し、市民等が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及、啓発に努める。

### 2 職員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、全ての職員に対し、職員研修所等で防災教育を取り組むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。この際、防災担当職員以外の職員には、全庁的な取り組みを必要とすることから、学習会の実施や担当業務を中心とした計画の見直しの実施を継続する等、意識の高揚を図ることに留意する。

#### (1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

#### (2) 教育の内容

- ア 加賀市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 地震災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の運用
- オ 地域の地震・津波災害等の危険度
- カ 災害時に使用するシステムの操作方法や、デジタル技術の活用
- キ その他地震対策に必要な事項

### 3 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の地震災害に強い市民等を育成する上で重要である。

そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等では、消防団員等が参画した体験的・実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。

なお、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画に位置づけ、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

- (1) 大規模地震災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、市その他関係機関、地域の市民等との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
  - ア 防災知識一般
  - イ 避難の際の留意事項
  - ウ 登下校中、在宅中に地震が発生した場合の対処の方法
  - エ 具体的な危険箇所

- オ 乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者、高齢者、妊産婦、食物アレルギーのある人、外国人など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する配慮
- カ 地域の地震・津波災害等の危険度
- キ その他地震対策に必要な事項

#### 4 市民に対する防災知識の普及

市及び防災関係機関は、地震防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、市民等に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布、地震被害想定等の周知等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。

なお、防災マップの作成にあたっては市民等も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

##### (1) 普及の方法

- ア 生涯学習教育を通じての普及  
教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、地震防災上必要な知識の普及に努める。
- イ 広報媒体等による普及
  - (ア) ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話等
  - (イ) 新聞、雑誌
  - (ウ) 防災に関するテキストやマニュアル、ハザードマップ等の印刷物
  - (エ) ビデオ、映画、スライド
  - (オ) 広報車の巡回
  - (カ) 図画、作文等の募集
  - (キ) 講演会等の開催
  - (ク) 防災器具、災害写真等の展示
  - (ケ) 起震車の活用
  - (コ) 地震防災マップ等の活用
- ウ 社会教育施設の活用を通じた普及  
公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

##### (2) 普及の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- イ 地震災害についての知識及びその特性
- ウ 市民等及び事業者等のとるべき措置
- エ 災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発
- オ 要配慮者に対する配慮
- カ 自主防災組織の活動
- キ 地域の地震・津波災害等の危険度
- ク 地震被害を軽減するための住宅の耐震化、家具の転倒防止、感震ブレーカーの重要性
- ケ 最低3日分、できれば1週間分の食品、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進
- コ 消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、非常持出品等の配備
- サ 地震保険への加入促進
- シ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ス 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- セ その他地震対策に必要な事項

#### 5 防災相談及び意識調査

市及び防災関係機関は、その所管する事項について、市民等の地震対策の相談に積極的に対応するとともに、防災意識を把握するため、市民等に地震対策の意識調査を必要に応じて実施する。

## 6 災害教訓の伝承

(1) 市は、令和6年能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 市民等は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、市民等が災害教訓を伝承する取組を推進する。

## 第2節 市民及び事業者等のとるべき措置

危機対策課、消防総務課、  
予防課、警防課、消防署

### 1 基本方針

地震災害時における被害及び混乱を防止するため、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

### 2 市民のとるべき措置

平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。

平時の心得	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 日頃から出火の防止に努める。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓</li><li>・ ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意</li><li>・ プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検</li></ul></li><li>○ 消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置</li><li>○ 感震ブレーカーの設置に努める。 不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段であるため、設置を検討する。</li><li>○ 住宅の耐震性を確認する。 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強</li><li>○ 家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講じる。<ul style="list-style-type: none"><li>・ タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定</li><li>・ 家具の上に物を置かない。</li><li>・ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置</li></ul></li><li>○ ブロック塀等の点検補修をする。 ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置</li><li>○ 食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料及び飲料水の備蓄）</li><li>・ 携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー</li><li>・ 三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等</li><li>・ ラジオ、懐中電灯等の防災用品</li><li>・ ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等</li><li>・ 自動車へのこまめな満タン給油</li></ul></li><li>○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地震発生時の役割分担</li><li>・ 避難場所等、避難路の事前確認</li><li>・ 毎日の行動予定及び地震災害時の連絡先と連絡方法</li></ul></li><li>○ ペット動物との同行避難や避難所での飼育について準備する。</li><li>○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講じる。</li><li>○ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、震災時の行動力を身につけ、正しい情報を市民自ら収集する意識を持ち、多様な収集手段の利用に慣れておく。</li><li>○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。</li></ul>
-------	---

地震発生時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

地震発生時の心得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ まず、わが身の安全を図る。</li> <li>○ すばやく火を始末する（電気ブレーカーの遮断も）。</li> <li>○ 戸を開けて出口を確保する。</li> <li>○ 火が出たら隣近所で初期消火する。</li> <li>○ あわてて外に飛び出さないで、周囲の状況を確認し、落ち着いて行動する。</li> <li>○ 避難は歩いて、荷物は少なくする。</li> <li>○ 狭い路地、塀ぎわ、がけ、川べりには近づかない。</li> <li>○ 山崩れ、がけ崩れに注意する。</li> <li>○ 正しい情報を聞く。</li> <li>○ 協力しあって応急救護する。</li> </ul>
----------	---

### 3 事業者等のとるべき措置

(1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規定その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主防災体制の確立を図る。</li> <li>○ 情報の収集伝達方法を確認しておく。</li> <li>○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。</li> <li>○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講じる。</li> <li>○ 緊急地震速報受信装置等の積極的な活用を図る。</li> <li>○ 防火用品等の備蓄をしておく。</li> <li>○ 出火防止対策を講じる。</li> <li>○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講じる。</li> <li>○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。</li> <li>○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。</li> <li>○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講じる。</li> <li>○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。</li> <li>○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。</li> <li>○ 損害保険への加入など資金の確保を図る。</li> <li>○ 食料、飲料水及び生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策に係る業務に従事する企業は、市及び県との協定の締結に努める。</li> </ul>
--------	---

なお、防災計画等の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

防災計画等作成上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものにする。</li> <li>○ 従業員、顧客及び周辺の市民等の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。</li> <li>○ 責任者の不在時についても考慮する。</li> <li>○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。</li> <li>○ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。</li> <li>○ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにする。</li> <li>○ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講じる。</li> <li>○ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を講じる。</li> </ul>
---------------	--

(2) 地震発生時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。

地震発生時の心得	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の参集及び配備等の体制をとる。</li><li>○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。</li><li>○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。</li><li>○ 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については、原則として営業を継続するようにする。 ただし、不特定多数のものを収容する劇場、映画館及び超高層ビル・地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</li><li>○ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。</li><li>○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。</li><li>○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。</li><li>○ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。</li><li>○ 建築工事・隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じる。</li><li>○ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。</li></ul>
----------	--

4 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民等及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。さらに、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民等及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

### 第3節 自主防災組織の育成

#### 1 基本方針

地震の発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。

市は、市民及び事業所自らが出火防止、初期消火、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や婦人会等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

#### 2 市民等の自主防災組織

##### (1) 組織の育成

市は、市民等の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や県の自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなどし、意識啓発及び防災リーダー等の防災人材育成、強化を図り、組織率の向上、共助意識の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携促進、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図る。その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講じる。

また、各町の自主防災組織や防災士会との連携・交流を促進することで、防災士等のスキルアップを図り、防災士等が中心となった自主防災組織の充実につなげるほか、災害時に各町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努める。

##### (2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び地震発生時において効果的な防災活動を次により行う。

なお、市は、地震災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報の収集伝達体制の確立</li> <li>○ 防災知識の普及及び防災訓練の実施</li> <li>○ 火気使用設備器具等の点検</li> <li>○ 防災資機材の備蓄及び管理</li> <li>○ 地域における避難行動要支援者の把握</li> <li>○ 避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立</li> </ul>
地震発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出火防止、初期消火活動</li> <li>○ 地域内の被害状況等の情報収集、市民等に対する避難命令の伝達</li> <li>○ 救出救護の実施及び協力</li> <li>○ 避難場所の開錠・開放の実施及び協力</li> <li>○ 集団避難の実施</li> <li>○ 避難所運営の実施及び協力</li> <li>○ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力</li> <li>○ 避難行動要支援者の避難行動への支援</li> </ul>

##### (3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、地震等の災害時には、自力による避難が困難である。

このため、自主防災組織は、市と連携しながら、ねたきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

### 3 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具や、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。また、不特定多数の者を収容する旅館、ショッピングセンター等にあつては、地震発生時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は、市、県及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制の整備に努める。さらに、自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、地震被害の軽減、防止に努める。

## 1 基本方針

- (1) 市は、地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県及び防災関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、市民等による自主的かつきめ細かな対応も必要である。  
このため、市は、ボランティアの防災活動が円滑に行えるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る。特に、災害支援NPO等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民等の理解促進のための広報活動に努める。
- (2) 市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進し、実効性向上を図る。
- (3) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、災害協定に基づき、加賀市市民会館、その他支援活動を実施するために最適な場所とする。

## 2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するもの、又は、避難所における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、効果的な活用が図られるよう、市及び県の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。

- (1) アマチュア無線通信業務
- (2) 傷病人の応急手当等医療看護業務
- (3) 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務
- (4) 通訳業務
- (5) その他専門的な技術、知識を要する業務
- (6) その他の業務

## 3 防災ボランティアの受入体制等

- (1) 災害ボランティアの柔軟な受け入れ  
市は、地震発生時において2の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。
- (2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練  
市、県及び（公財）石川県県民ボランティアセンター（以下「県民ボランティアセンター」という。）は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）の運営訓練を行う。
- (3) 被災宅地危険度判定体制の整備  
緊急の判定活動に対応するため、市は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。
- (4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等  
市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土

砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市は、市民等やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

#### 4 防災ボランティアの育成

- (1) 市及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会（自治会）、民生・児童委員、防災士、NPO・ボランティアなど市民等と一体となった訓練を実施する。
- (2) 市は、防災ボランティアに関する普及啓発を行い、市民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。
- (3) 市は、被災地のニーズに即した防災ボランティアの受入れや派遣、支援物資の調達などの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、コーディネーター力向上のための研修等を行う。また、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。
- (4) 市は、市民等、県及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制作りに努める。

## 第5節 防災訓練の充実

### 1 基本方針

市は、災害予防に万全を期するため、県及び防災関係機関と共同して、地震発生時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、具体的な計画を立案し、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。また、市は、特に自主防災組織や市民等に参加を求めて、地震発生時の初期消火、避難等をより多くの市民等が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

### 2 防災訓練計画

市は、地震災害予防に万全を期するため、単独又は県及び防災関係機関等と共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。

なお、訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。

この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

#### (1) 図上訓練

図上訓練は、地震災害応急対策を地図等を使用して実施するものである。図上訓練では、次の事項を実施する。

- ア 迅速、的確な情報の収集、伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他地震災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

#### (2) 実地訓練

地震災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。

##### ア 総合防災訓練

市は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び市民等の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、市民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

##### イ 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは市民、防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得て、それぞれが所管する業務に関して、防災訓練を実施する。

##### ウ 事業所等の防災訓練

事業所等は、応急対策を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で次の訓練を年1回以上実施する。

- (ア) 災害情報等の通信訓練
- (イ) 災害応急対策従事者の参集訓練
- (ウ) 避難救助訓練

また、各事業所等の立地状況、事業内容を勘案し、地域の自主防災組織等との連携を目的とした防災訓練も実施するよう努める。

エ 市民等・自主防災組織の防災訓練

大地震発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。

このため、市民等においては「自らの身の安全は自らが守る」、自主防災組織においては「自らの地域は皆で守る」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練等各種防災訓練を行い、また防災活動に必要な知識、技術を習得しておく。

市は、県及び防災関係機関と協力し、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

**【地震災害に備える強い組織体制づくり】**

大規模な地震災害に市、県及び防災関係機関が、迅速、的確に対処できるようにするためには、日頃からの備えが重要であり、地震発生時における通信や医療、緊急輸送、避難などの体制整備を行うとともに、地震発生時における拠点整備を行う。

## 1 基本方針

地震災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。また、市及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症対策の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

## 2 市の活動体制

## (1) 災害対策本部要員等の確保

市は、地震発生時の初動体制に万全を期し、特に災害対策本部要員等の確保に努める。

## ア 即応体制の確立

市は、災害情報の収集伝達体制を確保するため、情報機器の活用と宿日直者による通報体制を整備する。

## イ 災害対策本部要員等への連絡手段の確保

市の幹部職員等は、携帯電話を携行する。

## (2) 地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備

市の各部長等は、地域防災計画の内容に基づき、震災時の応急対策活動を円滑に行えるよう、地震発生時の職員の配備計画、連絡体制（参集伝達系統）、担当業務及び登庁不能時の参集場所などを盛り込んだ防災活動要領（マニュアル）等の整備を行う。

なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要がある場合は直ちに修正し、防災担当課長に報告する。

## (3) 災害対策本部室の整備

市庁舎の災害対策本部室（庁舎会議室201又は会議室302）については、災害情報を共有し、的確な意思決定を図ることができるよう必要な機能の整備を行う。

## (4) 市災害対策本部職員用物資の確保

大地震が発生した時には、災害対策本部職員の食料、水及び毛布等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害対策本部の活動を維持するため、市に災害対策本部職員用の物資を備蓄、又は確保を図る。

## (5) 広域防災拠点の指定と整備

市は、地震災害時において応急対策活動の拠点となる広域防災拠点を指定の上、整備する。広域防災拠点は、被災地外から被災地への人員や物資の集積、配送の拠点であるため、広域的な交通上の利便のよい所を指定する。指定に当たっては、加賀市の地理的、社会的条件や地震被害想定調査による想定地震の影響範囲を考慮し、次の4つの地区を基本とする。

地 区	大聖寺地区	片山津地区	山代地区	山中地区
-----	-------	-------	------	------

また、各拠点には、被災地外からの人員や物資を集積、配送するための広場や緊急情報の通信施設を整備し、想定避難者数を考慮した物資の集積面積の確保に努める。

## (6) 国、県との連絡体制等の整備

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から全職員を対象とした訓練や研修等を実施し、職員の災害対応意識の向上を図るとともに、同計画の効果的な運用に努

める。

(7) 災害情報の収集

市は、災害時において地区、町会ごとの災害情報を円滑に収集できるよう努める。

(8) 情報発信

市は、避難所、地区・町会ごとの情報提供手段の充実に努める。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(9) 他の地方公共団体等や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 市は、必要に応じて、被災時に周辺の地方公共団体が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 市は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

ウ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞りに関する被災市民等（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(10) 業務継続計画の策定等

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(11) 受援計画等の策定

ア 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

イ 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースとなる会議室等の確保を行う。災害時の会議室の使用にあたっては、事前にルールを定める。また、デジタルを活用した災害対応をより円滑に実施するため、デジタル技術に関して知見を有する者の受援体制の整備に努める。

なお、感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員健康管理等を徹底する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストを整備する。

ウ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

エ 市は、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ態勢の構築や県との合同訓練の実施に努める。

(11) 孤立(要支援)集落への対策強化

市は、孤立集落(土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、土砂堆積等によって交通が遮断され孤立する可能性のある集落)発生時に円滑に救助・避難などの対応ができるよう、県と連携し孤立集落対策マニュアルの整備や関係機関との研修・訓練等に努める。また、孤立集落の発生を見据え、通信、道路等のインフラ整備や備蓄物資、衛星携帯電話、無人航空機(ドローン)の飛行ルート等の整備など、デジタル技術を活用した情報収集・対応の改善を図る。

(12) 安否不明者の氏名等の公表等

市は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

(13) 罹災証明交付体制の確立

市は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講じる。

ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課を定めること。

イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS(地理情報システム)、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。

ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。

エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。

オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

カ 必要な資機材について、あらかじめ調達ルートを確認すること。

(13) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておく。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(14) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市は、平時から、応急仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定したリストの更新に努める。建設候補地については、周辺の地形や地盤の状況等を考慮し、避難誘導体制の確立やハザード区域における安全対策を検討する。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(15) 被災者生活再建支援制度等の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、平時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、市民等にわかりやすい制度の周知に努める。

(16) 情報のバックアップ化

市は、円滑な災害復旧を図るため、予め自ら保有するコンピュータシステムや各種データ(戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等)の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

(17) 事業継続計画(BCP)の策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)の構築支援

市は、事業所等の事業継続計画(BCP)策定及び事業継続マネジメント(BCM)構築を支援するため、情報提供に努める。

(18) 事業継続力強化支援計画の策定

市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(19) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(20) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

市は、男女共同参画の観点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むと

ともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(21) 代替水源の確保

市は、代替水源（生活用水）として井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。

(22) システムの整備・利活用

市町は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

3 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、大地震が発生した時に応急対策活動を円滑に行えるよう職員の参集、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

4 人材確保方策

市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

## 第7節 通信及び放送施設災害予防

危機対策課、消防総務課、  
警防課、消防署

### 1 基本方針

地震発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備や衛星通信機材の配備など、災害時の迅速な通信手段の確保に向けた体制づくり等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星ネットワークについて、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

特に、高齢者等による電子機器での防災情報の利活用を平時から推進するほか、災害時には、必要に応じて紙媒体の配布を行うなど、デジタル・アナログの両面での情報発信に努める。

### 2 通信用施設設備の整備

#### (1) 市の整備

ア 市は、市民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ケーブルテレビ、公共安全モバイルシステム、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。また、IP通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

イ 市等は、119番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

#### (2) 防災関係機関の整備

防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、衛星携帯電話などの整備を図り、通信の確保に努める。

なお、市は、NTTなどの電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法などの周知に努める。

#### (3) 応急用資機材の整備

市及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

#### (4) 災害時優先電話の確保

市及び防災関係機関は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

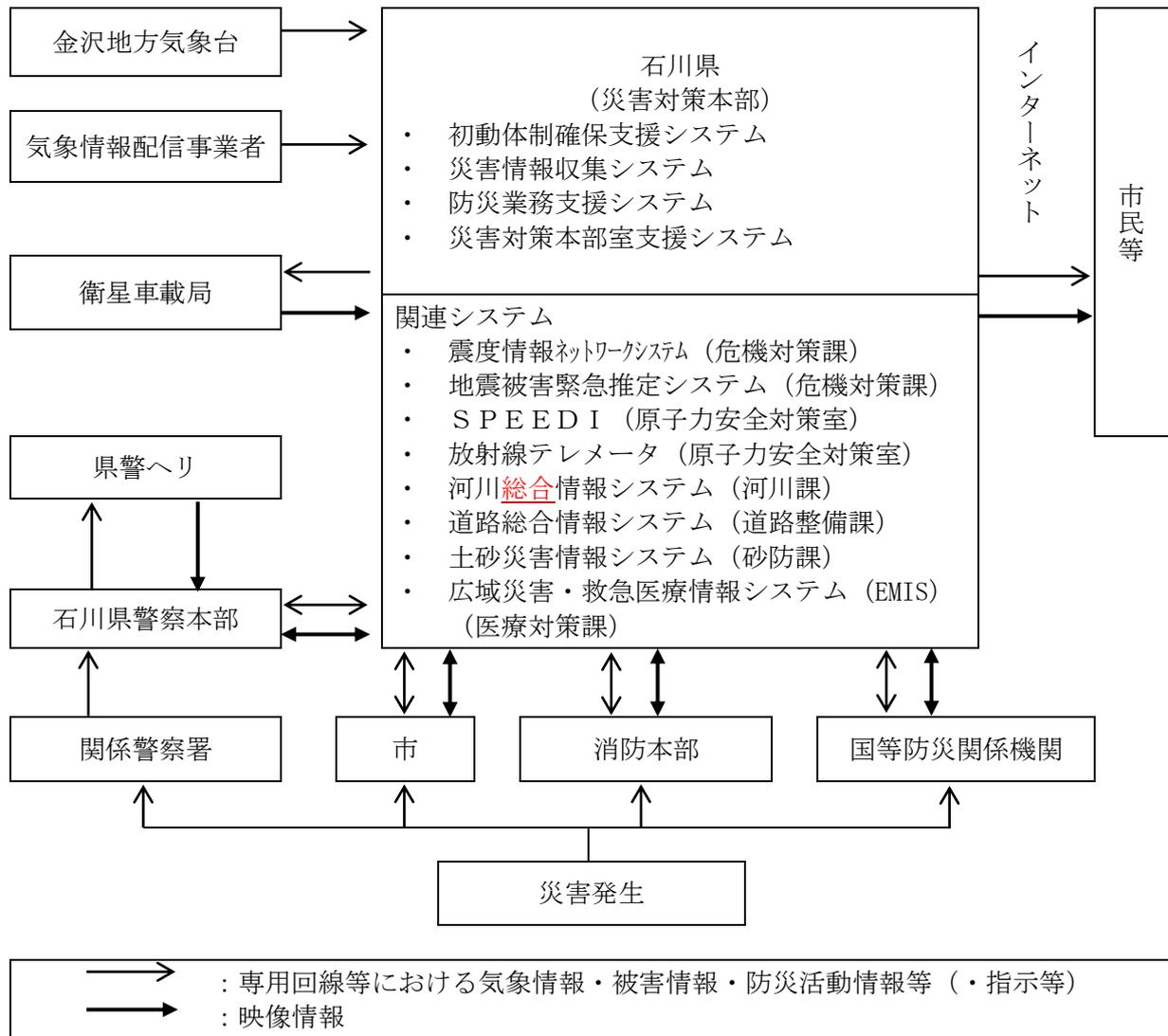
#### (5) 緊急地震速報の通信施設の整備等

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるとともに、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により市民等への伝達に努める。

### 3 石川県総合防災情報システム

市は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を活用し、災害情報の収集、伝達に努める。また、各機関が横断的に共有すべき防災

情報を総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努める。



#### 4 放送施設設備の整備

- (1) 市は、有線通信施設設備、無線通信施設設備により通信ができないとき、又は著しく困難な場合において、放送事業者に対し放送要請を行うための協力体制の確保に努める。放送事業者は、災害時においても放送施設設備が円滑に機能するよう努める。
- (2) 放送事業者は、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、速やかに放送を再開するために、次の対策の推進に努める。
  - ア 演奏所が被災しても放送ができるよう可能なかぎり送信所内に最小限の演奏設備を設ける。
  - イ 中波放送については、可能なかぎり非常用放送設備を設ける。
  - ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図るような措置を講じる。

#### 5 アマチュア無線協会との連携

市は、災害に関しアマチュア無線協会に対し、災害時の情報収集、伝達の協力が得られるよう連携を図る。

1 基本方針

都市の過密化、危険物需要の拡大等により、地震に伴う火災の発生による人的、物的被害が生じることが予想される。

このため、市及び消防本部は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底、地震火災の防止対策のための普及啓発、危険物等の安全確保に努める。

2 出火防止、初期消火

(1) 出火防止

ア 火の使用に関する制限等は加賀市火災予防条例の定めるところであり、火を使用する設備等の所有者、使用者は、出火の予防についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。

イ 市及び消防本部は、防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関して、火災予防運動等を通して指導を行うとともに、通電火災防止のため感震ブレーカーの設置等に関して普及啓発を行い、地震発生時の出火防止の徹底を図る。

ウ 火気器具を使用する者は、その器具に地震発生時に自動的に消火又は出火を防止する装置を取り付けるよう努める。

(2) 初期消火体制の確立

地震直後の初期消火は、地震対策の基本である。地震直後は、電力施設等の被害によって停電し、そのため水道施設の機能が停止したり、振動によって水道管が破損したり、道路の通行も不能となるなど悪条件が重なることが予測される。

市は、このような悪条件のもとにおいて初期消火の目的が十分に発揮できるよう、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置及び化学消火剤の備蓄等により初期消火体制の確立を図る。特に、市民等に対して、家庭での住宅用火災警報器や消火器の設置の普及促進に努めるとともに、自主防災組織、自衛消防隊等、市民等による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

3 所要地域の警戒措置等

(1) 所要地域の防火のための警戒

ア 市長は、台風の接近等による強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における所要地域の防火のための警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防機関に出動を命ずる。

イ 市長は、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

(2) 破壊消防による防ぎょ線の設定等

市長は、火災被害の想定をもとにし、破壊消防による防ぎょ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達などについて事前に検討し、計画をたてておく。

4 消防力の強化

市長は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

(1) 消防施設装備等の強化

市長は、「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分果たすために必要な消防体制の確立に努める。

## (2) 消防水利の強化

市長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽等の消防水利を増設及び維持管理し、その適正配置を推進する。また、海水、河川水等の自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、ダム、農業用水及び工業用水等も、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

## (3) 消防団の活性化

市長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の市民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図る。また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。

## (4) 関係機関の連携強化

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

## (5) 市消防の広域化

消防組織法に基づき策定された県消防広域化推進計画（平成20年3月28日策定）における広域化対象市町長は、広域消防運営計画の作成等を進め、広域化の実現を図る。

## 5 消防機械器具の点検整備と出動計画等

市長は、消防本部に大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防機械器具の点検整備をさせるとともに、次の事項について、あらかじめ計画を定めておく。

### (1) 消防機械の特別点検整備計画

### (2) 出動計画等

#### ア 招集計画

消防職員の招集は、加賀市警防業務規程第25条及び第26条に規定するところによる。消防団員についてもこれに準ずる。

#### イ 出動計画

消防署及び消防団の地域別、区分別の出動計画を定め、統制ある消防活動を行うよう配慮するとともに、次の事項についても計画を定めておく。

(ア) 特殊危険地域に対する出動、消防計画

(イ) 飛火警戒のための出動、配置計画

(ウ) 応援部隊の誘導、配置計画

(エ) 隣接市町からの要請に基づく区域外出動計画

#### ウ 現場水利統制計画

## 6 消防機関の警戒警備体制の確保

市長は、地震発生時における消防機関の警戒警備体制の確保を図るため、おおむね次の事項について、あらかじめ警戒警備計画を定めておく。

### (1) 警戒のための組織体制

### (2) 警戒区域の分掌

### (3) 警戒出動のための要員召集又は伝達方法

### (4) 消防無線、有線放送等の通信の確保

### (5) 上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

## 7 火災発生防止の徹底

地震発生時においては、市民等に火災発生防止の徹底を図るため、次の措置を講じる。

### (1) ラジオ、テレビ等による広報

市は、県に協力を求めラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て、市民等に火災発生防止の徹底を図る。

## (2) 予防広報等

市長及び消防長は、宣伝広報車等による巡回予防広報、有・無線放送施設を利用しての一斉広報等により、火災予防上必要な事項について市民等に徹底するものとし、このための予防広報計画をあらかじめ定めておく。

## 8 救助・救急体制の整備

### (1) 救助資機材の整備

ア 市長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。

なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

イ 市長は、家屋や建造物などの下敷きになった人々の救出を迅速に行うためのレスキューツール、エンジンカッター及びチェーンソー等の救助資機材の整備を図る。

### (2) 救急体制の整備

ア 市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ 市長は、地震発生時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。また、地震発生時に迅速に医療機関に搬送するため、県の広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用を図る。

### 1 基本方針

地震に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、直接水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるほか、地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次災害についても懸念されるため、次の措置を講じるほか、加賀市水防計画及び石川県水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。

### 2 水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者は、地震発生に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生若しくはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次災害が予想されるとき、加賀市水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための消防団員又は水防団員を配置する。

この団員の配置等危険区域の監視体制については、加賀市水防計画にあらかじめ定めておく。

### 3 事前放流の取組推進

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

### 4 農業用排水路、ため池等の点検

市又は土地改良区等の管理に係る農業用排水路、ため池等にあつては、それぞれの管理団体が点検を行い所要の予防措置を講じる。また、市は、防災重点ため池をはじめ、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらす恐れのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市はハザードマップの作成・周知等により、関係市民等に適切な情報提供をする。

### 5 水防資機材の点検配備

水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、堤防監視の結果や増水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行い、使用後は直ちに不足分を補充する。

### 6 水防作業人員の確保

- (1) 水防管理者は、地震に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生若しくはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次災害が予想されるとき、加賀市水防計画に定めるところにより水防作業上必要な人員を確保する。
- (2) 水防管理者は、津波、洪水、高潮・高波等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保について配慮する。

### 7 雨量及び水位情報の活用

水防管理団体等の関係機関は、石川県河川総合情報システム等から自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前であっても状況を勘案して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。

## 8 避難準備措置の確立

市長は、地震に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生若しくはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次災害が予想されるときは、その状況に応じて水のあふれあるいは堤防の決壊により直接被害を受けるおそれのある地域の市民等、滞在者その他の者に対し速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講じる。

## 9 地下空間の浸水対策

- (1) 市は、ビルの地階等の地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等必要な情報を地下空間の管理者等に提供する。
- (2) 地下空間の管理者は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。

## 10 水防施設等の耐震対策

地震による水害対策上重要な水防施設等については、適切な耐震性を有するよう所要の措置を講じる。

## 第10節 避難体制の整備

### 1 基本方針

市は、地震に伴う建物倒壊及び出火・延焼、津波等の災害、感染症対策等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得たうえで、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて市民等に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

- (1) 防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。
- (2) 指定避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。
- (3) あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。  
この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (4) 市は、市民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、市民等が避難するための施設を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。
- (5) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- (6) 大規模災害においては避難所運営について、県と連携して対応することを踏まえ、被災者支援に関するマニュアルを整備するとともに、生活環境（給水・入浴支援、見守り・健康管理）の各分野の対応力強化に努める。
- (7) 避難所環境向上に必要な資機材や、飲料水、食料、ミルク、段ボールベッド、毛布等の避難所開設後直ちに必要となるものについては、各地区に分散備蓄する。
- (8) 避難者名簿の作成・情報共有の体制を整備するため、マイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に努めるものとするほか、被災者支援で重要となる健康情報等について、保健医療・福祉団体と連携し、健康管理データの標準化に努める。

### 2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

市は、地震災害時に市民等が安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等（資料編参照）をあらかじめ指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、避難所開設・運営訓練等の防災訓練の実施や防災マップの作製・配布等により、その内容を市民等への周知徹底を図る。また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- (1) 指定緊急避難場所の指定
  - ア 災害に対して、安全な構造であること。
  - イ 周辺等に災害が発生した場合に人命及び身体に危険を及ぼす恐れのある建造物や工作物等の物がない場所であること。
  - ウ 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有していること。
  - エ 都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震災の放射熱に対して安全な空間とすること。
  - オ 下記の災害の発生の恐れのない区域又は、当該災害に対して安全な構造であることのほか、浸水、津波等に対しては、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。
    - (ア) 土砂崩れ、がけ崩れ、なだれ、浸水などの危険性がない所であること。
    - (イ) 津波に対し、沿岸地域及び河川の下流域にあつては、海拔の高い所であること。

(ウ) 火災に対し、周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難場所でも市民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、多量に危険物等が蓄積されていない所であること。

## (2) 指定避難所の指定

### ア 指定避難所の要件

- (ア) 避難者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。
- (イ) 速やかに、避難者等を受け入れ、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (ウ) 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (エ) 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所であること。
- (オ) 火災に対し、周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で市民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

### イ 指定避難所の整備

- (ア) 避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。
- (イ) 停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- (ウ) ペット動物の飼育場所等について検討する。
- (エ) 避難所の規模(受入可能人数)・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。
- (オ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や市民等の関係者と調整を図る。
- (カ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (キ) 避難者情報の共有方法について、平時から関係機関と協議・検討を行い、発災時において円滑かつ的確な対応が図られるよう、必要なマニュアル等の整備に努める。
- (ク) 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえる。
- (ケ) 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。
- (コ) 市は、平時から、避難所におけるNPO・ボランティア等の外部支援を受ける体制整備に努める。
- (サ) 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
- (シ) 市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- (ス) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

### ウ 生活必需品等の供給

避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源(再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む)、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

## (3) 避難路の指定

- ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がないこと。

- イ 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- ウ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- エ 浸水の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量が少ない道路であること。

(4) 避難指示等の発令基準の策定等

- ア 市長は、避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の発令基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- イ 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(5) 避難指示等発令の代理規程

市は、市長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規程を次のようにする。

第 1 : 副市長 (防災担当)	第 2 : 副市長	第 3 : 総務部長
------------------	-----------	------------

3 福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備

高齢者や障害者等の要配慮者については避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図り、個別避難計画等により、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。また、要配慮者が指定避難所の一般避難スペースに避難した場合には、県の災害派遣福祉チーム（DWA T）や関係団体との連携により、福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

4 交通規制

警察は、災害時の避難を容易にするため、避難場所等の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。

5 避難誘導標識等の設置

- (1) 市は、避難場所等について、町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を設置する。
- (2) 市は、誘導標識について、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- (3) 市は、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

6 安全確保計画

(1) 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても検討しておく。また、平素から計画に沿って訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(2) 事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興業場、事業所等多人数が利用、入所又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等の定期確認や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

## 7 避難所運営マニュアルの作成

市は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている避難者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした、避難所運営マニュアルを作成する。

## 8 情報連絡体制の整備

保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時におけるの自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市の保健福祉担当部局、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

## 9 孤立集落対策マニュアルの作成

市は、孤立集落等発生時に円滑に救助・避難などの対応ができるよう、県と連携し、孤立集落対策マニュアルの作成に努め、関係機関との研修・訓練等の実施に留意する。

## 10 被災者支援業務の迅速化・効率化

市は、クラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。

## 第11節 要配慮者対策

### 1 基本方針

災害発生時、要配慮者は、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易く被害を受ける可能性が高い。

このため、市及び社会福祉施設等の関係機関は、市民、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立するなど、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

### 2 在宅の要配慮者対策

#### (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

##### ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災関係部局や福祉関係部局など関係部局の連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)を作成する。

##### イ 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- (ア) 75歳以上の一人暮らしの者・高齢者世帯の者
- (イ) 寝たきり・認知症(概ね要介護3以上)の者
- (ウ) 身体障がい者(肢体不自由1・2級、視覚1・2級、聴覚1・2級)
- (エ) 知的障がい者(療育手帳A・B)
- (オ) 精神障がい者(1・2級)
- (カ) 内部障がい者
- (キ) 乳幼児・児童(0～9歳)
- (ク) その他支援が必要と思われる者(妊産婦、外国人等)

##### ウ 名簿の作成に必要な記載事項

名簿には、次に掲げる事項を記載(災害対策基本法第49条の10第2項)し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

##### エ 名簿の作成に必要な個人情報の入手方法

市は、名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める(災害対策基本法第49条の10第3項)。

##### オ 名簿の更新に関する事項

市は、市民等の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

#### (2) 避難支援等関係者等

##### ア 避難支援等関係者への情報提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿に記載された情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。

なお、市は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、必要に応じ、避難支援等関係者に情報提供を行う（災害対策基本法第49条の11第3項）。

イ 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

(ア) 加賀市消防本部

(イ) 加賀市民生・児童委員、協議会

(ウ) 加賀市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会

(エ) 自治会および町内会

(オ) 大聖寺警察署

(カ) 自主防災組織

(キ) その他避難支援等の実施に携わる関係者で市と名簿の取扱いに関する協定を締結した者

ウ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置および市が講じる措置

市は、名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講じる。

(ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

(イ) 避難支援等関係者に対し、秘密保持義務が課せられていることを十分に説明すること。

(ウ) 名簿は、厳重なる保管を行うよう指導すること。

(エ) 名簿を複製しないよう指導すること。

(オ) 名簿の提供先が団体の場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。また、この場合、必要に応じて協定を締結するよう努めること。

エ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

オ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う。

カ 要配慮者に対する避難のための情報伝達

市は、要配慮者が円滑に避難のための立退きができるよう、避難準備・高齢者等避難開始の発令・伝達に配慮する。また、情報伝達に際しては、多様な伝達手段の活用を努める。

(3) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定

ア 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、市民等、NPO法人等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

特に、市レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成する。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

イ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう努める。

ウ 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

エ 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援

者に対する情報伝体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。  
その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。  
オ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。  
カ 市は、個別避難計画に係る取組において、県から事例や留意点などの提示、研修会の実施等の支援を受ける。

#### (4) 緊急通報システム等の整備

市は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

#### (5) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災意識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

#### (6) 防災マップの作成

市は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップ（地震・津波災害）の作成に努める。

#### (7) 福祉避難所の指定

ア 市は、高齢者や障がい者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

(ア) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

(イ) 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

(ウ) 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

(エ) 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

イ 受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

#### (8) 福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備

ア 市は、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。

イ 市は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

### 3 社会福祉施設等の防災体制の整備

#### (1) 防災組織体制の整備

ア 社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、参集計画、緊急連絡体制を明確化しておく。また、平常時から関係機関、市民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

イ 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

#### (2) 防災設備等の整備

ア 社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努める。

イ 施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

ウ 発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

ア 社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や震災時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

イ 震災時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

4 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

- (1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものにするるとともに、多言語化を推進する。
- (2) 訪日外国人旅行者等の避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- (3) 多言語による防災知識の普及を推進する。
- (4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。
- (5) 地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。
- (6) 石川県災害多言語支援センターが設置された際には、大使館や宿泊施設などと連携し、SNS等を活用した情報の周知に努める。

5 障がい者に対する情報伝達等

市は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。また、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。

## 第12節 緊急輸送体制の整備

### 1 基本方針

道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

- (1) 道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。さらに、道路管理者は、当該計画を踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。
- (2) 市は、県と多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態時のアクセス手法を検討するとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や漁港の整備を図る。
- (3) 市は、県及び関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

### 2 緊急輸送道路ネットワークの整備

市は、設定基準及び接続される防災拠点等に基づき選定された緊急輸送道路ネットワークを、次の3つに区分し整備する。

区分	道路種別	路線名
第1次緊急輸送道路 初動体制の確保、地域間相互の連携等に対応する路線	高速道路	北陸自動車道
	国道	一般国道8号
	国道	一般国道305号
	主要地方道	小松加賀線
	主要地方道	山中伊切線
	主要地方道	加賀インター線
	一般県道	片山津山代線
第2次緊急輸送道路 飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	国道	一般国道364号
	主要地方道	橋立港線
	主要地方道	小松加賀線
	主要地方道	山中伊切線
	主要地方道	小松山中線
	一般県道	塩屋港線
	一般県道	串加賀線
第3次緊急輸送道路 復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	主要地方道	小松山中線
	一般県道	荒木田原町線
	一般県道	小塩潮津線
	一般県道	水田丸黒瀬線
	一般県道	潮津串線
	一般県道	加賀温泉停車場線
	市道	A375号線、C432号線、C463号線

### 3 臨時離着陸場の整備

- (1) 市は、道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。
- (2) 市は、ヘリコプターが安全に離着陸できるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理を行う。

### 4 漁港の整備

- (1) 県（港湾管理者）により、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性が強化される。緊急物資の集積及び市民等の避難等のための広場等についても整備が図られる。また、県（港湾管理者）により北陸地域港湾の事業継続協議会において、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策が検討され、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策が講じられる。
- (2) 県（港湾管理者）により、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告が求められるとともに、必要に応じて立入検査が行われる。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことが命じられ、又は勧告が行われる。

### 5 民間事業者等の活用

- (1) 市は、平時から、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。また、必要に応じ、輸送業務を一元的に行う物流事業者との協定を締結するなど、物流体制の強化を図る。
- (2) 市は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。
- (3) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。



第13節 医療体制の整備

1 基本方針

地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、市民等の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療救護体制の整備に努めるとともに、ライフラインが機能停止した場合における業務継続計画の策定支援を行う。また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するなど、平素から災害の発生に備える。

2 医療救護体制の整備

(1) 市

- ア 市は、加賀医療センターの協力を得て医療救護班を編成しておく。
- イ 市は、加賀市医師会の協力を得る。
- ウ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、補助員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。  
また、連絡体制についても定めておく。
- エ 市は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域保健医療福祉調整本部への当該責任者の参加及び連携について定めておく。
- オ 市は、震災時に重傷患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。
- カ 市は、震災時に直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行って行く。
- キ 市は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。
- ク 市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。
- ケ 市長及び消防長は、陸路による被災者救護が困難な場合に備えて、ヘリコプターによる救急搬送体制について定めておく。  
なお、県消防防災ヘリコプターの出動については、市又は消防本部から県航空消防防災室に対して行う。



(2) 医療関係団体

県医師会等の医療関係団体は、県からの派遣要請に円滑に対応し、医療救護活動が、効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。

(3) 災害拠点病院

ア 災害拠点病院は、震災の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、重症患者の受入れ及び搬送、DMAT及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMAT及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。

イ 災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。

(4) 救急告示病院

ア 救急告示病院は、震災の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、傷病者の受入れ及び搬送、医療救護班の編成及び派

遣並びに他の医療機関から派遣された医療救護班の受入れ（※公立病院等）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。

（※ 公立病院等・・・大学病院、公立病院、国立病院機構の病院、金沢赤十字病院、済生会金沢病院、地域医療機能推進機構金沢病院）

イ 救急告示病院は、地域の災害拠点病院が実施する定期的な防災訓練への参加に努める。

(5) 一般医療機関

ア 一般医療機関は、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。

イ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の透析医療機関との協力体制を確立しておく。

ウ 人工呼吸器等を使用している患者を抱える医療機関は、災害時にこれらの患者の搬送先等の計画を定めておく。

(6) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン

県により任命された災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、市に対して適宜助言を行う。

3 情報連絡体制

(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制

市は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。

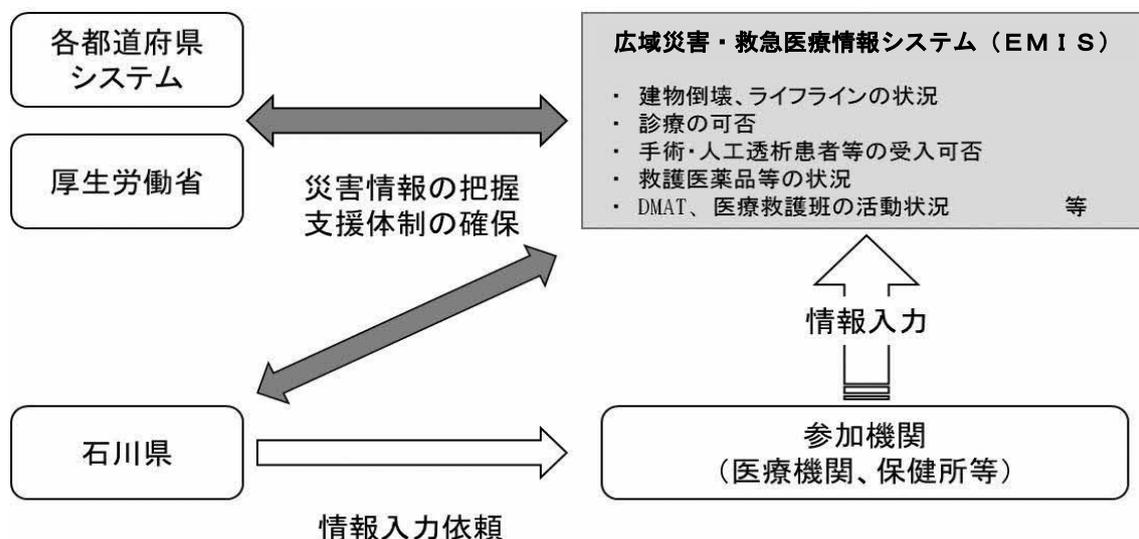
(2) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）（注1）による連絡体制

広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。

（注1）広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

- 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的に平成8年から運用開始
- 端末設置機関  
医療機関、消防本部、医師会、健康福祉センター等
- 災害時情報  
患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等

広域災害・救急医療情報システム（EMIS）概念図



(3) 災害時通信手段の確保

- ア 災害拠点病院は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。
- イ 災害拠点病院、救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話等を含めた複数の通信手段の保有に努める。
- ウ 市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話等の複数の通信手段の整備に努める。

4 保険医療福祉調整本部の開催及び運営に関する訓練等

市は、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、県が実施する、保険医療福祉調整本部、DMAT調整本部、地域保健医療福祉調整本部、DMAT活動拠点本部の設置、運営等に関する研修や訓練への参加に努める。

5 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

(1) 医薬品等

市は、救急用の医薬品等の備蓄・供給体制を確立しておく。

(2) 輸血用血液

石川県赤十字血液センターにより、輸血用血液の備蓄・供給体制が確立されている。

6 応援医療従事者の受け入れ体制

応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

## 1 基本方針

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、市は、県及び医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から震災の発生に備える。また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、市民自身の健康管理意識の向上に努める。

## 2 平常時の健康管理対策

- (1) 市は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 市は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生・児童委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。
- (3) 市民等は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

## 3 災害時の健康管理体制の整備

市は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障がい者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

## 4 情報連絡体制の整備

市は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

## 1 基本方針

地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した市民等は災害時のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招いたりするおそれがあり、精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、市は平時から、県及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者のこころのケア等に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

## 2 活動体制の整備

(1) 市は、平時から市民等に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。

(2) 市は、災害発生時に必要に応じて、県に対し、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣を要請する。

## 3 情報連絡体制の整備

(1) 市は、平時から市民等に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。

(2) 市は、県及び精神科医療機関と連携し、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（D P A T）の活動要領」等を踏まえながら、石川D P A Tの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

## 1 基本方針

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートを整備を進めるなど、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕からの支援を受ける。

なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や市民等・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。

## 2 市、市民等の役割分担

- (1) 市は、被災市民等に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。
- (2) 市は、指定避難所や各中学校区に拠点備蓄倉庫を整備し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具や資機材、安眠確保のための段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄し、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く市民等に公表する。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。
- (3) 市民等は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における市民等の相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- (4) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員や市民等のことも考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努める。
- (5) 市は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。
- (6) 市は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。

## 3 食料及び生活物資の確保

- (1) 市は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を行う。
- (2) 市は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。また、備蓄を行うにあたって、

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

- (3) 市は、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

#### 4 物資の集積、配送地の整備

市は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

- (1) 県により、災害の規模が甚大で市町が定める集配予定地のみでは対応が困難な場合や全国からの物資の円滑な受け入れを行うため、県の地形的特質等を勘案の上、交通上の利便のよい所に集配予定地（広域物資輸送拠点）が定められる。
- (2) 市は、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定める。
- (3) 市は、大規模災害等を想定した物資の仕分けや配送について、民間事業者の活用を事前に検討しておく。

#### 5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

市は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

この際、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、義援金及び義援物資の受付・調整にデジタル技術の活用を努める。

## 1 基本方針

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難路、避難場所等の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、市及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

## 2 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくりなど、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市及び防災関係機関は、「市地域防災計画（雪害対策編）」に基づき、相互に協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

## 3 交通の確保

## (1) 道路交通の確保

地震発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪対策を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

## ア 除雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、一般国道、県道、市道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 道路管理者は、効率的な除雪を行うため、地形や積雪の状況など自然条件に適合した除雪機械等の配備に努める。

## イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路整備を推進する。

(イ) 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

## (2) 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的な麻痺により、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。市及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。また、市は孤立が予想される集落の臨時離着陸場の確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

## 4 雪に強いまちづくりの推進

## (1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、基準の順守の指導等に努める。また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

## (2) 積雪期における避難路、避難場所等の確保

市及び防災関係機関は、流雪溝等融雪施設の整備を進めるとともに、避難路、避難場所等の確保に努める。

## 5 寒冷対策の推進

## (1) 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料

のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノボート等）の備蓄に努める。また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

【地震災害に強いまちづくり】

「地震災害に強いまちづくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などその他の市土保全事業を計画的かつ総合的に推進する。

## 第18節 孤立集落対策

危機対策課、土木課、水道課、  
消防総務課、警防課、消防署

### 1 基本方針

市は、県と連携して、中山間地域、沿岸地域など、災害時に土砂崩れや津波による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

### 2 孤立可能性の把握と防止対策の実施

市は、県と連携して、土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、土砂堆積等によって交通が遮断され、孤立する可能性のある地区及び集落について、把握する。また、被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、県との役割分担により、災害に強い道路整備を行う。

### 3 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援

市は、県から、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備支援を受ける。

### 4 積雪期のヘリコプター運用

積雪期のヘリコプターによる市民等の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、県と協議する。また、必要に応じて訓練を行う。

### 5 市民等の役割

#### (1) 市民等の役割

孤立が予想される地域の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄するよう努めるものとする。

#### (2) 地域の役割

災害発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施するよう努める。

#### (3) 企業・事業所の役割

孤立が予想される地域の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議するよう努める。

### 6 市の役割

市は、県と連携して孤立集落対策を実施する。

#### (1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知

#### (2) 避難経路多重化の検討

#### (3) 衛星通信等の通信手段の確保

#### (4) 集落防災拠点施設の確保

#### (5) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置

#### (6) 地域住民の自治組織を自主防災組織として整備

#### (7) 集落内のヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。）

#### (8) 積雪期に備えた装軌（キャタピラ）車両の確保

#### (9) 市町地域防災計画で定める事項（資料編）

ア 孤立が予想される集落

イ 土砂災害、雪崩等の発生危険箇所

ウ 各集落との通信の確保方法

エ 各集落の防災拠点施設及び資機材の整備、物資等の配置状況

オ 各集落のヘリポート適地

## 第19節 建築物等災害予防

### 1 基本方針

建築物の構造上の安全性については、建築基準法等によって、必要な技術的基準の確保が要請されているところである。

しかし、地震は多様な要素が複雑にからみあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。

このため、地震に強いまちづくりを行うに当たって、市等は、公共建築物、一般建築物の耐震性、不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

### 2 防災上重要な公共建築物等の災害予防

地震対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、市は、次の公共建築物等については、非構造部材を含む耐震対策等を推進するとともに、できるだけ、活断層直近を避けた場所に立地するよう整備する。やむを得ず活断層直近に立地する場合には、地質調査などに基づき、活断層直上を回避するとともに、建物の構造の強化及び一層の耐震性、不燃性の確保を図る。また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図るとともに、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等

(2) 震災時の緊急救護所、被災者の避難所等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

### 3 一般建築物の災害予防

市は、「石川県耐震改修促進計画」及び「各市町耐震改修促進計画」に定める目標の達成に向け、地震による建築物被害の未然防止と火災等による延焼拡大防止を図るため、老朽住宅密集市街地対策を推進するほか、次の措置を講じる。

(1) 老朽危険建築物に対する調査、指導

老朽危険建築物等で著しく保安上危険であると認める場合においては、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講じるよう所有者等に対して指導する。特に、老朽危険建築物等が避難地や避難経路に面している場合には、必要な措置をとるよう早期に所有者等に対して指導等を行う。また、老朽危険建築物のうち空家であるものについて、市はその所在状態等を把握するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保守上危険となるおそれ等のある状態となるものについて、所有者等に対して助言、指導等必要な措置を行う。

(2) 特殊建築物の検査、指導

旅館、百貨店、マーケット、病院、興業場、集会場等特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、又は実地に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。

(3) 耐震性、不燃性建築物の建築促進

耐震対策として、耐震構造に対する技術指導を関係団体と協力のもとに実施するとともに、耐震診断の専門技術員の養成に努め、建築物の耐震性向上にむけた体制の強化を図る。特に住宅に関しては、県、市町及び住宅事業者団体等が連携し、市民等に対して、住宅耐震化補助制度の周知も含め、住宅の耐震化の重要性について周知を徹底し、防災意識を啓発するとともに、耐震診断・耐震改修等による住宅の耐震化の促進を図る。

不燃性建築物対策としては、必要な地域について都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく防火地域（準防火地域）の指定を行うほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐火建築への促進を図り、木造建築物の延焼防止対策を推進する。

(4) 市街地再開発事業等の促進

市街地における非耐火建築物の集積地区及び建築物の密集地区等の防災対策が必要な地区においては、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業等を行うことにより、公園、緑地等都市空間の創設、避難道路の整備及び地区の不燃化等を促し、都市の防災化を図る。

(5) 中高層建築物の防火対策

ア 整備方針

(ア) 建造物の位置、構造及び設備は建築基準法等の関係法令に基づき、消防用設備等は消防法(昭和23年法律第186号)等関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導する。

(イ) 建造物に対して法令に基づく立入検査を年2回以上実施し、災害予防についての指導に当たるとともに、消防用設備及び防火避難用設備の設置、維持及び管理について、防火防災上の見地から必要な指導を行う。

イ 指導方針

(ア) 高層建築物及び地下街の不燃化

(イ) 火気設備及び火気管理の規制

(ウ) 防災設備の集中管理

(エ) 避難計画

ウ 防災管理体制の強化

(ア) 防災計画の樹立

(イ) 自衛消防訓練の実施

(ウ) 避難管理

エ 具体策

(ア) 百貨店等における夜間又は休日時の防火体制の確立

a 防火管理体制の確立

b 模様替え等の作業管理

(イ) 百貨店等における一般的な防火体制の確立

a 火災の発生又は拡大危険のある物質の安全管理

b 上階への延焼防止措置

c 避難技術の検討

d 消防隊の進入経路の確保

e 注排水措置の確立

(ウ) 消防訓練、特に避難訓練の実施の徹底

オ その他

(ア) 特別避難階段の設置

(イ) 排煙口の確保

(ウ) 消防隊進入口の確保

(エ) 消防専用エレベーターの運行の確保

(オ) 既存防火対象物等に対する消防用設備等の設置の指導

(6) 建築物避難施設の対策

ア 敷地の道路に対する基準の確保

イ 宅地又は敷地内通路の基準の確保

ウ 廊下及び直通階段の基準の確保

エ 出入口又は非常口の基準の確保

オ 避難階段、直通階段等の施設又は廊下の基準の確保

カ 防火壁、防火区画又は防火設備、特定防火設備の設置の確保

キ 排煙設備又は非常用照明設備の設置の確保

ク 非常用進入口の基準の確保

旅館、百貨店、マーケット、病院、興業場、集会場等の特殊建築物については、定期報告により維持保全を図る。

(7) 地下街(準地下街を含む。)の防災対策

ア 基本方針

(ア) 可燃物及び火気の取扱い制限、火気使用店舗の配置の適正化

(イ) 消防用設備等の設置の促進

- (ウ) 消防隊の進入方法、消火資機材についての調査研究
- (エ) 防火管理体制の強化
- (オ) 避難、救助体制の整備
- (カ) 適切な避難方法の周知徹底
- (キ) 防災訓練の実施
- イ ガス事故防止対策
  - (ア) 消防機関による指導の強化
    - a 予防査察時におけるガス事業者との合同点検の実施
    - b 地下街の防災管理者に対する講習会の実施
    - c ガス消費者に対する保安啓発
  - (イ) 地下街管理者の自主保安体制の確立
    - a 消防計画でのガス漏れ対策の作成
    - b ガス施設設備の定期点検の実施
    - c 入居者、警備員に対する防火管理指導の徹底
    - d ガス漏れ警報器、緊急ガス遮断器の設置
  - (ウ) ガス事業者の災害予防体制の確立
    - a 供給、消費設備機器の点検整備の励行
    - b 消費者に対するガス器具取扱い心得等の広報活動の強化
    - c ガス漏れ警報器及び緊急ガス遮断器の設置指導
  - (エ) 消防機関とガス事業者の事前申合せ及び連携強化
    - a ガス事業者の初動体制
    - b 相互の連絡通報体制の確立
    - c ガス漏れ現場における密接な連携
    - d 初動時におけるガス供給停止
    - e 必要資料の提供
- ウ ガス事故の防災対策
  - (ア) 消防機関、警察、ガス事業者及びビル管理者の連携、協力による防災活動の実施
  - (イ) ガス漏れ発見後の速やかな周辺地区の市民等の避難誘導及び立入禁止措置
  - (ウ) ガス漏れ箇所の速やかな探知、元栓の止栓によるガスの流出防止
  - (エ) 流出したガスの排煙設備等による大気中への拡散

#### 4 文化財災害予防

市教育委員会は、文化財被災対応マニュアルを策定し、被災文化財に対応する体制整備に努める。

##### (1) 建築物等の予防対策

指定文化財のうち、建築物については、次の事項について、教育委員会、消防機関、警察と協力して所有者・管理者等を指導する。

- ア 防災管理体制の整備
- イ 環境の整理整頓
- ウ 特に注意した火の使用及び適切な使用制限
- エ 火災、震災の危険のある個所の早期発見と施設の改善
- オ 嚴重な火災警戒
- カ 消火設備の完備
- キ 警報設備の完備
- ク 消防用水の確保措置
- ケ 消防車両の進入道路の確保
- コ 消火へい、防火帯の設置
- サ 消火壁、防火戸の設置
- シ 自衛消防組織訓練の実施
- ス 震災等に対処するため、木造建築物の点検及び応急資材の準備
- セ 建築物の耐震化・不燃化、倒壊防止対策を講ずる。
- ソ 延焼を減ずるための公園・空地整備を講ずる。
- タ 文化財を安全な場所へ移すことを検討する。

## (2) 美術工芸品等予防対策

美術工芸品等はできる限り耐火・耐震性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置や転倒・転落防止対策の措置をとるよう指導する。

## (3) 史跡、名勝、天然記念物等予防対策

(1)、(2)同様の措置をとる。

なお、地震が発生しても、人命に被害の及ばぬよう平常時の管理を万全にするよう指導する。

## (4) 事前対策

### ア 未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財的価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

### イ 耐震対策

(ア) 市教育委員会は文化財の地震被害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、耐震対策の必要性を啓発する。

(イ) 文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講じる。

### ウ 文化財保護

市教育委員会は、文化財保護のため、平時から、民間団体等との連携を強化する。また、文化財の所有者・保管場所・価値等のデータベース化や、3Dスキャン等によるデジタルアーカイブ化の検討に努める。

## 5 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策

市は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を順守するよう、安全性の確保の指導に努める。また、市は、危険なブロック塀等の除去費用の一部助成を行い、安全の確保に努める。

## 6 家具等転倒防止対策

市は、地震動による家具等の転倒被害を防止するため、「自分の命は自分で守る」という自助の大切さを市民等に周知し、日頃から市民自らが家具の固定等転倒防止対策を行うよう普及啓発に努める。

## 7 落下物防止対策

市は、地震動による天井材等の非構造部材の脱落による被害を防止するため、点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。

## 8 エレベーター閉じ込め防止対策

市は、地震動によるエレベーター閉じ込め等を防止するため、点検、改修の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。

## 9 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

## 第20節 公共施設災害予防

### 1 基本方針

道路、海岸、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、市民等の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、地震に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の耐震性の強化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施し強靱化を図るとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、地震発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう、優先的に復旧すべき公共土木施設や拠点等の事前把握及び関係者間での情報共有を行うなど、体制を強化する。また、衛星携帯等の調査資機材の整備や、応急対応に係る資材調達ルートについてあらかじめ検討するよう努める。

### 2 道路施設の整備対策

地震により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、震災時における市民等の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。

このため、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、道路施設が地震災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い個所から順次防災対策工事等を実施し、地震災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

#### (1) 道路の整備

代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、地震への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。また、地震により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土個所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板など施設の破損による二次的被害も考えられる。

このため、これらの災害が想定される個所に対して、緊急度の高い個所から順次対策工事等を実施する。

#### (2) 橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用し、緊急性の高いものから、落橋防止対策や橋脚の補強を行う。また、橋梁の新設に当たっては、最新の仕様を準用し、耐震橋梁を建設する。

#### (3) 隧道の整備

隧道の安全点検を行い、補強対策の必要とされるものについて、順次補強工事を実施する。

#### (4) 信号機の整備

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等、停電時への対策を推進する。

#### (5) アンダーパス部等の整備道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

#### (6) 沿道の建物の耐震化・不燃化

ア 県により、耐震改修促進法に基づく一定規模以上の要緊急安全確認大規模県特物（法附則第3条）、県耐震改修促進計画で指定される公益上必要な建築物（法第5条第3項第1号）で重要な避難路沿道建築物は、重点的に耐震化が促進される。

イ 市は、耐震改修促進法に基づく一定規模以上の要緊急安全確認大規模県特物（法附則第3条）に対し重点的に耐震化に努めるとともに、市耐震改修促進計画において市が指定している緊急

輸送道路（市道）等の沿道建築物の指定の必要性を検討する。

### 3 海岸、漁港、河川の整備対策

#### (1) 海岸、漁港の整備

ア 人員、緊急物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、耐震性を補強するとともに必要に応じて耐震岸壁を整備する。また、緊急物資の集積及び市民等の避難等のための広場等についても整備する。

イ 護岸等についても、震災点検の結果を踏まえ、耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

ウ 港湾については、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。

#### (2) 河川の整備

地震時におけるダム、えん堤及び堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある箇所については、改築、補強等の整備を促進するとともに、新設に当たっては耐震性に配慮して整備する。

このほか、樋門等についても耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

### 4 公園、緑地等の整備対策

震災時においては、公園、緑地及び緑道等の果たす役割は、地震により、建物の倒壊等が発生したときの火災の延焼防止、避難路、避難地としてばかりでなく、消防、医療活動の拠点、屋外仮設住居の建設用地等として活用できる。

このため、市街地の公園、緑地、緑道等の整備を促進するとともに、震災時における地域防災拠点施設の整備に努める。

#### (1) 公園、緑地等の整備

公園、緑地等市街地内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備を進める。

#### (2) 耐震性能の確保

既存の公園内の建築物、工作物等の損壊を防止するため、緊急性が高く、かつ実施可能な施設から順次対策工事を実施する。また、新たにつくる施設については、耐震性に配慮して整備する。

#### (3) 地域防災拠点施設の整備

震災時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。

### 5 上水道、下水道の整備対策

#### (1) 上水道の整備

地震等災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。また、新設する施設については、耐震性の強化に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

##### ア 体制の確立

断水など水道被害に即応するため、市は、あらかじめ次による参集体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

##### (ア) 参集体制

市は、災害発生時に「給水対策本部（班）」を設置運営できるようあらかじめ組織や役割等を定めておく。また、市における給水対策は、（公社）日本水道協会石川県支部と連携した体制とする。

(イ) 市は、あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など参集計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

## イ 情報収集及び連絡体制

(ア) 市は、情報連絡の手段として、事前に非常時における通信体制を整えておく。

この場合、地方公共団体間の連絡以外に、(一社)日本水道協会石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

(イ) あらかじめ情報収集連絡事項を定めるほか、地震発生を想定して、複数の連絡手段を定める。

## ウ 飲料水の確保

市は、震災時においても飲料水を確保するため、平常時からそれぞれ次の措置を行う。

(ア) 水道施設の耐震化に努める。

(イ) 緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互融通できる連絡管等の整備に努める。

(ウ) 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。

(エ) 応急給水、応援給水及び応急復旧のため、あらかじめポリタンク及び給水用ポリ袋等を準備(備蓄)するほか、給水車、給水用タンク、運搬用車両、ろ水機及び管材料等の整備に努める。また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県へのあせん等の協力要請を含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。

(オ) 応急給水及び施設復旧等に際しては、道路の通行不能な状態も考慮して、対応できる体制をあらかじめ検討する。

(カ) 自主防災組織及び市民等に対して、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。

## (2) 下水道の整備

市民等の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の耐震性の強化に努めるとともに、地震等災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。また、新設する施設については、耐震性を確保する。

### ア 施設の整備

#### (ア) 管渠

主要な管路等を重点に、優先度の高いものから補強、整備する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合は、地盤条件等を総合的に検討して計画する。

なお、地盤の悪い箇所には敷設する場合は、埋戻し土の液状化対策を実施するとともに、人孔と管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

#### (イ) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場、終末処理場については、一定の処理機能を確保できるよう耐震性の強化を図る。

また、「下水道施設計画・設計指針と解説 ((公社)日本下水道協会)」及び「下水道施設地震対策指針と解説 ((公社)日本下水道協会)」、「下水道の地震対策マニュアル ((公社)日本下水道協会)」の基準に従い、総合的に検討を行う。

## イ 安全の確保

### (ア) 体制面の強化

日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。

### (イ) 要員の確保

震災時に円滑に活動できるよう次の事項について定めておく。

- a 初動時の要員の確保
- b 非常招集方法
- c 応援要請方法
- d 広報体制等

## (3) 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管について迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

なお、上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化す

るため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

## 6 電力施設の整備対策

電力供給事業者及び電気通信事業者は、地震時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。また、市は、県、電力供給事業者及び電気通信事業者により、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、実施される事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に協力する。

### (1) 設備面の対策

#### ア 発・変電設備

各設備については、適切な耐震性を有するよう所要の被害防止対策を講じる。

#### イ 送・配電設備

地震に伴い地盤の不等沈下、地すべり等の発生するおそれがある軟弱地盤等にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への新たな設備の設置については極力避ける。

### (2) 保安の確保

#### ア 体制面の強化

(ア) 日頃から設備の巡視、点検を行い、保安の確保に努める。

(イ) 日頃から震災に備えて、応急復旧用資機材等の確保に努める。

(ウ) 日頃から震災に備えて、電力不足に対応するため、他電力事業者との電力融通体制を確立しておく。

#### イ 要員の確保

震災時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

(ア) 初動時の要員の確保

(イ) 非常招集方法

(ウ) 応援要請方法

(エ) 広報体制等

## 7 通信施設の整備対策

震災時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火並びに多ルート化に努める。また、市は、県、電力供給事業者及び電気通信事業者により、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、実施される事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に協力する。

### (1) 電信電話

電信電話通信事業者は、電気通信設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行う。

#### ア 社員の参集体制

震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営及び応急復旧に必要な参集を円滑に行うため、下記事項について定めておく。

(ア) 初動時駆け付け要員の確保

(イ) 社員の非常招集方法

(ウ) 関係組織相互及び関連会社等の応援要請方法

#### イ 電気通信設備の点検

震災等に備えて次の設備、資機材の点検を行う。

(ア) 電気通信設備の巡回、点検及び防護

(イ) 災害対策機器及び車両の点検、整備

(ウ) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送手段の確認と手配

(エ) 震災時措置計画及び施設記録等の点検確認

ウ システムとしての信頼性向上

(ア) 通信設備の耐震、耐火、水防設計、施工及び建物等の防災措置による設備自体の強化を図る。

(イ) 主要な中継交換機の分散、主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成に努める。

(2) 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効である。特に、震災時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されているところであり、各機関は、次の点に留意して専用線の確保に努める。

ア 耐震性の強化

局舎及び装置等について、耐震等の防災工事を実施する。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、多ルート化等を促進する。また、市民等への災害情報の伝達手段として、同報無線局の設置を促進する。

ウ 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線等の資機材の充実整備を図り、有事に備える。

エ 定期的な点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、通信機能の確保に努める。

(3) 非常通信

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、有線通信を利用できない等の時に無線局の免許の条件に関わらず非常通信を実施することができる。

(4) Lアラート（災害情報共有システム）

市、県及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、Lアラート（災害情報共有システム）が果たす役割が重要であるため、次の措置を講じる。

ア Lアラート（災害情報共有システム）の活用

イ Lアラート（災害情報共有システム）の訓練への参加

(5) 放送

放送は、非常災害時における市民等への情報伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため、次のような対策の推進に努める。

ア 送信所、演奏所の建物、構築物の耐震力の強化

イ 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策

ウ 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備の整備

エ 二次災害防止のための防火設備の整備

オ 建物、構築物、放送設備等の耐震性等についての定期点検

8 農地、農業用施設の整備対策

(1) 農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、流域治水の取組と連携しつつ、平素から適切な管理を実施するとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。

(2) 防災重点ため池をはじめ、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市はハザードマップの作成・周知等により、関係市民等に適切な情報提供を図ることで、防災・減災対策を推進する。

9 一般廃棄物処理施設の整備対策

市等は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努めるとともに、一般廃棄物処

理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給装置を設置するよう努める。

## 第21節 地盤災害予防

### 1 基本方針

地震に伴う地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、市は、これらの危険個所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険個所とその周辺の住宅移転など、総合的な対策を実施、指導するよう努める。また、住民・事業者と県・市町との間で地域の液状化発生傾向や液状化による宅地の被害リスクについて情報を共有し、認識を深める「リスクコミュニケーション」を促進する。

### 2 地盤災害の危険区域の指定及び周知

市は、地盤災害から市民等の生命、財産を保護するため、次の措置を講じて関係市民等に周知する。

市は、指定された危険区域や指定区域外の危険な個所について、それぞれの箇所名、所在地等を市地域防災計画（資料編参照）に明示するとともに、これらの危険個所の周辺の市民等に対して、災害の危険性について周知徹底を図る。

### 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

#### (1) 基礎調査の推進

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害により市民等に危害が生じるおそれのある土地は県により調査され、その結果は関係市町長に通知されるとともに公表される。

#### (2) 土砂災害警戒区域における対策

ア 市は、県から警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の事項について定める。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ 市は、前項（エ）に記載する事項を定めるときは、当該市地域防災計画において、土砂災害が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項（ア）に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

ウ 市長は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所等、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等市地域防災計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、市民等に周知する。

エ 市は、県と協力して土砂災害に対して市民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努める。また、警戒区域をその区域に含む市は、土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施することを基本とする。

#### (3) 土砂災害特別警戒区域における対策

県等により、次の措置が講じられる。

ア 住宅分譲地、社会福祉施設等の開発行為に関する許可

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

#### 4 警戒体制の確立

(1) 市は、県と合同又は単独で定期的に危険個所の巡視、点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。

(2) 市は、地震発生後に土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等のおそれがあると認めるときは、危険個所の巡視、警戒を行う。また、当該危険個所ごとに所要の警戒要員を配置するなど、警戒体制について、市地域防災計画にあらかじめ定めておく。

なお、巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう、関係機関との連絡を密にし、地盤災害の未然防止に努める。

#### 5 避難体制の確立

市長は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の市民等の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の市民等、滞在者その他の者に対して速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

避難指示等の発令基準やその伝達手段等については、市地域防災計画にあらかじめ定めておくとともに、地域の実情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法等を定め、これを市地域防災計画に明示するとともに、広報誌、パンフレット等により市民等に対して周知徹底を図る。

#### 6 地盤災害防止施設の整備、促進

(1) 地すべり防止工事の促進

県により、地すべり防止のため、人家、公共施設の多い緊急度の高い重要区域から順次、排水溝、枠工、排土工等の防止工事を施工される。

(2) 治山対策の促進

山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、山腹崩壊等対策や流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、市民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

(3) 急傾斜地崩壊防止工事の促進

急傾斜地崩壊危険区域については、県により、地元民にがけ崩れを誘発するような行為の制限、又は防止対策工事の施工を指導する。また、地元民だけで崩壊防止工事の施工が困難である個所のうち、危険度の高い重要区域から順次公共事業として、擁壁、コンクリート張り工、排水工、法切工等の防止工事を行い、がけ崩れの防止に努める。

#### 7 住宅移転事業の促進

市は、危険個所に居住する者に対して、必要な指導を行うとともに、当該危険地域外に住居の建設移転等を行う場合に住宅金融支援機構資金の融資指導等を行うほか、次の事業によりその移転を促進する。ただし、家屋等の経常的被害に対する補修又は補強は、原則としてそれぞれの家屋管理者が行う。

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地崩壊等により市民等の生命に危険を及ぼすおそれのある地域に存する危険住宅の移転を促進するため、がけ地近接等危険住宅移転事業の実施に努める。

(2) 防災のための集団移転事業

防災のための集団移転に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に基づき、市民等の居住に適当でない認められる区域内にある住居の集団移転を促進するよう努める。

## 8 宅地造成地等災害予防

市は、宅地の造成や盛土・切土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流失等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講じる。

### (1) 宅地造成地域の規制

宅地造成により、人家等に被害を及ぼしうる区域に対して宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定し、宅地造成に関する工事だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や、単なる土捨て行為・一時的な堆積についても適切な規制を行い、盛土等に伴う災害の防止を図る。また、都市計画法の開発許可制度も宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可となることから、安全かつ良好な宅地の造成を行うよう規制する。

なお、必要があると認めるときは、勧告又は改善命令を発して、宅地の安全確保に努める。

### (2) 指定区域内における措置等

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内における宅地造成や盛土・切土等に関する許可申請に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。また、必要に応じて、指定区域のパトロールを実施し、違反工事、危険な宅地の発見に努め、災害の未然防止に適切な指導を行う

### (3) 危険盛土等に対する措置

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

なお、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

### (4) 大規模盛土造成地の耐震化等

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び所有者等による宅地の耐震化を促進するよう努める。

## 9 液状化災害に対する予防対策

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法が実施されることが必要である。

市は、土木施設や建築物等については、液状化対策等の調査研究の成果を積極的に活用し、各種の液状化対策工法等を組み合わせながら可能な限り取り入れていく。

## 第2節 危険物等災害予防

### 1 基本方針

火薬類、高圧ガスその他の発火性若しくは引火性物品又は毒物・劇物等の危険物品は、地震発生時には直ちに災害の原因となるとともに、災害を拡大させる重要な要因ともなるおそれがある。このため、地震発生に係る緊急措置の徹底を図るとともに、これらの施設の立入検査、従事者に対する取扱いの指導及び訓練等を通して、災害の防止に万全を期する。

### 2 火薬類の保安

#### (1) 立入検査及び保安指導の実施

県及び警察並びに消防本部等の監督機関により、対象事業所に対して立入検査等が実施され、施設の構造、位置及び火薬類の取扱いに関する保安指導又は措置命令が行われる。

ア 法令に定める技術基準を順守するための指導又は措置命令

イ 施設設備の欠陥個所に対する是正と保安全管理及び運搬に関する措置の指導

ウ 事業者が危害予防規程、保安教育計画の整備及び自主保安体制の充実を図るための指導

#### (2) 火薬庫の所有者等が行う危険時の応急措置

近隣の火災その他の事情により火薬庫が危険な状態となり、又は火薬類が何らかの理由により安定度に異常を呈したときは、直ちに次の措置を講じる。

ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕がある場合には、これに移し、かつ、見張人をつける。

イ 搬送が困難な場合は、火薬類を水中に沈めるなど安全な措置を講じる。

ウ 以上の措置によらない場合は、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、一方で防火の措置を講じ、かつ、必要に応じて付近民に避難するよう警告する。

エ 吸湿、変質、不発、半爆等のために原性能若しくは原形を失った火薬類又は安全度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

#### (3) 県及びその他機関の緊急措置

災害発生の防止その他緊急の必要がある場合には、県及びその他機関により次の措置が行われる。

ア 製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命令

イ 製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄を一時禁止、又は制限

ウ 火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命令

エ 廃棄した火薬類の収去を命令

オ 自動車又は軽車両により火薬類を運搬する者に対する運搬証明書の提示、及び運搬上の適否の検査

カ その他災害防止のための必要な応急措置命令

#### (4) 自主保安体制の確立

ア 消防本部・署は、防火指導に当たるとともに、防火管理者による防火設備の保安全管理等の徹底を図る。

イ 事業所は、自主保安体制の整備に努めるとともに、従事者に保安教育を実施する。

#### (5) 関係機関の連携

関係機関は、事業所に対する監督、指導の連携強化を図り、防災対策に万全を期す。

### 3 高圧ガスの保安

#### (1) 立入検査及び保安指導の実施

監督機関は、対象事業所に対して立入検査等を実施し、施設の構造、位置及び高圧ガスの取扱いに関する保安指導又は措置命令を行う。

ア 消防本部・署は、防火上の必要に応じて、立入検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導する。

イ 警察は、防災上特に必要と認められる施設に対しては、係員を派遣して防災施設対策等の調査を実施し、必要事項について指導する。

(2) 製造所等が行う危険時の応急措置

- ア 製造施設又は消費施設が危険な状態となったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、その設備内の高圧ガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させる。
- イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器が危険な状態となったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
- ウ 前記の措置を講じることができない場合には、従業員又は必要に応じて付近の市民等に対して退避するよう警告する。
- エ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのないよう措置する。

(3) 県及びその他機関の緊急措置

公共の安全の維持又は災害の発生の防止のために緊急の必要があると認めるときは、県及びその他の機関により、次の措置命令が発せられる。

- ア 施設の全部又は一部の使用の停止
- イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時禁止又は制限
- ウ 容器の廃棄又は所在場所の変更

(4) 自主保安体制の確立

- ア 県により、高圧ガス保安団体の活動は支援され、自主保安活動の推進を通じて災害の防止を図る。
- イ 防火管理者は、消防本部・署の指導に基づいて、防火設備の保安管理等の徹底を図る。
- ウ 事業所は、自主保安体制の整備に努めるとともに、従事者の保安教育を実施する。
- エ 石川県高圧ガス地域防災協議会は、事故応援活動機関としての防災事業所の充実を図り、その連携強化を図る。

(5) 関係機関の連携

関係機関は、事業所に対する監督、指導の連携強化を図り、防災対策に万全を期す。

4 毒物・劇物の保安

(1) 毒物・劇物貯蔵所の届出

毒物・劇物貯蔵所の管理者は、有毒物質について消防本部に届け出るとともに、貯蔵施設の入口等に品名、化学的性質を明示するよう努める。

(2) 立入検査の実施

消防本部は、事業所等に対し、適時立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する設備、火災予防管理及び火災防ぎよの指導を行う。

(3) 施設の維持

消防機関は、毒物・劇物事業者及び取扱責任者に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。

(4) 事故措置の徹底

消防本部は、毒物・劇物によって、市民等の生命及び保健衛生上に危害を生ずるおそれがあるときは、事業者及び毒物・劇物取扱責任者に対し、保健所、警察署及び消防機関等に届出させるとともに、危険防止のため危険区域所在者の避難を命じ、立入禁止区域の設定等の応急措置を講じる。

5 石油類等の危険物の保安

(1) 立入検査の実施

ア 消防本部は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）に対して立入検査を実施し、法令に基づく適切な維持、管理をさせ、基準に適合しないものは直ちに移転、改修するなど、災害防除の見地から貯蔵、取扱等の厳正を期し、十分な監督指導を行う。

イ 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）による事故は、人家の密集する地域で発生する可能性が大であり、その範囲も県下一円である。

この災害を防止するため、県、警察、陸運支局及び消防機関は、連絡を密にして立入検査を実施する。

(2) 自主保安体制の確立

市及び消防本部は、危険物施設の所有者、管理者に対して、法令に基づく予防規程の作成、自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を推進させる。

(3) 化学消火剤の備蓄と配備

ア 大量危険物施設において万一事故が発生した場合は、大きな災害に拡大するおそれがあるので、施設の所有者等に対して災害時の処理及び体制と化学消火剤の備蓄を指導する。

イ 消防本部は、化学消火剤の配備を行い、事故対策を強化する。

(4) 防災教育

危険物施設関係者に対して関係法令及び災害予防の具体的方法について教育を実施し、安全管理の重要性を認識させるとともに、従業員等に対する防災教育を行うよう指導する。

6 放射性物質の保安

(1) 消防本部の指導強化

消防本部は、放射性物質を取扱う事業所等の現況を把握するとともに、災害発生時における消防活動の実施に支障をきたすことのないよう維持管理等について指導する。

(2) 自主保安体制の確立

放射性物質を取扱う施設の所有者及び管理者は、施設及び設備を常に法令の定める基準に適合するよう維持管理するとともに、放射線障害予防規定等の順守、保安組織の確立、従事者の教育訓練の励行等に努め、放射線障害の防止に万全を期する。

(3) 災害時の応急措置

ア 火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防本部と施設の所有者等は、緊急な連絡をとり、危険のある場所の認知及び放射線の汚染度測定を併せて行い、延焼防止に主眼をおき、汚染区域の拡大防止を図る。

イ 放射線物質の大量放出又はそのおそれのある場合は、消防機関と大聖寺警察署は、協力して危険区域内所在者の避難を命ずるとともに、立入禁止区域の設定を行う。

ウ 施設の所有者等は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対して健康診断を実施する。

エ 市は、特に必要があると認めたときは、県に対し文部科学省、厚生労働省、国土交通省等の専門家の派遣を要請する。

### 第3章 地震災害応急対策計画

地震災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、初動対策期（発災から1日程度）、緊急対策期（1週間程度まで）、応急対策期（1か月程度まで）の3期別に分類・整理する。

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。この際、職員は当事者意識を持ち、被災地に寄り添った判断を適切に行う。

地震災害応急対策の全体の流れを次に示す。

地震災害応急対策計画の全体イメージ

地域防災計画	時間経過	対策期別	対象項目	市民等の対応	
地震災害 予防対策		事前対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減災（施設の耐震化等の整備など）</li> <li>・準備（組織、計画等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家の補強</li> <li>・防災教育</li> </ul>	
地震災害 応急対策		発災	初動対策期 （救命中心）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命の安全確保</li> <li>・職員の非常招集</li> <li>・災害医療の開始</li> <li>・二次災害の防止</li> <li>・災害情報の収集・連絡・対応</li> <li>・避難場所等の開設</li> <li>・情報網の確保</li> </ul>	3日 自主防災 備蓄食料、 水の消費
		1日	緊急対策期 （救援と支援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の高機能化</li> <li>・緊急支援活動の立ち上げ</li> <li>・災害医療の継続と救急医療の開始</li> <li>・幹線道路の通行確保と流入交通量の制限</li> </ul>	
		1週間	応急対策期 （応急被害復旧の開始、こころのケア開始）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急支援活動の安定継続</li> <li>・社会基盤施設、ライフライン復旧進捗情報の共有化</li> <li>・生活支援とボランティア受け入れ環境の整備</li> <li>・仮設住宅の建設と入居</li> <li>・復旧計画の策定</li> <li>・心的外傷後ストレス障害のケア開始</li> </ul>	
地震災害 復旧・復興対策		1か月	復旧対策期 （復興計画の策定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガレキの処理</li> <li>・まちづくり組織の形成</li> <li>・復興計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市、まちづくりへの参加</li> </ul>
	6か月	復興対策期 （人生・生活・住宅等町並み再建、都市環境回復）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能の回復・強化</li> <li>・教訓の整理、防災教育の日常化</li> <li>・生活再建及び復興経済</li> <li>・都市環境の回復、創造</li> </ul>		

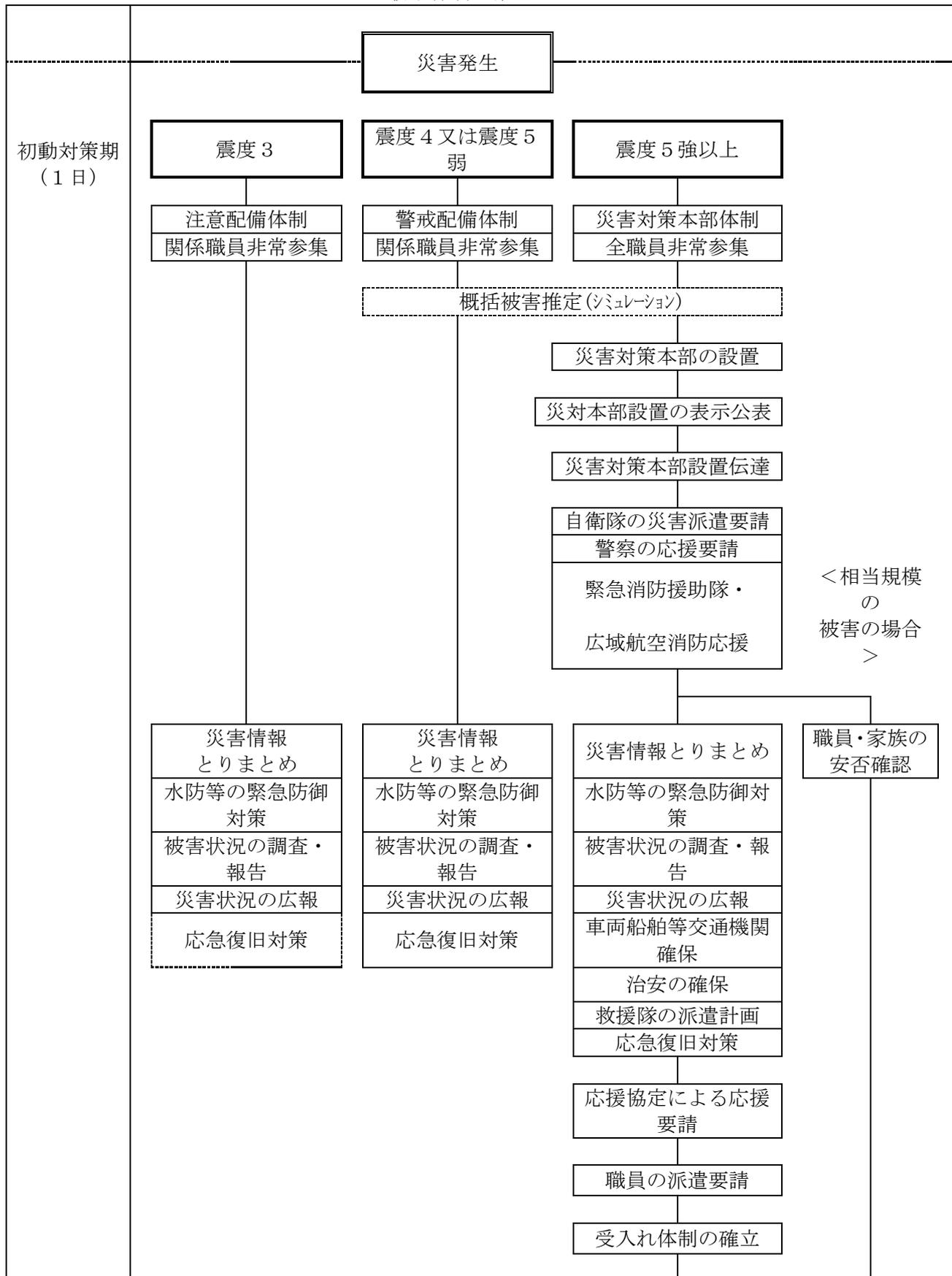
震災応急対策の項目を優先順に次のとおり示す。

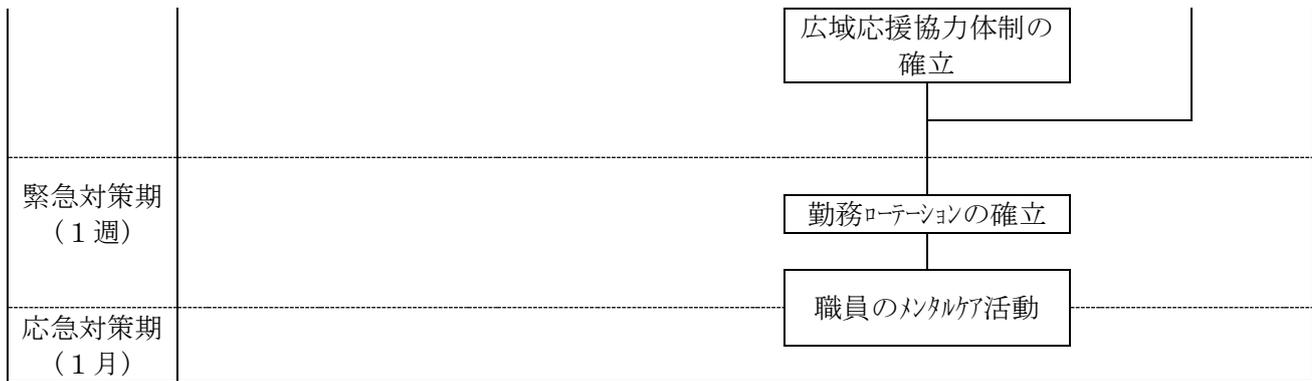
対策項目の時系列整理

時間経過	発災 1 日	1 週	1 月	
対応期別	初動対策期		緊急対策期	
対策項目	第 1 節	初動体制の確立		
	第 2 節	地震情報の発表・伝達		
	第 3 節	災害情報の収集・伝達	災害情報の収集・伝達	
	第 4 節	通信手段の確保		
	第 5 節	県消防防災ヘリコプターの活用等	県消防防災ヘリコプターの活用等	
	第 6 節	災害広報	災害広報	災害広報
	第 7 節	消防活動		
	第 8 節	自衛隊の災害派遣要請	自衛隊の災害派遣の継続	
	第 9 節	避難誘導等	避難誘導等	
	第 10 節	要配慮者の安全確保	要配慮者の安全確保	
	第 11 節	災害医療の開始	災害医療の継続と救急医療の開始	
	第 12 節	健康管理活動	健康管理活動	健康管理活動
	第 13 節	救助・救急活動		
	第 14 節	水防活動		
	第 15 節	災害救助法の適用		
	第 16 節	災害警備及び交通規制	災害警備及び交通規制	
	第 17 節	行方不明者の捜索、遺体の収容	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬	
	第 18 節	危険物の応急措置	危険物の応急復旧	危険物の応急復旧
	第 19 節	ライフライン施設の応急措置	ライフライン施設の応急復旧	
	第 20 節	公共土木施設等の応急措置	公共土木施設等の応急復旧	
	第 21 節	給水活動の準備	給水活動の実施	
	第 22 節	食料の供給準備	食料の供給	
	第 23 節	生活必需品等の供給準備	生活必需品等の供給	
	第 24 節		障害物の除去	
	第 25 節		輸送手段の確保	
	第 26 節		こころのケア活動	こころのケア活動
	第 27 節		防疫、保健衛生活動	
	第 28 節		ボランティア活動の支援	
	第 29 節		し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理	し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理
	第 30 節		住宅の応急対策	応急仮設住宅の建設

第31節	文教対策	
第32節	応急金融対策	応急金融対策 の 継続

初動体制の確立のフロー





### 1 基本方針

市長は、災害対策基本法第23条に基づき、地震災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。また、市及び防災関係機関は、災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、県、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

### 2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

加賀市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。

配備体制及びその基準等

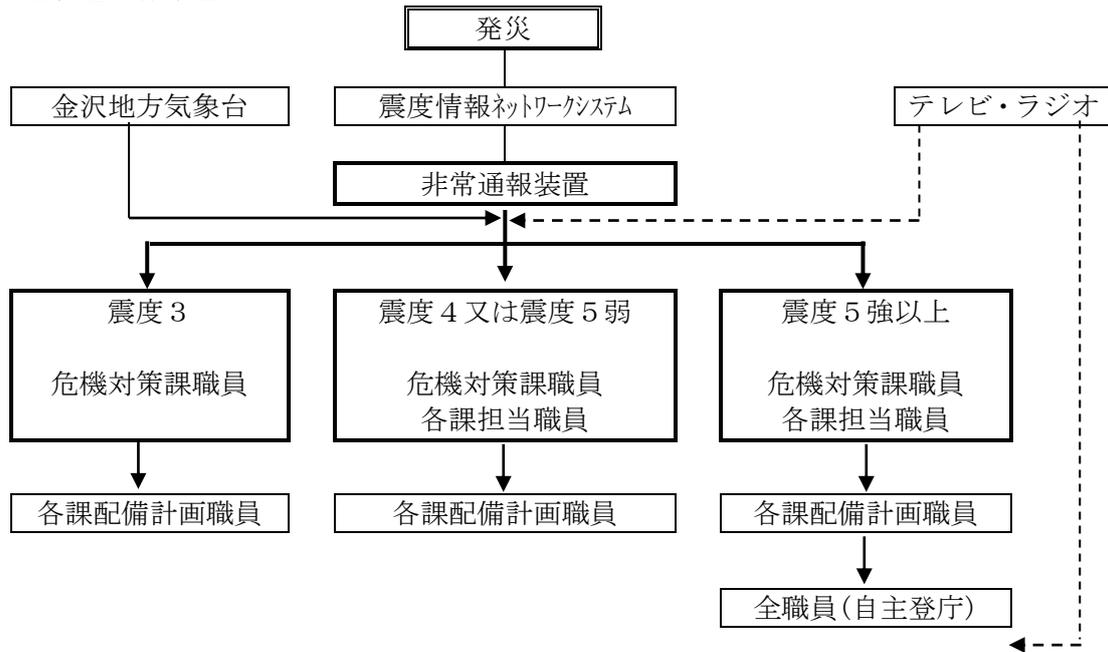
配備体制		基準	参集対象職員
災害対策本部設置前	注意配備体制 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制	・市内に震度3の地震が発生したとき	・危機対策課職員 ・各課の配備計画による職員
	警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・市内に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき	・危機対策課職員 ・各課の配備計画による職員
災害対策本部体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に震度5強以上の地震が発生したとき</li> <li>・市内に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき</li> <li>・市内に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき</li> </ul>	・全職員（自主登庁）

### 3 通報連絡体制及び職員の参集

#### (1) 通報連絡体制

ア 市長は、市内に震度3以上の地震が発生したときは、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。

通報連絡体系図



(注)  及び  $\longrightarrow$  は非常通報装置による連絡範囲

イ 各課長及び出先機関の長は、あらかじめ通報連絡体系図による職員の配備計画及び参集伝達システムを定め、所属の職員に周知徹底するとともに、このための所要の準備を日頃から整えておく。

ウ 各課長及び出先機関の長は、毎年度、新たに策定(変更を含む。)した職員の配備計画及び参集伝達システムを、年度初めに防災担当課長に報告する。

(2) 通報の方法

ア 2の「配備体制及びその基準等」の定めによる参集対象職員は、携帯電話、非常通報装置及び職員の参集伝達等により、確実に連絡を受けて登庁する。

イ 放送機関(ラジオ、テレビ)の協力を得て、職員の参集を図る。

(3) 職員の参集

ア 注意配備体制及び警戒配備体制の場合

2の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、危機対策課職員及びあらかじめ定められた参集対象職員は、速やかに登庁する。

イ 災害対策本部体制の場合

2の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部体制になったときは、全職員が直ちに登庁する。

なお、登庁が不能の場合は、地震災害予防計画第6節2(2)で定める市の機関に登庁する。

この際、市街地又は市街地に隣接する地域に立地する機関に登庁する職員は、道路の被害及び交通の混雑等が予想されるため、できるだけ徒歩、自転車、バイク等の利用を心がける。

4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

市長は、2の「配備体制及びその基準」に定める震度5強以上の地震等が発生した場合などには、災害対策本部を設置する。

- (2) 災害対策本部の組織等は、「加賀市災害対策本部条例（平成17年加賀市条例第159号）」及び「加賀市災害対策本部規程（平成17年訓令第1号）」の定めるところによる。
- (3) 災害対策本部は、市長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、教育委員会及び消防本部を含む構成とし、地震災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。
- (4) 災害対策本部は、原則として市役所内（会議室201及び会議室302）に設置する。ただし、市役所庁舎が被災し本部の設置が不可能な場合は、消防本部庁舎又はセミナーハウスあいらす内に設置する。
- (5) 救助その他の災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部に所要の課を置き、災害対策本部の事務を分掌させる。
- (6) 災害対策本部の組織、編成
- ア 災害対策本部は、災害対策に関する方針の協議及び事務連絡の機関として、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）を構成員とする災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を設ける。
- イ 本部員会議は、必要の都度、本部長が招集する。
- ウ 災害対策本部には、部及び班を設け、部に部長を、班に班長を置く。
- エ 部長には本部員（各部局長）を充て、班長には各部局の課長を充てる。
- オ 本部員会議の庶務その他災害対策についての各部、各班の連絡等に関する事項の処理に当たするため本部連絡員室（小会議室又は会議室304）を設置し、各部局の総務担当係長を本部連絡員として、原則として本部連絡員室に勤務させる。また、部局内各班の連絡を図るため、課内連絡員（各課係長）を置く。
- カ 災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害の規模に応じて、本部事務局の人員増強を図るとともに、必要に応じて本部の運営を支援する班を設置する。
- キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

本部員会議		職名			
災害対策本部	本部長	市長			
	副本部長	副市長（防災担当）			
	本部員	総務部	副市長	各班	各班長 課長
			教育長		
			総務部長		
			議会事務局長		
		市民健康部	監査委員事務局長		
			会計管理者		
			市民健康部長		
			産業振興部長		
			建設部長		
			上下水道部長		
			政策企画部長		
			イノベーション推進部長		
			教育委員会事務局長		
管理部長					
消防部長					

現地災害対策本部

- (7) 災害対策本部の所掌事務
- 災害対策本部は、災害対策の推進に関して、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、災害対策基本法第16条に基づく加賀市防災会議と緊密な連絡のもとに、次に定める所掌事務を実施する。
- なお、各部、各班の組織及び事務分担は、加賀市災害対策本部規程の定めるところによる。

## 本部の所掌事務

- 災害情報の取りまとめに関すること。
- 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。
- 災害時における通信の確保に関すること。
- 災害状況の市内外に対する広報に関すること。
- 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。
- 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。
- 国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関すること。
- 水防その他災害の緊急防御対策に関すること。
- 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。
- 災害時における車両、船舶等交通手段の確保に関すること。
- 災害時における治安の確保に関すること。
- 災害の応急復旧対策に関すること。
- その他災害対策に関して、市長が特に必要と認めた事項

## 5 現地災害対策本部

### (1) 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災地域及び災害の状況等に応じて、現地災害対策本部を設置する。

なお、市長が必要と認めた場合は県と情報の共有化を図るため、県災害対策本部との合同会議等を開催するなど機動的な運用を図る。

### (2) 現地災害対策本部の組織、編成

ア 現地災害対策本部には、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）を構成員とする現地災害対策本部員会議（以下「現地本部員会議」という。）を設ける。

イ 現地災害対策本部には、部及び班を設け、部に現地本部員を長とする部長を、班に班長を置く。

ウ 部及び班の事務分担及び出先機関等については、加賀市災害対策本部条例の定めによる。

エ 市内に現地災害対策本部を複数設置することとなったときは、現地本部長、現地本部員は、本部長がその都度指名する。

## 6 災害対策本部等設置の表示等

### (1) 災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合

ア 直ちにその表示を行い、県、防災関係機関及び報道機関等に通報し、市民等に周知する。

イ 各部署に対しては、口頭及びメール又はファクシミリで速やかに伝達する。

### (2) 廃止した場合も、(1) ア、イに準じて行う。

## 7 意思決定手続

### (1) 本部長（市長）に事故ある場合における職務の代理順位は、次のとおりとする。

代理順位	職名
第1位	副本部長（防災担当副市長）
第2位	本部員（副市長）
第3位	本部員（総務部長）

### (2) 本部員及び現地災害対策本部員並びに班長に事故ある場合の代理は、加賀市事務執行規則（平成17年規則第6号）第13条（代決）の規定を準用する。

## 8 災害応急対策の総合調整

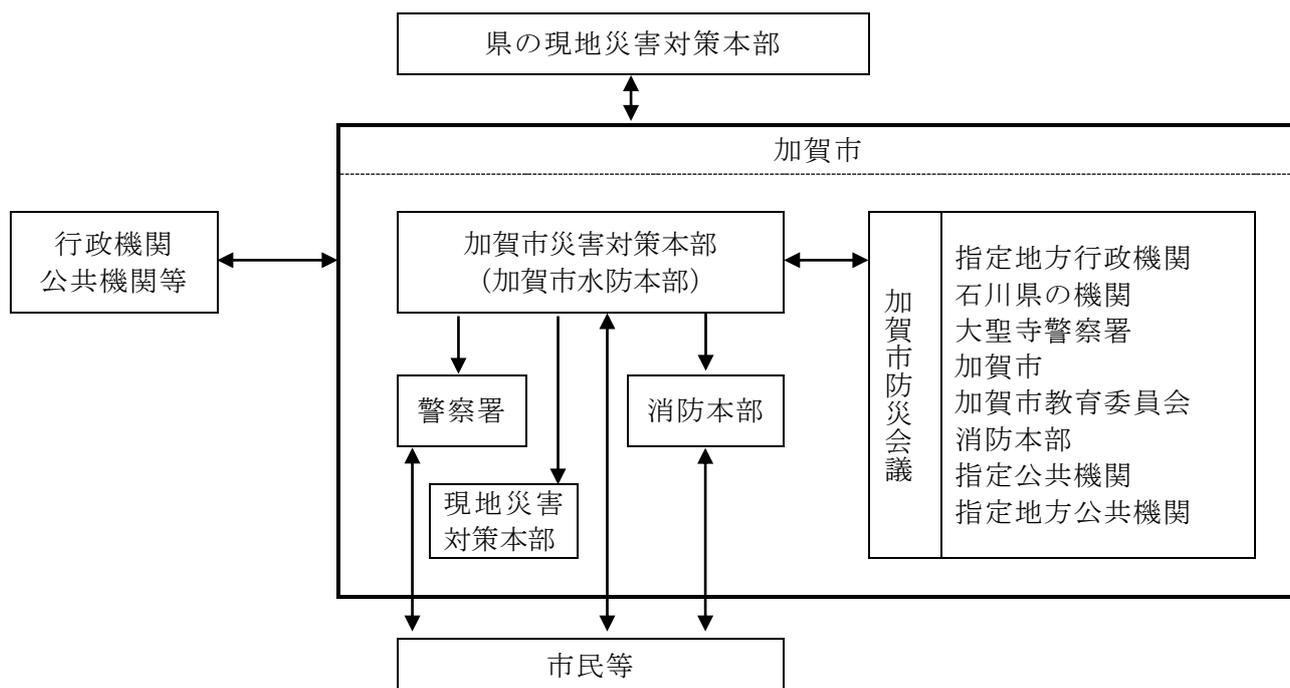
### (1) 総合調整

ア 市は、県が現地災害対策本部を設置した場合、相互に連絡調整を図りつつ、応急対策を円滑に実施する。

イ 加賀市防災会議は、市が災害対策本部を設置した場合、必要に応じて市役所庁舎内に加賀市防災会議連絡員室を設置し、関係機関相互間の連絡調整の円滑化を図る。また、加賀市防災会議の各委員は、その所属機関から職員を派遣し、必要に応じて加賀市防災会議連絡員室（小会議室又は会議室304）にこれを駐在させる。

ウ 市は、必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。

エ 総合調整の系統



### (2) その他の対策会議等の設置

ア 災害対策本部の設置にいたらない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、常時又は随時関係機関相互の連絡調整を図るため、災害の形態に応じて必要な対策会議等を設置することができる。

なお、対策会議等を設置したときは、速やかに加賀市防災会議に連絡する。

イ 災害対策本部が設置されたときは、災害の形態に応じて設置した対策会議等は災害対策本部に吸収される。

## 9 受援体制の確立

市は、災害時において、国、県、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

### (1) 市長の応援要請（知事又は他の市町長に対する応援要請）

市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。

ア 災害の状況

イ 応援を要請する理由

ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容

エ 応援を必要とする期間

オ その他必要な事項

## 要請事項

- 物資等の提供及び斡旋並びに人員の派遣
  - ・ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及び斡旋
  - ・ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
  - ・ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及び斡旋
  - ・ 救護及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同警戒等被災県市の境界付近における必要な措置
- 被災者の一時収容のための施設の提供
- 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

### (2) 自衛隊の災害派遣要請

市長は、地震災害に際して、人命及び財産を保護するため必要と認めるときは、本章第8節「自衛隊の災害派遣」に基づき、自衛隊の災害派遣要請の要求を知事に行う。

### (3) 消防の応援要請

消防活動については、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日）により、相互応援を行う。市内の消防力のみでは対処できない場合、市長は県を通じて知事に次の派遣を要請する。

ア 消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に基づく、緊急消防援助隊等の派遣要請

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日消防庁次長通知）」に基づく、他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣要請

### (4) 各種団体に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、応援協定等に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。

（協定書、連絡先：資料編参照）

### (5) 職員の派遣の要請等

#### ア 職員の派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは災害対策基本法第29条に基づき、市長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。また、市長は、必要に応じ、地方自治法第252条の17に基づき、他の市町村長に対し、職員の派遣を要請する。特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

なお、要請に当たっては、市長は次の事項を明らかにする。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

#### イ 職員の派遣のあつせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにし、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣のあつせんに求める。

(ア) 派遣のあつせんに求める理由

(イ) 派遣のあつせんに求める職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

### (6) 受け入れ体制の確立

市長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講じる。

ア 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。

イ 派遣職員等の宿舎を提供する。

ウ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

## 10 広域応援協力体制の確立

市は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必

要な応援体制を確立する。

なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

- (1) 市長は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講じる。

ア 災害救援対策本部等の設置

必要に応じて、災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。また、災害救援対策本部は、応援部隊の派遣に係る支援や資材の調達を行う。

イ 応援部隊の編成

応援要請の内容に基づき、応援部隊を編成する。

なお、他市町村への応援部隊の編成に当たっては、次の点を考慮する。

- 応援部隊には、応援を要請した市町村との連絡調整及び応援部隊各班の指揮連絡のための総括責任者を置く。
- 応援部隊の業務の円滑化を図るため、庶務班（担当者）を設ける。
- 応援部隊は、応援業務によっておおむね次の班を編成する。
  - ・ 救護班（救護活動について応援する。病院の医師、看護師を中心に編成）
  - ・ 防疫班（防疫活動について応援する。保健福祉センター等の技師を中心に編成）
  - ・ 復旧班（被災地における復旧作業を応援する。建設部の技師を中心に編成）
  - ・ 技術指導班（復旧作業の技術指導をする。各分野の専門職を中心に編成）
  - ・ 輸送班（応援部隊の被災地の輸送や救援物資の輸送について応援する。技能労務職員を中心に編成）

ウ 被災地の状況把握

職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

- (2) 市長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

## 11 職員等の安否確認及び勤務ローテーションの確立と健康管理

### (1) 職員や家族の安否確認

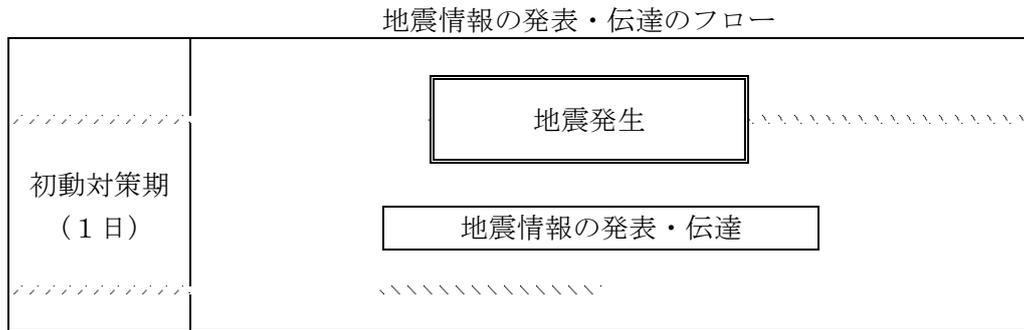
自宅又は自分がいる地域で相当規模の被害が予測される地震が発生した場合には、原則として本人が所属の課へ報告し、人事課に情報を集約する。報告事項は、本人、家族の被災状況とする。また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

### (2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、参集計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

## 第2節 地震情報の発表・伝達

危機対策課、消防総務課、  
警防課、消防署



### 1 基本方針

地震の発生時には、地震被害の軽減、拡大防止を図るため、地震情報を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達する。また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の参集を行う。

なお、大津波警報・津波警報・注意報の発表時又は津波災害の発生時の対応については、加賀市地域防災計画（津波災害対策編）第3章第2節「大津波警報・津波警報・注意報の発表」にて詳述する。

### 2 緊急地震速報（警報）の発表基準等

#### (1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（\*））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

金沢地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。また、市は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、市民等に対し普及啓発を図る。

#### (\*) 緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市町名
石川県	石川県能登	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、羽咋郡〔志賀町、宝達志水町〕、鹿島郡〔中能登町〕、鳳珠郡〔穴水町、能登町〕
	石川県加賀	金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡〔川北町〕、河北郡〔津幡町、内灘町〕

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

#### (2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市の防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を通して市民等に伝達される。

### 3 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を190地域に区分)と地震の検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報 (注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報 (注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)とその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 また、地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期振動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報を発表

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

#### 4 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び金沢地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に向けて提供する。

地震情報の種類	発表基準	発表内容
地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時 ・震度4以上	地震発生後約30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・震度5弱以上 ※上記に該当しない場合でも、報道機関に取り上げられた当、社会的に関心が高いと判断した場合は発表することがある	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内及び北陸地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの県内及び北陸地方の地震活動の状況を取りまとめた資料

※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

#### 5 地震情報等の伝達

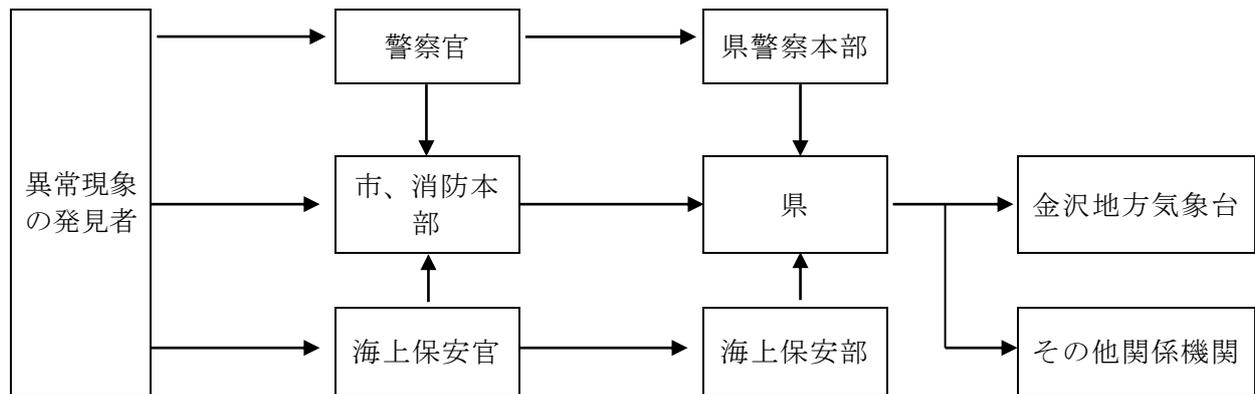
- (1) 県により、県防災行政無線により市に伝達されるとともに、一般の気象警報の伝達に準じて、防災関係機関に伝達される。
- (2) 市は、地域防災計画の定める方法により情報伝達を行う。
- (3) 防災関係機関は、気象警報等の伝達体制に準じて、情報伝達を行う。

## 6 地震に係る現場情報

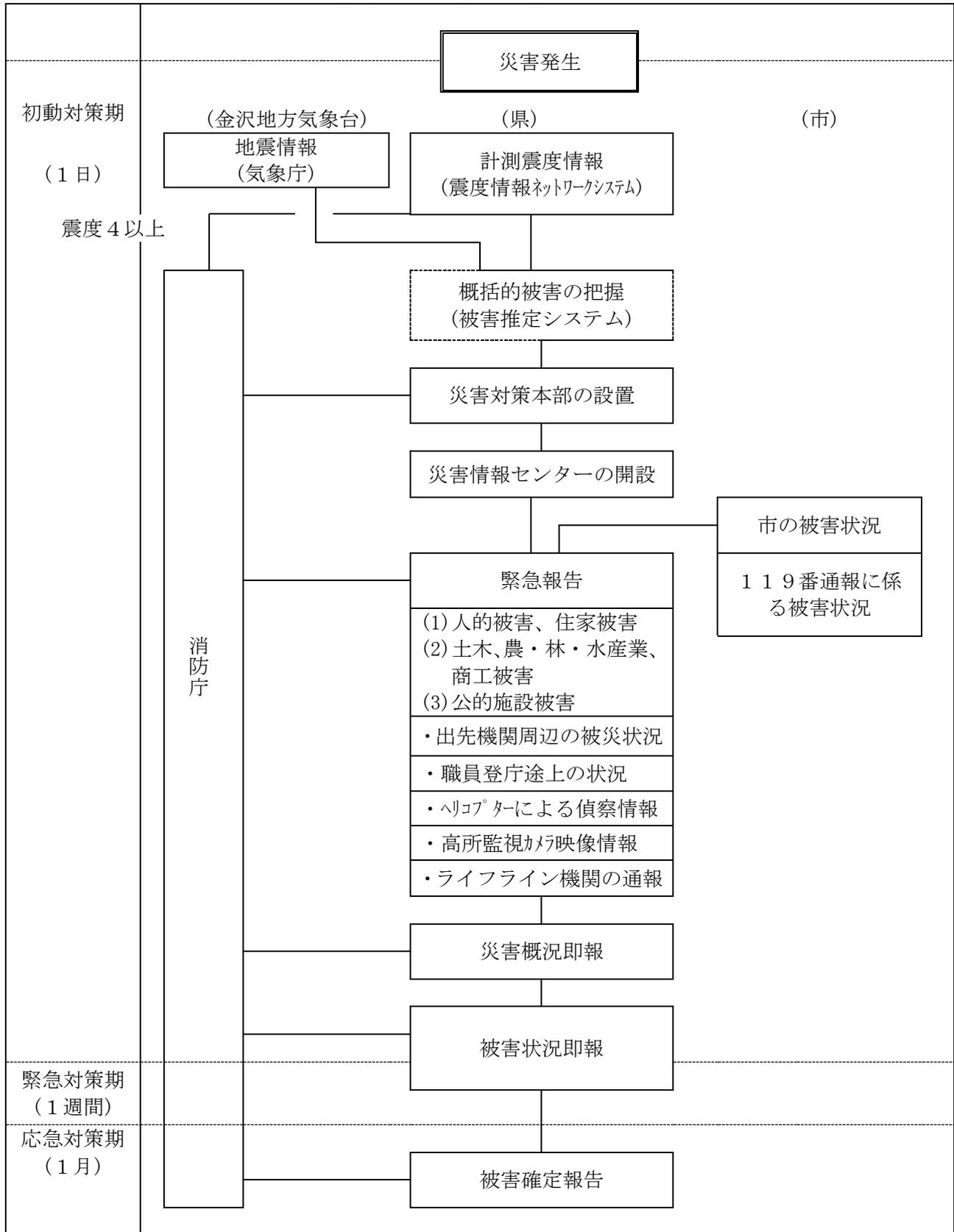
頻発地震、異常音響及び地変の発見者は、直ちに市、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。

この場合において、市及び消防本部が受けたときは県へ、警察官及び海上保安官が受けたときは市を経由して県へ速やかに通報する。また、必要に応じて、県から金沢地方気象台、その他関係機関に通報される。

異常現象発見者の通報系統図



災害情報の収集・伝達のフロー



## 1 基本方針

市は、地震災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、防災関係機関と相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

## 2 情報の優先順位

被害状況の収集・連絡は、応急対策の時期別に優先順位を付けて行う。

対策期別	情報の優先順
初動対策期	① 人的被害 ② 住家被害
緊急対策期	① 土木、農・林・水産業、商工被害 ② 公的施設被害

## 3 情報収集体制及び伝達系統の確立

### (1) 被害規模に関する概括的情報の収集・連絡

#### ア 被害規模に関する概括的情報

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、地盤災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

#### イ 119番通報に係る被害状況の情報

市は、119番通報に係る被害状況の情報を把握し、直ちに県及び消防庁に報告する。

### (2) 災害情報センターの開設

#### ア 災害情報の統括一元化

県により、災害対策本部に防災関係機関の災害情報を統括一元化し、震災時の情報の混乱を防止するとともに、災害対策本部の災害応急対策の指令の伝達及び県民に対する広報活動に万全を期するため、災害情報センターが開設される。

#### イ 被害状況や応急対策状況の報告

市災害対策本部、消防本部及び各防災関係機関は、被害状況や応急対策状況等を災害情報センターに随時報告する。

### (3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等

#### ア 市

(ア) 市長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を危機対策課又は県の出先機関に報告する。

(イ) 市長は、上記報告の概要を市所在の関係機関に連絡する。

(ウ) 市は本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

#### イ 関係機関等の協力関係

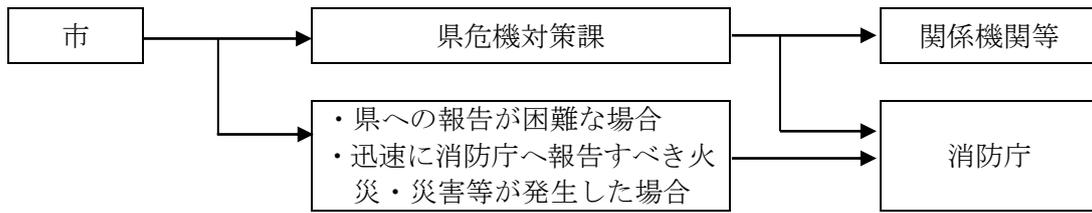
市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、市は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

ウ 情報収集伝達体制

市は、災害情報、被害状況等の報告連絡があったときは次の体制で受領し、危機対策課へ報告し、必要に応じ消防庁に連絡する。



(4) 航空機による災害状況の把握

市は、画像情報システム、インターネット、無人航空機等により被害状況の把握に努める。

(5) 安否情報の収集等

ア 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

イ 市は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行う。

ウ 県により、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町と連携の上、安否不明者の氏名等が公表され、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みが行われる。

(6) 異常現象発見者の通報義務

海面の上昇など次のような異常な現象を発見した者は、市、消防本部、警察官、海上保安官のうちいずれかにすみやかに通報する。

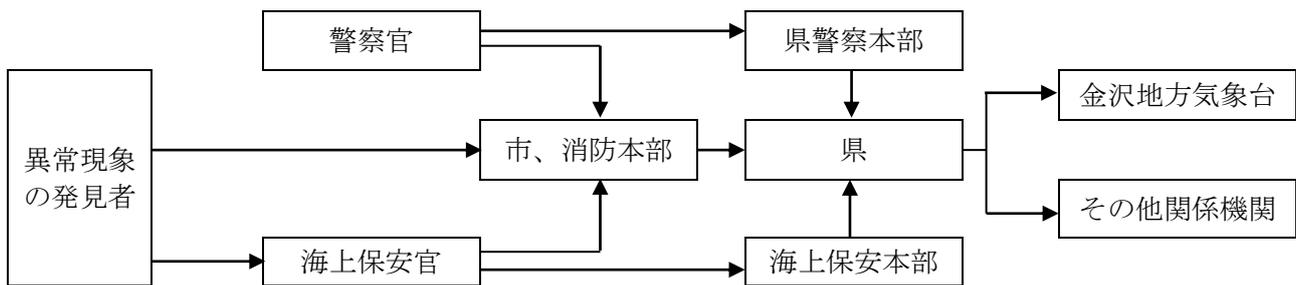
この場合において、市及び消防本部がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は市を経由して県へすみやかに通報する。県は必要に応じて金沢地方気象台その他の関係機関へ通報する。

ア 異常な出水、山くずれ、地すべり、堤防決壊、なだれなど大きな災害となるおそれがあるとき

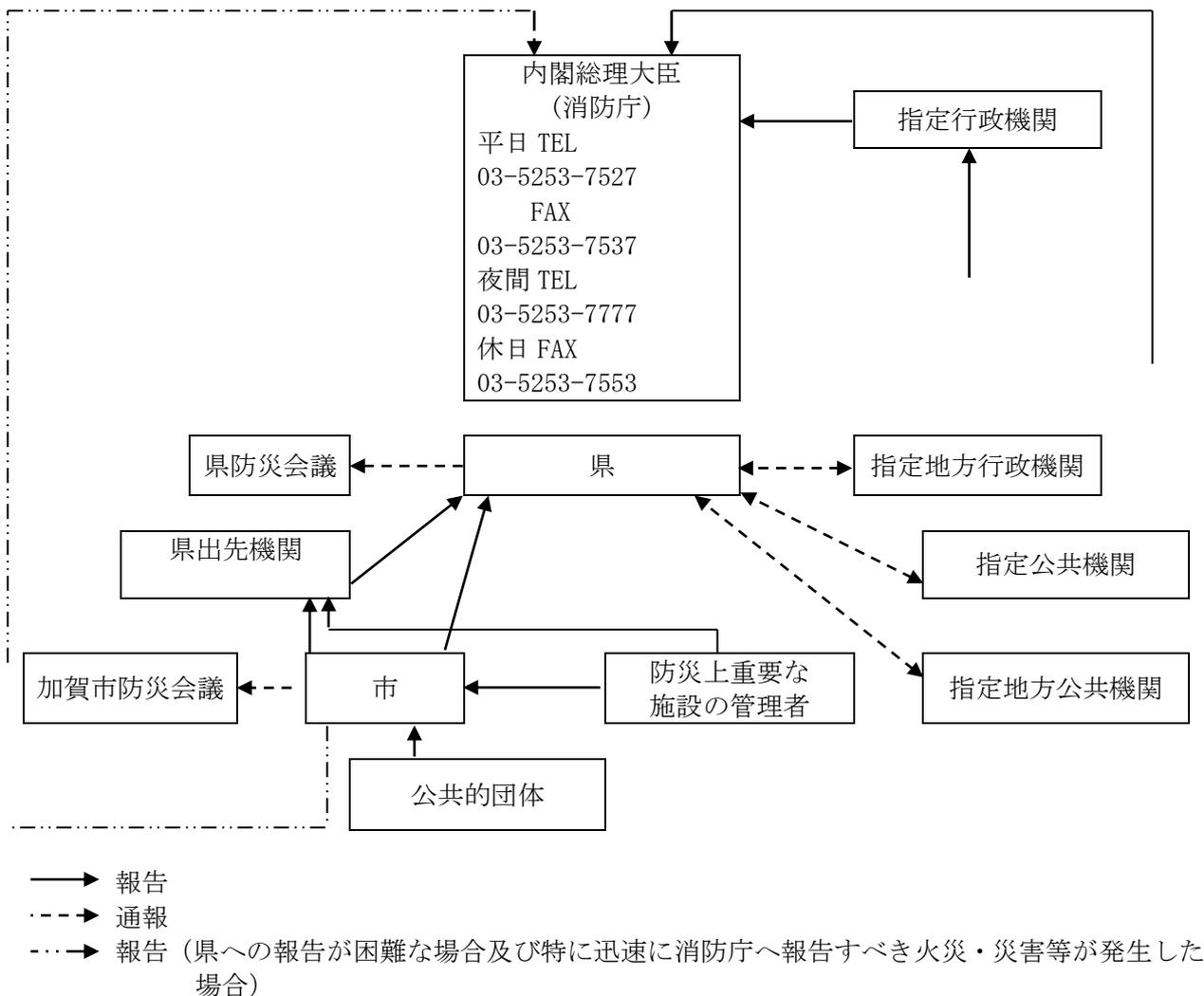
イ 異常な高波・うねり・潮位、河川や湖沼が異常水位となったとき

ウ 強い地震（震度4以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震、又は頻発地震（数日間にわたり頻繁に感ずる地震）があったとき

異常現象発見者の通報系統図



(7) 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図



(8) 市、教育委員会及び消防本部における災害情報等収集の分担

部名	主管課	調査事項
総務部	危機対策課 人事課	<input type="checkbox"/> 人的被害、住家等一般被害 <input type="checkbox"/> 被害状況、応急対策状況の総括 <input type="checkbox"/> 他の部に属さない関係の被害 <input type="checkbox"/> 生活必需品物資の動向 <input type="checkbox"/> 避難施設の状況
	財政課	<input type="checkbox"/> 市有財産の被害
	行政まちづくり課	<input type="checkbox"/> 市民生活の動向
市民健康部	福祉政策課	<input type="checkbox"/> 市民等の避難状況 <input type="checkbox"/> 死亡者の発生状況 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設の被害状況
	子育て支援課	<input type="checkbox"/> 児童福祉施設の被害
産業振興部	環境課	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設の被害 <input type="checkbox"/> ごみ及びし尿の廃棄物処理事業者の状況 <input type="checkbox"/> 国定公園施設の被害
	観光商工課	<input type="checkbox"/> 観光関係の被害 <input type="checkbox"/> 商工業関係の被害
	農林水産課	<input type="checkbox"/> 農林水産関係の被害
建設部	都市計画課	<input type="checkbox"/> 公園、緑地等の被害
	土木課	<input type="checkbox"/> 公共土木施設の被害
上下水道部	水道課・下水道課	<input type="checkbox"/> 上下水道施設の被害
教育委員会	教育庶務課	<input type="checkbox"/> 学校の被害
	生涯学習課	<input type="checkbox"/> 社会教育施設の被害
	文化課	<input type="checkbox"/> 文化施設の被害 <input type="checkbox"/> 指定文化財の被害
	スポーツ課	<input type="checkbox"/> 社会体育施設の被害
管理部	総務課	<input type="checkbox"/> 医療施設の被害
消防本部	消防総務課・予防課・ 警防課・消防署	<input type="checkbox"/> 被害状況 <input type="checkbox"/> 消防出動

#### 4 収集すべき情報

市が行う被害状況等の報告については、被害規模に関する概括的情報のほか、次により報告する。

##### (1) 被害報告等の基準

- 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 市が災害対策本部を設置したもの
- 災害による被害に対して国又は県の特別の財政援助を要するもの
- 災害による被害が当初は軽微であっても、上記3項目の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- 地震が発生し、市内で震度4以上の揺れを感じたもの
- 人的被害又は住家被害のあったもの
- その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの、又は県より報告の要請のあったもの

##### (2) 報告の要領

ア 被害報告は、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における災害状況の把握が遅れ、応急対策に支障をきたすので、市は、まず災害が発生した場合は、

(ア) 直ちに被害規模に関する概括的情報と災害の態様を報告する。

(イ) 順次災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等で行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先する。

エ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

オ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

##### (3) 速報及び被害状況等の報告様式

資料編参照

1 基本方針

市、県及び防災関係機関は、地震発生時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達をおこなうため、通信施設の適切な利用を図る。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策の推進を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星ネットワークについて、一体的な整備を図る。

2 通信手段の利用方法等

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

(1) 電話による通話

ア 市は、災害時における緊急通信のため、西日本電信電話（株）（以下「NTT西日本」という。）北陸支店等と「非常扱いの通話」について協議し決定しておく。

イ 災害発生等により緊急に通信連絡の必要がある場合は、アにより決定された災害時有線電話を用いて行う。

なお、電話交換手扱いで緊急に通信連絡の必要がある場合は、（局番なし102番）に「非常扱いの通話」と告げ、その理由を申し出る。

ウ 市が承認を受けた非常緊急通話優先取扱い電話番号は、災害時優先電話一覧表（資料編参照）による。

(2) 電報による通信

「非常扱いの電報」を利用する場合は、NTT西日本北陸支店等に「非常扱いの電報」と告げ、その理由を申し出る。

(3) 非常通信

ア 専用通信施設の利用

市及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組組法第41条の規定により、他の機関が設備する無線通信設備を利用することができる。

通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の北陸地方非常無線通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。

(ア) 通信施設等の優先利用等に関する協定

協定者		締結日
加賀市	石川県警察本部	平成17年11月1日(再締結)
加賀市	北陸電力(株)石川支店	昭和39年11月1日

(イ) 北陸地方非常無線通信協議会を構成する石川県に所在する機関名

通信設備設置機関	申込み窓口	優先利用する者
県（防災行政無線、水防無線）	県（危機対策課、県事務所、河川課ダム管理G、土木総合事務所、ダム管理事務所等） 市等当該通信設備設置機関	知事 市長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体 水防管理者 水防団長 消防機関の長
石川県警察本部	石川県警察本部、各警察署	
消防	各消防本部	
北陸銀行	各支店	
北國銀行	本店	

イ 利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は、原則としてすべての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等災害時の運用を考慮して、対象無線局を、

(ア) 公共機関であること。

(イ) できればあて先までの通常通信系ルートを設定していること。

(ウ) 停電時でも運用できる非常用予備電源を有する等の条件に適合するものを第1次的に利用する。

ウ 利用上の注意事項

(ア) 非常通信は、非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急やむを得ないと認められるものについて、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき優先的に利用できる。

(イ) 非常通信は、NTT西日本等の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。

(ウ) 通信の内容及び優先順位は、次のとおりである。

- 人命の救助に関する通報
- 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報を含む。）
- 秩序の維持のため必要な緊急措置に関する通報
- 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。）
- 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- 鉄道路線の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
- 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
  - ・ 石川県防災会議会長及び市町防災会議会長
  - ・ 石川県災害対策本部長及び市町災害対策本部長
- 電力設備の修理復旧に関する通報
- その他の通報

(エ) 通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

- 宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- 本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名
- 通報用紙がない場合は、冒頭に、「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入

(4) Lアラート（災害情報共有システム）の活用

市は、県及び防災関係機関と相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。

(5) 孤立防止用無線の活用

災害応急対策機関は、NTT西日本が設置している孤立防止用無線の活用に努める。

(6) 移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局、衛星携帯電話等の活用

市は、通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、被害状況を把握するため、地域状況の判断により、県及び防災関係機関に対し、移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局及び衛星携帯電話等の現地への配備又は貸出を申請し、災害状況の報告並びに県本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。

(7) 消防用主運用波無線の活用

市は、消防本部と緊密な連携を図り、消防用主運用波無線の活用に努める。

(8) 消防用統制波無線の活用

県域を越えて消防活動の応援を受ける場合は、応援消防隊の迅速かつ適正な活動に資するため、消防用統制波により、県外消防機関と緊密な連携に努める。

### 3 通信設備の応急復旧

通信障害発生時の早期復旧を図るため、平時から体制整備を検討する。災害により防災行政無線等が途絶した場合、市は応急復旧を最優先とし、通信手段の確保に努める。

#### (1) 市

市は、災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは早急な応急復旧を最優先に行い、通信手段の確保に努める。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

#### (2) 通信事業者

電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、市及び県災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先とし、次により応急復旧に努める。

ア 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等の使用

イ 交換機被災局には、非常移動電話局装置の使用

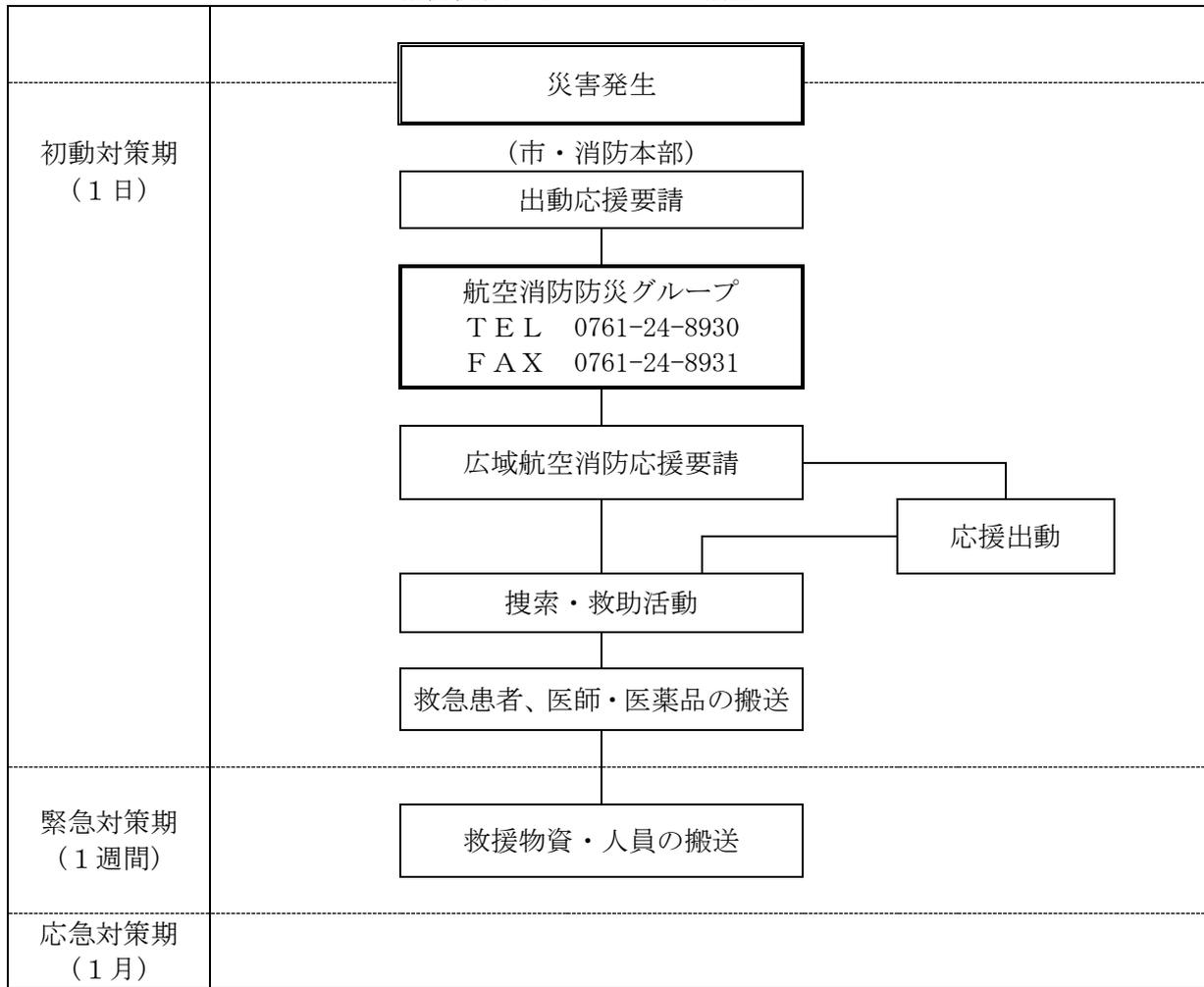
ウ 電力設備被災局には、移動電源車又は大型可搬型電源装置の使用

エ 幹線電送路の被災については、非常用伝送装置等の使用

第5節 県消防防災ヘリコプターの活用等

危機対策課、消防総務課、  
警防課、消防署

消防防災ヘリコプターの活用フロー



1 基本方針

地震災害時においては、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、消防防災ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航を要請する。

(1) 災害応急対策活動

- 被害状況等の調査及び情報収集活動
- 災害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
- 救援物資、人員等の搬送
- 消防庁、他縣市等からの災害応援要請に基づく活動

(2) 救助活動

- 搜索又は救助活動
- 高層建築物火災における救助活動
- 陸上から接近できない被災者の救助活動

(3) 救急活動

- 遠距離の救急患者搬送
- 傷病者発生場所への医師等の搬送、医薬品等の輸送

(4) 火災防御活動

- 被害状況等の調査及び情報収集活動
- 林野火災等における空中からの消火活動
- 消防職員、消防資機材等の搬送

(5) その他総括管理者（危機管理監）が必要と認める活動

3 運航基準

県消防防災ヘリコプターは、「石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（平成9年4月23日）」及び「石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（平成9年4月23日）」の定めるところにより運航される。運航の基本要件は、同要領に定める「運航基準」に基づいて公共性、緊急性、非代替性を満たす場合である。

4 支援要請

市長又は消防長から知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」の定めるところによる。

(1) 支援要請の要件

市長又は消防長は、地震災害時で、次の各号のいずれかに該当する場合は、県に対して支援要請し応援を求める。

- 災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 市の消防力による災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- その他救急搬送等の緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 要請方法

市長又は消防長から知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、すみやかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- 災害の種別
- 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- 災害発生現場の気象状態
- 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 災害現場の市側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法
- 支援に要する資機材の品目及び数量
- その他必要な事項

(3) 要請先

石川県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ	
TEL	0761-24-8930
FAX	0761-24-8931

5 防災関係機関のヘリコプターとの連携

防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の

違いがある。

なお、相互の連携のため次の協定等がある。

(1) 石川県航空防災対策連絡会基本的合意事項

救難、救助等の災害時における連絡体制、現場空域の運用及び協力体制

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県警察本部 (航空隊)	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3812)	076-238-9444
	航空自衛隊第6航空団 (防衛部)		0761-22-2101 (内線231) 夜 (内線204)	0761-22-2101 (内線651, 657)
	航空自衛隊小松救難隊		0761-22-2101 (内線215, 216) 夜 (内線218)	0761-22-2101 (内線654)
	第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)		025-273-8118	025-279-2288

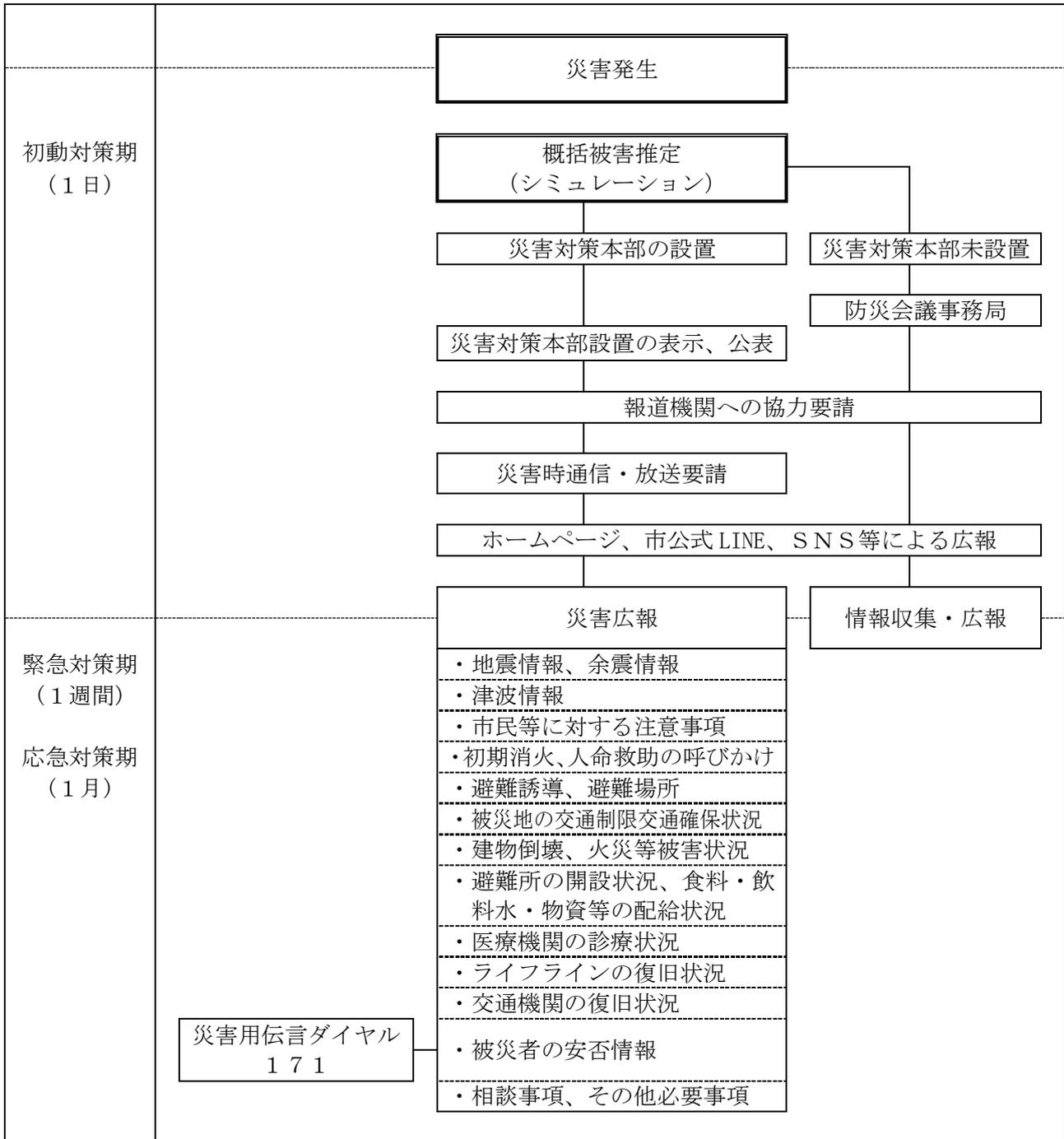
(2) 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	富山県	H 9 . 7 . 1	076-495-3060	076-495-3066
	福井県		0776-51-6945	0776-51-6947

(3) 石川県・岐阜県航空消防防災相互応援協定

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	岐阜県	H20. 10. 14	058-375-3772	058-385-3774

災害広報のフロー



1 基本方針

地震発生時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、市民等に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、市、県及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

市は、防災関係機関と、災害時に正確な情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、平時から連携方法を整理したうえで、災害に関する情報の発信内容の検討や設備・機器使用の習熟を図り、災害を想定した広報活動訓練を実施する。訓練時期は関係機関で調整の上、実施する。

## 2 広報機関

### (1) 災害対策本部設置の場合

ア 災害対策本部設置時には、危機対策課が被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、企画課行う。

イ 災害対策本部に報道機関専門の広報担当幹部を配置し、迅速かつ的確に広報活動を展開する。

### (2) 災害対策本部未設置の場合

災害対策本部設置に至らない災害についての情報の収集及び広報は、加賀市防災会議事務局（危機対策課）が原則として行う。

## 3 広報の内容

災害時における情報発信に際しては、現在の状況だけでなく、今後の見通しや予測される展開についても併せて提供することで、住民の適切な判断と行動を促進する。また、通信が途絶した場合の情報発信における代替手段をあらかじめ検討しておく。

### (1) 地震発生直後の広報

- 地震の規模、震度その他の概要、余震の発生等今後の地震活動
- 津波発生の有無、その他の状況や規模
- 出火防止はじめ地震時の行動や注意事項
- 初期消火、人命救助等の自主的な防災活動
- 避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等
- 車両使用の自粛などの交通規制に対する協力要請

### (2) 被災者に対する広報

- 市地域内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要
- 避難所の開設状況、飲料水・食料・物資等の配給状況等
- 医療機関の診療状況
- 電気等ライフラインの復旧状況
- スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の普及状況
- 交通機関、金融機関等の復旧状況
- 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- 被災者生活支援に関する情報
- 犯罪情勢及び予防対策
- 被災事業者向けの情報

## 4 広報手段等

### (1) 情報伝達及び報道要請

市長は、情報伝達に当たっては、ホームページ、市公式LINE、SNS、掲示板、広報誌、広報車によるほか、県を通じて放送事業者、新聞社、コミュニティFM局等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。

なお、災害対策基本法第56条の規定による通信又は放送を要請しようとするときは、知事を経由して実施する。

### (2) 各種情報提供

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う、家族や支援団体からの伝達を呼び掛けるなど、適切に情報提供がなされる。

なお、市は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者や観光客に対する情報提供にも努める。

- ア テレビ、ラジオ、新聞等
  - (ア) 県提供番組枠による災害関係情報の提供
  - (イ) 放送機関との協定に基づく放送要請
  - (ウ) 報道機関への発表・情報提供
- イ 防災メール、市公式LINE、インターネットなどの活用
- ウ 携帯電話の活用
- エ 紙媒体の活用（チラシの張り出し、配布）
- オ 臨時広報紙の発行
- カ 相談窓口による情報提供
- キ 臨時災害FM局の活用
- ク Lアラート（災害情報共有システム）の活用
- ケ 広報車の活用

## 5 被災地域の相談・要望等の対応

市は、県及び防災関係機関と連携し、臨時相談窓口を設置して相談に応じるなど相談や広聴活動を展開し、被災地市民等の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講じる。また、その対策を積極的に広報する。

## 6 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 7 住宅に関する各種調査等の情報提供

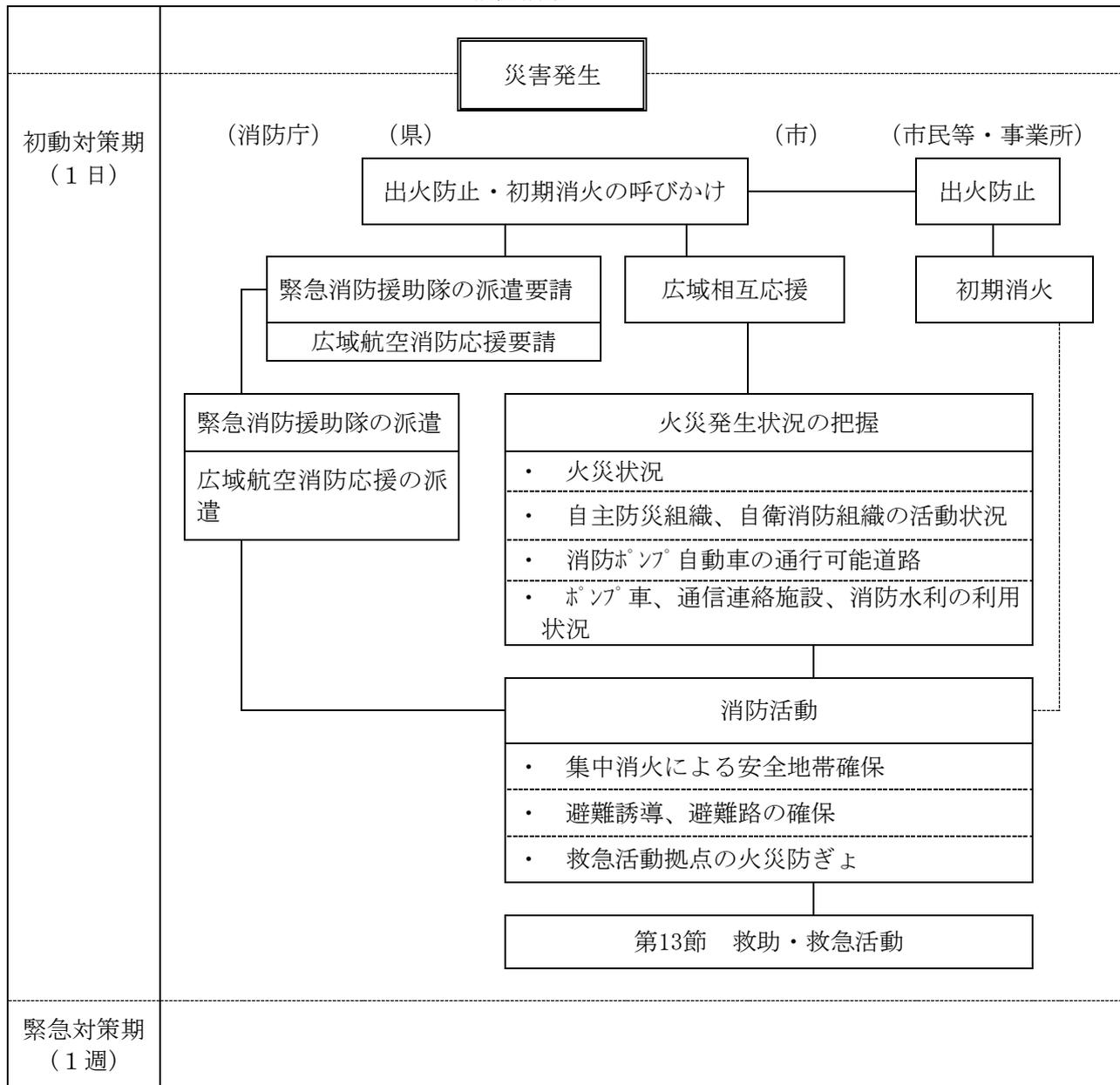
市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

## 8 ライフライン情報の提供等

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

市及びライフライン事業者は、市民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。

消防活動のフロー



1 基本方針

大地震発生時には、火災の多発により、市民等の生命身体及び財産に危険がおよぶおそれがあるため、消防職員はもとより市民をあげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係機関と連携して市民等の救助・救急をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防ぎよ等に全機能をあげて当たる。

2 出火防止、初期消火

地震発生時には、火災発生を最小限に食い止めるため、市民、事業者あげて出火防止に努めるとともに、市民、自主防災組織、自衛消防組織等が協力して初期消火に努める。また、市及び県等は、地震発生後速やかに、県を通じてラジオ、テレビなど報道機関の協力を得るなど、市民等に対して出火防止、初期消火の徹底を呼びかける。

### 3 応援要請

#### (1) 市町長の相互応援

市長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日終結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を行う。

ア 災害が発生した市等の消防長は、当該市等の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行う。

イ 応援要請を受けた市町等の消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行う。

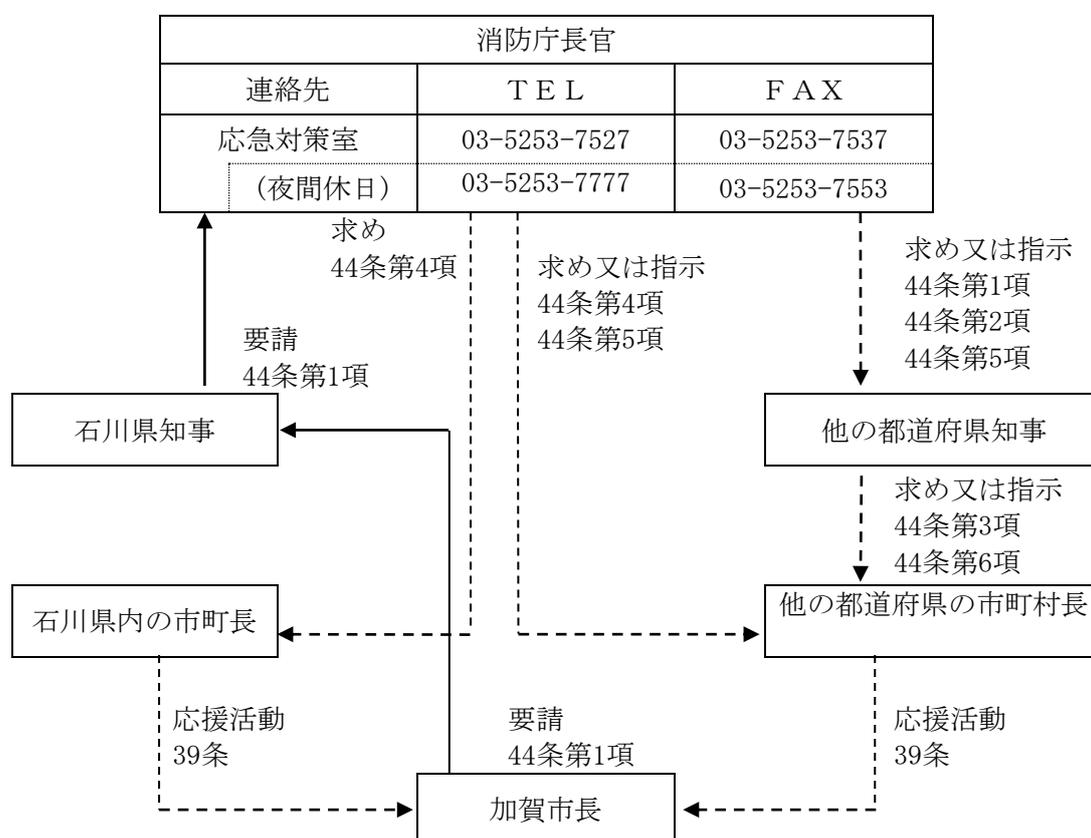
ウ 応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報する。

エ 知事により、特に必要があると認められるときは、市町間の広域応援を補完するため、必要な指示が行われる。

#### (2) 緊急消防援助隊の応援要請

被災地の市町長は、災害の状況、当該市町の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

大規模災害時における緊急の広域消防応援体制



(注) 条文は消防組織法

### 4 消防活動

#### (1) 火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- 火災の状況
- 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
- 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

## (2) 消防活動の留意事項

地震時の火災の特殊性により、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

- 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。
- 多数の火災が発生している地区は、市民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等、市民等の安全確保を最優先に活動を行う。
- 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。
- 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防ぎよを優先して行う。
- 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

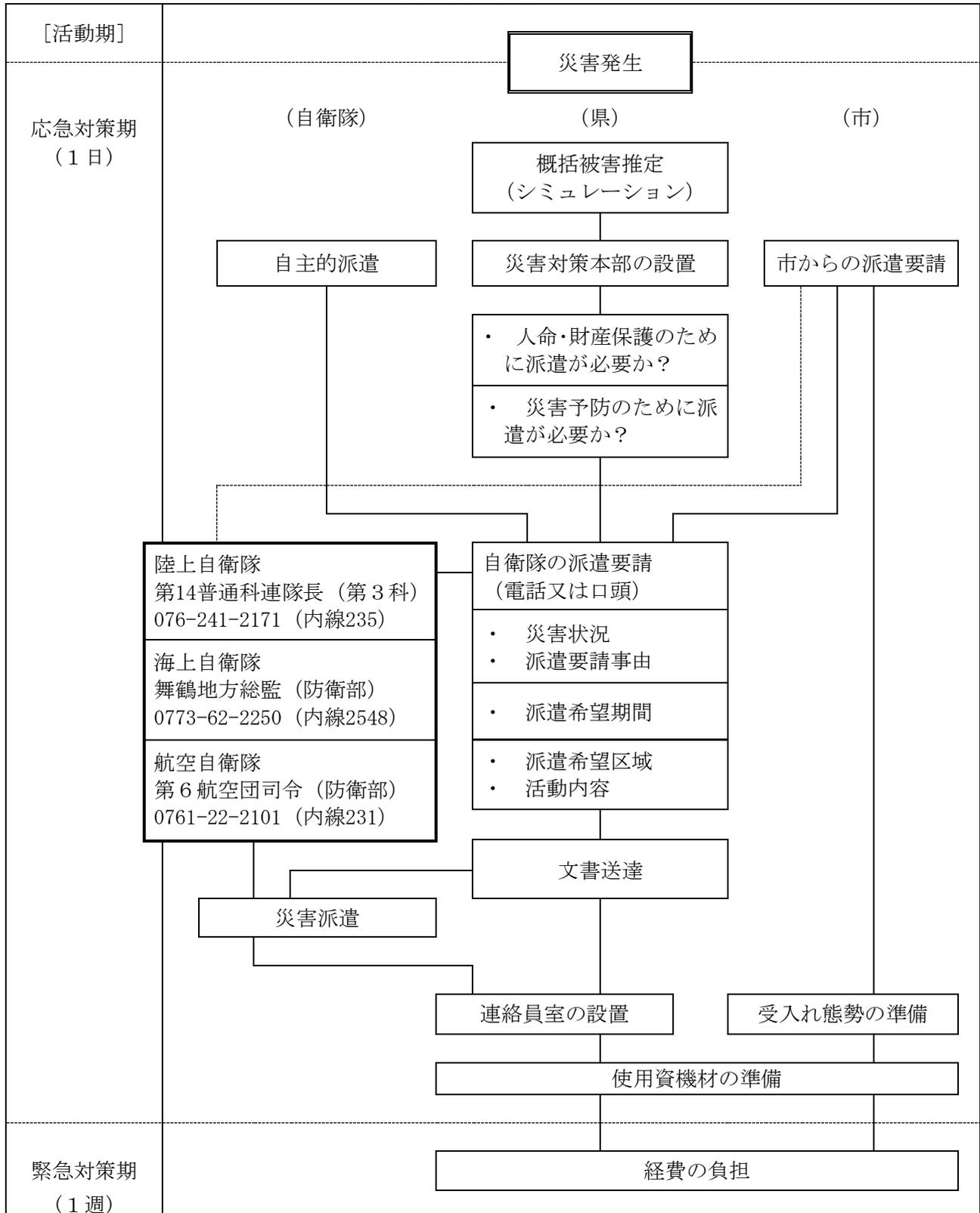
## 5 救助・救急活動

消防本部は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。この際、必要に応じて、消防防災ヘリコプター等を活用する。

## 6 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、こころのケアに配慮する。

自衛隊の災害派遣のフロー



## 1 基本方針

地震災害に対する自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、市、県及び防災関係機関は、連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるような確かな情報提供に努める。

### 自衛隊法第83条（災害派遣）

- 1 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。
- 2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- 3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

### 災害対策基本法68条の2（災害派遣の要請の要求等）

- 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請（次項において「要請」という）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。
- 2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定するものに通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。
  - 3 市町村長は、前項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

## 2 災害派遣の適用

災害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は次のとおりである。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (3) 災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて知事から要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合  
なお、自衛隊が自主的に派遣する場合の判断基準は、下記のとおり定められている。
  - ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
  - イ 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
  - ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものと認められること。
  - エ その他災害に際し、ア～ウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

## 3 派遣の要請

- (1) 自衛隊に対する災害派遣の要請は、知事が行う。ただし、第九管区海上保安本部長又は小松空港事務所長がその業務に関連して派遣を要請した場合を除く。

- (2) 市長から(3)又は(4)により求めたとき、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認められたときは、知事により、それぞれ次の事項(以下「要請事項」という。)を明らかにして部隊等の派遣が要請される。ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。

要請事項

○ 災害の情况及び派遣を要請する理由
○ 派遣を希望する期間
○ 派遣を希望する区域及び活動内容
○ その他参考となるべき事項

派遣要請連絡先

自衛隊	部隊の長	連絡先	電話番号
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第3科長	076-241-2171 (内線235)
海上自衛隊	舞鶴地方総監	防衛部第3幕僚室長	0773-62-2250 (内線2548)
航空自衛隊	第6航空団司令	防衛部防衛班長	0761-22-2101 (内線231)

(3) 市長による要請等

ア 市が管内における応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、市長が(2)の要請事項のほか、

- |                     |
|---------------------|
| ○ 現に実施中の応急措置の概況     |
| ○ 宿泊施設等の受入れ体制の状況    |
| ○ 部隊等が派遣された場合の連絡責任者 |

等を明らかにした文書(資料編参照)で知事あて(危機対策課)に申し出る。ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文書を送達する。

イ 通信の途絶等により、市長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、当該地域に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

ウ 市長は、イにより通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。

- (4) 指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関がその所掌業務に係る応急対策の実施を促進するため特に自衛隊の派遣を必要とするときは、指定公共機関にあつては本市の地域を所管区域とする地方機関の長が、指定地方行政機関及び指定地方公共機関にあつては当該機関の長が、それぞれ(3)のアに準じて知事あて(危機対策課)に申し出る。

- (5) 自衛隊に対する災害派遣要請をしないと決定したときも、直ちに自衛隊に連絡する。

4 派遣部隊の受け入れ

自衛隊の派遣部隊の受け入れにあたり、県・大聖寺警察署等の関係機関と緊密な連携を確保し効率的な作業が分担できるよう次の措置を取る。

- (1) 災害対策本部における派遣部隊連絡幹部執務場所の確保
- (2) 派遣部隊との連絡調整に係る通信手段の確保
- (3) 部隊の展開に必要な場所(活動拠点)の準備(ヘリポートの設置を含む。)

受入地域については被災地域の状況を勘案して決定するほか、避難・救援拠点、市街地内にあつては防災活動拠点、又はその近傍を指定するよう努める。

5 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長等、警察官、海上保安官がその場にいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに、直ちにその旨を市長に通知する。

被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食（食材は各自自治体が準備）及び給水の支援を行う。
入浴支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴支援を行う。
救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 6 使用資器材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊なものを除いて市が準備する。
- (2) 災害救助応援復旧作業等に必要な材料、消耗品等は、市及び県が準備する。

## 7 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が次の基準により負担する。  
 なお、負担区分について疑義が生じた場合、その都度協議して決める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く。）電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修繕費
- (4) 県が管理する有料道路料

8 自衛隊航空機が行う災害活動に対する諸準備

(1) 空中偵察中の自衛隊航空機との連絡

自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の1メートル四方の旗を左右に振り連絡すること。

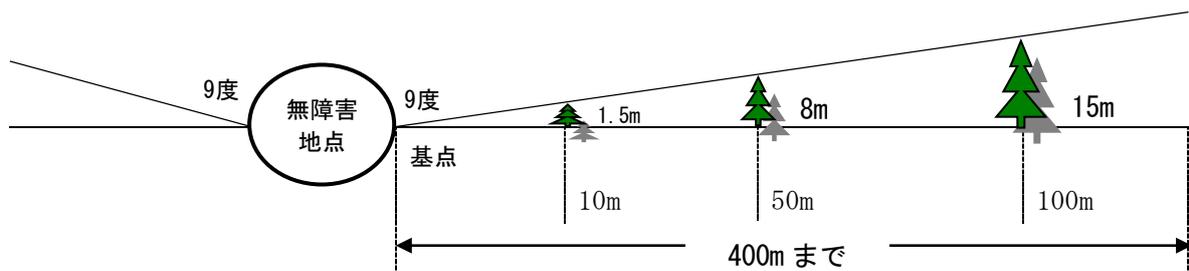
なお、異常のない場合は、旗は振らないこと。

- ア 急患が発生している場合 赤旗
- イ 食料が極度に不足している場合 青旗
- ウ 両方とも発生している場合 赤青両旗

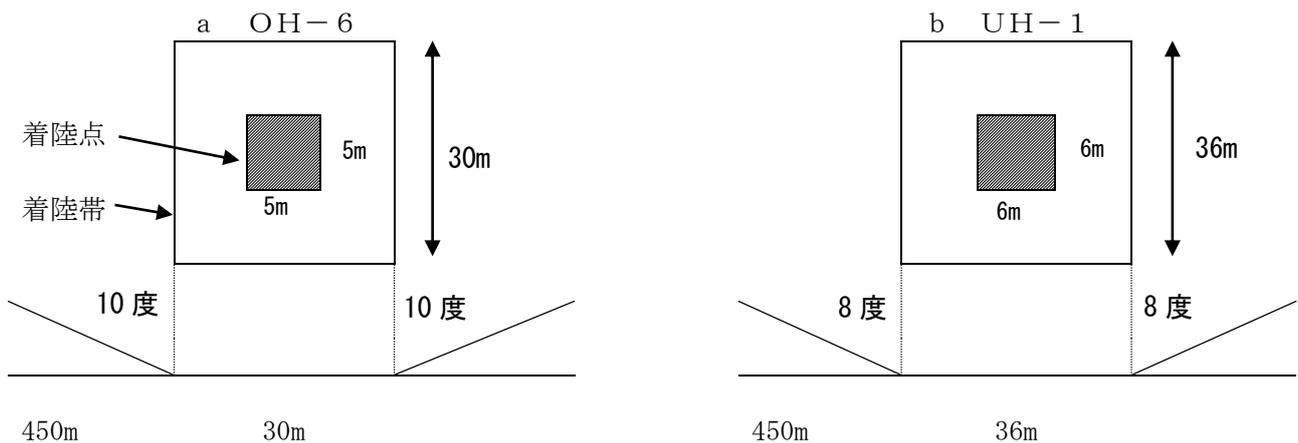
(2) ヘリコプター発着場の設定

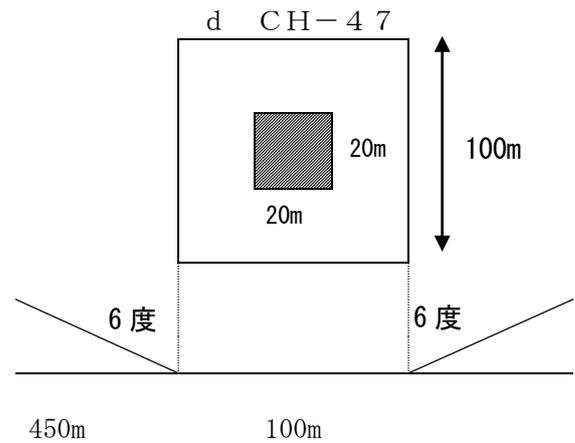
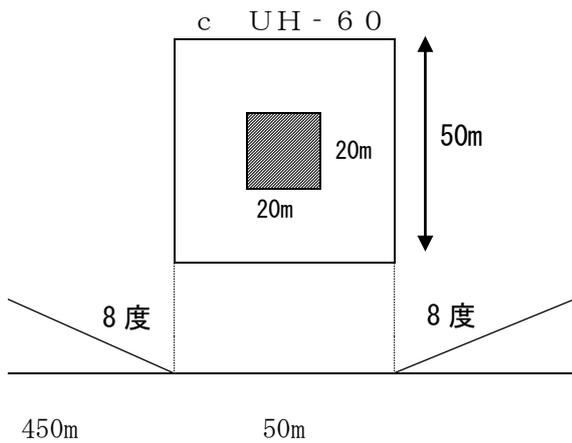
ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（こう配4°～5°以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。

ア 次の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



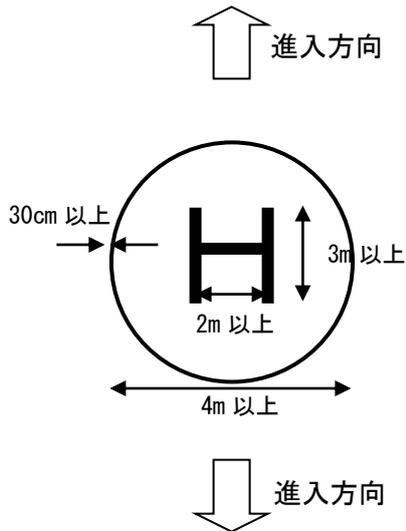
(ア) ヘリコプターの種別による着陸地点及び無障地点の基準



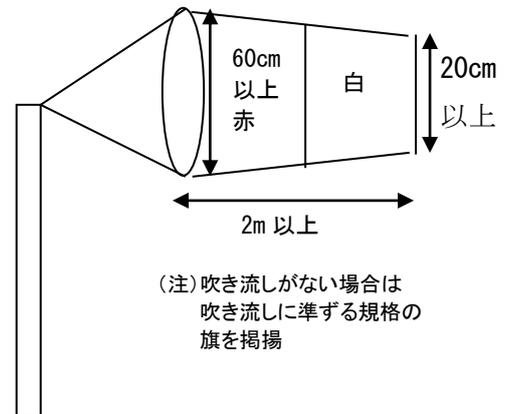


(イ) 着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること。  
 イ 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(ア) H記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



- ・ 石灰等で標示、積雪時は墨汁、絵の具等で明瞭に表示

- ・ 生地は繊維
- ・ 型は円形帯

ウ 危害予防の措置

(ア) 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、立ち入らせない。

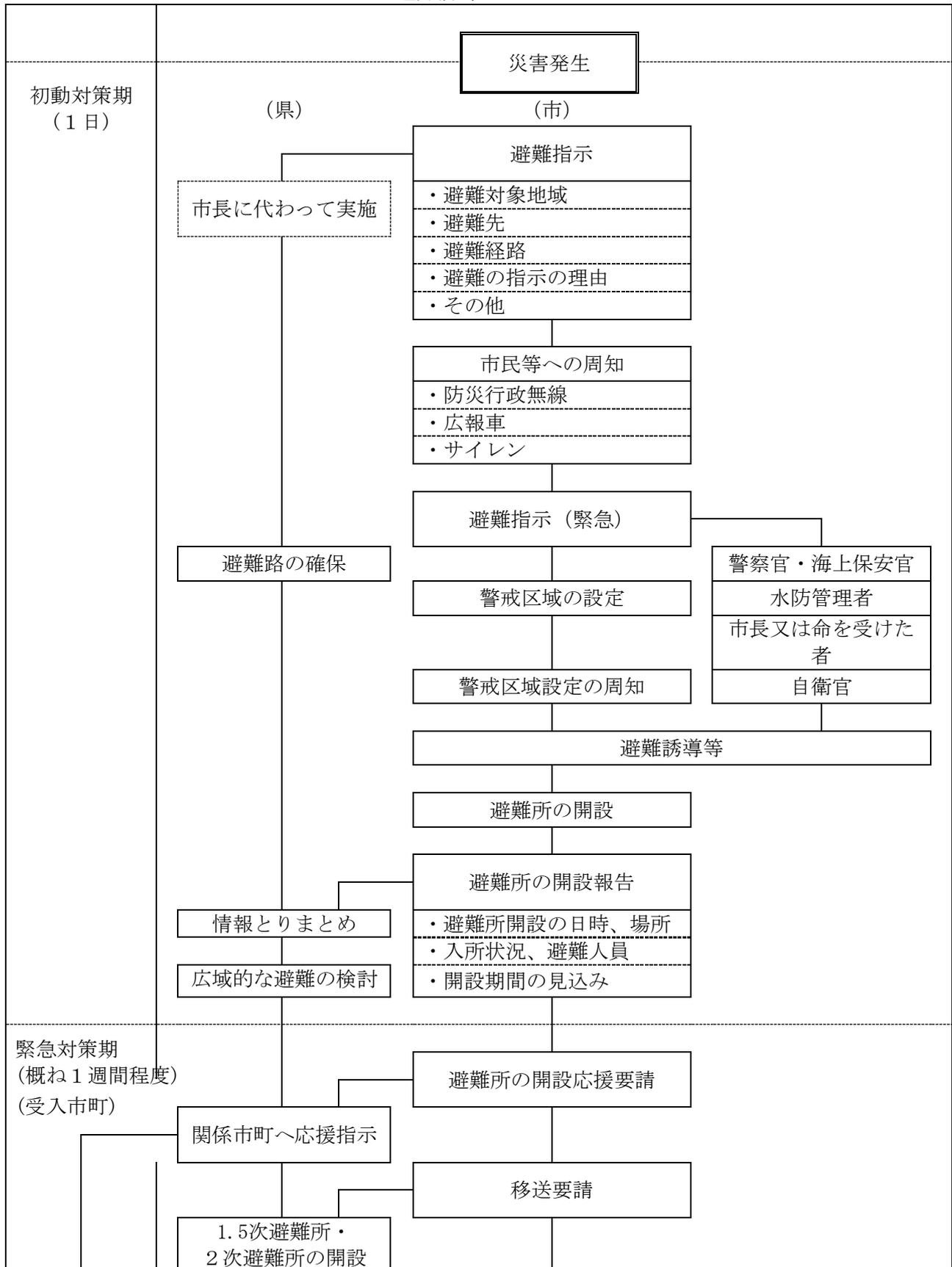
(イ) 防塵措置

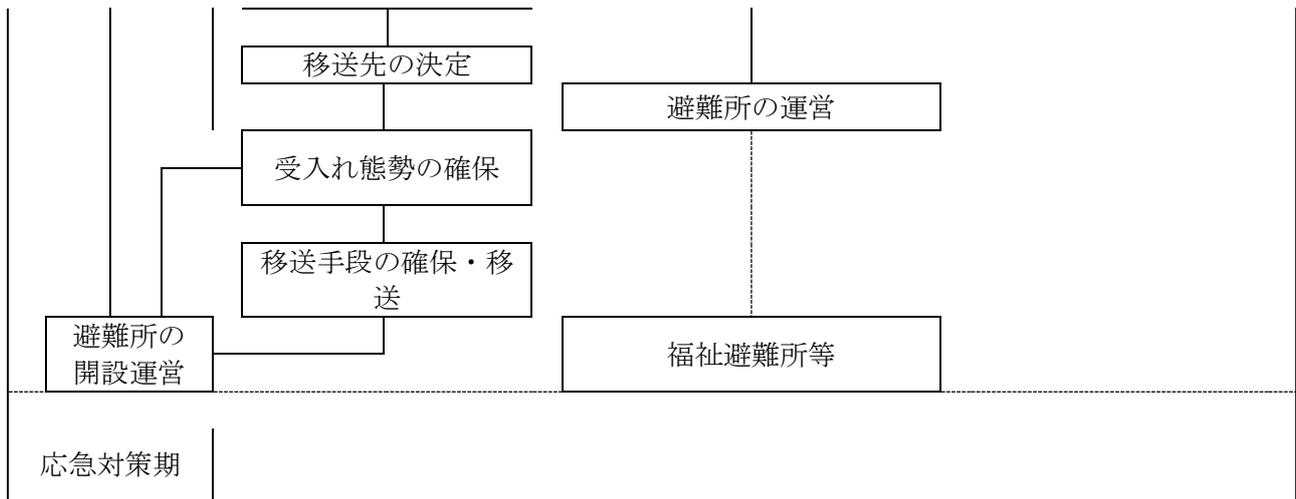
表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

第9節 避難誘導等

危機対策課、行政まちづくり課、福祉政策課、  
介護福祉課、消防総務課、予防課、警防課、消防署

避難誘導のフロー





## 1 基本方針

地震発生後に二次的に発生する津波、延焼火災、危険物の漏えい、地すべり及び山崩れ・崖くずれ等の危険から市民等の生命、身体の安全を確保するため、市長等は、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講じる。

## 2 避難の指示の実施

市長等は、次の措置を講じる。

### (1) 市長（災害対策基本法第60条）

震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。市長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

### (2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法（昭和22年法律第136号））

前記（1）の市長による避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示したときは、直ちに市長に通知する。

### (3) 水防管理者（市長）（水防法（昭和24年法律第193号）第21条）

水のおふれ、又は堤防の決壊により著しい危険が切迫しているとき、必要と認める地域の必要と認める水防関係者以外の者に対して、避難のための立退きを指示する。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。

### (4) 知事又はその命を受けた職員（水防法第29号。地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

水のおふれ、又は堤防の決壊、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫しているとき、必要と認める区域内の必要と認める居住者等に対して避難のための立退きの指示をする。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。

### (5) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

### (6) 相互の連絡協力

(1) から (5) に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

### (7) 避難指示等の発令方法

避難指示等の発令に当たっては、市民等が生命に係わる危険な状況であることが認識できるよう、具体的でわかりやすい内容で発令するように努める。

### 3 避難の指示の内容及びその周知

#### (1) 避難の指示の内容

避難指示をする場合、市長等は、次の内容を明示する。

- 避難指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- 出火防止の措置
- 電気（配電盤）の遮断措置
- その他必要な事項

#### (2) 市民等への周知

ア 市長は、避難の指示を行う場合には、市民等に対して市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

イ 市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。

ウ 市は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への立退き避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅・施設等に留まって身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、緊急安全確保措置を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

### 4 警戒区域の設定

市長等は、次の措置を講じる。

#### (1) 市長（災害対策基本法第63条第1項）

地震災害時、又は津波の発生により市民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限若しくは、禁止し、又は退去を命ずる。

#### (2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

市長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの吏員から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、市長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

#### (3) 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

### 5 警戒区域設定の周知等

(1) 警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、市民等への周知及び関係機関への連絡を行う。

(2) 市長は、警察官等の協力を得て、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

## 6 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、市の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。

- (1) 市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び 避難路や避難先、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。また、市民等も可能な限り積極的に協力する。
- (2) 市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

## 7 避難所の開設及び運営

### (1) 避難所の開設

市は、避難所の開設が必要と判断した場合は、市地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、大聖寺警察署と十分連絡を図り、避難所を開設する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

#### ア 避難生活の対象者

- 住居等の被災者
- 避難指示などの対象地域の市民等
- 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

イ 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

ウ 避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努めるとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告し、市のみでは困難なときは、県に応援を要請する。

- 避難所の名称
- 避難所開設の日時及び場所
- 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている被災者も含める。）
- 開設期間の見込み
- 必要な救助・救援の内容
- 指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D

エ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ 被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有する。

### (2) 避難所の運営

市は、自主防災組織の会長や市民等及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、

地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。また、避難者情報の把握及び各支援団体との円滑な情報共有にあたっては、デジタル技術の活用に努めるものとする。

#### ア 職員の配置

市は、避難所の管理運営等を適切に行うために、市職員を配置する。職員を配置できない場合は、市はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。

#### イ 避難所の良好な生活環境の継続的な確保

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する。

#### ウ 専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換

市及び各避難所の運営者は、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

#### エ 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握

市は、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

#### オ 避難の長期化等の措置

市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じる。

#### カ 他市町との共同設置施設の避難所指定

市は、他の市町と共同設置する施設を避難所として開設したときは、当該共同設置に係る市町と連携して避難所を管理運営する。

#### キ 避難所での防犯活動

市は、避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。

#### ク 避難者等に対する相談所の設置

市は、避難所に避難者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。また、避難者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

#### ケ 仮設トイレ等の設置

市は、避難所の状況により仮設トイレ等を早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。その確保が困難な場合は、県にあっせん等を依頼する。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障がい者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

#### コ 要配慮者に対する配慮

市は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て速やかに適切な措置を講じる。

#### サ 要配慮者等の健康管理

市は、環境変化等から生じる避難市民等の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。また、市は生活不活発病の発症予防対策を講じるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

#### シ 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

(ア) 市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

(イ) 市は、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

#### ス 男女双方の視点の取り入れ

市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

#### セ 女性や子ども等の安全の配慮

市は、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

#### ソ 性的マイノリティへの配慮

男女別だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要であることに留意し、トイレや着替えスペースでプライバシーの保護などに努める。また、当事者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

#### タ ホテル・旅館等の活用

市は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

#### チ 避難者の住生活の早期確保

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

#### ツ ペット動物の飼育場所の確保等

市は、必要に応じて、被災者支援等の観点からペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

## 8 広域避難対策

- (1) 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

- (2) 避難者の他市町への移送を要請した場合、所属職員の中から他地区における避難所（以下「広域避難所」という。）管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。
- (3) 広域避難について、あらかじめ締結した他市町との協定や具体的なオペレーションを定めたマニュアルに基づき、県等と連携し、適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- (4) 広域避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災者を受け入れた市町は被災者の受け入れに協力する。
- (5) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (6) 県による被災者の移送に当たっては、当該市町の輸送能力を勘案して実施される。この場合、県が調達するバス、貨物自動車等の輸送手段の確保については、近隣市町等防災関係機関の協力を得て実施される。

## 9 広域一時滞在（災害発生後）

### (1) 広域一時滞在のための協議・調整

ア 市は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

イ 県により、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待つとまがないときは、市町の要請を待たないで、県内の他の市町への受け入れを含め、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行われる。

ウ 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災市民等の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求める。

エ 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在用に供することについても定めるなど、他の市町村からの被災市民等の受け入れが可能な施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

オ 市は、広域一時滞在用の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

### (2) 避難路の確保

市は、知事に対し、必要に応じて自衛隊、警察、建設業者等に対して、避難路の確保を要請する。

## 10 帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

## 11 避難所外避難者対策

市は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、

こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

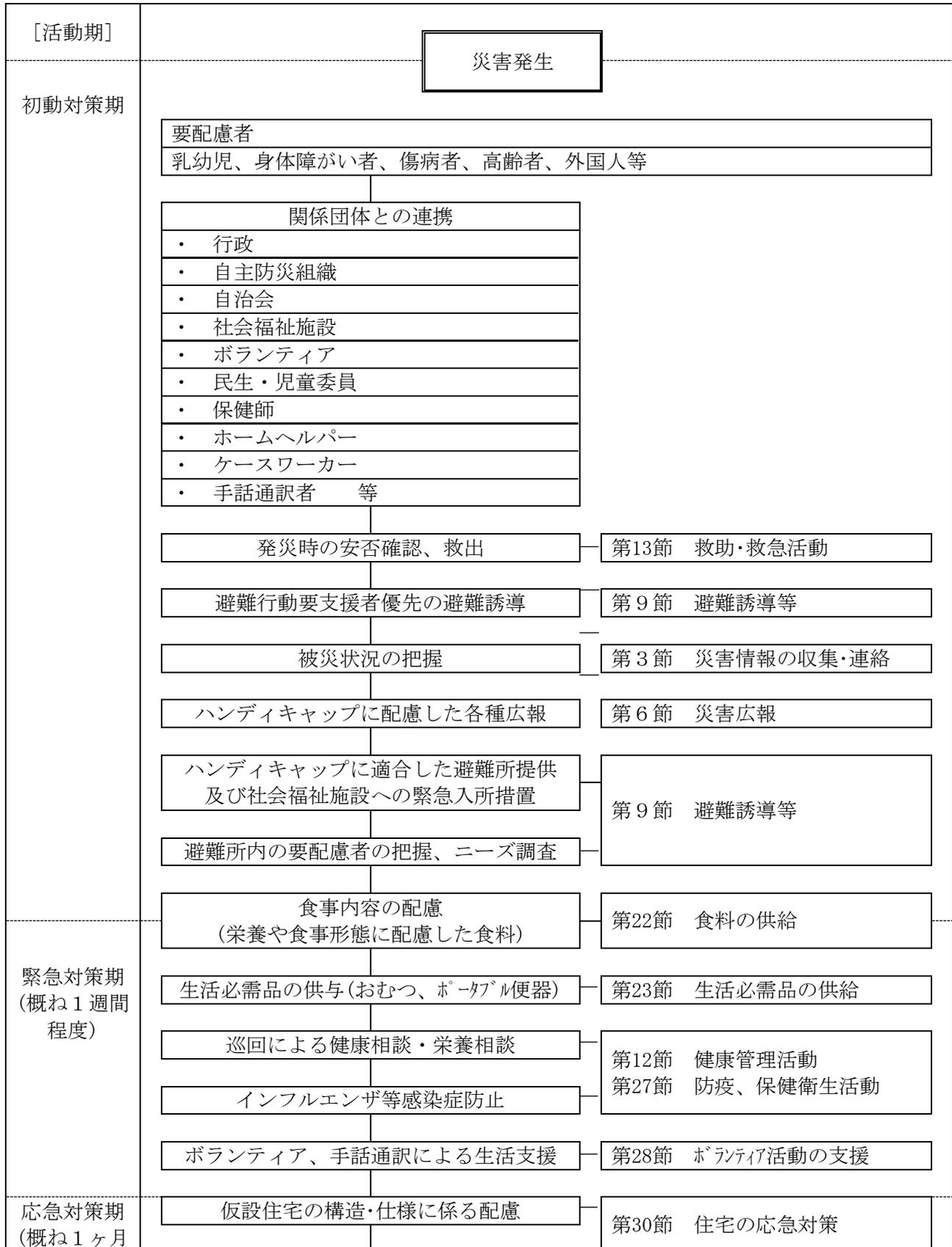
在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第10節 要配慮者の安全確保

行政まちづくり課、福祉政策課、相談支援課、  
介護福祉課、子育て支援課、観光商工課、  
管理部総務課、加賀市医療センター

要配慮者の安全確保のフロー



間程度)	仮設住宅への優先入居	
	こころのケア対策	第26節 こころのケア活動
復旧・復興期 (概ね6ヶ月 間程度)	仮設住宅入居者への慰安訪問、相談、安否確認	第4章 復旧・復興計画 第5節 被災者の生活確保のための緊急措置
	ケースワーカーの配置	
	福祉相談窓口の設置	

## 1 基本方針

地震災害時においては、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、市民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講じる。

## 2 在宅の要配慮者に対する対策

### (1) 災害発生後の安否確認

市は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて自治会長、民生・児童委員、近隣の市民等、自主防災組織、介護サービス事業者等の協力を得る。

### (2) 避難

震災により市民避難が必要となった場合、市は、避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣の市民等や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

### (3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

#### ア 被災状況等の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

#### イ 被災後の日常生活支援

市は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

### (4) 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

ア 市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

イ 市は、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

### 3 社会福祉施設等における対策

#### (1) 施設被災時の安全確認及び避難等

ア 施設管理者は、施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

イ 施設管理者は、入所者等が被災したときは、施設職員又は近隣の市民等や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

ウ 施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている市民等や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

#### (2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市及び県等に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

#### (3) 施設の使用が不能になった場合の措置

ア 施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者による引き取り等の措置を講じる。

イ 市は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

### 4 医療機関における対策

#### (1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

ア 病院等の医療機関の管理者は、施設が被災した場合、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

イ 管理者は、患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

ウ 管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

#### (2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン等の状況について、市、県等に報告し、必要な措置を要請する。この場合、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

#### (3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

ア 管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、市及び県を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

イ 市は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

### 5 外国人に対する対策

(1) 市は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

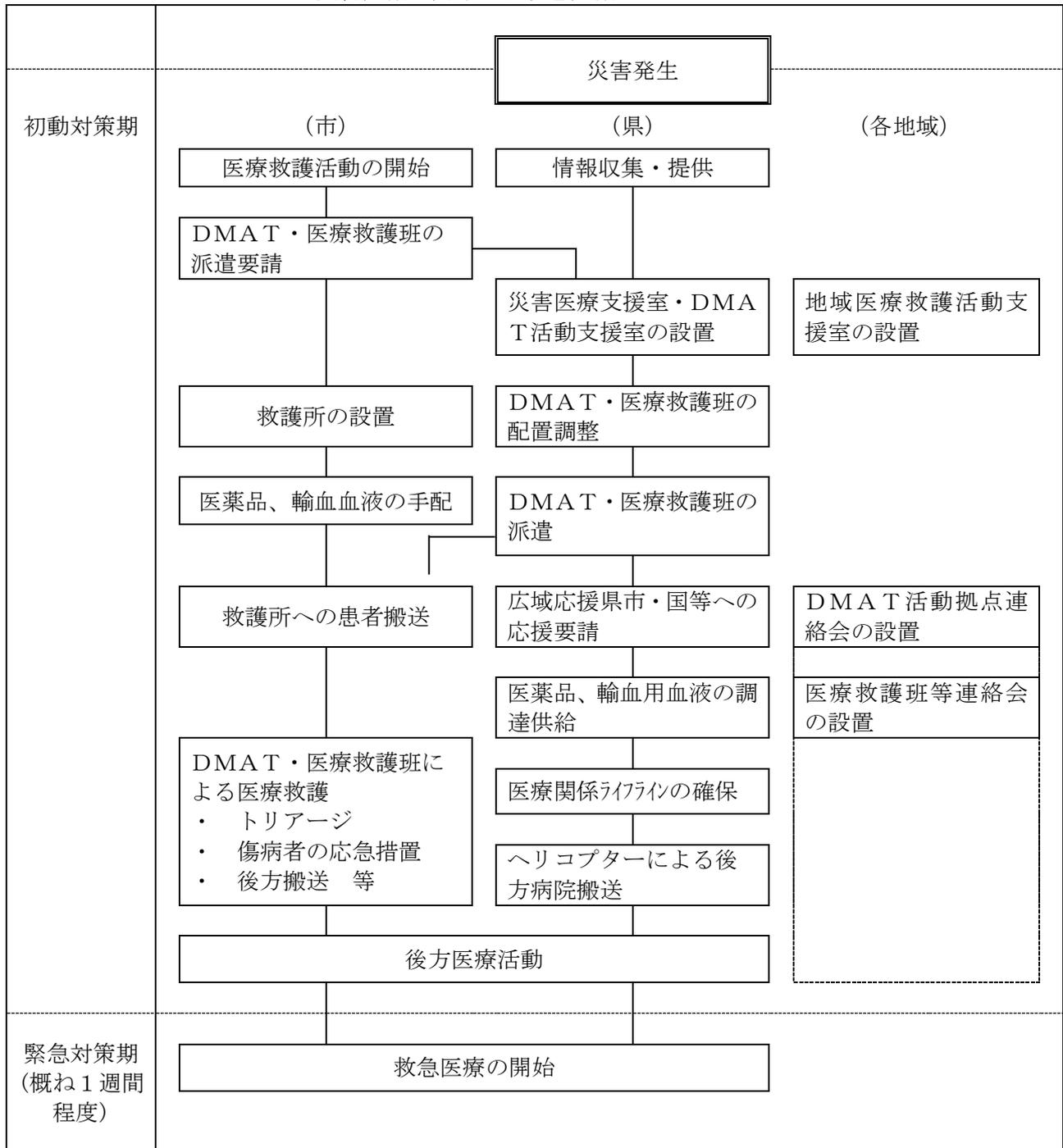
(2) 市は、広報車や防災無線等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

(3) 災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設するとともに、必要に応じて、県に支援を要請し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

第 1 1 節 災害医療及び救急医療

危機対策課、管理部総務課、加賀市医療センター、  
消防総務課、警防課、消防署

災害医療の開始から救急医療までのフロー



1 基本方針

震災の発生時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動においてきわめて重要な時間帯であることを踏まえ、市は県及び他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

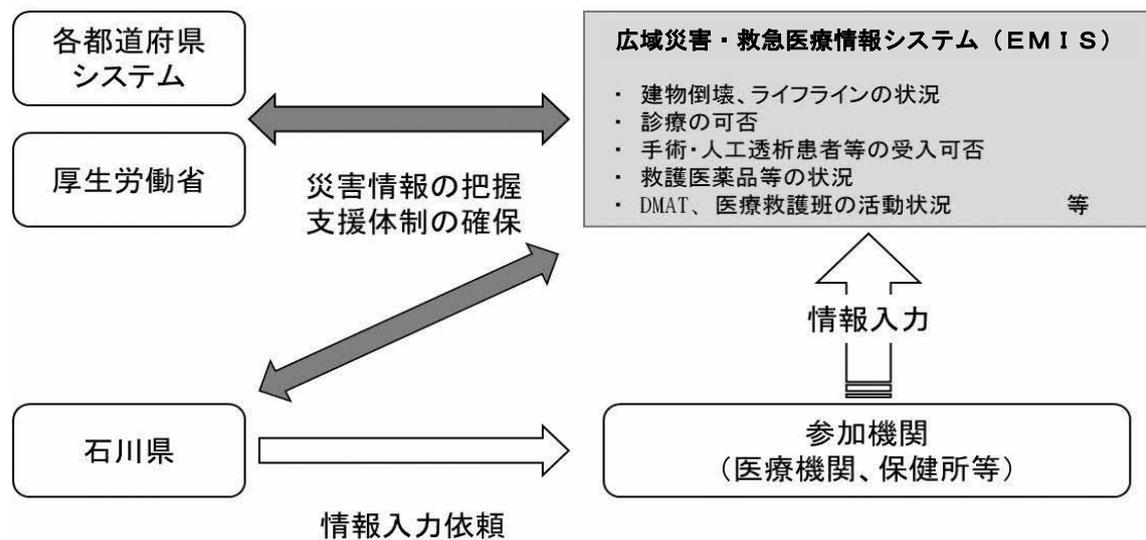
## 2 情報収集・提供

- (1) 加賀市医療センター及び消防本部は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。
- (2) 県により、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報が提供される。

### 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

- 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的に平成8年から運用開始
- システム参加機関  
医療機関、消防本部、医師会、保健福祉センター等
- 災害時情報  
患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等

### 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）概念図



- (3) 市民等への情報提供については、「第6節 災害広報」による。

## 3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制

### (1) 市

- ア 市は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、南加賀保健福祉センター所長の助言を得て、加賀市医師会及び加賀市医療センター等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。
- イ 市は、医療救護活動に関して、市のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

### (2) 石川DMAT指定病院

- ア 石川DMAT指定病院は、待機要請を受けたときは、石川DMATを待機させる。
- イ 石川DMAT指定病院は、県から「石川DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMATを出動させる。

石川DMA Tの出動に関する協定書

協定者		協定締結日
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1
	公立能登総合病院	H22. 4. 1
	県立中央病院	H22. 4. 1
	金沢赤十字病院	H25. 3. 1
	金沢市立病院	H25. 3. 1
	市立輪島病院	H25. 3. 1
	小松市民病院	H25. 3. 1
	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1
	公立羽咋病院	H26. 4. 1
	珠洲市総合病院	H26. 7. 1
	加賀市医療センター	R4. 6. 1

ウ 石川DMA T指定病院は、緊急やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報又は要請に基づき、石川DMA Tを出動させる。この場合、石川DMA Tを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。

エ DMA Tの業務内容

- (ア) 消防機関等との連携による、被災状況等に関する情報の収集と伝達（状況評価）、トリアージ、救急医療等（現場活動）
- (イ) 被災地内での搬送中の患者の治療（地域医療搬送）
- (ウ) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療、患者の避難・搬送の支援等（病院支援）
- (エ) 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外へ搬送を行う際のトリアージ、緊急治療等（広域医療搬送）

オ DMA Tの情報共有

DMA Tは、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び衛星電話、災害時優先電話などにより、DMA Tの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

(3) 災害拠点病院

ア 下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

災害拠点病院

種別	病院名
基幹災害拠点病院	県立中央病院
地域災害拠点病院	小松市民病院
	国立病院機構金沢医療センター
	金沢市立病院
	金沢赤十字病院
	公立能登総合病院
	公立羽咋病院
	市立輪島病院
	珠洲市総合病院
	公立松任石川中央病院
加賀市医療センター	

イ 医療救護班の業務内容

- (ア) 傷病者のトリアージ
- (イ) 傷病者に対する応急措置
- (ウ) 重症者の後方病院への搬送手続き
- (エ) 救護所における診療
- (オ) 避難所等の巡回診療
- (カ) 被災地の病院支援
- (キ) その他必要な事項

ウ 医療救護班の情報共有

医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び衛星電話、災害時優先電話などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

エ 災害拠点病院は、他のDMAT及び他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(4) 災害支援ナースの派遣

加賀市医療センター及び加賀のぞみ園は、県から「石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を行う。

(5) 公立病院等

ア 公立病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

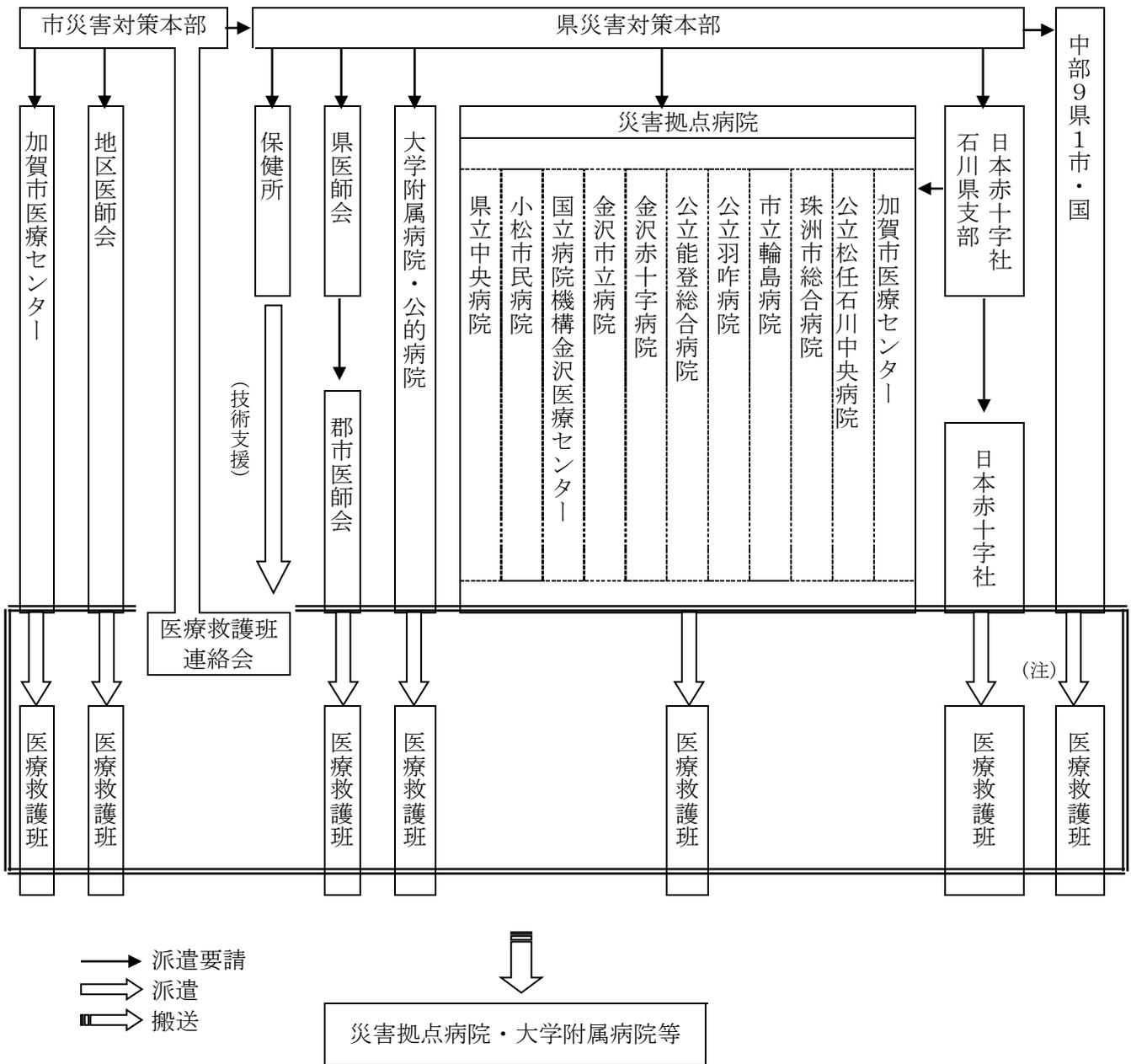
イ 公立病院等は、他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(6) 公益社団法人石川県医師会

ア 公益社団法人石川県医師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく医療救護班（JMAT）の派遣要請があったときは、被災地外の地区医師会に対して、医療救護活動等を要請する。

イ 要請を受けた地区医師会は、医療救護班（JMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。

医療救護活動系統図



(注) 「9県1市」は、災害応援協定を締結している次の県市である。

協定名：中部9県1市災害応援に関する協定（平成7年11月4日）

協定県市：石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市

(7) 一般社団法人石川県歯科医師会

一般社団法人石川県歯科医師会は、県から「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があったときは、歯科医療救護班を派遣し、歯科医療救護活動を行う。

(8) 公益社団法人石川県薬剤師会

公益社団法人石川県薬剤師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく薬剤師又は薬剤師班の派遣要請があったときは、薬剤師又は薬剤師班を派遣し、調剤、医薬品等の供給及び服薬指導等の医療救護活動を行う。

(9) 公益社団法人石川県看護協会

公益社団法人石川県看護協会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく看護職員又は看護職員班の派遣要請があったときは、看護職員又は看護職員班を派遣し、医療救護活動

を行う。

(10) 公益社団法人石川県栄養士会

公益社団法人石川県栄養士会は、県から「災害時の医療救護等に関する協定書」に基づく栄養士又は栄養士班の派遣要請があったときは、栄養士又は栄養士班を派遣し、栄養・食生活支援活動を行う。

(11) 公益社団法人石川県柔道整復師会、公益社団法人石川県鍼灸マッサージ師会、公益社団法人石川県鍼灸師会、公益社団法人石川県柔道整復師会、公益社団法人石川県鍼灸マッサージ師会、公益社団法人石川県鍼灸師会

各会は、県から「災害時における救護活動に関する協定書」に基づく救護活動員の派遣要請があったときは、救護活動員を派遣し、軽症患者への応急処置や避難者へのマッサージ、はり、きゅう等の施術提供などを行う。

(12) 石川県災害リハビリテーション支援関連団体協議会

石川県災害リハビリテーション支援関連団体協議会は、県から「災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定書」に基づく支援チームの派遣要請があったときは、支援チームを派遣し、被災者、要支援者等の生活不活性化等を防ぐため、避難所等の生活環境の改善などを行う。

(13) 一般社団法人石川県助産師会

石川県助産師会は、県から「災害時の助産師による支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、助産師または助産師班を派遣し、助産師の指揮、妊産婦に対する応急救護活動などを行う。

(14) 一般社団法人石川県臨床衛生検査技師会

一般社団法人石川県臨床衛生検査技師会は、県から「災害時における支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、臨床衛生検査技師または臨床衛生検査技師班を派遣し、避難所等における健康管理のための検査や病院検査室における診療支援などを行う。

#### 4 救護所の設置

(1) 市は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置、運営する。

(2) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

#### 5 災害時後方医療体制

(1) 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

(2) 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

#### 6 重症患者等の搬送体制

(1) 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

(2) 搬送の実施

ア 災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、市又は県に要請する。原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県及び市が対応する。

イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、保険医療福祉調整本部等は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプタ

一使用については、「第5節 県消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第8節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。

#### 7 他県等からの傷病者の受入体制

市は、県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

#### 8 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

##### (1) 医療施設・救護所

医療施設の管理者及び救護所の責任者は、透析液や医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合、市災害対策本部に調達を要請する。

##### (2) 市災害対策本部

###### ア 医薬品等

医療施設又は救護所から要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市において調達できない場合は、県災害対策本部に要請する。

###### イ 輸血用血液

医療施設から要請を受けた場合は、県災害対策本部へ調達を要請する。

#### 9 他県等からの医薬品等の受入体制

県災害対策本部により、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び積載場所を被災地に近い保健所若しくは公益社団法人石川県薬剤師会に設置し、そこから被災地である市災害対策本部又は市保健センターに運送して保管される。また、公益社団法人石川県薬剤師会の協力により、医薬品等の保管管理及び供給が行われる。

#### 10 医薬品等の輸送手段

##### (1) 医薬品等

###### ア 備蓄医薬品等及び他県等からの輸送医薬品等

県災害対策本部が輸送手段を講じる。

###### イ 県内医薬品等卸業者から調達する医薬品等

県災害対策本部により、当該医薬品等卸業者と連携を図り、輸送される。

##### (2) 輸血用血液

県災害対策本部により、石川県赤十字血液センターと連携を図り、輸送される。

#### 11 医療機関のライフラインの確保

市は、電気・ガス・水道等のライフライン関係機関に対し、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

#### 12 個別疾患対策

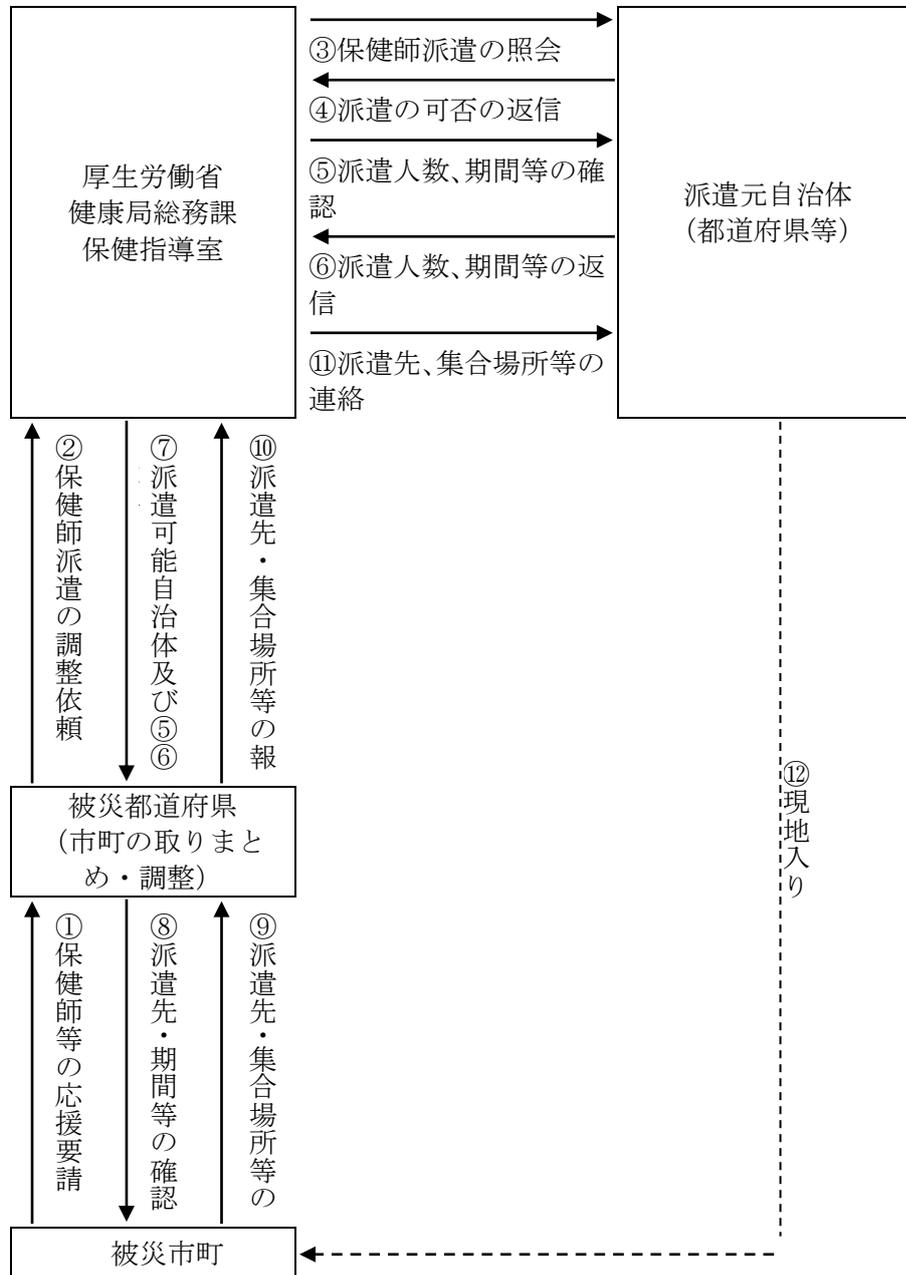
(1) 市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

(2) 市は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、必要に応じて県に対し、患者の受け入れの調整等、透析医療の確保に努める。



(3) 健康管理活動に当たっては、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。

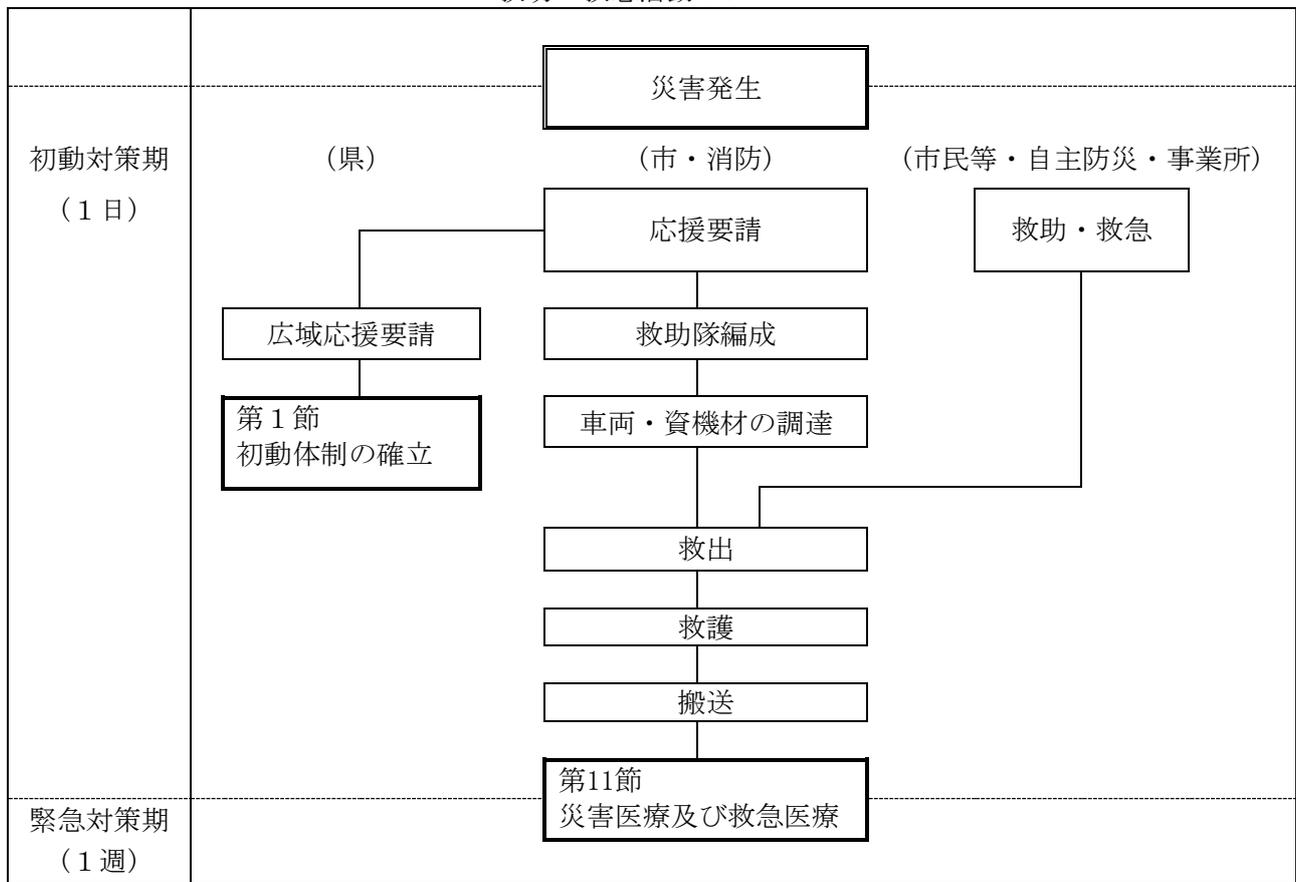
災害発生直後の保健師派遣に関する手続き  
(厚生労働省防災業務計画を一部変更)



### 第13節 救助・救急活動

危機対策課、管理部総務課、加賀市医療センター、  
消防総務課、予防課、警防課、消防署

救助・救急活動のフロー



#### 1 基本方針

大規模地震発生時には、倒壊家屋等の下敷き、地下街やビルなどでの孤立、車両事故、船舶の海難等による負傷者など、救助・救急を要する事案が数多く現出するものと考えられることから、市、県及び防災関係機関は、相互に連携して市民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助・救急し、負傷者を医療機関に搬送する。また、必要に応じ、現地災害対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地災害対策本部、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

#### 2 実施体制

##### (1) 市民、自主防災組織、事業所

市民、自主防災組織及び事業所等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

##### (2) 市

ア 消防職員等による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動に当たる。また、市民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。

イ 市自体の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他市町村に応援を要請する。

(3) 防災関係機関

ア 防災関係機関は、市及び県から応援要請を求められたときは、機動力を発揮して救助・救急活動に当たる。

イ 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

なお、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

3 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第7節「消防活動」による。

4 医療救護活動

医療救護活動については、本章第11節「災害医療及び救急医療」により実施する。

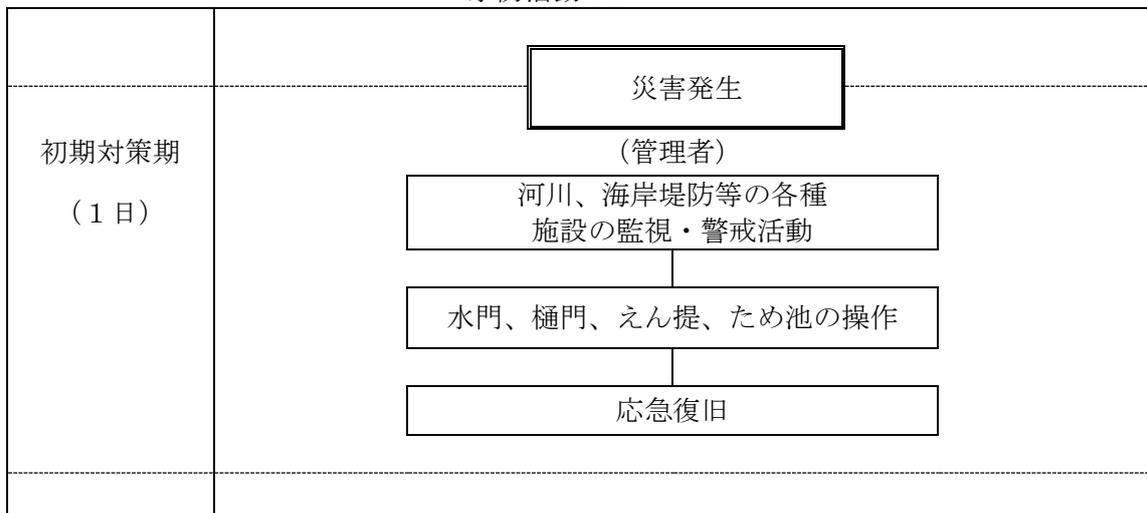
5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

## 第14節 水防活動

危機対策課、行政まちづくり課、土木課、  
消防総務課、予防課、警防課、消防署

水防活動のフロー



### 1 基本方針

市は、地震に伴う津波浸水の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

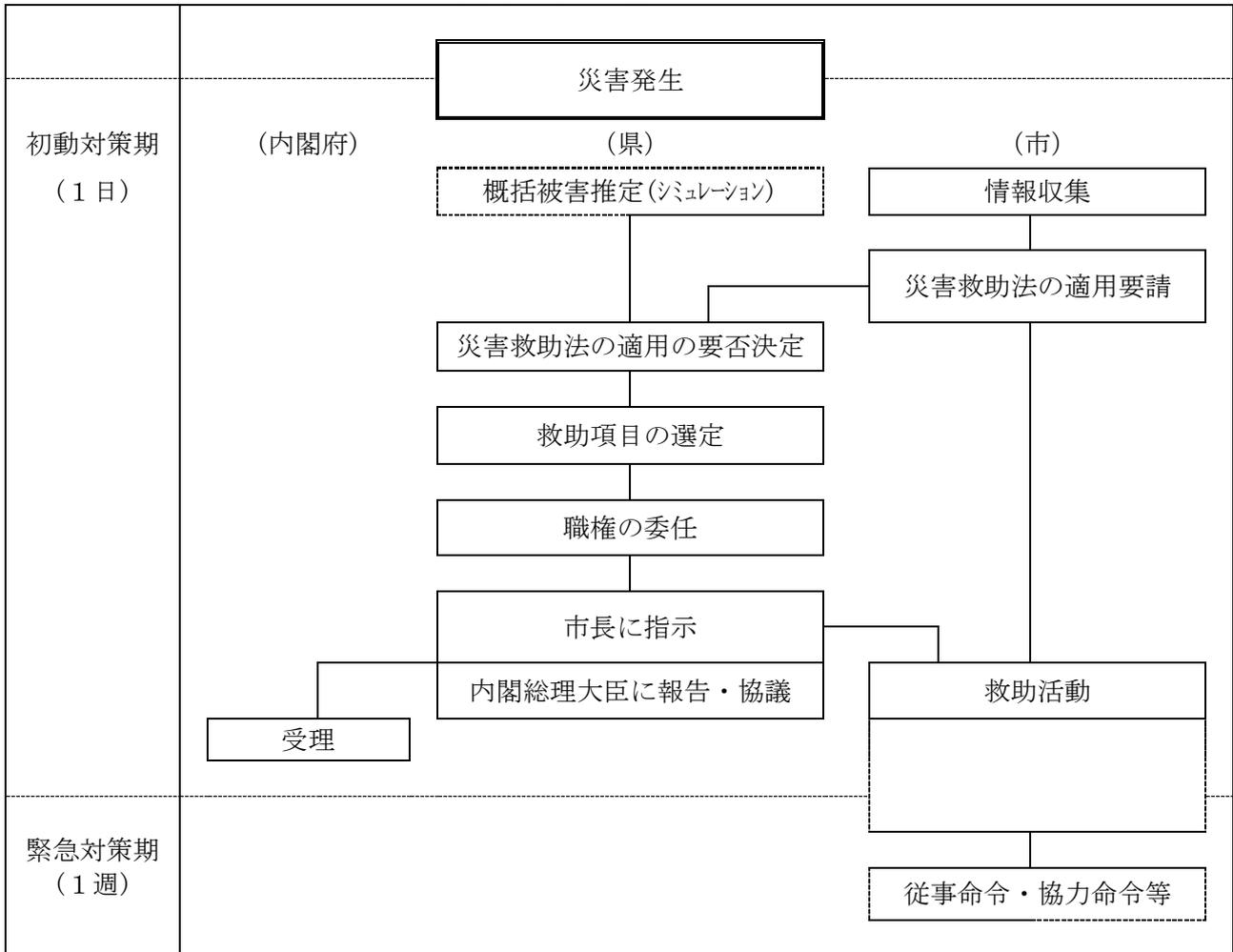
### 2 監視、警戒活動

地震による災害が発生した場合は、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「加賀市水防計画」及び「水害・土砂災害初動期対応マニュアル」の定めにより行う。

### 3 応急復旧

水防計画に基づき、市等の水防管理者が行う巡視により地震、津波災害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に通報し、協力して迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

災害救助法の適用のフロー



1 基本方針

市長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を報告する。

なお、市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

2 適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表A欄に掲げる数以上であるとき（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条第1項第1号—令別表第1）
- (2) 本県の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、当該市の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表B欄に掲げる数以上であるとき（令第1条第1項第2号—令別表第2、第3）
- (3) 本市の区域内の住家滅失世帯数が80世帯以上であって、市の区域内の住家滅失世帯数が多数であるとき（令第1条第1項第3号前段）
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（令第1条第1項第3号後段）
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(内閣府令第2条第1号)

イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(内閣府令第2条第2号)

(注) 住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

- 1 住家の全壊(焼)又は流失した世帯は、1世帯を滅失世帯1世帯とする。
- 2 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
- 3 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。

適用基準

市町の人口	A 〔 当該市町の住家滅失世帯数 〕	B 〔 県区域内の住家滅失世帯総数が1,500世帯以上の場合 〕	(参考) 〔 人口対象市町 令和2年10月1日 国勢調査人口 〕
50,000人以上 100,000人未満	80世帯	40世帯	加賀市

(注) 市町の人口は、直近の国勢調査による。

3 適用手続

- (1) 市長は、市の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、知事から、市長が行う救助の事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知することにより救助の実施に関する職種の一部を市長が行う。
- (3) 知事から、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について市長及び関係機関に指示されるとともに、内閣総理大臣に報告される。

4 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(資料編参照)による。

5 災害救助法に基づく救助の実施

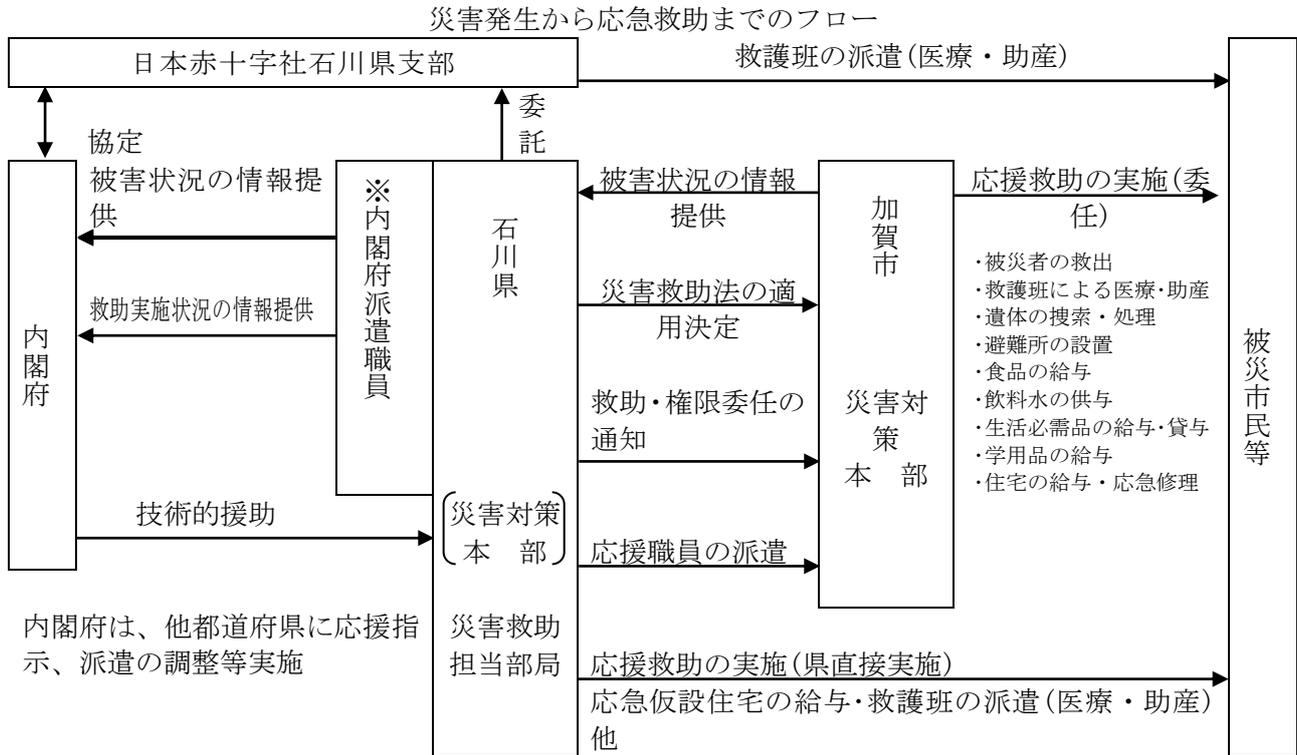
- (1) 市は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して、救助方針をたて、適切かつ効果的な救助を行う。
- (2) 資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、2の一部、3から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市長が行う。  
この場合、市長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第17条第1項)
- (3) 知事が、前項(2)の通知をしたときは、直ちにその旨が公示される。(令第17条第2項)
- (4) 知事が、「災害救助法に基づく業務委託契約書(令和2年12月25日)」による救助が必要と認めた場合、日本赤十字社石川県支部に対して必要事項が要請される。

6 従事命令等

知事により、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、災害救助法第7条、第8条及び第9条の定めるところにより、従事命令又は協力命令若しくは保管命令が発せられる。

7 災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常、市が実施し、災害救助法による救助に準じて行う。

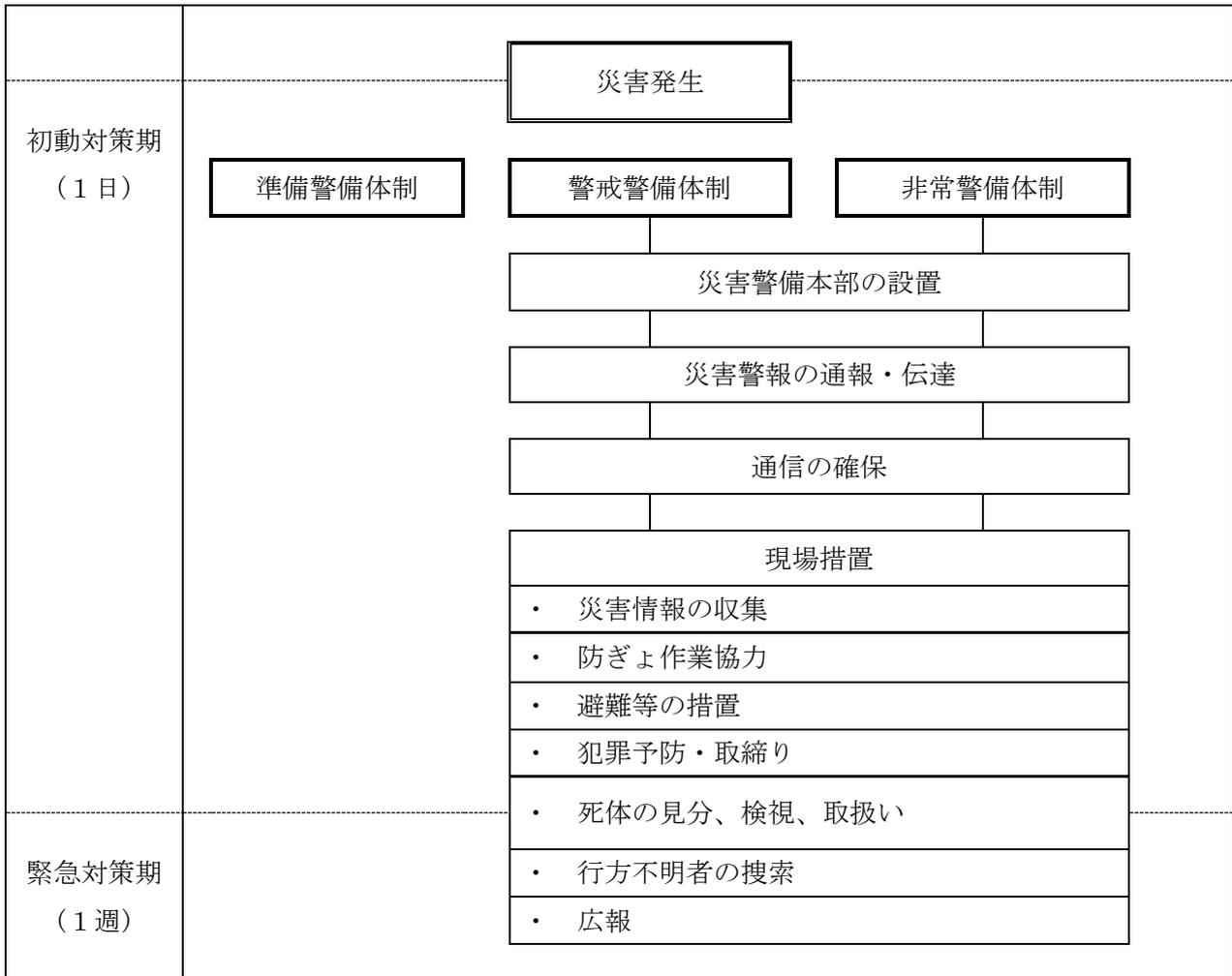


1 基本方針

地震災害時に、大聖寺警察署及び海上保安部は、市民等及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、地震災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

2 災害警備体制

災害警備のフロー



(1) 警備体制

警備体制	警備体制の基準
準備警備体制	地震情報等により災害の発生が予想され、かつ、発生まで相当の時間的余裕があるとき
警戒警備体制	地震災害により市内に相当の被害発生が予想されるとき
非常警備体制	地震災害で大きな被害の発生が予測されるとき、又は発生したとき

(2) 警備本部

ア 警察

警備体制の種別に応じて、警察本部及び関係警察署に所要規模の警備本部等を設置する。

イ 海上保安本部

地震、津波災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、警戒警備等の必要な措置を講じる。

(3) 協力体制

災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。

(4) 災害警備対策

ア 災害警報等の通報伝達

災害警報等の伝達は、関係機関と協力して迅速に市民等へ周知徹底させるように努める。

イ 通信の確保

(ア) 通信の途絶が予想される必要地点へ器材及び要員を事前に配備するなど、通信を確保する。

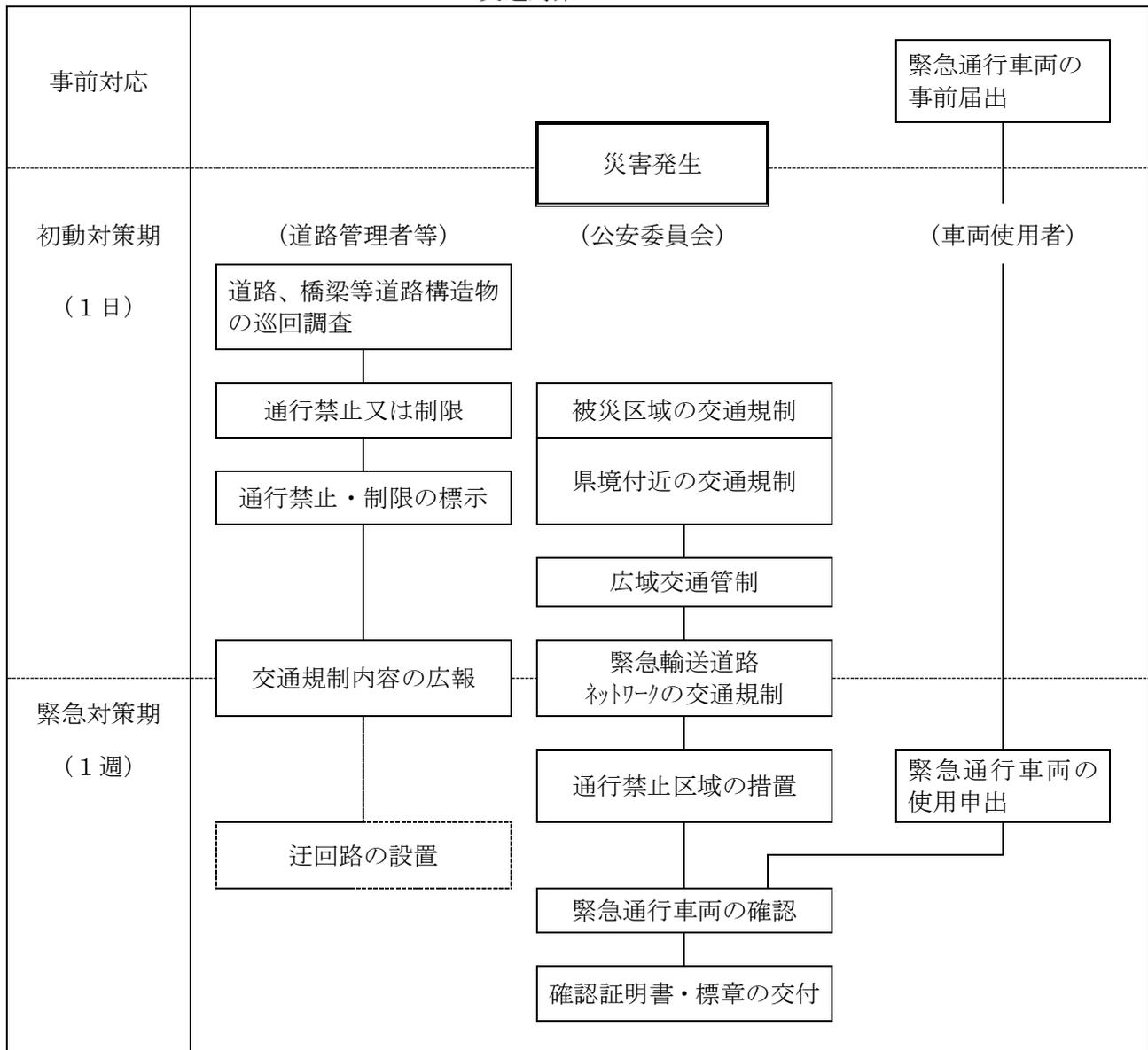
(イ) 他の機関などから非常通信の疎通に関して協力を求められたときは、これに応じる。

ウ 現場措置等

災害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害調査と報告・連絡</li> <li>○ その他関連情報の収集</li> </ul>
防ぎょ作業への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事態が急を要すると認められるときは、率先して市の防ぎょ活動に協力する。</li> <li>○ 防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破堤をめぐり利害相反する市民等との対立等、抗(紛)争事案の予防警戒取締りに当たる。</li> </ul>
避難等の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民等の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。</li> <li>○ 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。</li> </ul>
犯罪の予防・取締り	<p>災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と市民等の不安の一掃に努める。また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民等に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</p>
遺体の検視、見分及び取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。</li> <li>○ 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調書(死体見分調書)を添えて市長に引き渡す。</li> </ul>
行方不明者の搜索	<p>人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。</p> <p>なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。</p>
広報	<p>流言飛語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。</p>

3 交通対策

交通対策のフロー



(1) 陸上交通規制

ア 交通規制の実施機関及び理由

実施機関			交通規制の理由
道路管理者等	一般国道	国土交通省 又は県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき</li> <li>○ 道路工事のため止むを得ないと認められるとき</li> </ul>
	県道	県	
	市道	市	
	臨港道路	県又は市	
	漁港道路	県又は市町	
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき</li> <li>○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき</li> <li>○ 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき</li> </ul>	

道路管理者等と警察（公安委員会）その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由、その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

イ 発見者等の通報

震災時に道路、橋りょう等道路構造物の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報する。通報を受けた市長は、その道路管理者等又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

ウ 各実施責任者の実施要領

道路管理者等は、地震災害の発生したとき又は発生するおそれがあるときは、道路、橋梁、交通施設の巡回調査に努め、危険が予測され、又は発生したときは、速やかに次の要領により規制する。

(ア) 道路管理者等

地震災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

- a 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- b 知事から、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示が行われる。
- c 地震災害時において、交通に危険があると認められる場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講じる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
- d 道路法（昭和27年法律第165号）による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式により標示を行う。
- e 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を設定して、できる限り交通に支障のないように努める。

(イ) 大聖寺警察署（公安委員会）

災害等により道路の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したとき、及び災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送等に緊急交通路を確保するために必要があると認めるときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

a 道路管理者等への要請

大聖寺警察署（公安委員会）は、緊急車両以外の車両の通行禁止等を行うため、必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

b 被災区域の交通規制等

被災地の警察署は、被災区域の外周の要所において被災地へ進入する車両の通行禁止又は制限をする。

c 県境付近等の交通規制

地震発生後、県警高速道路交通警察隊及び大聖寺警察署は、福井県からの車両の市内進入を禁止又は制限する。

d 広域交通管制

警察本部は、被災地域及び緊急通行路線を重点に交通情報の収集に努め、緊急交通路線を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、隣接県警察とも緊密な連携を行い、広域的な交通管制の実施に努める。

e 緊急輸送道路ネットワークの交通規制

災害応急対策等に必要な人員、物資等の輸送等緊急輸送道路ネットワークを確保するために必要があると認めるときは、関係機関と連携してその緊急輸送確保に必要な路線、区域、区間等を指定して、当該緊急通行車両（知事又は公安委員会において、緊急通行車両として確認した車両）以外の車両の通行を禁止し、又は規制する。

f 通行禁止区域等の措置

- (a) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他

の物件の占有者、所有者、管理者に対して、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- (b) (a)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(ウ) 自衛官及び消防吏員の措置

「f 通行禁止区域等の措置」については、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員がその措置をとることができる。

エ 規制の標識等

実施責任者は、規制を行った場合は、次の標識を災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第5条第2項に定める場所に設置する。ただし、緊急のため標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行の禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地で指導に当たる。

(ア) 規制標識

- a 道路法第45条（公安委員会の交通規制）によるもの
- b 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条（道路標識等の設置等）によるもの
- c 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）第1項によるもの

(イ) 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を明示する。

- a 禁止又は制限の対象
- b 区間又は区域
- c 期間
- d 理由

この場合には、迂回路を明示して、一般通行車両の協力を求める。

オ 緊急通行車両確認証明及び標章（災害対策基本法施行規則第6条関連）

(ア) 緊急通行車両としての要件

- a 道路交通法第39条の緊急自動車
- b 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両であって、知事又は公安委員会の確認に係る標章及び証明書が提示されたもの

(イ) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて緊急通行車両事前届出済証を交付する。

なお、事前届出に関する手続きの詳細については、警察の「緊急通行車両などの事前届出・確認手続きなど要領」による。

(ウ) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、災害対策基本法施行令第33条に基づき車両の使用者の申出により、知事又は公安委員会が行う。

特に地震災害の場合は、輸送路の混乱により生活必需物資の不足を生じ、物資の緊急輸送が必要とされるので、物資輸送の緊急性の判断は、交通規制との関連において県と公安委員会の協議によって行う。また、災害時に他県へ又は他県から緊急に物資を輸送しようとする緊急通行車両の確認については、輸送先の県警察本部及び県災害対策本部とも連絡をとり処置する。

なお、県災害対策本部の緊急通行車両確認証明事務は、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に準じて取り扱う。この場合、規制現場の警察が緊急通行車両であることを容易に判断することができるための措置として、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両に対して、知事又は公安委員会が法定の標章及び確認証明書を交付する。また、警察本部と警察署は、円滑な交付を行うために、標章及び確認証明書の十分な備蓄を行う。

## カ 運転者のとるべき措置

- 走行中の車両は、次の要領により行動する。
  - ・ できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
  - ・ 停車後は、ラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
  - ・ 車両を置いて避難するときは、路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。
- 避難のために、車両は使用しないこと。

## (2) 海上交通規制

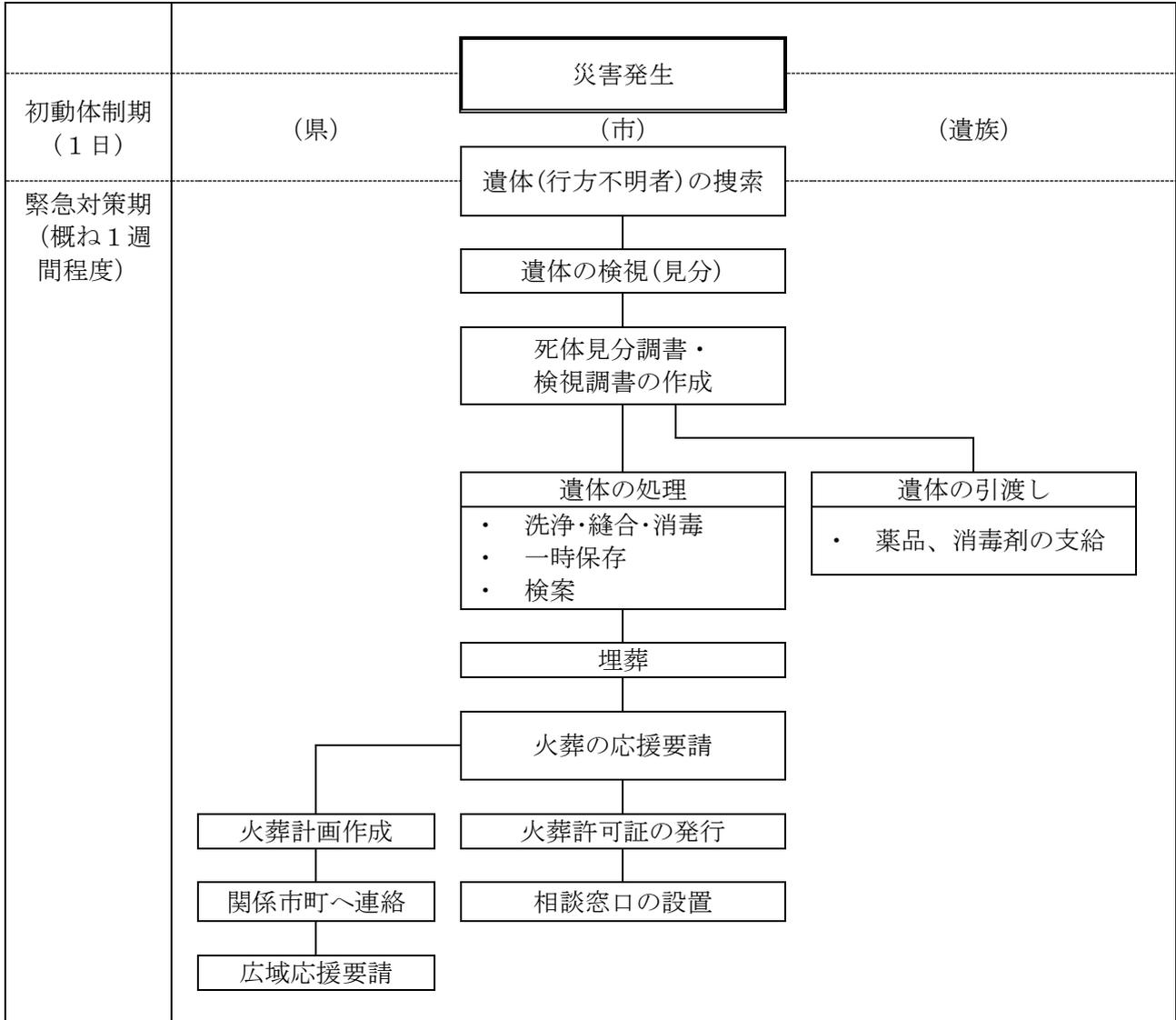
海上保安本部は、港湾及びその隣接海域において、必要に応じて次の措置をとる。

- 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じる。その際、船舶所有者に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- 水路の水深に変化を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
- 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じて船舶への情報提供を行う。

危機対策課、窓口課、福祉政策課、  
相談支援課、介護福祉課、消防総務  
課、予防課、  
警防課、消防署

第17節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬

行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬のフロー



1 基本方針

震災時において死亡していると推定される人については、搜索及び収容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

2 行方不明者及び遺体の搜索

- (1) 市は、行方不明者及び遺体の搜索を警察、海上保安部及び消防の協力を得て実施する。
- (2) 市は、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。
- (3) 市は、搜索に関しては、関係機関の情報交換、搜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

3 遺体の検視（見分）及び処理

市は、検案、遺体の検視（見分）、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を警察、

医師会、歯科医師会、医療機関等と調整を図り実施する。

(1) 遺体の検視（見分）

災害の際の死亡者については、次によりそれぞれ検視（見分）が行われ、検視調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条（本籍不明者等の死亡の報告）に該当する場合）及び死体見分調書が作成され、当該遺体は遺族又は市長に引き渡される。

ア 警察官にあつては、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）又は死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）の規定による。

イ 海上保安官にあつては、海上犯罪捜査規範（昭和26年海上保安庁達第4号）又は、海上保安庁死体取扱規則（昭和45年保警第80号）の規定による。

(2) 遺体の処理

市は、医療救護班又は医師の協力により遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理をし、埋葬までの間適切な場所に安置する。

#### 4 遺体の埋葬

市は、身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。また、身元が判明している遺体の埋葬に当たっては、市は、火葬許可手続きが速やかに行えるよう配慮する。

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

市は、小松加賀斎場の火葬能力を超える場合及び棺等葬祭用品が不足するなどの場合は、県に協力を要請する。

(2) 火葬許可証の発行

市は、迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

(3) 埋葬に関する相談

市は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じて遺体安置所等に相談窓口を設置する。

#### 5 安否確認

市は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

#### 6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

大聖寺警察署長は、市長と緊密に連携し、市及び県の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市、指定公共機関等と密接に連携する。

(2) 遺体の捜索及び収容に対する協力

警察は、震災時において救助活動、遺体及び行方不明者の捜索、又は遺体の搬送、収容活動等を関係機関と協力して行う。

#### 7 海上保安部の措置

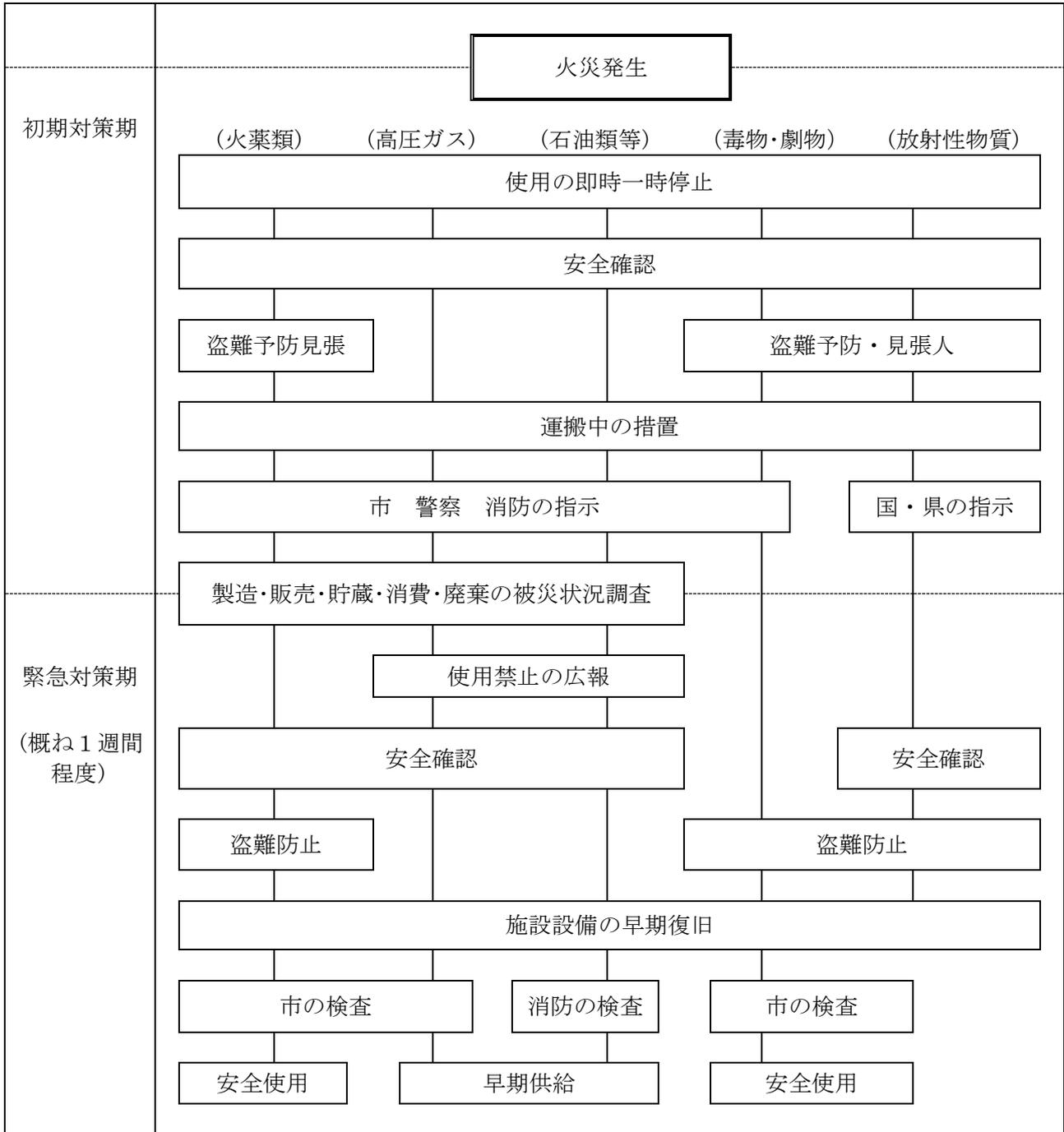
(1) 震災、津波により県周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視船艇等により捜索を実施する。

(2) 収容した遺体は、市長と連絡を密にして、家族又は市長に引き渡す。

#### 8 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

危険物の応急対策のフロー



1 基本方針

危険物施設等が被災した場合は、迅速かつ的確な情報を把握し、被害の拡大防止や火災、中毒などの二次災害を防止し、市民等の安全確保に努めるとともに、早期復旧に努める。

## 2 火薬類

応急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火薬庫が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。</li> <li>○ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従う。</li> <li>○ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。</li> </ul>
応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

## 3 高圧ガス

応急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講じる。</li> <li>○ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。</li> <li>○ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。</li> <li>○ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。</li> </ul>
応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。</li> <li>○ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。</li> </ul>

## 4 石油類等

応急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講じる。</li> <li>○ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。</li> <li>○ 販売、貯蔵、消費又は廃棄についても被災状況を調査し、安全を確認するまで実施しない。</li> <li>エ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。</li> </ul>
応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、消防本部、署等の監督機関の検査を受ける。</li> <li>○ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。</li> </ul>

## 5 毒物・劇物

応急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、毒物・劇物の性状等の情報収集と毒物・劇物営業者等に対する監視指導の徹底を図る。</li> <li>○ 保管庫等が被災した場合、営業者等は、使用を即時一時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。</li> <li>○ 運搬中に被災した場合、営業者等は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従い、盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。</li> </ul>
------	--

## 6 放射性物質

応急措置	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 保管庫等が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。</li><li>○ 運搬中に被災した場合、直ちに安全確認を実施し、必要な措置を講じ、国及び県等の指示に従う。</li></ul>
応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、安全に万全を期す。

## 7 応急復旧の活動体制の確立

- (1) 施設関係者は、日頃から職員の非常配備体制を確立する。
- (2) 応急復旧活動のための緊急用資機材については、備蓄に努める。

## 第19節 ライフライン施設の応急対策

土木課、水道課、下水道課

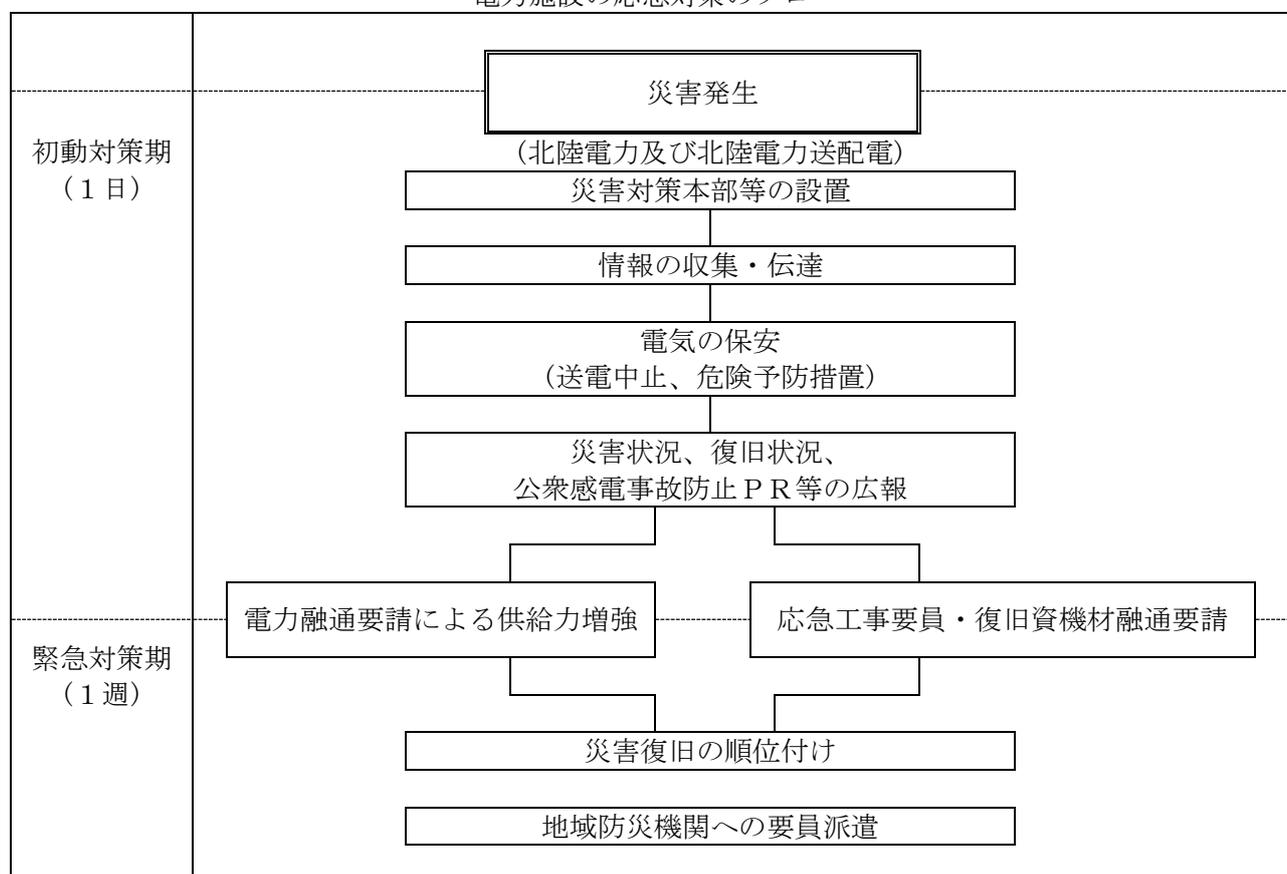
### 1 基本方針

電力施設、通信施設、水道施設、下水道施設のライフライン施設は、地震により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。あわせて、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。また、市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。さらに、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。

### 2 電力施設

電力施設の応急対策のフロー



北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。

#### (1) 災害対策本部等の設置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置する。

#### (2) 情報の収集・伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集・伝達を行う。また、電気事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

#### (3) 電気の保安

災害時において危険があると認められる時は、直ちに当該範囲に対して送電を中止するほか、

危険場所、危険設備に対して適切な危険予防措置を講じる。

(4) 広報活動

電気災害の未然防止及び拡大を防止するため、市民等に対し災害の状況、復旧活動の状況及び公衆感電事故防止PRを主体とした広報活動を広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

(5) 県及び防災関係機関との協調

被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県及び地域防災機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。

(6) 災害復旧の順位

各施設の復旧に当たっては、原則として人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる公共機関等を優先する。また、応急工事終了後、通電再開に当たっては、ショート、ガス漏れ等による二次災害を防止するため、その安全を確認のうえ行う。

(7) 応援協力体制

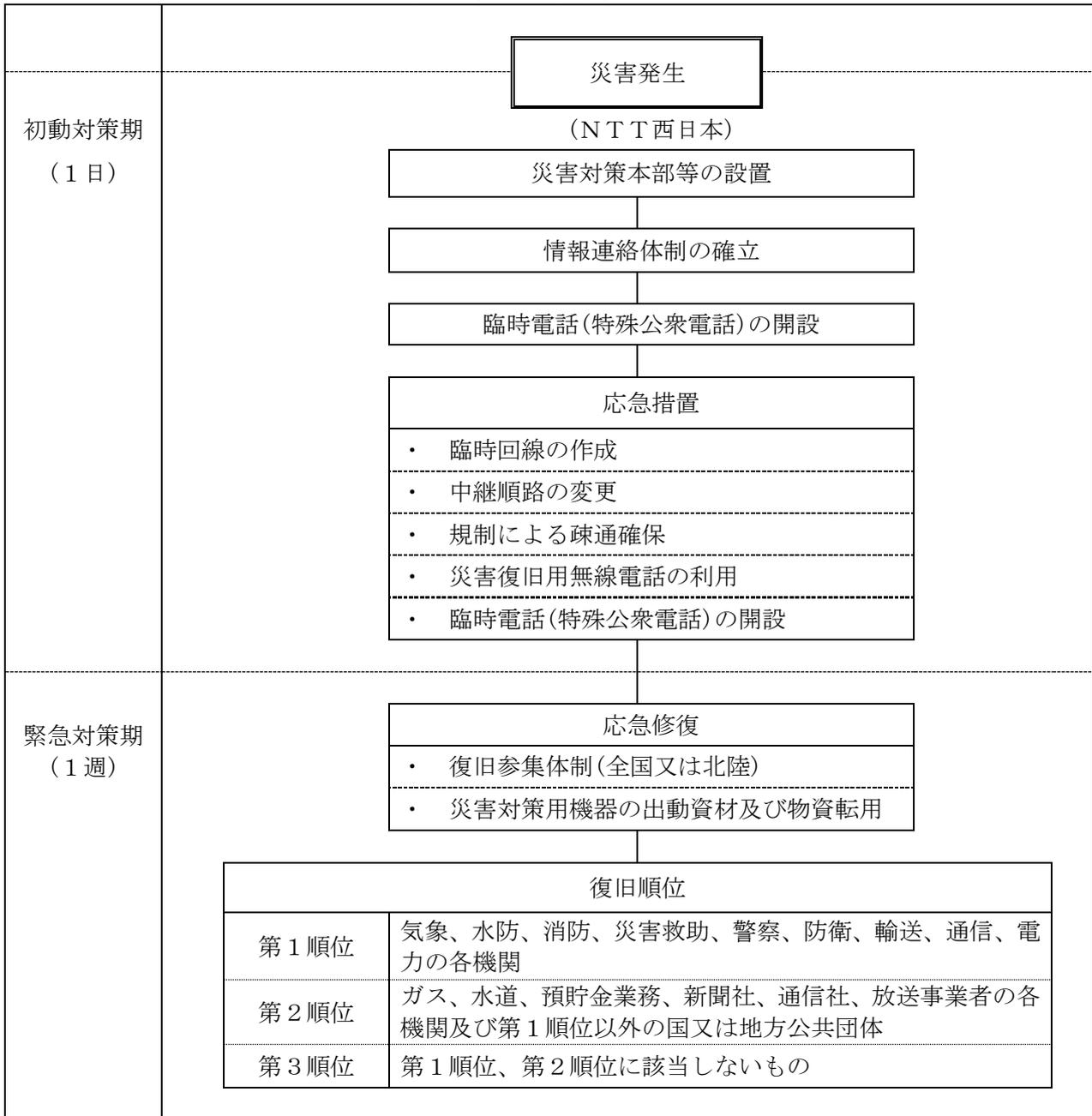
自社の電力の供給が不足又は応急復旧が困難な場合は、他の電気事業者に対し、電力の融通を受け、復旧資機材の融通及び要員の応援等協力を求める。

(8) その他

上記以外の事項については、北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社防災業務計画の定めるところによる。

### 3 通信施設

通信施設の応急対策のフロー



NTT西日本は、次の措置を講じる。

(1) 災害対策本部等の設置

震災が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

(2) 情報の収集・伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集・伝達を行う。また、通信事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の 情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

(3) 広報活動

災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(4) 応急措置

災害により、通信施設が被災したとき、又は異常ふくそうの発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても、重要な施設の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 臨時回線の作成</li><li>○ 中継順路の変更</li><li>○ 規制等による疎通確保</li><li>○ 特設公衆電話（通貨不要）の設置</li><li>○ その他必要な措置</li></ul> |
|---|

(5) 応急復旧

N T T西日本関係事業所は、被災した通信設備の応急復旧に当たり、応援計画及び復旧順位等については、西日本電信電話株式会社防災業務計画の定めるところによるほか、次のとおりとする。

ア 広域災害時における応援計画

広域的な地域において甚大かつ広域的な災害が発生した場合、全国的又は北陸地域全体的規模による参集、災害対策用機器の出動資材及び物資等の転用を図る。

イ 復旧順位等

通信設備に災害が発生した場合は、N T T西日本関係事業所、通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、通信設備の被害状況に応じて次の復旧順位により、復旧を図る。

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給に直接関係ある機関
第2順位	ガス・水道の供給に直接関係ある機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第1順位に該当しないもの

(6) その他

上記以外の事項については、N T T防災業務計画の定めるところによる。

#### 4 ガス施設

##### ガス施設の応急対策のフロー

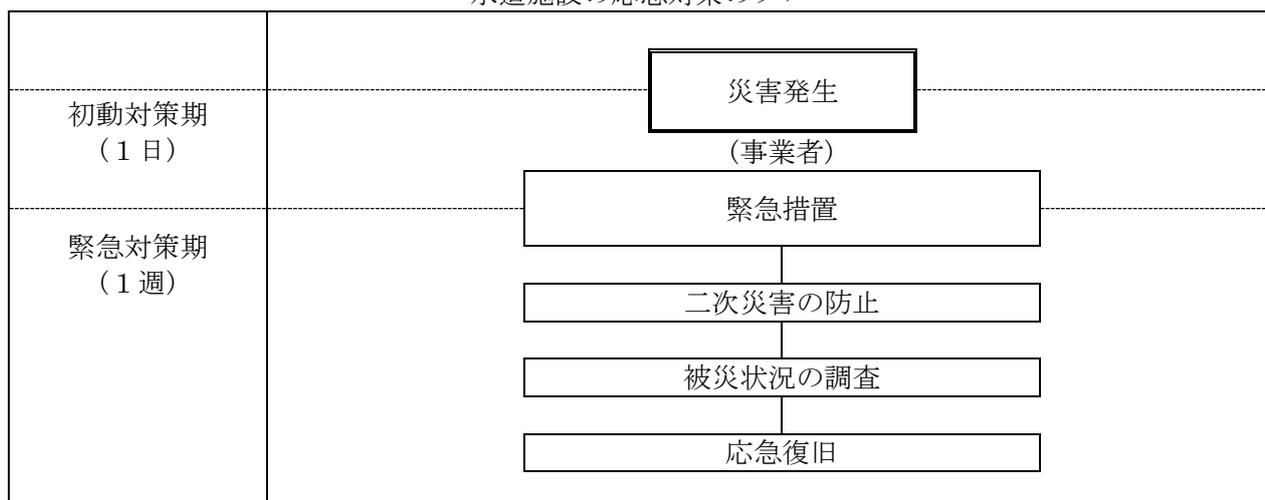


ガス施設に被害が生じた場合、ガス事業者は、ガス施設の被害状況及び周辺の市民等の避難状況等を把握し、二次災害の発生を防止するため、速やかに応急措置を行う。

- (1) 災害対策本部等の設置  
災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置する。
- (2) 応急処置  
あらかじめ定める供給停止の判断基準により、速やかに供給停止し、二次災害の防止を図る。
- (3) 広報活動  
地震発生後の時間的経過をふまえて、発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中、及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。
- (4) 資機材の確保  
あらかじめ前進基地や資材置場を確保しておくとともに、資機材の円滑な調達のための組織体制、在庫管理体制を整備し、資機材の物量や輸送体制等を整備しておく。
- (5) 復旧対策  
応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して実施する。
- (6) 応援体制  
大規模な災害により、事業者単独で復旧が困難な場合は、他事業者の応援を求める。
- (7) 早期供給  
ガス事業者は、使用者の施設、設備の安全確認を実施し、又は実施の協力をして、安全と確認された場合は早期に供給を図る。

## 5 水道施設

水道施設の応急対策のフロー

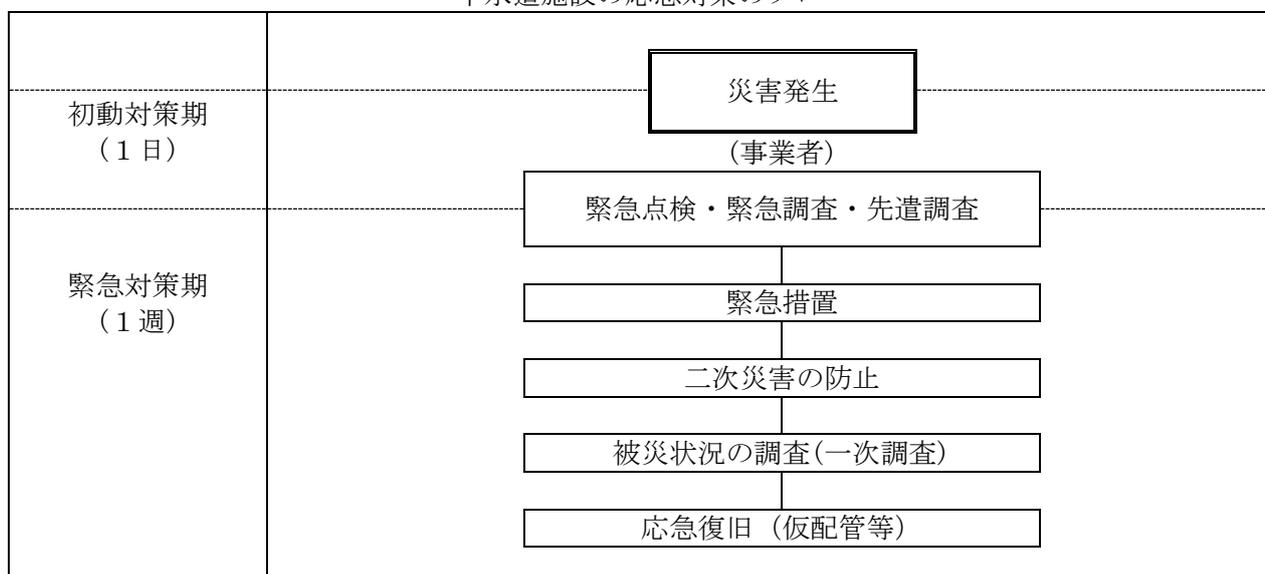


水道事業者は、水道に被害が生じた場合は、次の処置を講じる。

- (1) 災害対策本部等の設置  
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。
- (2) 情報の収集・伝達  
正確な被害等の情報を迅速に収集・伝達し、応急対策を効率よく実施する。
- (3) 広報活動  
災害発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。
- (4) 災害復旧用資機材の整備  
水道被害の状況に対して、早急に緊急措置活動を実施するため、各施設に緊急用資機材の整備を図る。
- (5) 応急復旧  
被災に応じて、仮排水施設及び仮管等により応急復旧に努めるとともに、残留塩素の確保等水質管理に十分配慮して復旧する。
- (6) 応援体制  
大規模な災害により、事業者単独で復旧が困難な場合は、他事業者の応援を求める。

## 6 下水道施設

下水道施設の応急対策のフロー



市は、次の措置を講じる。

- (1) 参集体制の確立  
災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。
- (2) 情報の収集・伝達  
正確な被害等の情報を迅速に収集・伝達し、応急対策を効率よく実施する。
- (3) 被災状況の調査  
ア 人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。  
イ 公共下水道等の構造等を勘察して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。
- (4) 応急措置  
管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じる。この際、上下水道一体となって施設の機能を維持することに留意する。
- (5) 災害復旧用資機材の確保  
下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため各施設に緊急用資機材の備蓄に努める。
- (6) 応急復旧  
被災状況を調査し、仮配管等による応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。
- (7) 広報活動  
地震発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。
- (8) 応援体制  
被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。  
ア 「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」  
イ 「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」  
ウ 「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」

## 第20節 公共土木施設等の応急対策

農林水産課、土木課、都市計画課

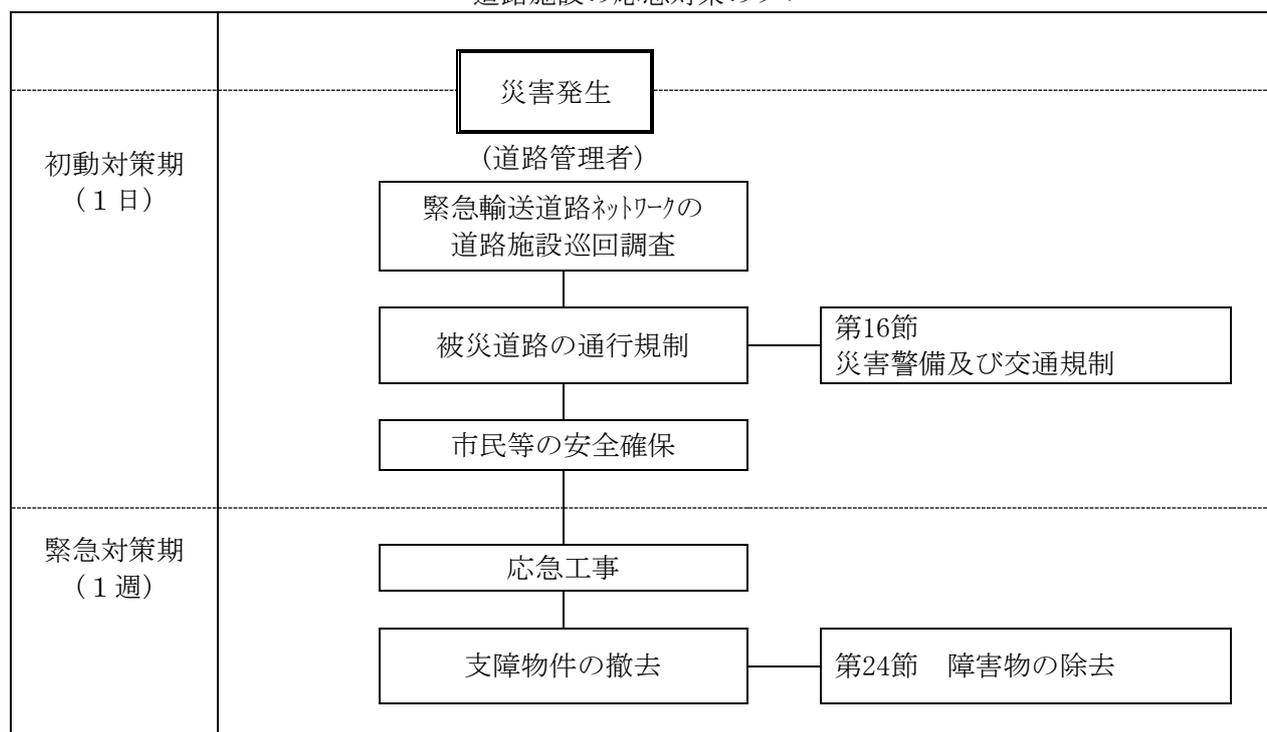
### 1 基本方針

道路、河川、海岸、漁港、放送施設、鉄道の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、地震により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。

### 2 道路施設

道路施設の応急対策のフロー



#### (1) 応急措置

道路管理者又は公安委員会は、被災した道路の橋梁、トンネル、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限あるいは禁止の措置及び迂回路の選定等の対策を講じ、市民等の安全の確保に努める。

#### (2) 応急復旧

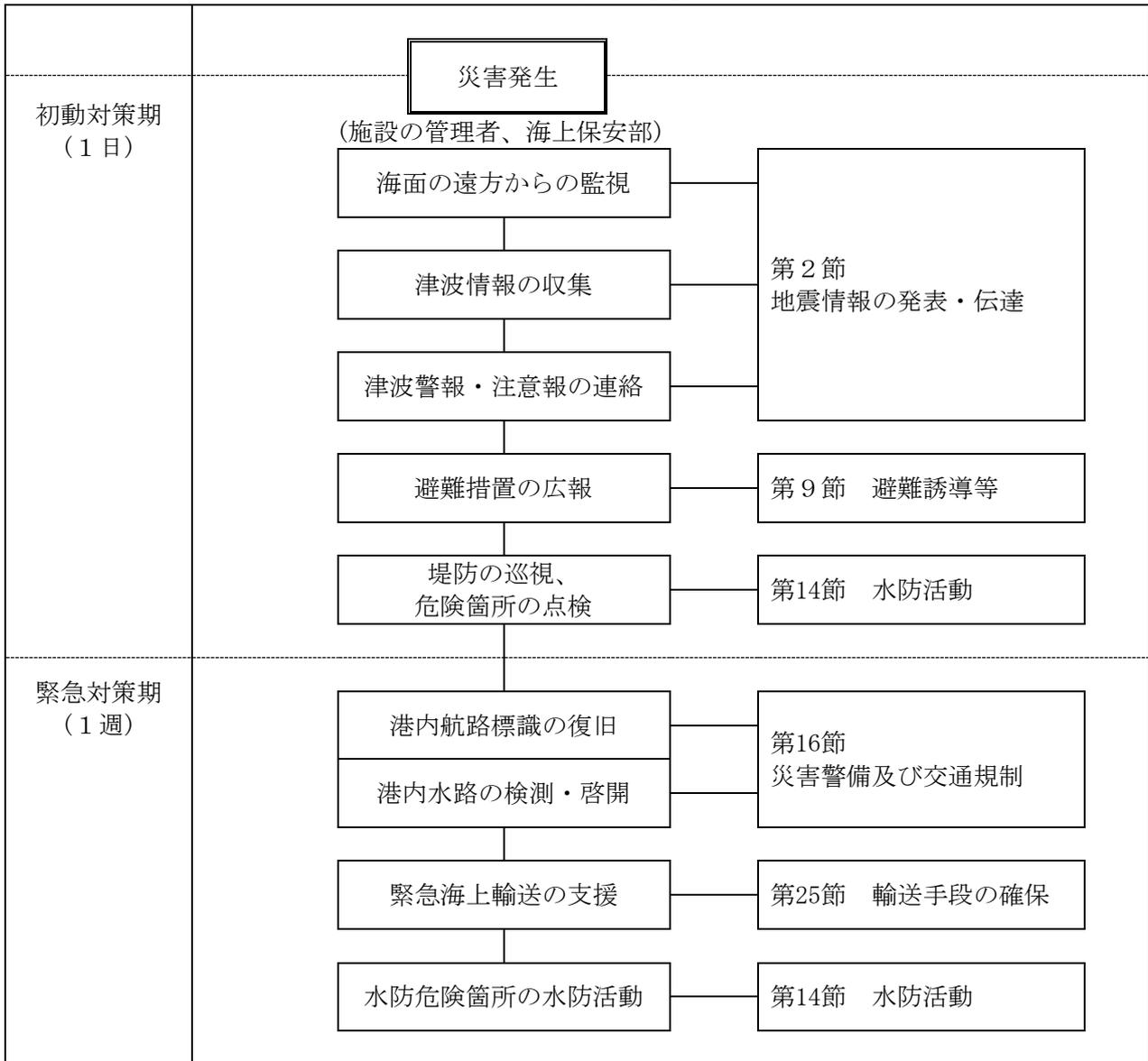
被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、協定等に基づき協力を得て応急工事を施工する。また、必要に応じて無人建設機械や無人航空機（ドローン）等の新技術の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

#### (3) 道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する（本章第24節「障害物の除去」参照）。

### 3 河川、海岸、漁港等施設

河川、海岸、漁港等施設の応急対策のフロー



#### (1) 応急措置

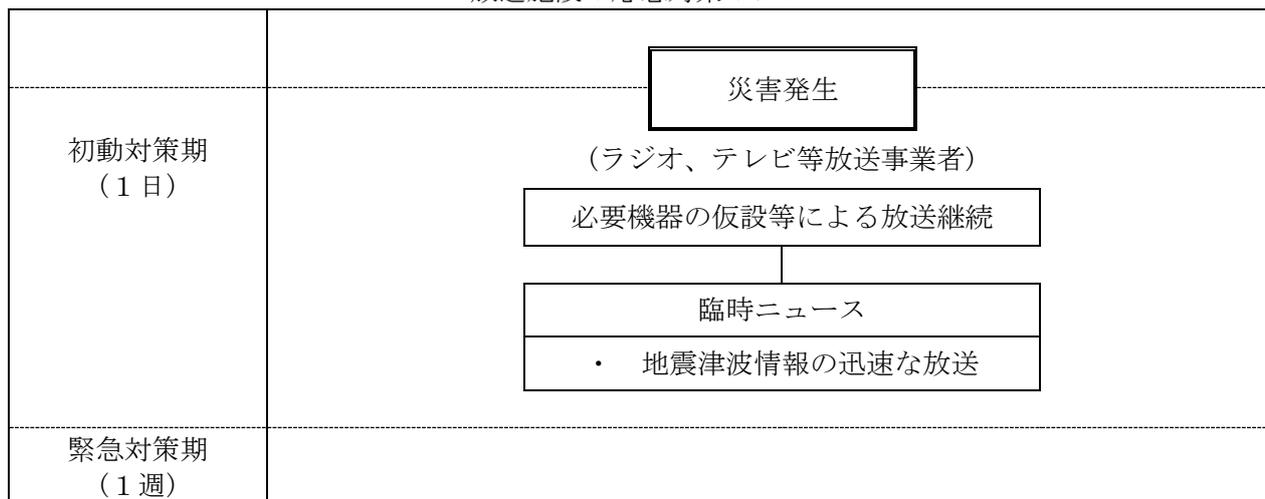
- ア 市は、地震を感じたら津波被害を防止するため、安全な場所から海面の監視を実施するとともに、放送機関による津波情報を視聴するなどの自衛措置をとる。
- イ 市、海上保安部等は、津波警報・注意の伝達を受けた場合、地域防災計画等に定めるところにより速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難の措置等の広報を行う。
- ウ 水防計画等に基づき、市等の水防管理者は施設管理者等と協力し、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。

#### (2) 応急復旧

- ア 河川、海岸、砂防の施設管理者は、被害の状況により、降雨等による水害・土砂災害等、及び高潮、波浪、潮位の変化による浸水に備え、二次災害防止の措置を行う。
- イ 漁港等施設の管理者及び海上保安部等は、次の応急対策を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。
  - (ア) 港内等における航路標識の復旧、水路の検測・啓開等の実施
  - (イ) 緊急海上輸送の支援
- ウ 必要に応じて協定により（一社）石川県建設業協会等の協力を得る。

#### 4 放送施設

放送施設の応急対策のフロー



(1) 応急措置

テレビ・ラジオ等の放送事業者は、放送機器の障害等により放送が不可能となった場合直ちに、機器の応急仮設等必要な措置を講じ、放送の継続に努める。

(2) 応急復旧

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、被災した設備、施設等について設備変更などにより復旧対策を講じ、速やかに応急復旧を図る。

#### 5 鉄道施設

鉄道施設の応急対策のフロー



(1) 応急措置

鉄道事業者は、次の措置を講じる。

ア 乗客に地震情報等を伝達し、運行停止などの規制や乗客の的確な避難誘導及び適切な救護活動等を行い、乗客等の安全確保を図る。

イ 不通区間が生じた場合は、列車の運行状況を広報するとともに、バス等の代替輸送の確保に努める。

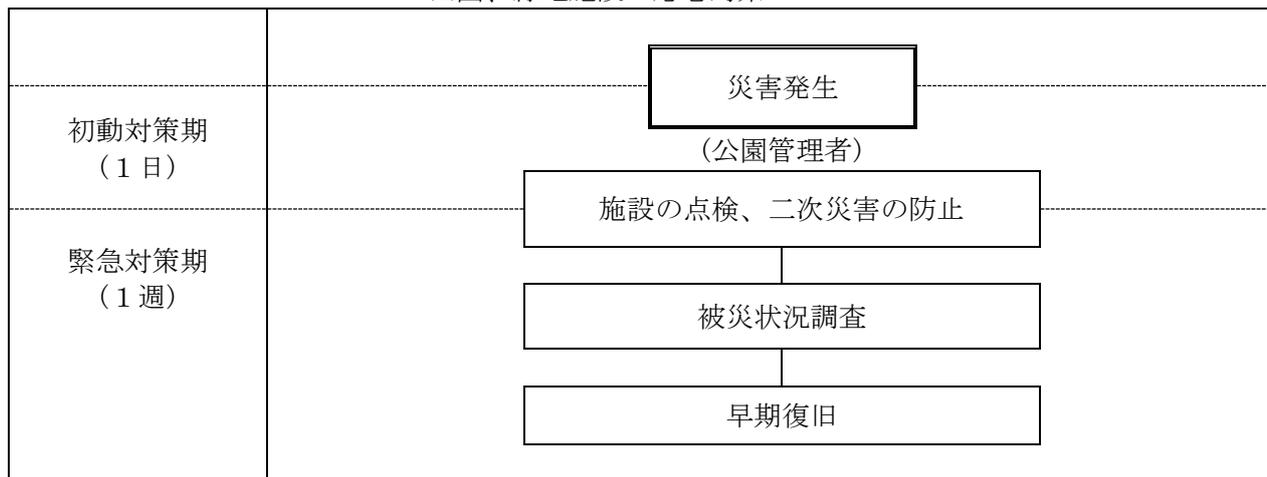
(2) 応急復旧

ア 被災状況を調査し、安全を確認した後、運転を再開する。

イ 被災した鉄道施設等については迅速な応急復旧を実施する。復旧状況については広報する。

6 公園、緑地施設

公園、緑地施設の応急対策のフロー



(1) 応急措置

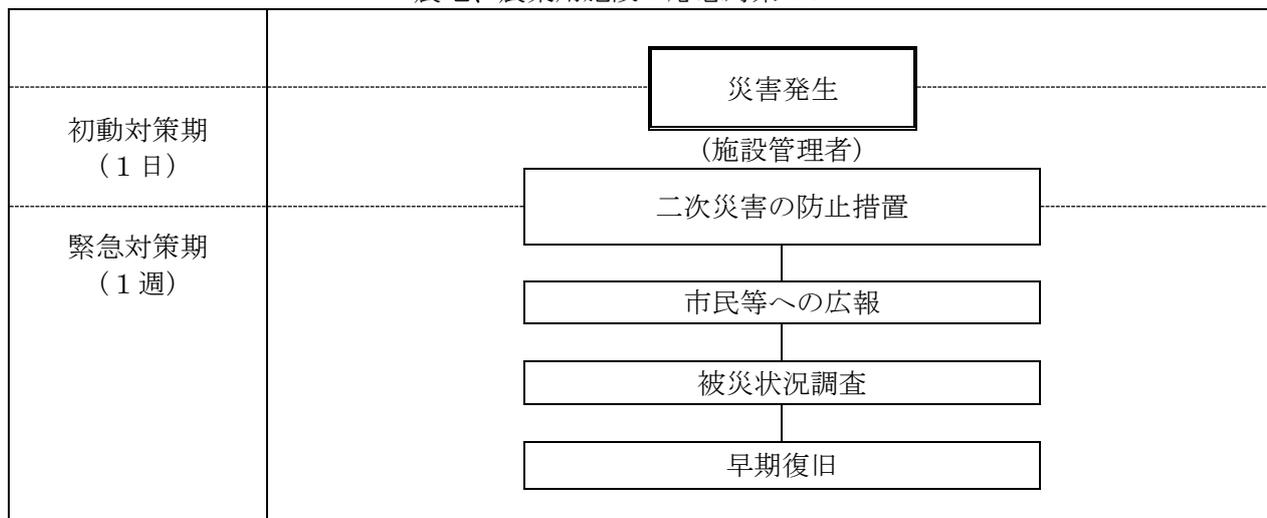
公園管理者は、災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 応急復旧

避難地、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

7 農地、農業用施設

農地、農業用施設の応急対策のフロー



(1) 応急措置

水路、ため池等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて市民等に広報する。

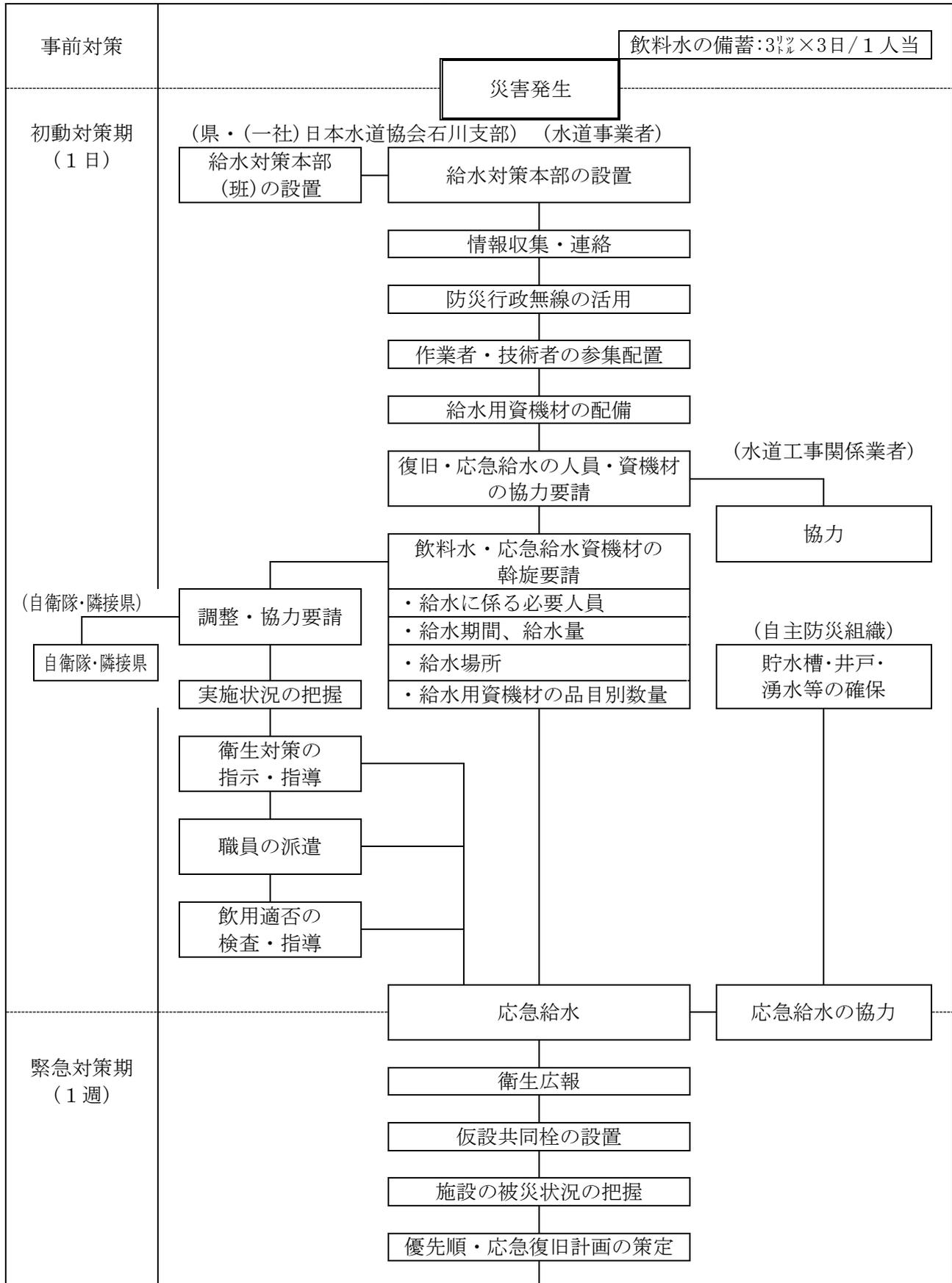
(2) 応急復旧

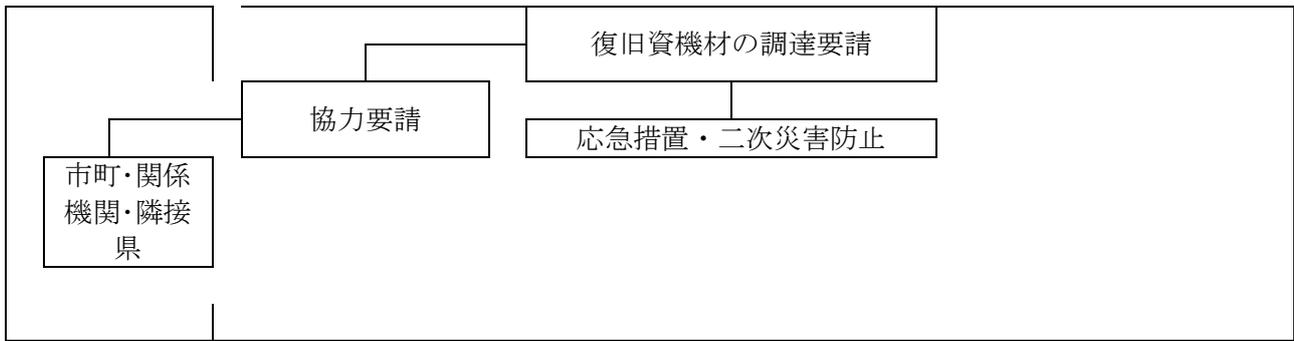
農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

8 公共建築物等

市は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、被災建築物応急危険度判定を活用して二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。

給水活動のフロー





### 1 基本方針

地震災害により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、市は応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、速やかに応急給水を実施する。

この際、必要に応じて自衛隊の派遣要請を県に要求及び関係機関等に応援を求める。

### 2 給水対策本部の設置、運営

市は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、原則として「給水対策本部」を設置し、県及び（公社）日本水道協会石川県支部等の関係機関と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等を実施する。また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

なお、給水対策本部は、市災害対策本部の全体的な統制調整に資する情報の一元化のため、給水ニーズの把握体制や関係機関の給水車の活動計画を調整する体制の明確化を図る。

#### (1) 参集及び給水用資機材の確保

ア 参集計画に基づき作業員や技術者を速やかに参集配置する。

イ 給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。

ウ 水道工事等関係業者に復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。

エ 参集及び資機材が不足する場合は、県に要請し、応援を求める。

#### (2) 情報の収集、伝達

水道施設の被害状況の把握等については、正確かつ迅速に収集、伝達する。

### 3 応急給水活動

円滑に応急給水するため、市及び自主防災組織は、それぞれ次の役割と責任で給水活動を実施する。

#### (1) 市

ア 応急給水計画を策定する。

イ 給水の拠点

飲料水の確保が困難な地域に対しては、給水拠点を定め、応急給水を行う。なお、拠点避難所においては、組立式給水タンクを準備しておく。

○ 初期の応急給水活動は、小中学校などの拠点避難場所等及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。

○ 以後、応援体制を整え次第、順次公園や集会所等の避難場所等などに給水拠点を拡大する。

○ 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

ウ 応急給水目標の目安

地震発生からの日数	目標水量	市民等の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生から3日まで (生命維持に必要な水量)	3ℓ/人・日	おおむね 1km	タンク車
災害発生から10日まで (更に炊事、洗濯等に必要な水量)	20ℓ/人・日	おおむね 250m	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から21日まで (更に最小限の浴用、洗濯等に必要な水量)	100ℓ/人・日	おおむね 100m	配水支線上の設給水栓
災害発生から28日まで (通常の給水量の供給)	約250ℓ/人・日	おおむね 10m	仮配管からの各戸共用栓

エ 市が自ら飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県及び関係機関に調達を要請する。

なお、要請に際しては、市が設置する給水対策本部の担当窓口を定めるなど一元的な対応に努める。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給水に必要とする人員数</li> <li>○ 給水を必要とする期間及び給水量</li> <li>○ 給水する場所</li> <li>○ 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道要資機材の品目別数量</li> </ul> |
|---|

オ 緊急時に、井戸水、湧き水及び防火水槽等の水を飲料水として使用する場合は、県にその適否の検査、指導を受ける。

(2) 自主防災組織

ア 災害発生後、仮設共同栓が設置されるまでの間は、市の応急給水と併せ井戸水、湧き水及び防火水槽の水等により、飲料水の確保に努める。

この場合、薬剤による消毒や煮沸するなど、衛生上の注意を払う。

イ 飲料水の運搬配分等、市の実施する応急給水に協力する。

4 施設の応急復旧活動

被害施設を早期に復旧するため、市は、次による役割と体制により効率的に復旧活動を実施する。

(1) 市民等からの情報や職員による施設巡回により速やかに施設の損壊状況、漏水箇所等を把握する。

ア 貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び給水所等の被害状況は、各施設ごとに把握する。

イ 管路等については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無やその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。特に、主要送配水管路、配水池、河川や鉄道等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、冷却水を必要とする発電所、変電所並びに福祉関係施設等に至る管路等については、優先的に点検する。

(2) 早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど、施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。

なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

(3) 市が自ら施設応急復旧を実施することが困難なときは、次の事項を示して県及び関係機関に要請を行う。

- 応急復旧作業に必要とする人員数
- 応急復旧作業に必要とする期間
- 応急復旧作業場所
- 応急復旧に必要な管、弁類資機材の品目別数量

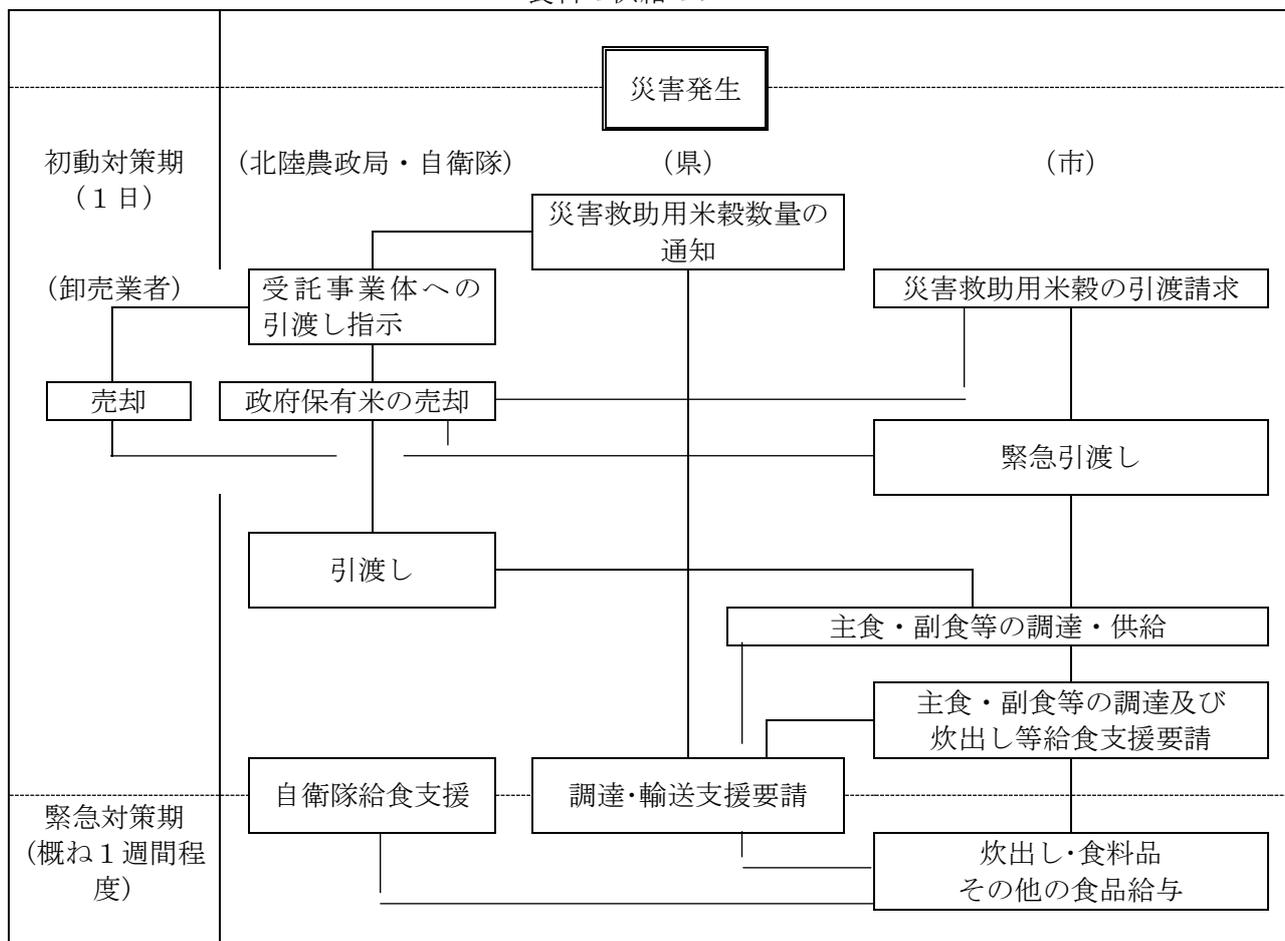
(4) 被災個所の復旧までの間、二次災害発生のおそれのある場合又は被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

- 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。
- 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- 倒壊家屋や焼失家屋などの漏水箇所が不明な場合は、仕切弁により閉栓する。

#### 5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

食料の供給のフロー



1 基本方針

市は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。

なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

2 実施体制

(1) 市は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。

なお、実施に当たっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(2) 市自らで対応できない場合は、県に支援を要請する。

3 主食の供給

(1) 災害救助用米穀の確保

ア 米穀の引渡し要請

市は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、県を通じて北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省農産局長に引渡し要請を行う。

#### イ 受託事業体への引渡し指示

農林水産省農産局長は、市及び県から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

災害等非常時における政府所有米穀の引渡し要請の連絡先

連絡先	TEL	FAX
農林水産省政策統括官付貿易業務課	03-6744-1353	03-6744-1391

(2) 市自らで対応できない場合は、県に支援を要請する。

#### 4 副食及び調味料の確保

(1) 市はあらかじめ供給協定を締結した製造業者等から調達し、被災者へ供給する。

(2) 市は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。

ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。

イ 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。

ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

(3) 市自らで対応できない場合は、県に支援を要請する。

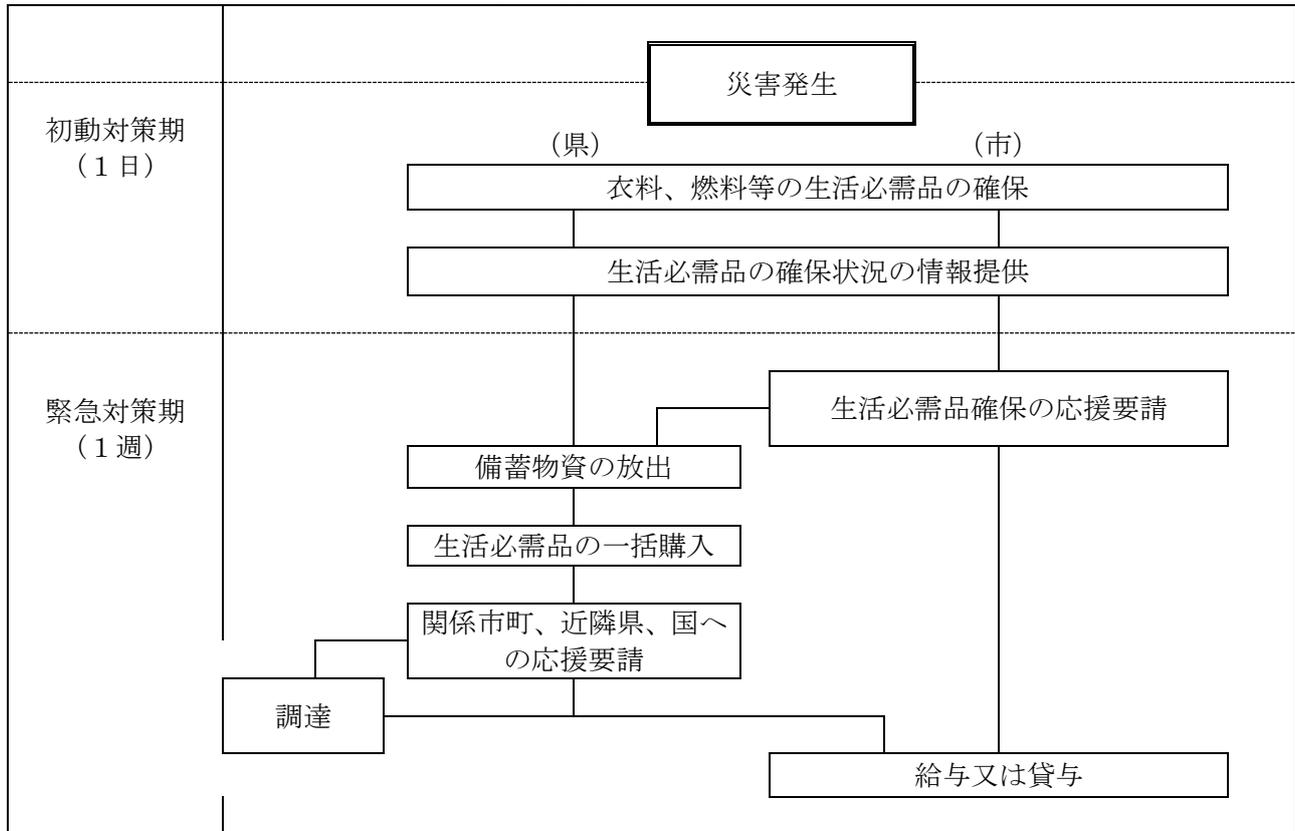
#### 5 共助による食料の確保

被災者は、地域における市民等の相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

#### 6 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

生活必需品等の供給のフロー



1 基本方針

市は、被災者に対して衣料、燃料等の生活必需品を調達し、供給を実施する。

2 実施体制

(1) 市長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。

(2) 市自らで対応できない場合は、県及び近隣市町村、その他関係機関等の応援を得て実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供給された賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が提供されるように努める。

3 生活必需品等の確保

(1) 必要量の把握

ア 市は平時から、平時から、新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、新物資システム（B-PLo）を活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

ウ 市は、備蓄物資等が不足するなど市自らで対応できない場合は、県に支援を要請する。

エ 県により、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送される。

(2) 情報の提供

市は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。

4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営

(1) 市は、緊急輸送道路ネットワークとの接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮し輸送拠点を決定する。

なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。

(2) 市は、あらかじめ新物資システム（B-P L o）に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

(3) 市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。

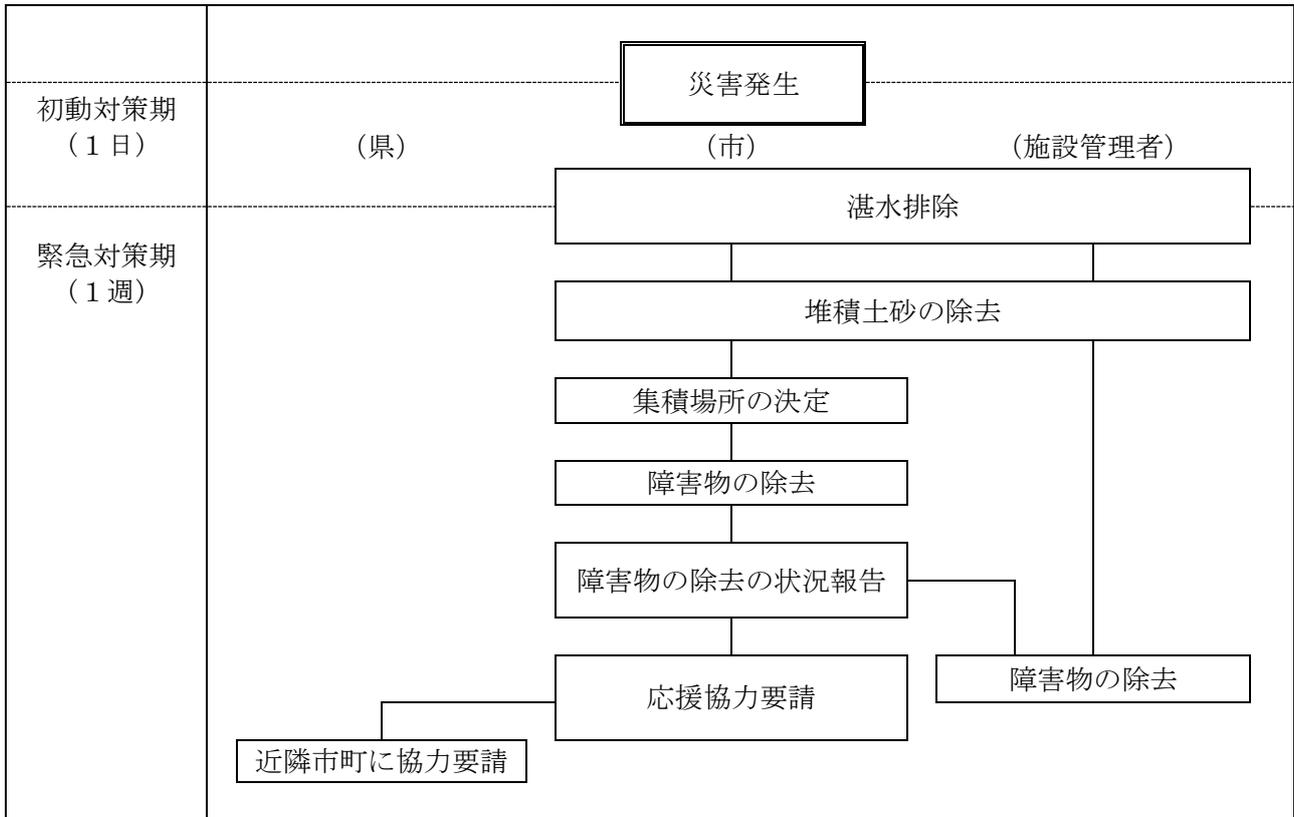
(4) 市及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。

(5) 市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

障害物の除去のフロー



1 基本方針

地震、津波災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、各関係機関で情報を共有しながら、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路ネットワーク等の確保を図る。

2 実施体制

(1) 道路、河川、漁港等の管理者

市は、関係機関の協力を得て、障害物を除去する。

(2) 市長

被災者の日常生活の確保を図るため、道路、河川、漁港等の障害物の除去に努めるとともに、各施設管理者にその状況を報告する。

3 障害物除去の実施基準

災害時における障害物除去は、おおむね次の場合に実施する。

- (1) 市民等の生命、財産等の保護のため除去を必要とするとき
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき
- (3) 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき
- (4) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき
- (5) その他公共的立場から除去を必要とするとき

4 障害物除去計画の作成

市は、道路、河川、漁港等の各施設管理者と相互に連携をとりながら処理に係る方針や基準を連絡、調整し、各所管施設における障害物の種類又は量を調査するとともに、処理期間を考慮した計画を作成する。

## 5 障害物除去の方法

- (1) 各施設管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに除去作業を実施する。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

## 6 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、おおむね次の場所に廃棄又は保管するよう考慮する。

- (1) 廃棄は、実施者の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適当な場所
- (2) 保管は、その保管する工作物等に対応した適当な場所
- (3) 船舶航行の障害にならないような場所

## 7 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除

### (1) 湛水排除

市の地域内における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、市又は関係土地改良区が排除する。災害の規模が大きく、当該関係者が処理し得ない場合は、県に応援を求める。

### (2) 堆積土砂

被害地における道路、農地等の堆積土砂の除去は、各施設管理者が行う。

宅地の土砂除去は、各戸が市の指定する場所まで搬出し、集積された土砂は、市が運搬廃棄する。

### (3) その他

立木等の障害物の除去は、(2)に準じて行う。

## 8 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

## 9 粉塵等公害防止対策

障害物の除去の過程において、市は、生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

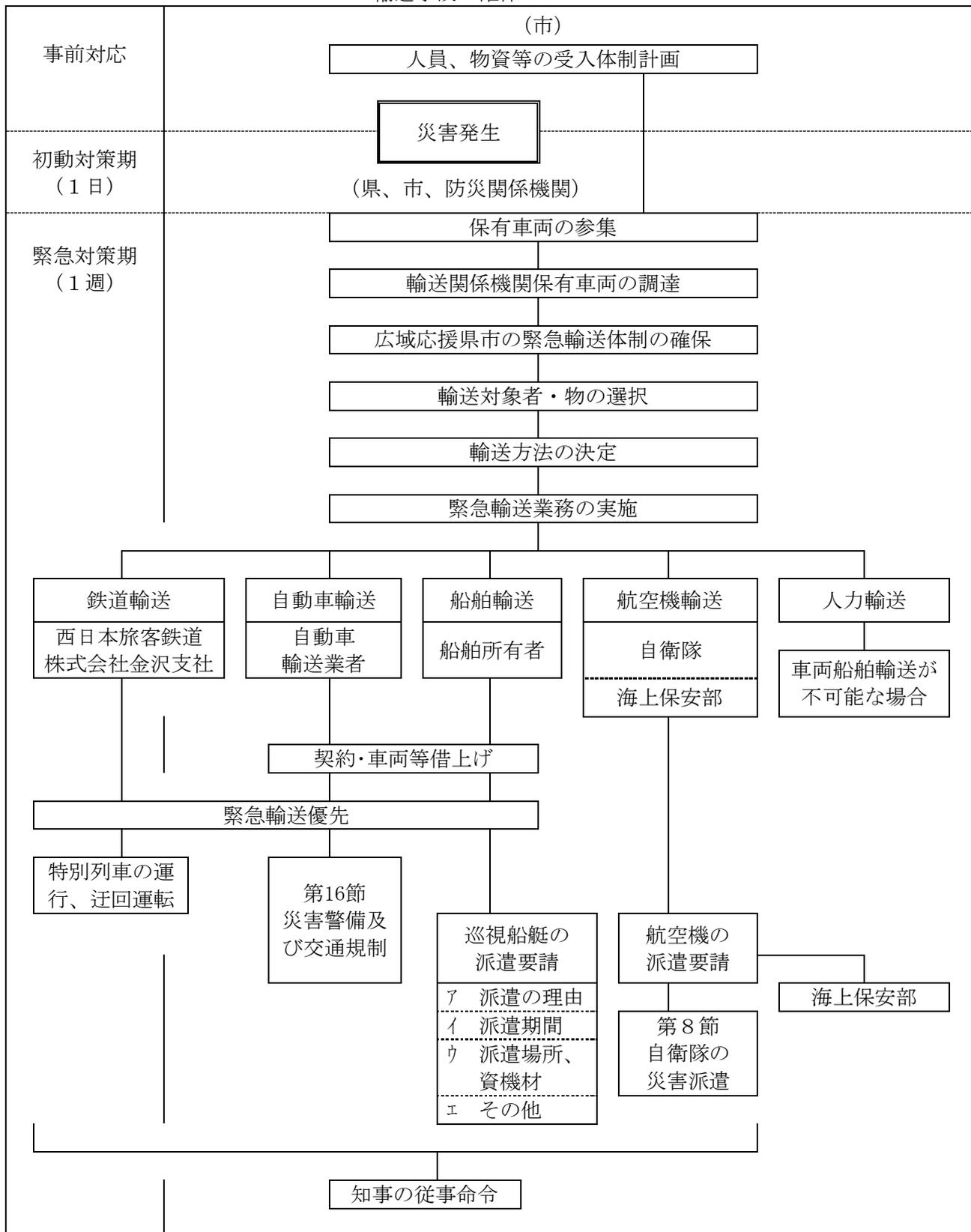
## 10 障害物除去に関する応援、協力

市は、障害物の除去について市自らで対応できない場合は、県に支援を要請する。

第25節 輸送手段の確保

人事課、危機対策課、財政課、管財課

輸送手段の確保のフロー



## 1 基本方針

大地震が発生した場合、家屋の倒壊及び火災等が大規模な範囲で起こり、多くの被害が生じることが予想される。

このため、市は、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、県及び防災関係機関と連携し、各々が保有する車両等を参集する。また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、他の都道府県等の広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。

なお、市は、人員、物資等の受け入れ体制についてあらかじめ計画を定めておく。

## 2 輸送の対象

緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 食料、飲料水
- (3) 救援用物資
- (4) 災害対策要員
- (5) 応急対策用資機材
- (6) その他必要な物資等

## 3 実施機関

緊急輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行う。

## 4 要員、物資輸送車両等の確保

### (1) 鉄道輸送

ア 災害対策要員や復旧資材、救助物資等の緊急輸送は、鉄道輸送による場合は、鉄道事業者の関係路線を通じて実施する。

イ 鉄道事業者は、それぞれ災害応急対策責任者の求めに応じて緊急輸送業務を行う。

ウ 緊急輸送業務は、一般客貨の輸送に優先して行う。このため、鉄道事業者は、必要に応じて列車の特別列車又は迂回運転など、緊急輸送の円滑な実施のため、臨機の措置を講じる。

エ 緊急輸送の要請が多数競合して調整困難となったときは、鉄道事業者は、加賀市防災会議又はその指定する機関と協議して、市内の災害応急対策が最も円滑に実施されるよう配慮する。

### (2) 陸路輸送

ア 災害対策要員や復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。

イ 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、協定に基づき確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。

この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

ウ 緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。

エ 隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。

オ 緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。

### (3) 海上輸送

ア 災害対策要員や復旧資材、救助物資等の緊急輸送を船舶等により行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

イ 市長は、特に緊急のため必要があると認めた場合は、海上保安部に対して次の事項を明らかにして巡視船艇の派遣要請を行う。海上保安本部は、負傷者、医師、避難者等又は救援物資等

の緊急輸送について、必要に応じて、又は要請に基づき迅速かつ積極的に実施する。

- (ア) 派遣を必要とする理由
- (イ) 派遣を必要とする期間
- (ウ) 派遣を必要とする場所、資機材
- (エ) その他必要な事項

(4) 航空輸送

市長は、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、航空輸送を実施する。この際、消防防災ヘリコプターを活用するほか、自衛隊及び海上保安本部に対して、(3)イの(ア)から(エ)までを明らかにして、県を通じて航空機の派遣要請を行う。

(5) 人力等による輸送

車両、船舶等による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送する。

(6) 緊急・救援輸送に係る物資の一時保管

県により、緊急・救援輸送に係る物資について、協定による一時保管場所が確保される。

(7) 緊急・救援輸送に係る物資の輸送・保管管理の専門家派遣要請

県により、災害時等に緊急・救援輸送に係る物資の輸送管理及び保管管理を円滑に進めるため、必要に応じて協定等に基づき、関係団体に対し、専門家の派遣要請が行われる。

5 従事命令

知事は、災害応急対策のために必要な資機材等を緊急に輸送する必要がある場合は、災害対策基本法第71条（都道府県知事の従事命令等）の規定により、次の輸送関係者に対して従事命令を発することができる。

- (1) 地方鉄道事業者及びその従業者
- (2) 自動車運送業者及びその従業者
- (3) 船舶運送事業者及びその従業者
- (4) 港湾運送事業者及びその従業者

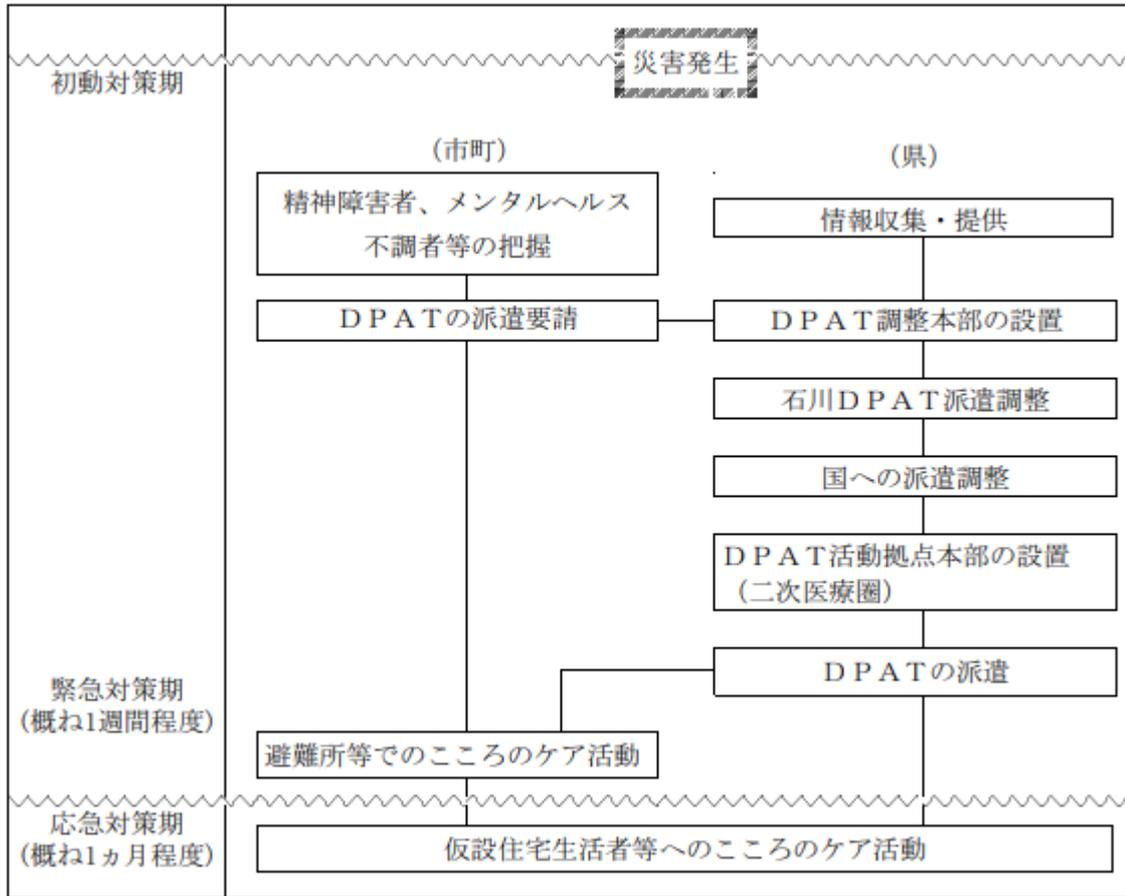
6 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

## 第26節 こころのケア活動

福祉政策課、介護福祉課、子育て支援課、健康課  
 管理部総務部、加賀市医療センター、学校指導課

こころのケア活動のフロー



### 1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害ストレス等により新たな精神的問題が生じる等、精神保健医療の需要が拡大することが予想される。

このため、市は厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」や「石川DPAT活動マニュアル」に基づき、被災地の精神保健医療ニーズを把握するとともに、各種関係機関と連携し、迅速かつ的確に精神科医療の提供と精神保健活動を実施する。

### 2 情報提供受け

市は、県からDPAT及び災害拠点精神科病院の活動に必要な情報の提供を受ける。

### 3 実施体制

市は、障害者施設等の被災状況や避難所の健康相談及びメンタルヘルス不調者、精神障害者等の現況を把握し、保健所と連携して、DPAT活動の必要性の検討や派遣要請を行う。

### 4 DPAT活動

#### (1) 被災地での精神科医療の提供

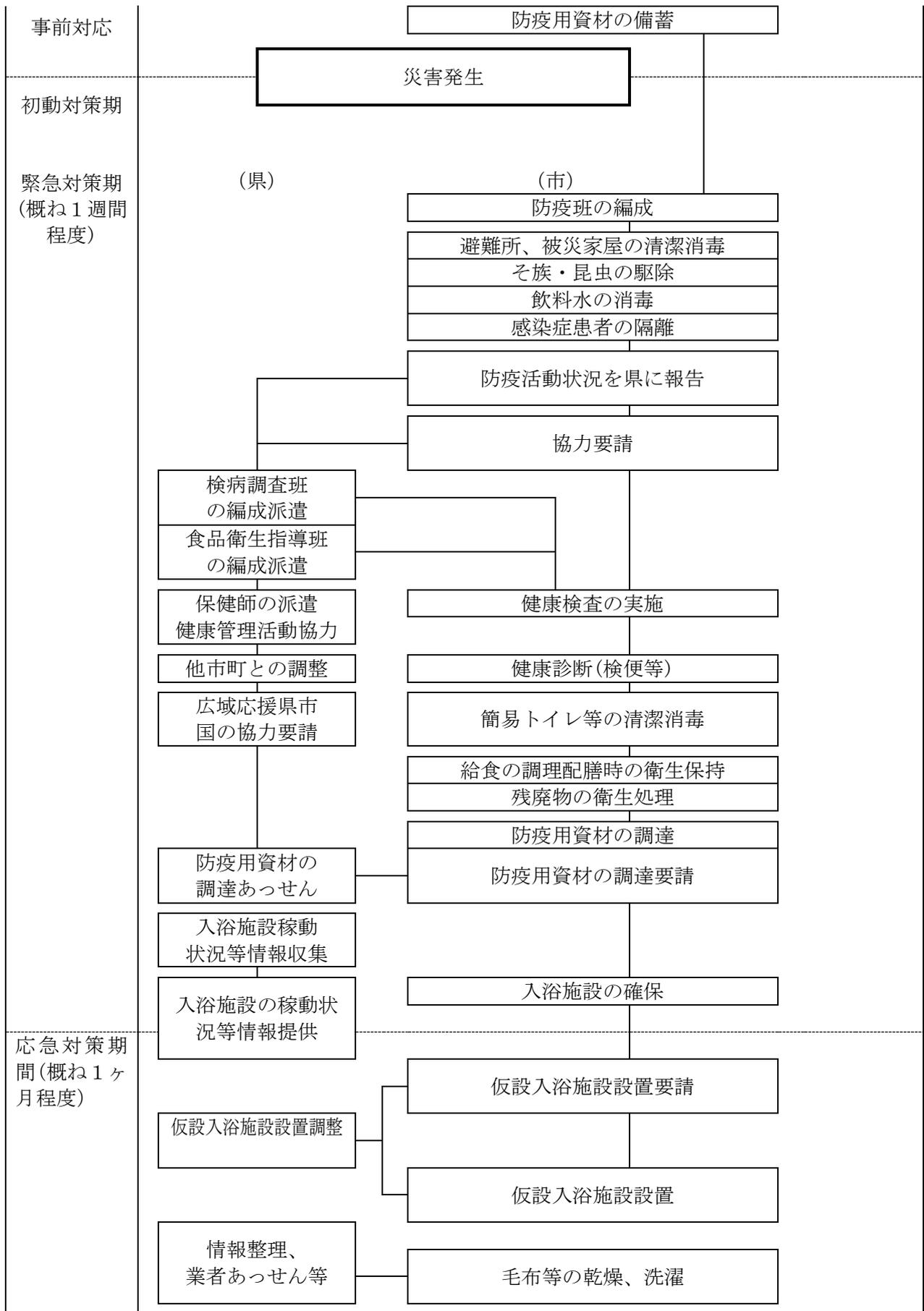
精神症状の悪化や急性反応への対応、薬の入手が困難な患者への投薬、在宅患者の訪問等を行う。

- (2) 被災地での精神保健活動への専門的支援  
災害のストレスによる心身の不調をきたした住民へ対応するほか、今後発生すると思われる精神疾患、精神的不調を防ぐための予防教育等を行う。
- (3) 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む。）  
外来・入院診療の補助、入院患者の搬送補助、物資供給の調整補助等を行う。
- (4) 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援  
支援活動や支援体制づくりに関する相談・助言等を行うほか、支援者自身のメンタルヘルスに関する相談・助言等も行う。
- (5) 精神保健医療に関する普及啓発  
被災地域のニーズに応じて、行政、教育、保健福祉等の関係者や一般住民に向けてメンタルヘルスに関する普及啓発を行う。

## 第27節 防疫、保健衛生活動

環境課、福祉政策課、  
介護福祉課、健康課

### 防疫、保健衛生活動のフロー



1 基本方針

地震災害時には、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染

症が多発するおそれがある。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。また、必要に応じ、県内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努める。

## 2 実施体制

(1) 市は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成する。

防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。

(2) 市は、防疫活動の状況を県に報告する。

(3) 市は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。

(4) 市は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。

(5) 避難生活が長引く場合、市は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

## 3 連携体制

防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。

## 4 避難所の防疫措置

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導・調整のもとに、市は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

(1) 市は、避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレ等の消毒を行う。

(2) 県により実施される事項

ア 避難者に対する検病検査

イ 検便などによる健康診断を行う必要が生じた場合の適切な処置

ウ 避難者へ提供される給食について、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に関する指導

## 5 防疫用資材の備蓄、調達

(1) 市は、防疫用資材の備蓄に努める。

防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

(2) 防疫用資材の内容

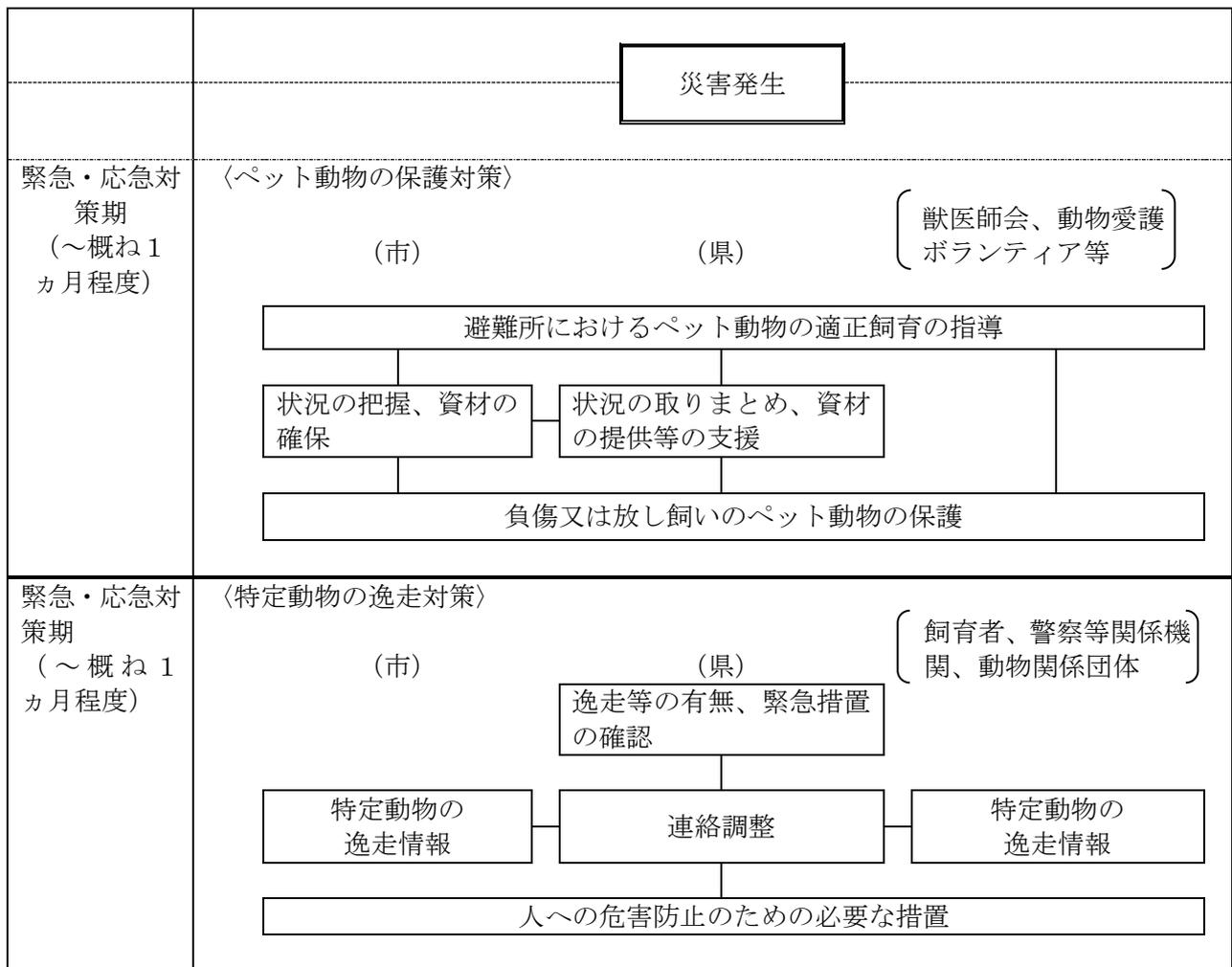
10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等

## 6 感染症患者発生時の対応

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症患者の発生時には、別に定める健康危機管理マニュアル「感染症対応マニュアル」により市が医療機関等と連携を強化し、迅速かつ的確な対応を図る。

## 7 ペット動物の保護対策

ペット動物の保護及び特定動物逸走対策フロー



(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

市は、平時から、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

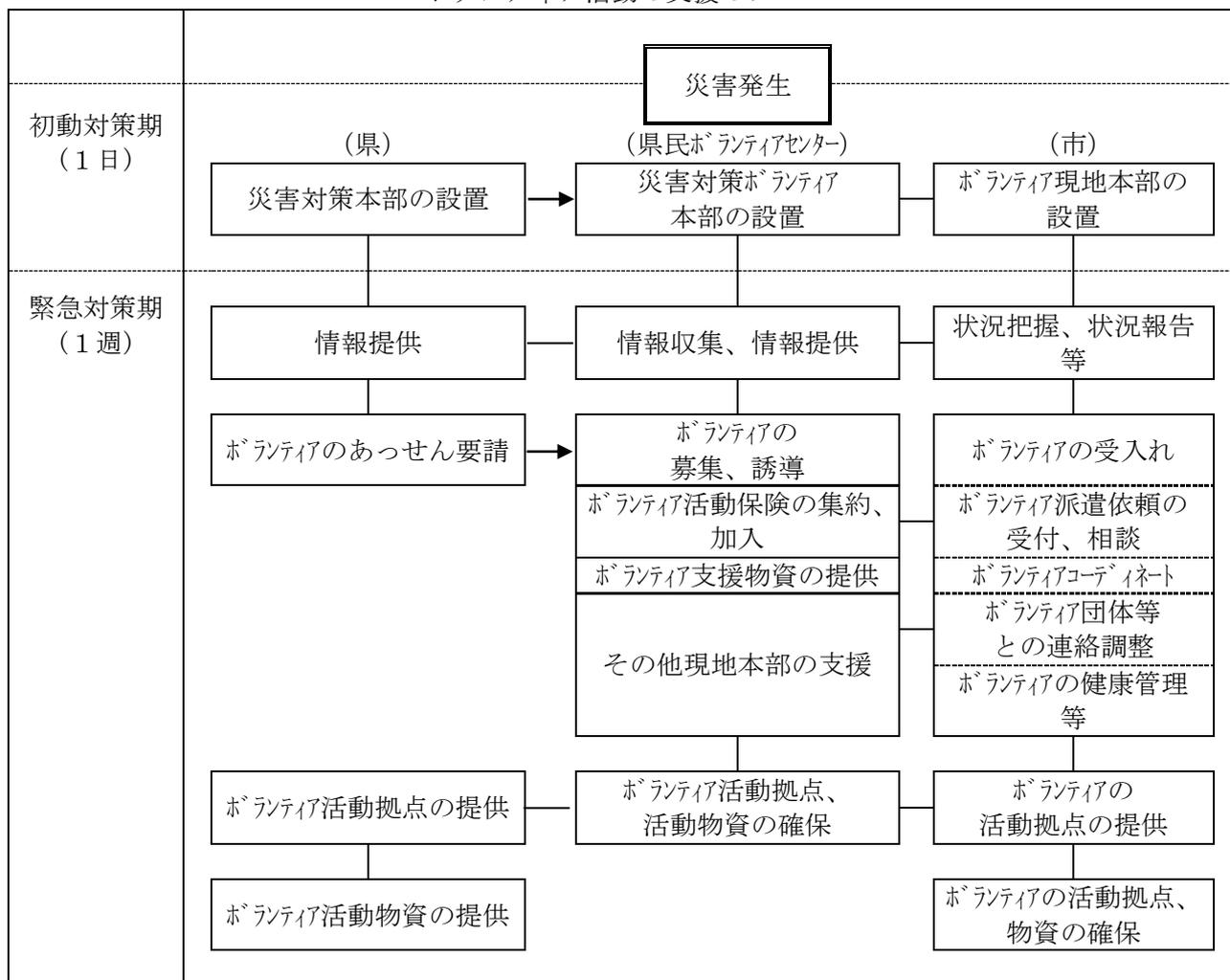
(2) ペット動物の保護

市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護等に努めるとともに、広域的な観点から避難所でのペット動物の飼育状況の把握、資材の提供等について支援を行う。

8 特定動物の逸走対策

市は、災害発生時に飼養者に特定動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。また、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼養者、県、警察その他関係機関、動物愛護団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講じる。

ボランティア活動の支援のフロー



1 基本方針

大地震が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、県、防災関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティア活動に関する被災者のニーズの把握やボランティアの募集及び受け入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保など、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

2 ボランティアの受け入れ

(1) 災害ボランティアセンターの設置

市が災害対策本部を設置したときは、被害の規模、被災地の状況等に対応した、適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動ができるように、ボランティア受け入れのための総合調整を行うための災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターの構成員は、市社会福祉協議会の各職員及び日本赤十字社石川県支部の職員等（災害ボランティアリーダー等を含む。）とし、状況に応じてボランティア団体の代表者を加える。

(2) ボランティア現地本部の設置

災害ボランティアセンターを設置したときは、市及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、ボランティア現地本部を設置する。また、市は、県、市社会福祉協議会と連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるよ

うに努める。

(3) ボランティアとの連携・協働

災害ボランティアセンター及びボランティア現地本部を設置したときは、市は、県、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新のする。また、市は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

(4) 災害ボランティアコーディネーターの派遣

市は、災害ボランティアセンター及びボランティア現地本部を設置したときは、県及び日本赤十字社等と調整して災害ボランティアコーディネーターを派遣する。

3 災害ボランティアセンターの機能

(1) 情報収集及び情報提供

災害ボランティアセンターは、災害対策本部及びボランティア現地本部と連携し、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無等の情報を絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに、関係機関に情報を提供する。また、ボランティアについての照会に対して、的確に情報を提供する。

(2) ボランティアの募集及び誘導

災害対策本部又はボランティア現地本部から次のような業務の支援要請があったときは、市、県及び防災関係機関においてあらかじめ登録している災害ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、市及び県の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図る。

ア アマチュア無線通信業務

イ 傷病人の応急手当等医療看護業務

ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務

エ 通訳業務

オ その他専門的な技術、知識を要する業務

カ その他の業務

(3) ボランティア活動保険の加入

ボランティア現地本部が作成したボランティア活動者リストに基づき、ボランティア活動保険加入者を集約し、加入手続きを行う。

(4) ボランティア支援物品の提供

市は、ボランティア現地本部から、市が備蓄しているボランティア支援物資の提供の要求があったときは、速やかに対応する。

4 ボランティア現地本部の機能

(1) 状況把握、状況報告

現地災害対策本部及び関係機関、関係団体との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無等の情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部にその状況を報告する。

(2) ボランティアの受入れ

ボランティア申出者を受付けし、活動地域、活動内容、活動日数、資格、ボランティア活動保険加入の有無等を確認するとともに、活動者リストを作成し、災害ボランティアセンターに報告する。

(3) ボランティア派遣依頼の受付け及び相談

被災者等からのボランティアの派遣依頼の受付窓口として、受付や相談に応じる。

(4) ボランティアのコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。

その際、市、県及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

(5) ボランティア団体との連絡調整

地元ボランティア団体と他地域のボランティア団体及び行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。

(6) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

(7) 継続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

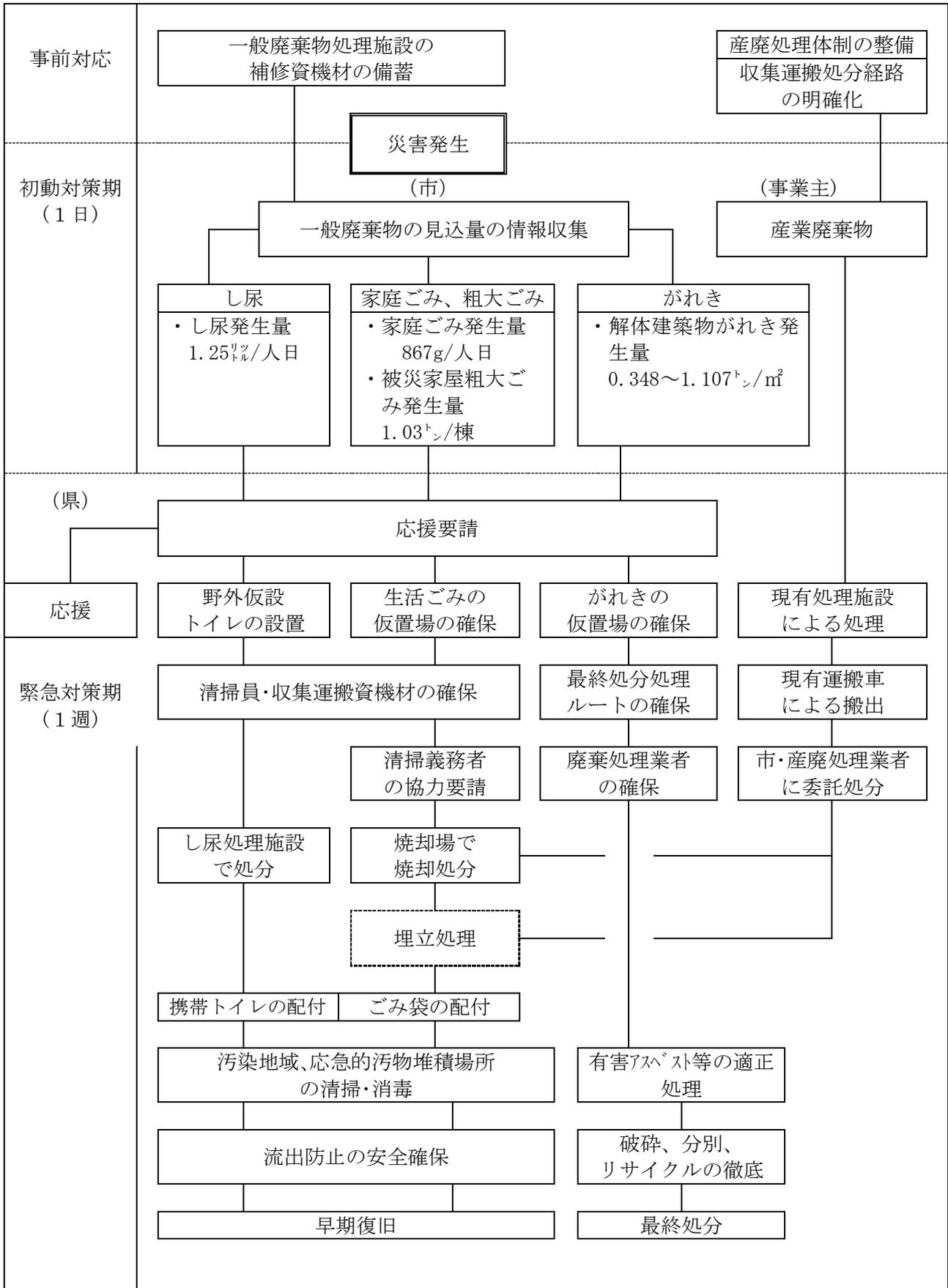
5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

6 協力体制

市は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、協定による協力を要請する。

し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理のフロー



## 1 基本方針

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ（粗大ごみを含む）、がれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集並びに処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図る。

## 2 実施体制

### (1) 被災地の清掃

震災時における被災地の清掃は、原則として市長が実施するが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が市長の指示により実施する。

### (2) 県等の応援

ア 市は、被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて実施する。県により、被災市町からの応援要請内容等に基づき、災害廃棄物等の処理に関する支援活動について国、県外自治体、近隣市町との調整が行われる。

イ 市は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。また、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、県や近隣市町、廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備するとともに、平時からの連携強化に努める。発災後は、早い段階から、国や県、関係市町、関係団体などと連携し、課題や対策を共有するための工程管理会議を実施する。

## 3 被災地の状況把握

市は、発災直後から次の事項について情報収集を行い県に連絡する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況</li><li>○ 避難所個所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集、処理方法</li><li>○ 生活ごみの発生見込み量及び処理方法</li><li>○ 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法</li></ul> |
|---|

## 4 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

### (1) 一般廃棄物

市長は、現有の人員、機械、運搬車両及び処理施設を活用し、し尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬処分を実施する。

### (2) 産業廃棄物

ア 事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理するか、又は現有の運搬車により搬出し、産業廃棄物処理業者又は市の焼却施設若しくは埋立場で処分する。

イ 事業主は、機械、運搬車両及び処理施設を備えていない場合は、市又は産業廃棄物処理業者に委託して処分する。

## 5 地震災害時における廃棄物の処理目標

### (1) 一般廃棄物

市長は、災害により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処分する量については、おおむね次の数値を目安に「石川県災害廃棄物処理指針」を参考として処理を実施する。

#### ア し尿の収集処理量

し尿発生量 1.25 人日

（避難所からのし尿の発生量）＋（断水により水洗トイレが使用できない市民等の仮設トイレ利用によるし尿発生量）＋（通常時にし尿収集を行っている世帯からのし尿の発生量）  
＝要総処理量

イ 家庭ごみ、粗大ごみの収集処理量

家庭ごみ発生量 867 g / 人日

被災家屋粗大ごみ発生量 1.03 トン / 棟

(避難所からのごみの発生量) + (市民等の在宅している世帯からのごみの発生量) + (通常時の粗大ごみの発生量) + (全半壊建物等被災家屋からの粗大ごみの発生量) = 要総処理量

ウ がれきの収集処理量

解体建築物がれき発生量 0.348~1.107 トン / m<sup>2</sup>

(解体建築物のがれきの発生量) + (火事残渣のがれきの発生量) = 要総処理量

(2) 産業廃棄物

事業主は、震災時における産業廃棄物を処理するため、機械及び処理施設等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

6 野外仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤等の調達

市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等を、あらかじめ備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備しておく。

(2) 避難所等での野外仮設トイレの設置

市は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

設置に当たっては、立地条件を考慮して漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障がい者への配慮を行う。また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して避難所等の衛生確保を図る。

(3) 仮設トイレの仮置き場の確保

仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

7 廃棄物の応急的処理

市は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理をする。

(1) 分別排出の徹底

災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質(廃石綿、PCBが含まれるトランス等)、その他の廃棄物などに分別する。

(2) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート確保

生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。

なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(環境省)」に基づき措置を講じる。

(3) 清掃員及び器材の確保

生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

(4) 清掃義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積により運搬車両の走行が困難な地域においては、各家庭に対して市の指定する一定の場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

(5) 廃棄物の処分

ア 収集、排出した生活ごみ及びがれきの処理は、分別搬入や仮置き場における選別をすすめるとともに、がれきについては、破碎・分別を行い、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなどの方法で行う。

イ し尿処理は、し尿処理施設で処理するほか、必要に応じて貯留するなどの方法で行う。

なお、廃棄物の処理に当たっては、公衆衛生の確保や生活環境の保全に支障のない方法で行う。

(6) ごみ袋、携帯トイレの確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当なごみ袋、携帯トイレを配布する。

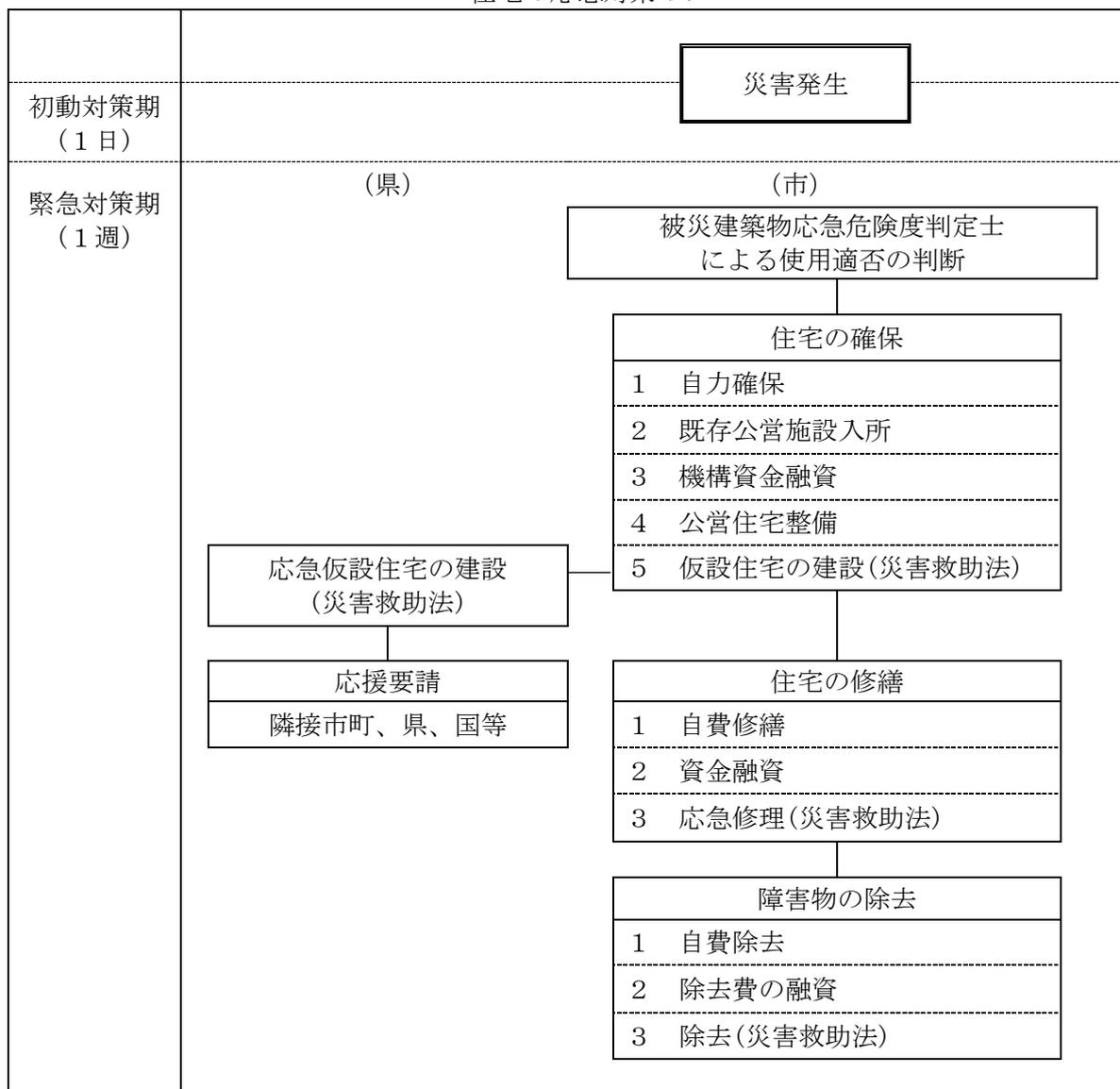
(7) 汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹼液等により消毒を行う。

8 廃棄物処理施設の復旧

市等は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材をあらかじめ備蓄しておく。

住宅の応急対策のフロー



1 基本方針

市は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努め、応急仮設住宅の制度の周知にあたっては、県と連携して実施する。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。そのため、住宅の修繕を行う事業者のリストの作成や、事業者用宿泊拠点確保についてあらかじめ検討することとし、迅速な対応が可能な体制を整備する。

なお、市はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど供給体制を整備する。また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

## 2 実施体制

### (1) 被災建築物応急危険度判定の実施

ア 市は、市災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、「石川県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき被災住宅の応急危険度判定を実施し、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

イ 被害の規模と比較して市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県により、市に対し必要な支援が行われるとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることをないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等が行われ、被災市町間の調整が図られる。

ウ 市は、余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。

### (2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

### (3) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む。）及び運営管理

ア 応急仮設住宅の建設は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事により行われ、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。

イ 必要戸数の算定に当たっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し算定する。

ウ 市は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行う。

エ 設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等にも努める。

オ 応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

### (4) 被災者に対する住宅相談所の開設

市は、県及び関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策に関する情報の提供や、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

### (5) 市のみでは対応できない場合

市は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援及び民間関係団体の協力を得て実施する。

## 3 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

## 4 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。

ただし、災害発生直後における市民等の対策については、第9節「避難誘導等」の定めるところによる。

対策種別及び順位		内容	
住宅の確保	自力確保	自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えて住居とする。
		借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	既存公営等施設入所	公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げる。
		社会福祉施設への入居	市、県又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者を優先入所させる。

対策種別及び順位		内容
住宅の確保	※1 機構資金融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・一般個人住宅災害特別貸付 ・地すべり関連住宅貸付
	※2 公営住宅建設	災害公営住宅の整備
		一般公営住宅の建設
	災害救助法による仮設住宅建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む。） ※3	
住宅の修繕	自費修繕	
	資金融資	機構資金融資 ※4
		その他公庫融資
	災害救助法による応急修理 ※5	
障害物の除去等	自費除去	
	除去費の融資	
	災害救助法による除去	

- (注1) 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- (注2) ※1の融資、※2及び※3の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失した世帯を対象とする。
- (注3) ※4の融資及び※5の修理は、住宅の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。
- (注4) 「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

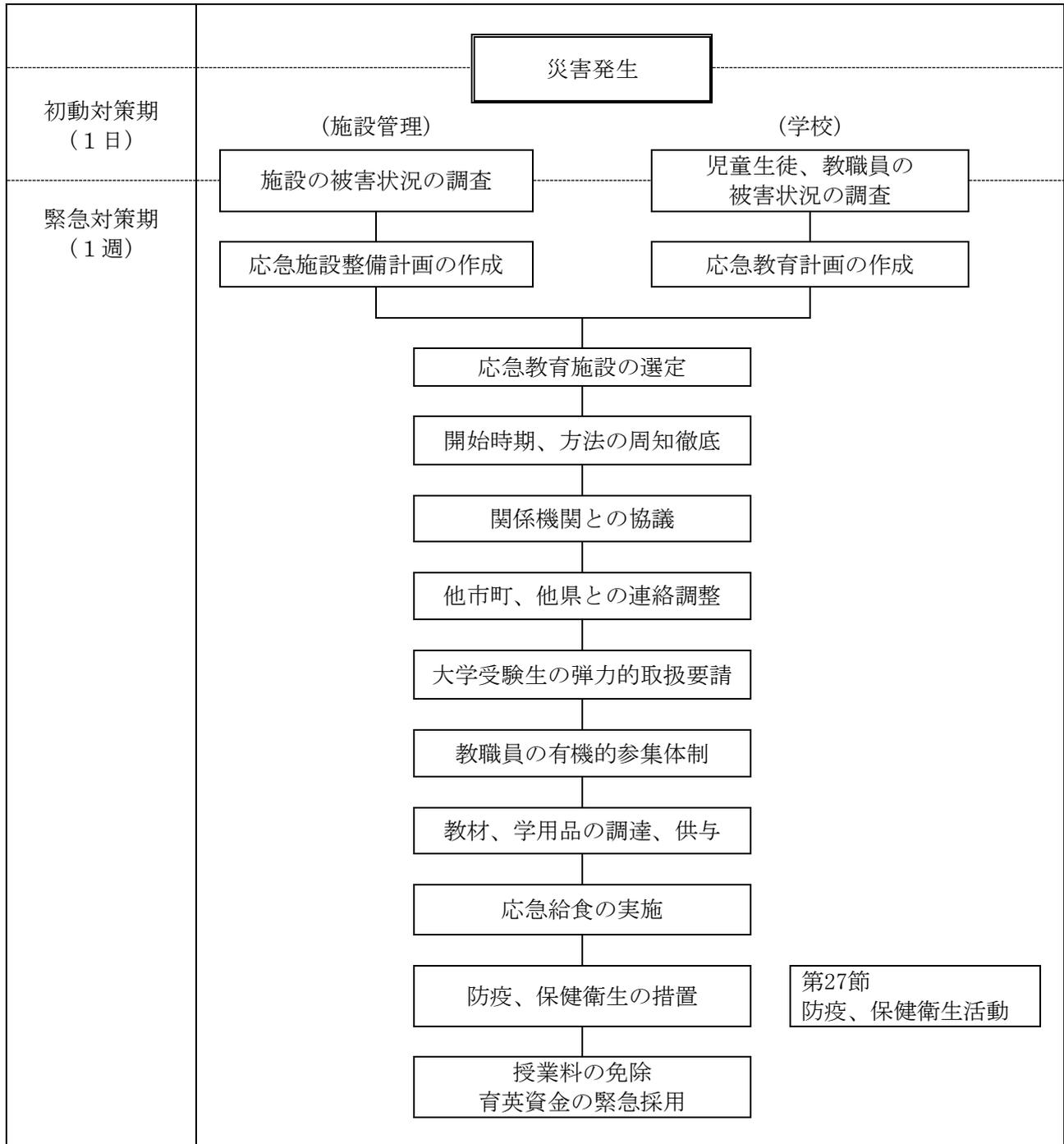
## 5 その他

### (1) 被災建築物応急危険度判定士等の損害補償等

市は、余震等により被災地での作業に危険が伴うことから、応援派遣の場合も含めて、万一の事態に備えた十分な補償制度を検討しておく。

- (2) 市は、被災建築物の危険度判定結果の表示の意味を正しく認識するよう、市民等に対して十分な情報提供、啓発活動を実施する。特に、被災者生活再建支援金の支給等に係る罹災証明発行の被害認定調査結果との相違について正しく認識するよう努める。

応急教育対策のフロー



1 基本方針

教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

なお、施設設備、学校安全、登下校、教職員、児童生徒等についての最新情報について、市及び県の各課で共有し、情報収集の一元化に努める。

## 2 文教施設の応急復旧対策

- (1) 被災施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、関係官公署との連絡を密にする。
- (2) 被災学校の授業開始のための応急施設整備計画の指導助言を行う。
- (3) 社会教育施設等については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては施設ごとに再開計画をたて、できるだけ早く開館する。

## 3 応急教育実施の予定施設

- (1) 被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、おおむね次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）程度の場合	<input type="radio"/> 特別教室、屋内施設等を利用する。 <input type="radio"/> 2部授業を実施する。
学校の校舎の全部が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）場合	<input type="radio"/> 公民館等公共施設を利用する。 <input type="radio"/> 隣接学校の校舎を利用する。
市内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	<input type="radio"/> 市民避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。 <input type="radio"/> 応急仮設校舎を建設する。

- (2) 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、市民等に対して周知徹底を図るよう指導する。

## 4 応急教育計画

学校の施設が被災したり、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

なお、施設設備、学校安全、登下校、教職員、児童生徒等についての最新情報について、県及び市町の各課で共有し、情報収集の一元化に努めるものとする。

- (1) 児童生徒、教職員等の被害状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
- (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童、生徒及び保護者に周知する。
- (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択（休校、短縮、分散、移転等）を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。
- (4) 児童、生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
- (5) 公立高等学校入学者選抜の弾力的な運用を行うとともに、私立高校にも同様の要請を行う。
- (6) 被災地域の大学受験生に対する弾力的な取扱いについて要請を行う。
- (7) 教職員の参集体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、教職員動員計画に基づき、他校や県外からの応援により対応するほか、県外学校支援チーム等への協力要請・情報共有を行うなど、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。
- (8) 発災後一定期間、各学校内に教職員の居住スペースを確保するなど、教育機能と避難所運営の両立に努めるものとする。

## 5 児童生徒への対応

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、学校長は、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。

- (1) 在校時の安全確保  
迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等について対応する。
- (2) 登下校時の安全確保  
情報の収集・伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。
- (3) 児童生徒の安否確認  
在宅時に発災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。
- (4) 被災した児童生徒の健康保健管理  
身体健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

## 6 教材、学用品の調達及び給与方法

災害救助法適用及びその基準外の教材、学用品の調達並びに給与方法については、市教育委員会及び学校があらかじめ計画を樹立しておく。

なお、災害救助法を適用する場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

## 7 授業料の免除及び育英資金

- (1) 被災生徒の授業料免除  
授業料を免除することができる（石川県立高等学校授業料減免規則（昭和54年石川県規則第16号）第2条及び石川県私立高等学校授業料減免補助金交付要綱第2条）。
- (2) 被災生徒の育英資金の貸与  
被災により家屋の全壊、半壊又は流失等のために就学に著しい困難を生じた生徒に対して、必要に応じて石川県育英資金の緊急採用奨学生として育英資金を貸与する。

## 8 給食措置

- (1) 児童生徒の対策  
教育委員会は、被害状況報告に基づいて、県に対し災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。県教育委員会は、被害状況に応じて速やかに応急給食を実施するよう指導する。
- (2) 物資対策  
教育委員会は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を經由して、県教育委員会に速やかに報告する。  
なお、給食を実施している県立高校にあっては、学校長が直接県教育委員会に報告する。

## 9 保健衛生

市教育委員会及び県教育委員会は、関係課と密接な連絡をとり、本章第27節「防疫、保健衛生活動」に従い適切な応急措置を行う。

- (1) 被災教職員、児童生徒の保健管理  
災害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生の恐れがあるときは、関係課と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を関係課の協力を得て行う。
- (2) 被災学校の環境衛生  
震災が発生し、浸水等による被害のあった場合は、関係課の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

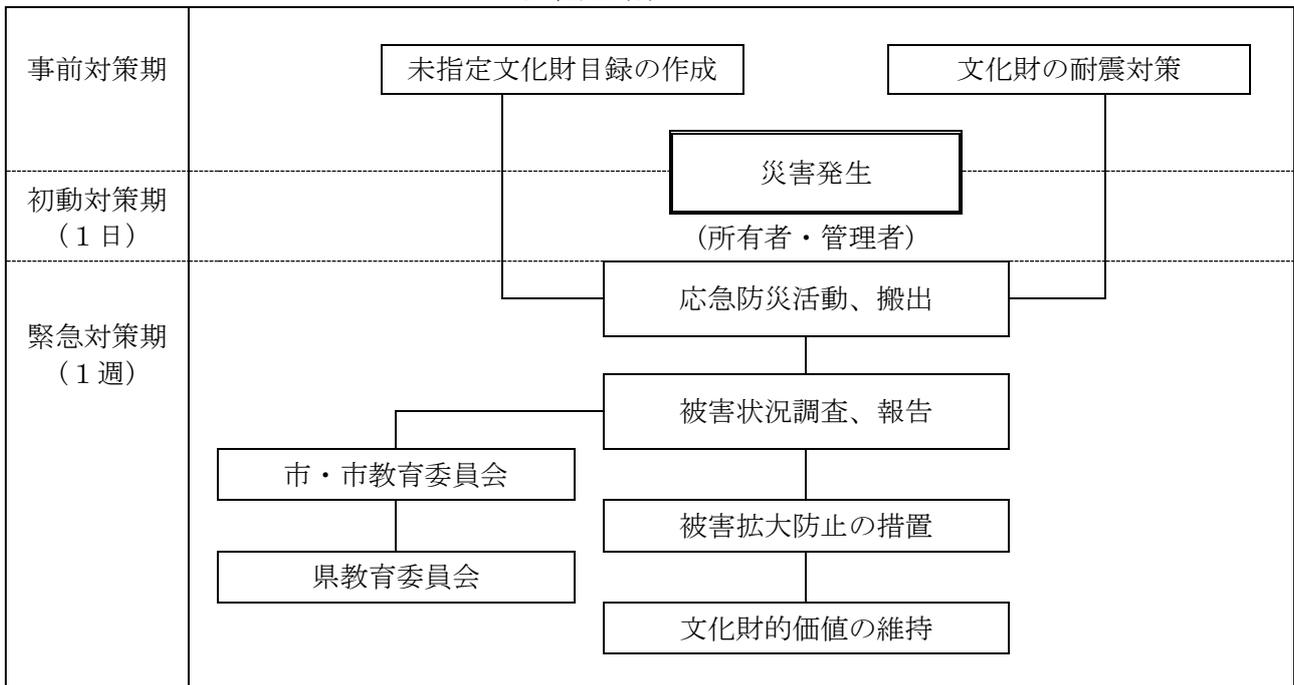
10 教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

11 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、空調設備等の整備による環境改善、備蓄の整備、学校機能を維持、再開させる場合の避難所集約等の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

文化財対策のフロー



12 文化財対策

文化財が貴重な市民的財産であることを勘案して、地震発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

- ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬出等により文化財の保護を図る。
- イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市又は市教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。
- ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講じる。  
その際、市又は市教育委員会、県教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。
- エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生したときには、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

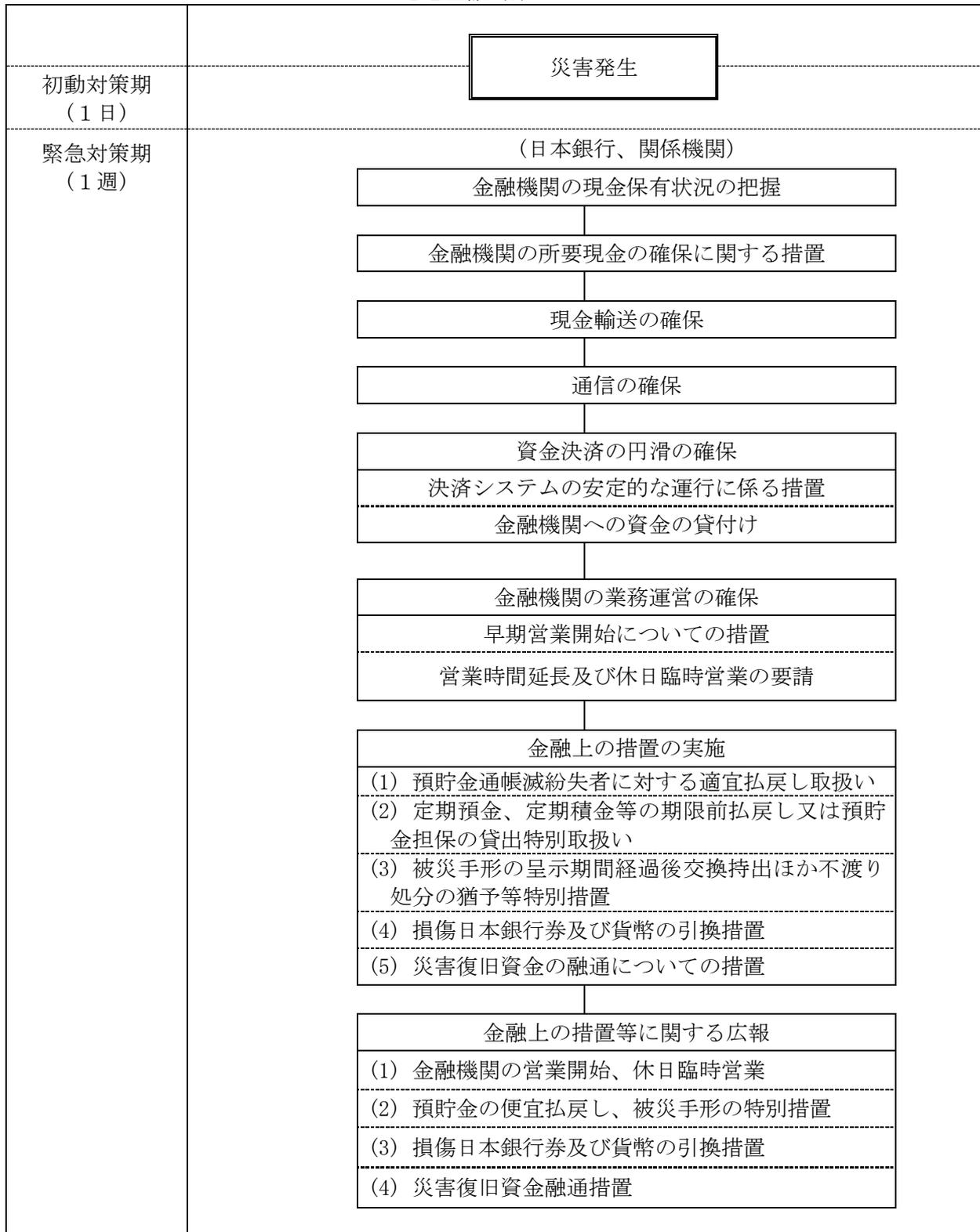
復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

### 13 被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）

市は、県と連携し、被災した児童生徒の学びの継続のために、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）に基づき、国や他の都道府県から学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を受け入れる。

なお、他の都道府県で大規模災害が発生した場合は、県と連携し、必要に応じて、同制度に基づき、応援教職員等を派遣するものとする。

応急金融対策のフロー



1 基本方針

地震災害時、被災地において通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、市民等の生活の安定を図る。

## 2 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整

### (1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引き換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

### (2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

### (3) 通貨及び金融の調整

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調整を行う。

## 3 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

### (1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講じることを要請する。

### (2) 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

## 4 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

## 5 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講じるよう要請する。

(1) 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。

(4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じて必要な措置をとること。

(5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置を取ること。

## 6 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、情報発信マニュアルに基づき、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に市民等に提供するよう努める。特に、4及び5で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

## 第4章 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、市民等の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

### 第1節 公共施設災害の復旧

全課

#### 1 基本方針

地震災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

#### 2 実施責任者

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、市長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

なお、県により、特定大規模災害等を受けた場合、又は災害が発生し、県が管理する道路と交通上密接である市道が被災した場合、市が要請し、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援が行われる。

#### 3 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- ウ 砂防設備災害復旧事業計画
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ク 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- ケ 上水道施設災害復旧事業計画
- コ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- サ 公園公共土木施設災害復旧事業計画

##### (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

##### (3) 都市災害復旧事業計画

##### (4) 社会福祉施設災害復旧事業計画

##### (5) 公立学校施設災害復旧事業計画

##### (6) 公営住宅災害復旧事業計画

##### (7) 公立医療施設災害復旧事業計画

##### (8) その他の災害復旧事業計画

#### 4 復旧事業の方針

##### (1) 復旧事業実施体制

地震災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、市、指定地方行政機関、県、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

##### (2) 災害復旧事業計画の作成

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、市、県等は国の災害査定が速やかに行えるよう努める。

##### (3) 災害緊急調査の実施

広域にわたる大災害、又は人身事故発生等の特別な災害の場合には、市及び県等は、国の緊急調査が実施されるよう、必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

##### (4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果のあがるように、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

##### (5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

##### (6) 暴力団排除活動の徹底

警察本部は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動を徹底するため、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行う。

##### (7) 小災害の措置について

公共土木施設災害復旧事業等の対象とならない小災害については、将来再び出水等の際に災害の発生のおそれがあると認められるものは、県、市単独事業として災害復旧を速やかに実施する。また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

#### 5 職員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、それぞれ関係機関に応援を求めて職員の確保を図る。

##### (1) 市災害復旧事業

市において、職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県にあっせん又は調整を求める。

市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第33条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、市は職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

##### (2) 県災害復旧事業

被災地所管県出先機関の職員に不足を生ずるときは、被災地外所管県出先機関又は県本庁から所要数の職員が応援派遣される。それでも不足するときは、隣接県をはじめ、国のあっせんによる都道府県の派遣職員で所要数を充足するよう措置される。

## 1 基本方針

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、関係機関は、迅速な資料の提出等必要な措置を講じる。

## 2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく事業
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

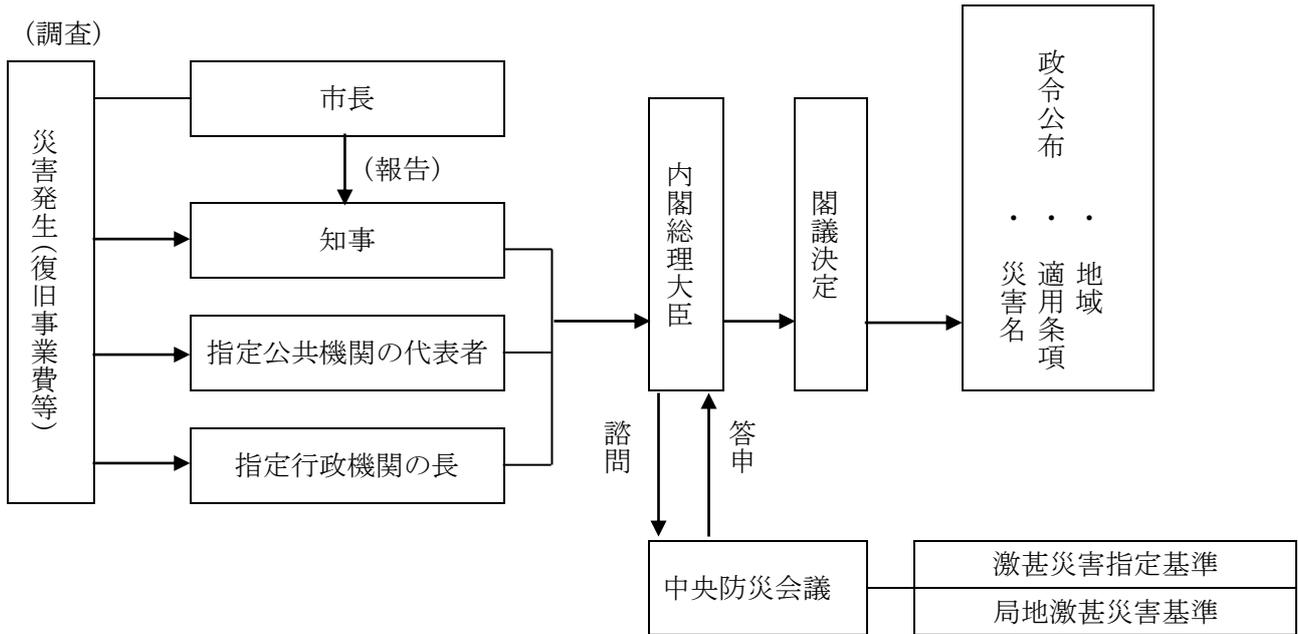
## 3 激甚災害の早期指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

## 4 激甚災害指定の手続

- (1) 内閣総理大臣により、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断される。
- (2) 中央防災会議において、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申される。

激甚災害の指定手順



5 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおり。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (激甚法第3条、4条)
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
  - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (激甚法第5条)
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (激甚法第6条)
  - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (激甚法第7条)
  - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (激甚法第8条)
  - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (激甚法第9条)
  - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (激甚法第10条)
  - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助 (激甚法第11条)
  - ク 森林災害復旧事業に対する補助 (激甚法第11条の2)
- (3) 中小企業に関する特別の助成
  - ア 中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号) による災害関係保証の特例
  - イ 小規模企業者等設備導入資金等助成法 (昭和31年法律第115号) による貸付金等の償還期間等の特例 (激甚法第13条)
  - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (激甚法第14条)
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
  - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (激甚法第16条)
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (激甚法第17条)
  - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (激甚法第19条)
  - エ 母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) による国の貸付の特例
  - オ 水防資材費の補助の特例 (激甚法第21条)
  - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (激甚法第22条)
  - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (激甚法第24条)
  - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 (激甚法第25条)

### 1 基本方針

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

### 2 県の措置

- (1) 災害復旧に必要な資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債についての調査及び事業執行
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付に関する国への要請
- (4) 一時借入金及び起債の前借等による災害関係経費の確保

### 3 北陸財務局の措置

- (1) 関係団体を通じた災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こすことができる事業に係る経費及び財源の把握
- (2) 災害つなぎ資金（地方短期資金）の貸付

### 4 郵便事業株式会社（加賀支店）の特例措置

災害が発生した場合における災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

## 第4節 被災者への支援

### 1 基本方針

- (1) 市は、災害発生後の市民生活の安定を図るため、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、関係機関と顔の見える関係を構築することで、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (2) 市は、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講じる。
- (3) 市は、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

### 2 農林漁業制度金融の確保

市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あっせんを行う。また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため、市は、次の措置を講じる。

- (1) 農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせん
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給並びに損失補償の実施
- (3) 被害農林漁業者に対する(株)日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あっせん

### 3 中小企業融資の確保

県により、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置が講じられる。

- (1) (株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対する要請
- (2) 地元金融機関に対する中小企業向融資の特別配慮の要請及び協力の求め
- (3) 信用力の低い中小企業者の融資の円滑を図るための信用保証協会に対する保証審査の弾力化等の要請
- (4) 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するための激甚法の指定に必要な措置

### 4 住宅金融支援機構資金のあっせん

#### (1) 災害復興住宅資金

市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、市は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

#### (2) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資のあっせんについて、市は、災害復興住宅資

金と同様の措置を講じる。

#### 5 生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、県社会福祉協議会により、民生・児童委員、市の社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金貸付制度による生活福祉資金の貸付が行われる。

#### 6 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。

#### 7 災害援護資金の貸付

市は、条例の定めるところにより、その区域内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行例（昭和48年政令第374号）で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

#### 8 災害弔慰金の支給

市は、条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

#### 9 災害障害見舞金の支給

市は、条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に定める程度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

#### 10 被災者生活再建支援金の支給

- (1) 県により、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定める自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金が支給され、生活の再建の支援が行われる（資料編参照）。
- (2) 市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

#### 11 制度の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

## 第5節 被災者の生活確保のための緊急措置

### 1 基本方針

大地震の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家のそう失及び環境破壊等をもたらし、市民等を極度の混乱におとし入れることとなる。

このため、市は、県及び防災関係機関等と相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

### 2 被災者台帳の作成

市は、被災者台帳を作成するにあたり必要に応じて、県に対して被災者に関する情報の提供を要請する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう努める。

### 3 生活相談

- (1) 市は、庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応じる。
- (2) 県により、必要に応じて市町に職員が派遣されるほか、県相談窓口が設けられる。
- (3) 市は、住宅再建に対する相談については、県及び関係団体と連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。
- (4) 市は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (5) 市は、被災者が行政手続等を円滑に実施するため必要と認めるときは、県に協力（生活再建に必要な手続に関する相談や書類作成など）を要請する。
- (6) 市は、総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。

### 4 こころのケア活動の継続

市は、こころのケアが継続的に必要な市民等に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県及びDPAT等の関係機関と連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

### 5 罹災証明の交付

市は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講じる。

- (1) 市だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。
- (2) 市は、円滑な罹災証明の交付が図られるよう、必要に応じて県に支援を要請する。また、罹災証明を円滑に発行するため、県が被害認定調査講習会を開催する際は、積極的に受講するとともに、罹災証明について市民等への周知に努める。
- (3) 県により、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明の交付に係る事務の市町向けWEB説明会が実施される。

## 6 被災者に対する職業のあっせん

- (1) 公共職業安定所は、被災により転職を希望する者に対して、本人の希望、適性等を考慮して適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、高等技術学校などの職業能力開発施設において職業訓練を実施するよう努める。

## 7 国税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、被災者の納付すべき国税及び地方税等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講じるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

## 8 公営住宅等の整備

市は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行う。

この場合において、市は、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け、早期の整備を図る。

## 9 国有財産の無償借受等

市は、国有財産を災害復旧や、避難市民等受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、国に対し無償借受等の申請を行う。

## 10 災害廃棄物の処理等

- (1) 市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、必要な仮置場、広域処理を含めた処分先の確保とともに、効率的な収集運搬体制の確立に努める。併せて、必要に応じてデジタル技術を活用し、廃棄物の組成、運搬処分先ごとの廃棄物量の把握をはじめとした、多岐にわたる管理事務の効率化に努める。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。
- (2) 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、廃棄物関係団体等と連携した解体体制を整備するとともに、市による損壊家屋の解体開始前など、可能な限り早い段階から所有者等による自費解体を促進するため、所有者が解体業者と契約する前に相談できる体制を整えるよう努める。

## 第6節 災害義援金及び義援物資の配分

### 1 基本方針

被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルに基づき、被害状況に応じた配分計画をたて、确实、迅速に配分を行う。

### 2 義援物資の募集

市は、受入を希望する義援物資を具体的に示したうえで募集する。また、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制をとる。

なお、県に寄付の申し出があった義援物資については、県健康福祉部が受け入れ窓口となり、必要な物資が迅速に届くよう市への仲介が行われる。

### 3 義援金及び義援物資の受付

(1) 市に寄託された義援金及び義援物資の受付については、総務部において受け付ける。

(2) 日本赤十字社石川県支部では、日本赤十字社、支部事務局又は各地区・分区において、市民、企業等から寄託された義援金品を受け付けられる。

なお、災害の状況により前記場所で受付が困難な場合は、臨時的に他の場所で受け付けられる。

義援金品は、原則として義援金とされる。また、県又は被災市から受入の希望があった義援品については、受け付けられる。

### 4 義援金の配分

市等は、それぞれ配分委員会を設置して、義援金の配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。

### 5 義援金及び義援物資の輸送

(1) 市は、県又は日本赤十字社から送付された義援金及び義援物資については、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

(2) 県により、義援金は市に送金され、義援物資は市が指定する集積場所まで県が調達した車両等で輸送して引き渡される。

(3) 日本赤十字社石川県支部により、義援金は速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織し努めて迅速、公正に配分される。

なお、配分委員会が設置されない場合は、市と協議のうえ配分する。

義援物資については、日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、安眠セット等）を被災者の状況に応じて配分される。また、配分に当たっては地方公共団体（各地区、分区）や災害ボランティア等の協力を得ながら行われる。

### 6 義援物資保管場所

(1) 市は、義援物資の保管場所（倉庫等）について、あらかじめ計画を樹立しておく。

(2) 県により、寄託義援物資を直ちに被災者に配分することが困難な場合は、一時保管場所が確保される。

(3) 日本赤十字社石川県支部が、3（3）に基づき義援物資を受け付ける場合は、寄託義援物資の一時保管場所として日本赤十字社石川県支部の倉庫が確保される。

なお、保管場所が不足するときは、県に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請される。

## 1 基本方針

被災地の復興に当たっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

## 2 基本方向の決定

市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や市民等の意向を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかを早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

## 3 計画的復興の進め方

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。
- (2) 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や県及び国との連携などにより、必要な体制を整備する。
- (3) 市は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、市民等の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、市民等の理解を求めよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (4) 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、市民等の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (5) 県により、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等が行われる。
- (6) 市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合、県により、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんが行われる。